#### 平成30年第3回西会津町議会臨時会会議録

## 第1. 招 集

1. 招集日 平成30年 6月 8日

2. 場 所 西会津町役場

#### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成30年 6月 8日

2. 閉 会 平成30年 6月14日

3. 会期 7日間

#### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

三 留 猪 俣 常 三 11番 1番 満 6番 青 木 照 夫 2番 薄 幸一 7番 伊藤 一男 12番 荒海 隆 清 秦 清 野 佐 一 3番 貞 継 8番 渡 部 憲 13番 三 留 正 義 4番 小 柴 敬 9番 14番 武 藤 道 廣 10番 多 賀 剛

5番 長谷川 義 雄

#### 2. 不応招議員

なし

## 平成30年第3回西会津町議会定例会会議録

## 議事日程一覧

平成30年 6月 8日(金) ······5~8頁 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	会期の決定	
日程第3	議長諸報告	
日程第4	例月出納検査報告	
日程第5	付議事件名報告	
日程第6	提案理由の説明	
平成30年	6月11日(月)9~40頁	
日程第1	一般質問(三留満、秦貞継、薄幸一)	
平成30年	6月12日(火)41~95頁	
日程第1	一般質問(猪俣常三、小柴敬、渡部憲、伊藤一男、長谷川義雄)	
平成30年	3月13日(水)97~138頁	
日程第1	懲罰動議	
日程第2	一般質問(多賀剛、青木照夫、清野佐一)	
平成30年	3月14日(木)139~192頁	
日程第1	議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承	認
	について	
日程第2	議案第2号 西会津町の役場の位置を変更する条例の一部を改正す	る
	条例	
日程第3	議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
日程第4	議案第4号 平成30年度西会津町一般会計補正予算(第1次)	
日程第5	議案第5号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予	算
	(第1次)	
日程第6	議案第6号 財産の取得について(小型バス)	
日程第7	議案第7号 町道の廃止について	
日程第8	議案第8号 町道の認定について	
日程第9	議案第9号 町道の認定について	
日程第10	議案第10号 町道の認定について	
日程第11	議案第11号 町道の路線変更について	
日程第12	議案第12号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについっ	T

日程第13	議案第13号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることにつ									
	Ţ	いて									
日程第14	議案第14号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることにつ									
	l										
日程第15	報告第1号	平成29年度西会津町繰越明許費繰越計算書									
日程第16	報告第2号	喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類									
日程第17	報告第3号	株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する									
	書類										
日程第18	報告第4号	委任専決処分事項									
日程第19	陳情第1号	「大田ため池」の改修についての陳情									
日程第20	陳情第2号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情									
書											
日程第21	陳情第3号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災									
	اِ	児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求め									
る陳情書											
日程第22	意見書案第1	号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童									
		生徒の十分な就学支援を求める意見書									
日程第23	議会運営委員会	会委員の選任									
日程第24	常任委員会の	常任委員会の所管事務調査(管内)実施申出について									
日程第25	議会運営委員会	議会運営委員会の継続審査申出について									
日程第26	総務常任委員会	会の継続審査申出について									
日程第27	議会広報特別	委員会の継続審査申出について									
日程第28	政策提言調査特別委員会の継続審査申出について										

#### 平成30年第3回西会津町議会臨時会会議録

#### 平成30年 6月 8日 (金)

開会10時07分散会11時47分

## 出席議員

 1番
 三
 留
 満
 6番
 猪
 俣
 常
 三
 11番
 青
 木
 照
 夫

 2番
 薄
 幸
 一
 7番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 荒
 海
 清
 隆

 3番
 秦
 貞
 継
 8番
 渡
 部
 憲
 13番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 小
 柴
 敬
 9番
 三
 留
 正
 義
 14番
 武
 藤
 道
 廣

 5番
 長谷川
 義
 雄
 10番
 多
 賀
 剛

#### 欠席議員

なし

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	薄		友	喜	農林排	辰興胡	長	岩	渕	東	吾
総務課	長	新	田	新	也	建設	水道課	長	石	Ш	藤-	-郎
企画情報語	果長	矢	部	喜代	栄	会計管理	者兼出納	室長	長谷	11	浩	_
町民税務認	果長	五十	·嵐	博	文	教	育	長	江	添	信	城
福祉介護調	果長	渡	部	英	樹	学校	教育課	長	玉	木	周	司
健康増進調	果長	小	瀧	武	彦	生涯的	学習課	長	成	田	信	幸
商工観光調	果長	伊	藤	善	文	代表	監査委	員	佐	藤		泰

#### 会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長渡部峰明議会事務局主査渡部和徳

# 第3回議会定例会議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前10時開議

開	会	
開	議	
日程第	第1	会議録署名議員の指名
日程第	第 2	会期の決定
日程第	第 3	議長諸報告
日程第	第 4	例月出納検査報告
日程第	第 5	付議事件名報告
日程第	第6	提案理由の説明
散	会	

(全員協議会)

(議会広報特別委員会)

○議長 ただいまから、平成30年第3回西会津町議会定例会を開会します。

(10時08分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 諸報告を申し上げます。本定例会に、町長より別紙配付のとおり 14 件の 議案及び4件の報告事項が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願、陳情は、陳情3件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は11議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、 各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長から学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ 出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6番、猪俣常三君、9番、三留正 義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した陳情は3件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

次に、平成30年6月5日、6番、猪俣常三君から、一身上の都合により議会運営委員を 辞任したいとの申出があり、許可しましたのでご報告いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

- ○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)
- ○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- ○町長 (町長提案理由の説明)
- ○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(10時47分)

#### 平成30年第3回西会津町議会臨時会会議録

#### 平成30年 6月11日(月)

開会13時00分延会15時48分

#### 出席議員

三 留 満 6番猪俣常三 11番 青木照夫 1番 幸 一 7番 伊藤 一 男 2番 薄 12番 荒海清隆 3番 秦 貞継 8番渡部 憲 13番 清 野 佐 一 4番 小 柴 敬 9番 三 留 正 義 14番 武藤道廣 10番 多 賀 長谷川 義 雄 剛 5番

#### 欠席議員

なし

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	薄		友	喜	農林	振興制	果長	岩	渕	東	吾
総務課	長	新	田	新	也	建設	水道調	果長	石	Ш	藤-	一郎
企画情報調	果長	矢	部	喜什	栄	会計管:	理者兼出網	<b>村室長</b>	長名	111.5	浩	_
町民税務認	果長	五十	一嵐	博	文	教	育	長	江	添	信	城
福祉介護調	果長	渡	部	英	樹	学校	教育訓	果長	玉	木	周	司
健康増進調	果長	小	瀧	武	彦	生涯	学習調	果長	成	田	信	幸
商工観光調	果長	伊	藤	善	文	代表	監査多	長員	佐	藤		泰

## 会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長渡部峰明議会事務局主査渡部和徳

## 第3回議会定例会議事日程(第4号)

平成30年6月11日 午後1時開議

開議

日程第1 一般質問

散 会

(議員互助会世話人会)

## (一般質問順序)

 1. 三留 満
 2. 秦 貞継
 3. 薄 幸一

 4. 猪俣 常三
 5. 小柴 敬 6. 渡部 憲

 7. 伊藤 一男
 8. 長谷川義雄 9. 多賀 剛

 10. 青木 照夫
 11. 清野 佐一

○議長 皆さん、こんにちは。平成30年第3回西会津町議会定例会を再開します。

(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、三留満君。

○三留満 1番、三留満です。 2件の一般質問を通告しておりますので、順次質問をいた します。

まず最初に、若者定住住宅の取り組みについて伺います。昨年 12 月議会において、町長はニーズ調査の結果を踏まえ、場所も含め、改めて総合的に判断するとのことでしたが、次の点をお伺いいたします。

- 1、アンケート調査の内容と結果について伺います。
- 2、結果を今後どのように反映させていかれようとしておりますか。
- 3、若者定住化住宅の具体化を早急に図るべきと考えますが、見解を伺います。時期や 場所、建物の内容について、基本的な方針は持っておられますか伺います。

次に、会津地域内4箇所に整備予定の燃料チップ生産施設整備に対する町の対応について伺います。

去る5月17日に開催されました会津地域森林資源活用事業推進協議会総会において承認された、木材コンビナート1箇所、燃料チップ生産施設4箇所整備について、その条件や候補地については具体的に示されておりますか。特に燃料チップ生産施設4箇所については、2020年ころの完成を目指すとのことでありますが、本年3月議会において、荒海清隆議員の質問に対して、木質バイオマス燃料製造施設は、需要面で課題があり、時期尚早との答弁がありました。

しかし、広域的な取り組みであれば、この問題は解消できるかと思われますが、町の今後の対応について伺います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 1番、三留議員の若者定住住宅についてのご質問にお答えをいたします。

昨年12月の町議会定例会一般質問において、三留議員の若者定住住宅に関するご質問に対し、ニーズ調査を行い、その結果を踏まえて総合的に判断したいとご答弁を申し上げたところであり、その後、本年1月から2月にかけて、若者向け住宅整備に関するアンケート調査及び町内民間アパート実態調査を行ったところであります。

その内容と結果についてでありますが、まず、若者向け住宅ニーズ調査につきましては、 従業員数が概ね20名以上の企業・事業所19社に勤める町外居住者及び持ち家を持たない 町内居住者を対象にアンケート用紙を配布し、176名の方から回答をいただいたところで あります。

アンケートの内容は、年代や家族構成、町への居住の意向、賃貸住宅への入居希望など

でありまして、主な回答の結果といたしましては、町が住宅を整備した場合に、入居したいと回答された方は、回答者の45パーセントにあたる79名。そのうち、約7割の55名の方がアパートへの入居を希望されております。また、入居したいと回答された方への住宅の所在地はどの地区が適当か、との質問に対しましては、野沢地区が54名、尾野本地区が15名、その他地区の回答はありませんでした。

一方、町内民間アパート実態調査につきましては、アパート経営をされている方を対象に、町内のアパート 16 棟における入居状況や間取り、家賃などを調査いたしました。調査の結果、本年 1 月現在で全 51 戸中、42 戸が入居中で、空いている 9 戸につきましても、既に予約済みであったり、建物が古く入居希望がないなど、ほぼ空きがない状況でありました。また、西原住宅や下小屋住宅、定住促進住宅等、町営住宅につきましてもほとんど空きがない状況であります。

以上、2つの調査結果から、賃貸住宅等への入居のニーズが相当数あるものの、それに 対する住宅の供給が極めて不足していることが確認されたところであります。

町といたしましては、移住・定住の促進と転出抑制、さらには町内企業の安定した労働力確保に向けまして、緊急に集合住宅等の整備が必要であると判断し、現在、調査結果に基づき、整備場所や入居対象者、住宅の規模、整備手法、財源などについて検討を進めているところであり、できるだけ早く整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 1番、三留満議員の燃料チップ生産施設のご質問についてお答えします。 会津地域森林資源活用事業推進協議会の総会が5月17日に開催され、会津地域における 木材コンビナート整備や燃料チップ生産等に向けた事業工程が説明されたところでありま す。

この中で、木材コンビナート及びサテライトについては、候補地をそれぞれ3箇所程度に絞り込んだとの報告があり、平成30年度末には最終的に決定される見込みであります。また、燃料チップの生産施設につきましては、平成32年度に、この燃料チップを調達から生産に切り替えるという説明にとどまり、詳細な計画については明らかにされていないところであります。

本町における木質バイオマス燃料製造施設の整備につきましては、3月定例会で12番、 荒海清隆議員にお答えしたとおり、時期尚早であるとの考えであるとお答えしております が、このたびの会津地域での事業の構想の中で広域的な取り組みが見込まれていることか ら、今後その進捗状況について十分に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解 願います。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 それでは、再質問をさせていただきます。私、町会議員になってしばらくして、 最初に町の担当課長に伺ったのは、西会津小学校ができて、そしてその後、認定こども園 ができるということがはっきりなって、事業が進む中で、あの尾野本小学校跡地、どうす るんですかと、将来のやっぱりあそこは拠点になるんじゃないんですかという質問をした

のが最初です。そのときの課長さんの返答は、確かにあそこの検討はしなければいけないということは町長からも指示をされていると、当時の町長さんですね。そして、しかし、いま町は、小学校、そして認定こども園、役場庁舎という大規模事業が連続して続いていると、やはりこれが目途が立たないうちは、ちょっとここには手を付けれないというようなお話をいただいて、その当時は納得していたわけですが、いよいよそれらの事業も目途がついたということで、昨年、あそこの利用について本格的な質問をさせていただいたわけですね。決して私はあのとき、あれほどの町から前向きな返答があるとは正直思っていなかったんですね。もう少し漠然とした考え方でいたんです。

それで、私がなぜ早期の、この若者定住対策といいますか、住宅等にこだわるのかということで、ちょっと若干町の考え方も含めて、意見もお伺いしたいと思うんですね。

今年5月5日に、県の発表が、子どもの県、子どもの人数が発表になりました。全体的に減少は続いているが、大玉村など、5町村で子どもが増えている。子育て世代向けの定住促進策が一定の成果をあげているというようなことが書いてありました。

西会津町は、このときの資料を見ますと、人口で前年比 199 人減、子どもは 30 人減の 504 人。そして、子どもの割合は人口比 8.3 パーセントとなっております。この数字、割合ですね、これは何を意味するのかということなんですね。 3 年ほど前に、まち・ひと・しごと総合戦略の人口ビジョンが作成されました。そのときの資料ですね、ちょっと読ませていただきますね。

2010年当時の国勢調査では、老年人口は41.4パーセント、年少人口は9.8パーセントだったが、2040年には老年人口は50.7パーセント、年少人口は8.8パーセントになると推計されますというような、これがまとまっていたわけですね。今、子どもの割合は8.3パーセントなんですよ。これは2040年です。もう22年後の子どもの数をはるかに下振れしているんですね。これは私も改めて資料を見たときにびっくりしたんですけれども、まず、町はこのような子どもの人数について、どのように受け止められておりますか伺います。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

子どもの人数の今後の見込みということですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略と同時期に策定いたしました人口ビジョンの中では、確かに三留議員おっしゃるとおり、今の子どもの割合から、割合としては減らないというか、若干増えるような推計になっておりますが、これは人口構成が、現在、団塊の世代、高齢者人口が非常に相対的に多いということで、将来にわたっては、子どもの割合としては、人数的にはそれほど増えるような状況ではありませんが、割合的には相対的に変わらないというか、少し上がっていくというような推計をしております。

今後、この推計も、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みを鋭意進めていくことによって、若干改善していくというようなものも、この推計の中には織り込んでおりますので、その辺も期待値というか、目標も込めてこういった推計をしております。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 私から見ると、2年後に統計調査があるわけですね。そのときの国勢調査なん

かを考えると、現状からいくと、ひょっとすると8パーセントを割り込むような可能性もあるくらいのところまで人口減少、特に少子化が進んでいると。ですから、早急にこの対応をしなければいけないというのは、これまでもずっとそういう思い、たぶんそれは町長も同じだと思います。

それで、私は若者定住対策の成果が出ている自治体もいくつかあります。そういう自治体を今回、会津地方を中心に何箇所か歩いてきました。その中で、2カ月ほど前ですかね、磐梯町の町長さんとある会合の席で話の中で、たまたまその若者対策みたいな話から、磐梯町の若者定住住宅の取り組みについていろいろお話を伺う機会がありました。ちょっとこれについて述べさていただきますね。

磐梯町では、平成18年度からですか、6年くらいかけて40戸の若者定住住宅を整備したわけですね。これによって40世帯、現在、本年4月1日現在で78人の子どもがここに、若者定住住宅に住んでいる。これは非常に、私からみるとやり方がうまいなと思ったことなんですね。非常に制度設計がうまいと思いました。ちょっとこれ申し上げますね、何かというと。まず、町外に居住して磐梯町に住むことが条件です。それから2点目は、18歳未満の子どもさんがいる世帯、子育て世代ですね。そして、当然それなりに働いて所得があるということですね。この事業は、ですから3つ大きな効果を上げているわけですね。町外から町に移り住んでもらえる。そして子どもが増える。町に税金を払ってくれる。非常に素晴らしい成果を上げて、いや磐梯の町長さんは、うちはものすごく効果が上がったぞと、そんなことをおっしゃって、今、また新しい事業展開をこれからやろうとしている。そんなことを申しておられましたけれども。

町ではそういう成功事例とか、についての調査等はされておりますか、伺います。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

議員おっしゃられた磐梯町につきましては、猪苗代に向かう途中に、県道沿いに、集合住宅と戸建ての住宅と整備しております。状況について磐梯町役場に問い合わせしましたところ、事業費、それから入居戸数、いろいろお聞きしたわけなんですが、10年ほど前に整備して、常に満杯になっているというようなことでした。

10年前ですので、震災前ということで、事業費もある程度は安く抑えられましたし、補助も使えたということで、地域優良住宅整備事業というものを使われたそうなんですが、整備費も、その当時ですので安く抑えられたということでした。磐梯町はそれで、ある程度は定住につながったと。

ただ問題点もありまして、今、議員おっしゃられたとおり、18歳未満の子どもさんがいる家庭ということで、それを過ぎたら退去しなくてはいけないということがあるそうです。 補助の制約上あるそうです。そういった問題点もあるというようなことはおっしゃられていました。

そういった磐梯町もそうですし、ほかの自治体もそうですが、そういった事例をいろい ろ調査しまして、今後の住宅整備に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 私のほうからちょっと補足でお答えをしたいと思いますが、今、磐梯町の例をと

られました。あそこは皆さんご承知のとおり、シグマという会社があって、あそこに会津 方部の人たちが集中して勤めておられるという状況が、1つあります。それで、磐梯町の 話は私も町長からいろいろ話を聞いて、知ってはおりますけれども、ここでよく考えてい ただきたいのは、やっぱりそこに若い人たちが定住するということは、そこにやっぱり働 く場所がないと、なかなかやっぱそう簡単に解決できる問題ではないなと。で、働く場所 だけでもしょうがない、そこにやっぱり子育ての環境がしっかり整備されていないと、ま た若い人たちにはそう簡単ではないなと。

ですから、昨年答弁いたしましたけれども、やっぱりいろいろ町や、町のいろんな条件、 環境があるわけでございますので、その辺やっぱり総合的に、教育も含めて、これから考 えていかないといけないなと。ニーズ調査の結果にも出ていますように、できるだけやっ ぱり早く計画を立てて実施できるようにしてまいりたいと思っています。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 町長からは、早期に整備方針を立てていくというような返答をいただいておりますので、大変心強く思っております。

それで、私、このときにですね、中通りの大玉村もちょっと行ってきたんですよ。大玉村は人口8,800で、昨年1年間で人数が95人増えて、子どもの数が35人増えています。町内、村内といいますか、こういって随分といろんなところをぐるぐる歩いて、車で通って、村の状況を見てきたんですけれども、どうしてあそこに増えるような要因があるのかなということで、町の職員にお話をお伺いしてきました。1つは、やはり地理的条件がいいからというところが、これは間違いなくあると思うんですね。それから、早期に、かなりほかの自治体、近隣の自治体から比較すると早くからですね、子育て支援に重点をおいた施策を取っていたということで、やはり近隣に勤めておられるような若い方が、比較的ここに集まってきたと。

そしてここの場合ですね、非常に私、特徴を話して感じたのはですね、行政と民間との役割が非常にはっきりしているんですね。行政はインフラ整備、民間は住宅整備といいますか、そういうこと非常にはっきりしていて、行政は道路や上下水道の整備に対して、そういう民間業者等のいろんな話し合いのもとに整備を進めて、民間業者は、できるだけ安く供給していくと。ここは個人に対しての補助はしていません。民間の業者さんに補助をして、1件50万ですね、そんな金額ではありません。しかし、私も、それだけではあそこに若い人たちが住むには、いまいちちょっと分からないというところがありました。

やはり歩いてみて、街中ずっと歩いてみて、やはり何が理由なのかなと思って感じたのは、やっぱり学校や保育所や幼稚園を取り囲んで、今、どんどんそこに新しい家が建っていますね。そして、これは私、いろんなところを歩ったり資料を見て感じたことは、今のそういう若者定住住宅なんかは、小学生に関して言えば、歩いて通える距離、ほとんどがそこですね。ある意味では、町がやっぱり、村をコンパクト化していくという一つの流れの中にあるのかなと、そんなふうに私は受け止めております。

で、その大玉村で、非常に私、こう私自身なかなか理解しがたかったある言葉があるんですね。それは、都市機能集積集落ゾーンと、たぶん私も聞いたことのないような話です。 都市機能集積は分かります。しかし都市機能集落という言葉が入ってくるんですね、集落 ゾーンと。非常に私、これは、帰ってから資料を開いて見たもんですから、職員には聞いてみる時間がなかったんですが、ただ、これをずっと回りを見てきて感じたことは、やはり田舎のよさはそのまま残し、都市的な空間の構築を目指す、新しいこう地方の一つの整備の手法かなと、そんなふうに私は感じてきました。

ですから、あそこに行って感じたのは、やはり一つは、環境としての解放感ですね。昔といいますか、古い家並みが立て込んでいるというような感じではなくて、やっぱり非常にこうスペースに余裕があって、やっぱり解放感があって、ちょっと歩けばもう田畑が広がっていると、いかにも田園と都市が、都市というよりは都市的といったほうがいいのか、そういうものが融合にしているようなつくりをしていたように私は見受けました。

やはり西会津もね、やはりそういう将来的にはそういうものが、一つの方向性にあるのかなと、私はそんな感想を持って帰ってきたんですけれども、町には都市計画というか、そういう構想とかはあるんでしょうか。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

町の一部については、都市計画区域に指定されております。しかしながら、用途地域の 指定はなく、いわゆる未線引きというふうになっていまして、例えば住宅地域ですとか、 商業地域ですとか、そういった区分については、なっていないというのが現状であります。

あと、現在、町の総合計画、次期総合計画ですが、これについて策定作業を進めておりまして、将来デザインといいますか、その町の将来の姿、これについて検討を進めているところでありまして、議員おっしゃられたとおり、西会津も地区によって、それぞれ性格も、実情も違いますし、それぞれの機能というのがあるかと思います。そういったことも踏まえて、これから町の将来デザイン、考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 それで、私もその後ですね、会津坂下町役場をちょっと訪ねまして、坂下町の若者定住対策についてちょっと、やはり担当の方にお伺いをしてきたわけですね。坂下町については、やはり西会津から行くと、こちらから町の入り、手前のほうから、コンビニから右側に入って厚生病院通ります。あそこから若松に抜ける通りがあります。あそこが平成18年と伺ってきましたけれども、整備がされて、私も当初は、随分こんなところに何で道路をつくるのかなと思うぐらいの空き地が多かったりしてましたけれども、ここ4、5年ですね、あそこは劇的に変わってきましたよね。先日もあの通りを通ったら、だいたい今年もう既に7軒くらい、7棟くらい新築着工していたり、する予定みたいなところがありました。非常に大きな変化を遂げているということ、まず。

それで、私は実は、この西会津の町を考えたときにね、非常にこの私自身の中で、一番大きな気になるところはそこなんですよね。その坂下町のちょっと取り組みについて、これは平成28年12月の坂下町議会の一般質問で、赤城大地議員が、この若者定住について質問しているんですね。現在の成果と今後の見通しを問うと、そこで町長さんは、新築購入補助と家賃補助、この2つを取り入れて、平成25年度より取り組んでいると。それで、まち・ひと・しごと創生総合ビジョンですね、これで平成31年度における家賃補助とか、

転入者の目標を既に、それが80名と設定されていたようですが、既に目標を達成していると、もう、たぶんあれは6年か7年計画の中であったと思うんですね。その半分の中で、もう計画を達成したと、私これを見たときに、ああ、なるほどなという、初めてあそこの通りがどんどん、それだけではないと思うんですけれども、そういうことで進んできている。

そして、あそこに家を建てている人は、私はもう少し、県外なんですか、県内なんですかと聞いたときに、担当の職員は、町外ですと。だいたいこれは何を意味しているのかということは私も分かりますし、たぶん皆さんもだいたい何となく、こういう地域から移ってこれらる方が多いんだろうなということは承知されていると思います。

私がなぜ、この早期にこの取り組みをしなければいけないのかということを常にこう感じているかというと、ここにそのときの一般質問にこんなことがあるんですね。若者にとって魅力的な住環境ってどう考えていますかという質問に対して、財務課長が、政策財務課長ですね、地理的な条件の優位性がある。そして、もう1点は、一定のエリアに医療、商業の施設が整備されていることだ。そして、子育てしやすい環境だと。これをさらに今後整備していきたいと、こう答えてらるんです。

私これを見たときにね、実は磐梯町長さんと話をしたときに、私の、磐梯の町長さんは、もうそのとき離れていましたかもしれないんですが、周りの方と、じゃあ若い人が住む条件は何だろうということで、周りとちょっと話になりまして、そのときに、やっぱり出たのが、最初は学校の近く、たぶん若い人、若者定住ですから、それで、病院、あと商店、それから絶対必要なのはコンビニだと、今の若い人たちはコンビニのないところには住まないよという話になっちゃってるんですね。ですから、さっき町のニーズ調査で、野沢地区がそこに一番多い人数が集まるというのは、これは当然の理だと思います。

そうした中で、私、坂下のあの通りは、坂下の南幹線と呼ぶそうですね。あのつくりを見てくると、やはり一つ感じるのは、大玉村のやり方とちょっと似ているところがあります。やっぱり道路は広くとって、そして、開放的な空間と明るいスペースといいますか、明るい環境を感じるような整備がある。やはりこれからは、ああいうところに若い人たちが住んでくるのかなというような印象を持っています。

ですから、この坂下町だって人口減少、相当厳しいところがありましてね、坂下の街中からちょっと離れた、私も5キロくらい離れたところで、ちょっとどうなんですかと、これは小さな農村、集落ですね、そういうところで話をすると、いや、うちだって西会津と同じですよと、若い人たちは出て行くと、帰ってきても地元の集落には帰ってこない。若松とか坂下の街中に住まいを移してしまう。ですから集落に戻ってこない。だからといって、どうこう言えないけれどもということになっちゃうんですね。

やっぱり、結局それは、もう社会構造が相当変わってきているものですから、あまりにも現状維持に重きを置いてしまうと、なかなか身動きが取れなくなるんじゃないのかなと、むしろそういうことからすると、私は坂下の、ああいう南幹線のつくりというのは、一つの可能性を感じるわけですね。

町のやはり都市計画とかそういうもの、それはもちろん5年、10年でできる話ではありませんけれども、やはりそういうことも、やはり検討していただきたいと思うんですが、

町長どのようにお考えでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 ただいまの質問でありますけれども、いろいろいろんな町村を調査されていますけれども、私からすると、何か地理的に優位性のあるところの調査であって、じゃあ果たして、そういう坂下さん、あるいは大玉さん、あるいは磐梯町の取り組みが、即、西会津町に実現できるかというと、私は非常に、なかなか難しいといいますか、特にここは雪の問題が、大きな問題があるわけであります。そういうことを考えると、坂下さんあたりは、非常に交通の便がよくて、医療関係も、あるいは教育関係も整っているわけでありまして。

そういう中で、じゃあ西会津町をどうするかということになるわけですけれども、私も、 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今現在、西会津町にある企業の皆さんと、い ろいろお話をする機会があって、その中でも、やっぱりアパートを、いわゆる居住、住宅 を、特にアパート、これをつくっていただきたいという意見が、やっぱり相当数ありまし た。それはやっぱり町外から通っている方たちが相当いるわけですよね。その方たちが、 やっぱりここにちゃんと住めるといいますか、住める、いわゆる住居、住宅があれば、非 常にいいんですけれども、なかなかそういう状況になっていなくて、皆さん通勤している 方が多いんですよね。

そんな中で、やっぱり冬期間の問題があるわけで、そんなことを企業の皆さんからいろいるお話を聞いていますので、実際に私もある企業の本社に行って、社長さんといろいるお話を聞いてきましたらば、やっぱり町内の、いわゆる野沢の町内の中に、しかも工場の近くに、そういう住宅があればいいんですけれどもねと、こういうような要望といいますか、ご意見をいただいてきましたけれども、要は、今、通勤されている方が、西会津町にちゃんと住んでもらえるような、やっぱりそういう環境もつくっていかないといけないなというふうに思います。

で、その住居もですね、ニーズ調査、アンケート調査にもありましたけれども、私はやっぱり、確かに教育施設、中学校、小学校、認定こども園できて、あそこに教育のゾーンができました。で、尾野本小学校の、元の尾野本小学校の校舎と施設、あれを有効に使うということは、非常に私もやっぱり、それは検討しないといけないと思っていますけれど、ただ、あそこに全ての施設が集中してしまっていいのかなと、それでなくても野沢の街中が、非常にやっぱり寂しくなってきているという状況を考えるときに、やっぱりもうちょっとバランスのあるまちづくりを、やっぱり考えないといけないなということをずっとこう思ってきましたので。

ですから、これからどういう方法が一番いいのか、これは本当によく考えて、あるいは 企業の皆さんともお話をしないといけないと思っていますけれども、どういうやり方で、 しかもこれは行政がすべきなのか、あるいはこういうところに、本当は民間が入ってくれ れば、本当はいいわけですけれども、それはやっぱり行政でやってしまうということにな ると、これまた民間の業者の圧迫にもなりますし、非常にその辺は、いろんな課題を解決 しないといけないことがあります。

でも、やっぱり今ある企業が元気になってもらうためには、人材をどう確保するか、そのためにやっぱり住居というのは大切な、私は施策といいますかね、しっかりしたやっぱ

り整備をしないといけないなというふうには、もうこれは私も十分認識しておりますので、 これからその辺も含めて、隣接の町村も含めてですね、どういう手法が、西会津町にとっ てどういう手法が一番いいのか、ここをしっかり考えていきたいなと、そんなふうに思っ ています。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 確かに雪の問題というのは、総合計画のアンケートでも非常に大きな課題として、やはり皆さん、非常に苦労されているということがよく分かります。私も磐梯町長さんとのちょっと話の中で、やっぱり雪の問題が出たんですよ。そしたら、大谷地区の若者定住住宅は、あそこには車庫をつくったと、車2台入る車庫をつくった。だから、働ている人たちは、もう雪の始末なんかしなくても出て行けるようにしたんだと、そのぐらいしないと今はだめだと。ぜひそれは考えたほうがいいよと、そんなことを言われたんですよ。ですから、ぜひそういうものを、私は活かしていただきたいなと思います。

それと、町長は一極集中の問題があると、確かにそれを一極集中と捉えるのか、コンパクトタウン化を目指すのかという、たぶん捉え方の差があるのかなと思っていますね。たぶんこれから人口がどんどん減っていったときに、我々が望むと望まざるとに関わらず、財源やいろんな意味で制約がどんどん出てきますよね。ですから、ほかの自治体のこの若者定住住宅みてみると、さっきも言いましたけれども、全部学校の近くなんですよ、近くといいますか、要は小学校の子どもが通える範囲なんですよ。それはたぶん、将来、町はその子どもたちの、小学校の子どもたちについては、スクールバスとかそういうことについては、ほとんど考えなくて済むということもあるんじゃないかなと、私なりには理解しているんですね。

そういうことによって、将来の財政負担も少なくする、そして、そのためには、やはり町をもう少しコンパクトにつくり変えていかなくちゃいけないというような考え方が、私は根底にあるのではないかなと、そんな思いをしておりますけれども、ここら辺についてはどうお考えでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 私もある意味ではコンパクトシティとかね、いわゆる、それは町全体の、私の理想とするところは、町全体のそういう中でということよりも、これからやっぱり考えないといけないのは、各集落単位ですね、集落単位、あるいは大字単位なのか、あるいは地区単位になるのか、そういうエリア単位で、やっぱりまちづくりをしていかないといけないのかなと。で、いつでしたか、ある自治体の首長さんが言っていましたけれども、これからのまちづくりは、いわゆる合併前の旧町村単位、これでやっぱりまちづくりをしないとだめですよと、それを一つの町に、集中したまちづくりというのは、じゃあその合併前のいわゆる町村が、集落がなくなってしまっていいのかという、そういう問題もあるわけですよね。

だから、どっちを選択するか非常に難しい問題ではありますけれども、私はやっぱり、この広大な西会津町の、いわゆる将来を考えたときに、やっぱり野沢、尾野本だけじゃなくて、それ以外のやっぱり地区単位で、やっぱりそれこそコンパクトシティですよね、コンパクトタウンといいますかね。そういうまちづくりもやっぱり一つの手法として、私は

考えないといけないのかなと、そのように思っております。

今、いろんな若い人たちの活動といいますかね、それが、中心部よりも、その中心から外の地区に向かって、今いろんな動きがあるわけですよね。そういう中で、いろんな考えますと、やっぱりその辺はこうバランスというのか、その辺もやっぱり考えたまちづくりをしないといけないのかなというふうに思います。

それからやっぱり、人口が減るという前提ではありますけれども、この人口、今、なんとかしようという対策をこれから立てるわけですよね。だから、そこもやっぱりこれから考えていかないといけない。減ることを前提として、いわゆるまちづくりというのも、それは考えないわけにはいきませんけれども、増やす方向といいますか、それを維持する方向でも、やっぱり対策もあわせてやらないと、私はいけないのかなと、そんなふうに思っています。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 私も町長の考え方を否定するわけではもちろんありません。できればそういう ふうになってほしいなと思うところあります。しかし、現実のほうがはるかに我々の想像 以上に、さっきも少子化のこともありましたけれども、進んでいると。そして、私がなぜ 早期に、町にこのような若者定住住宅についてはお願いをしたいのかというと、さっきも 会津坂下町と言いましたけれどもね、これから 49 号線が整備されて、冬の冬期間の通行も 今よりはよくなるでしょう。そういうことになったときに早く整備しておかないと、今度 は、坂下町から西会津に通えばいいという流れができてしまったときには、なかなか厳しくなるのではないかと。逆に今のうちに、西会津に住んでもらえるような条件整備を、やっぱりやっていくべきではないのかと。私が一番これからそううい中で危惧しているのは そこなんですよ。

かつて西会津町といっても、野沢、尾野本地区は河沼郡でしたよね。私、前回、議員の皆さんともちょっと冗談で話したんですけれども、このままいくと、河沼郡西会津町になりかねませんよと。結局、生活圏や経済圏がそっちのほうにシフトしていきかねないんだと。

ですから、早くやはり自ら町の力をつけていくような、特に若い人たちが定着できるような施策を早く具体化すべきだというのが、私の期待です。もう一度返答をお願いします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 十分、1番議員の町に対する思いの部分は理解をさせていただきました。西会津町が将来とも、やっぱり西会津町として、いわゆる存続するためには、そのことだけじゃなくて、いろんなことをやっぱりやらないといけないなと。で、今の話ではありませんけれども、じゃあ住宅だけ整備すればいいかということではなくて、やっぱりそこにはいろんな、その町村の、いわゆる特色あるまちづくりがないと、ほかからもなかなか来てもらえない、そういうふうに私はちょっと考えているもんですから、いろいろこれからも知恵を出して、いろんな先進地を調査をしながらですね、西会津町の将来に向けた住宅政策といいますか、若者対策といいますか、あるいは子育て対策、そういうのも含めて、これから検討してまいりたいと思っています。
- ○議長 1番、三留満君。

- ○三留満 最後に、この件については最後の質問になりますけれども、若者定住対策と思って私も、これずっといろんなところ歩いて調べてみたんですけれども、どうもそういうことよりも、子育て支援住宅という捉え方のほうが、なんかこう効果が出てくるといいますかね、どうもそういうことにシフトしつつあるのではないか、もう少し効果に対してはっきりさせるためといいますかね、そんな私は、ちょっとこう、もちろんこれが西会津にそのまま合うものでもないでしょうけれども、だだやはり、そういう取り組みが非常に明確な成果として出てきている自治体もありますから、ぜひそういう方向も、ひとつ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 ある意味、そのキャッチフレーズというのは大切な部分であると思っております。 議会でも視察をされたところで、西会津町の子育てよりも、そんな大したよくないんだけれど、西会津町のほうがはるかにいい子育で支援しているんだけれども、それでもなんか若い人たちが集まってくるという、なにか町村もあったようには聞いているわけであります。なんかその辺で、非常に私のほうは、これはちょっとPRも十分でないのかなというふうに思いますし、やっぱりどう売り込むか、そういう意味では非常にキャッチフレーズといいますかね、難しいというか、大切だなと、改めて今、そんなふうに思っております。今、ふるさと納税もそうですけれども、昨日のお話ではありませんけれども、やっぱり人を引き付ける、そういうものといいますかね、表現というのは大事になってくるなというふうに思いますので、これからその辺も含めて、ちょっと検討させていただきます。
- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 ちょっと今の町長のお話に、ちょっと加えるとですね、大玉村に私、行って、 大玉村の子育て支援というのを見て、いろいろ資料をいただきましたけれども、はっきり 言って西会津のほうが進んでいます。西会津のほうが、こども園もつくったし、保育料無 料化だよ、えー、なんて言ってましたからね。ですから西会津のほうが進んでいる部分は 結構あります。これはそのとおりで、さらに、ですからもう少し、せっかく制度が、本当 にこう活きるような施策を、ぜひ取っていただきたいと思います。

時間ありませんので、最後にバイオマスの関係、燃料チップに関してですね、ずばり伺いますが、西会津はこの生産施設 4 箇所に手を挙げるつもりがあるのかどうか、まず伺います。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 三留満議員の再質問にお答えいたします。

4箇所のその燃料チップの生産施設に手を挙げるつもりがあるのかというお話でございますけれども、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、生産チップの製造施設については、総会で公表されました事業工程の中では、燃料チップを調達から生産にという表現でございまして、新聞報道を見ますと、4箇所、製造工場をつくるような報道になってございましたけれども、事務局に確認しましたところ、最初のマスタープランの計画では、燃料チップの生産施設はコンビナートに1箇所程度で、その4箇所というのは、そのサテライトも含めてという表現だったものですが、そのサテライトについては、製造施設ではなくて、その移動式のチッパーを配置するというような計画になってございまして、それに

対して、製造施設を4箇所つくるというような事業工程には、今のところなっていないと ころでございます。

で、その、じゃあその箇所数は別にいたしまして、その燃料チップの生産施設に手を挙 げるのかどうかというご質問でございますけれども、ご質問の中では、その需要が広域的 に見込まれるのではないかというご質問があったわけでございますけれども、その需要に 関しても、まだ実際のところは、その需要が見込まれるかどうかという部分については課 題も多いところでございますので、町といたしましては、その辺のその需要と、この製造 施設については、民間事業体が整備するわけでございますので、民間事業体の動きを見な がら、その民間事業体の動きと、この協議会での検討の経過を見ながら判断をしてまいり たいというふうに考えてございます。

現段階では、まだ需要の見通しがはっきりしていないところでございますので、そのこれからの協議会の方針を注視してまいりたいという考えでございます。

- ○議長 最後の質問になります。1番、三留満君。
- ○三留満 それでは最後の質問になりますけれども、この 2020 年に、このチップの生産施設については完成を目指すということになっておりますけれども、そうすると時期的にはそんなに長いスパンで考えられるようなものではありませんよね。もう計画的には、いわゆる民間サイドでは、もうひょっとすればそういう候補地は絞り込んで、案として持っているのかなということも思われるんですけれども、そこら辺については、全くこう出て、そういうことについては全く公表されていませんか。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

現段階では、コンビナートの用地とサテライトの用地について、その箇所を平成30年度 末までに選定するという事業計画でございまして、その後の施設に整備については、その 後ということでございます。並行して、もちろん事業体のほうで検討は進めるわけでござ いますけれども、まずはその市町村と民間事業体との協議会の中では、その用地の選定に ついて今年度中に決めていきたいというような段階でございます。

以上でございます。

- ○三留満 それでは、私の一般質問を終わります。
- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 皆さん、こんにちは。3番、秦貞継です。本日は事前の通告に従い、以下の点 について町側に質問いたします。

まずはじめに、国保診療所について、今後、町が目指す国保診療所の方向性について、 以下の点について質問いたします。

- 1つ目として、町が目指す国保診療所はどのようなものでしょうか。
- 2つ目として、医師確保に向けた現在の取り組みの状況はどうなっているか。
- 3つ目として、看護師などの医療に対する人員体制はどのようになっているのか。

以上の点についてお伺いいたします。

次に、町民バスについてであります。町が目指す町民バスの運行について、以下の点について質問いたします。

1つ目として、定時定路線バスの必要性を町はどのように考えるか。

2つ目として、定時定路線バス導入に向けた現在の進捗状況を教えてください。

3つ目として、町民バス運行のさらなる向上策の考えはあるのか。

以上であります。

町側の明解な答弁をよろしくお願いいたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 3番、秦議員の、国保診療所についてのご質問のうち、1点目の、町が目指す国 保診療所と、2点目の、医師確保に向けた取り組み状況についてお答えをいたします。

まず1点目の、町が目指す国保診療所とは、どのようなものなのか。とのお質しでありますが、本町では、町民の受診機会の確保、医療サービスの提供、予防医療と疾病の早期発見などを目的として、西会津診療所のほか3つの診療所を設置しており、地域医療の中核的な役割を担っているところであります。

また、診療所は民間の医療機関がない本町のような過疎地域にとって、定期的な受診が必要な高齢者や、急な傷病で診療が必要な方、自宅で終末期を望む方等にとりまして、大変重要な医療機関であり、健康診断も実施するなど、町民の健康を守るために様々な医療サービスも提供しているところであります。

このようなことから、町ではこれまで診療所施設の改修や医療機器の整備などのハード 事業や、医療人材の確保、土曜診療、休日や夜間の急患対応、訪問看護ステーションの運 営、医療・介護相談員の設置などのソフト事業を一体的に実施し、安心して受診できる体 制づくりに努めてきたところであります。

今後は、これまでの取り組みをさらに充実させ、安心して受診できる環境整備を進め、 町民に寄り添った医療サービスを、継続して提供できる診療所を目指してまいりたいと考 えております。

次に、医師確保に向けた現在の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

本年3月末に常勤医師3名のうち1名が定年退職されたことから、これまでの診療体制が維持できなくなったため、4月から群岡診療所、奥川診療所については診療日を縮小し、新郷診療所については当面の間休診としたところであり、利用者の方にはご不便をおかけしているところであります。

この間、全国自治体病院協議会や、県地域医療支援センターへ訪問して募集活動を行ったほか、県ドクターバンクへの登録、医師専門誌やインターネット広告への掲載など、様々な方法により募集活動を行ってきたところでありますが、採用までにはいたっておりません。

今後も、これまでの取り組みをさらに充実させて、町民の皆さんが一日も早く安心して 受診できるように、また、現在の医師の負担軽減を図るために、早期に確保できるよう鋭 意取り組んでまいりますのでご理解をお願いをいたします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 3番、秦貞継議員の、国保診療所についてのご質問のうち、看護師など の人員体制についてお答えいたします。

現在、国保診療所に勤務している医師と事務職を除いた、専門職の人員体制でありますが、資格別に申し上げますと、正看護師6名、准看護師2名、臨床検査技師1名、診療放射線技師1名の計10名となっております。また、採用形態の内訳を申し上げますと、町職員5名、にしあいづ福祉会からの派遣を含む委託職員4名、臨時職員1名となっております。

診療所における一日の患者数は時期や曜日などにより増減がありますが、往診も含め現在の人員体制で概ね順調に運営できているところであります。なお、看護師や検査技師などの専門職については、医師と同様に、地域医療サービスの提供には欠かすことのできない人材であることから、今後も計画的に採用してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、町民バスについてのご質問にお答え いたします。

1点目の定時定路線バスの必要性を町はどのように考えているのかとのご質問でありますが、これまでもご説明してまいりましたように、町民の方々からの強い要望と、これから迎える超高齢化社会に向けて定時定路線バスの運行は必要であると考えております。

次に、定時定路線バス導入に向けた現在の進捗状況についてお答えいたします。定時定路線バス運行につきましては、運転業務の委託先と、現在のデマンドバス利用者の状況を考慮しながら調整を進めているところであります。現在まで、下谷・群岡・新郷・奥川の4方面の運行ルートや運行便数について、調整を重ねておりますが、定時定路線運行に伴い、現在のデマンドバス利用者に配慮するとともに、通勤・通学・通院など様々な利用に対応した効率的な運行方法を検討する必要があります。

今後、関係する自治区長等に検討案を提示し、ご意見を伺うこととしており、委託先と の調整を経て、定時定路線バスの運行に向けた手続きを進めてまいりたいと考えておりま すので、ご理解願います。

次に、町民バス運行の更なる向上策の考えはあるかとのご質問にお答えいたします。今までご説明申し上げましたとおり、今年度より定時定路線バスとデマンドバスの併行運行を実施することとしております。今後、実際にご利用していただき、利用者からのご意見等を伺いながら随時改善を図るなど、さらなる利便性の向上に努めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 まずはじめに、今回、この質問にあたりましていろいろ調べていたんですが、 今、福島県のホームページにも出ていますが、お医者さんが不足していると、医学部の卒 業生が大都市圏に流出して、その影響により大学病院の医師不足、さらには地域の中核病 院での医師不足が深刻化していますという文言もありました。

また、全員協議会でいただいた資料の中にもありますが、西会津町のアンケートの中で、 西会津町の今後の取り組みと今後のまちづくりについて、将来に向け何が重要だと思いま すかという質問に対しても、医療体制の整備は一番重要、やや重要、重要であるの中に、 医師体制の充実が大切だと、町民の方々も答えています。結局それだけ町民の方々は非常 に関心のある内容だと思います。

ただ、私も調べていて思ったんですが、この西会津町に、今、2名の先生が常勤で診察していただいていますが、いろんな医療機関の方々のお話を聞くんですけれども、西会津町さんみたいなめぐまれた環境、病院の中でお医者さんが20年近くもずっといてくれて、この西会津町を理解して、一生懸命頑張ってくれるなんて、なかなかそんな町ないんだよと、結構言われました。本当にこの場を借りてですけれども、日々頑張っていらっしゃる坂田先生、岡崎先生をはじめ、医療スタッフの皆さんには、本当に感謝を申し上げたいと思います。これからもね、西会津町の町民の健康を守っていただきたいなと思います。

そのお医者さんが、今、1人いなくなって、今後、その1人欠けた分をどうフォローして、充実した医療体制を構築していくかをこれからお伺いいたしますが、現在までの、どのような体制で医師募集を行っていたのか、まずはそれを教えてください。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それでは、お答えをいたします。

先ほど町長のご答弁にもありましたように、これまで町では、全国自治体病院協議会、あるいは県の地域医療センターへ、町長が直接訪問して募集活動を行ってまいりました。またそのほかでありますが、今ほどの全国自治体病院協議会のホームページ、あと県のドクターバンクという、これもホームページでございますが、そこにも掲載をさせていただいております。さらに、医師の専門誌であります日経メディカルという雑誌があるんですが、そこへの広告の掲載、あるいはメディカルトリビューンという、これも専門誌でございますが、そういった医師の専門誌へ広告を掲載しております。またさらに、インターネットの無料の求人紹介、あるいは女性医師のそういったバンク、そういったところにも登録して、広くこれまで募集活動をしてきたところでございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 それでは、現在までその取り組みに関して、結果はどうでしたでしょうか。
- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それでは、取り組みの成果というご質問かと思いますが、現在までそういった媒体を活用して募集をしてきておりますが、残念ながら、まだそういった交渉にいたるまでの取り組みはございません。
- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 先ほどの説明で、直接町長が地域医療支援センターにお伺いしているというお話でしたが、ある医薬品を扱う方から聞いたんですけれども、やっぱその地域医療支援センターに、例えばお医者さんを派遣してください、よろしくお願いしますというときにも、やはり誠意というのがやっぱりあるらしく、例えば1年間に1回顔出すか、出さないかという人と、ちょこちょこちょこ顔を出して、しかもそこに町長自ら、よろしくお願いしますと行くのでは、やっぱり受け取る側も違うという説明を受けました。これは地域医療センターに町長が出向くというのは非常に私は効果的な、大変なのはよく分かりますが、いいお医者さんを呼んでくるには、非常にいい得策なので続けていただきたいなと思います。

ただ、それ、その地域医療支援センターで、お医者さんで、間違いなくそれだけで来な

いですよね。要は、ほかのホームページとかいろんな雑誌にも出していると言ったんですけれども、私そういうふうに一本釣りでこの人というのはなかなか難しいと思います。よっぽどここを理解してくれるような人ならいいんですけれども。

これ、今、それ以外のホームページでもやっていると、専門誌やインターネット広告への掲載などというふうにおっしゃってはいたんですが、これいつぐらいに更新された情報だか把握していらっしゃいますか。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ホームページのほうでございますが、基本的に載せる情報というのは、年収であったり、 どういった受診科目の人に来ていただきたいということが主になりますので、基本的にそ の情報というのはあまり変わりませんので、更新というのはそんなに頻繁に行うものでは ないんですが、ただ、更新、ホームページによりまして、更新しますと、更新情報が一番 目に付く上のところにくるというホームページもございますので、そういったホームペー ジにつきましては、そう間隔が長くならないように更新をしているところでございます。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 町長の誠意が大切だというお話でありますので、実は、私が去年就任してから、ドクターが本年3月で辞めるという話を聞いて、これは大変だということで、昨年から本当に、何度もいろんな関係機関にお願いにあがってきました。で、やっぱりそこは非常に私は大事だなと思っていましたんで、やっぱり1回行った人と、2回行った人と、3回行った人では、これはやっぱり人間って、やっぱりそこにね、いろいろ情が出てくるわけでありまして、そういう意味では、とにかく機会があれば顔を出してきましたけれども、さらに今後も時間を見つけて、見つけてといいますか、つくってですね、時間をつくって関係機関にお願いをしていきたいと思っておりますし、また、新しい手法もちょっと考えないといけないかなというふうに思っておりますので、それはこれから最大限努力をしてまいりたいと思っています。
- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 実は、この西会津町以外の個人医を経営されているかな、あるお医者さんと直接お話する機会がありまして、実は議会でこういうことを聞くんですが、どうやったらいい先生、この町、すごく町はいいんですよね、だけどなかなか来てもらえないんですよね。どうしたらいいですかねと聞いたんですよ。そしたら、その人がおっしゃっていたのが、結局そこに、例えば一生住みたいなとか、そこで一生、その町民の皆さんの健康を診ながら一緒に生活していきたい、生きていきたいなというふうに、要はすごい重大な判断をしてお医者さんは来るそうなんです。

だから、その町がどんな町なのかが見えなかったり、どんなよさがあるのかが分からないところには、なかなか行きたくないなと、言われてみれば、自分も同じ立場だったらそうですよね。給料高いから、じゃあとりあえず、どんな町だか分からないけれども行ってみようかじゃなく、ああこういう、子育ては充実しているのかとか、公園があってリフレッシュするにはいいのかなとか、あと、例えばその病院に関して、こういうところにこだわって、要はなんだろう、老人の方々を最後まで看取るとか、そういう何かにこうすごく

一生懸命頑張っている町なら、じゃあ行ってみようかなというふうになるらしいんですよ。 で、それをどこで、要は町を選ぶ、自治体を選ぶ先生方は見るのかといったら、今はホームページというふうにおっしゃっていました。結局その、お医者さんがよく見る専門雑誌というのも確かにあるんですけれども、それ見せていただいたんですが、本当に求人情報誌みたいな、絵もなければ何もない、ただ字体で、どこどこの地区で給料いくらくらいで、こういう待遇にしていますよというのしか載っていないですよね。

私はこのホームページというのはすごく大事だなと、目で見れるし、動きも入れられるし、と思って福島県のドクターバンク福島の地域医療センターというホームページですよね、そちらに載せていらっしゃるんですよね。そこから、確かに西会津町ってあるんですよ。で、クリックして、じゃあうちの町はどんな宣伝をしているのかなと思って見てみたんですが、ちょっと小さくて見えないですかね、今いる先生が映っていて、それ以外の文章は本当になにか、中学校卒業まで医療費無料だよとかですね、保育料も無料だよとか、そういうことがちょいちょいと書いてあるだけで、これで、どうでしょうね、この町ってこういう町なんだと想像できますかね。

私もいつもこう思うんですけれども、このネット社会で、いろいな方々がパソコンで生のというんですかね、手軽に、その行ったこともない、見たこともない町の情報を得られる、情報を取れる時代なのにも関わらず、まだこういうふうに進んでいない現状を見たんです。これについていかがお考えですか。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それではお答えをいたします。

ホームページの内容のご質問かと思いますが、これまで、先ほどちょっと申し上げましたとおり、全国自治体病院協議会のほうに何度も出向いて相談をさせていただきました。で、どういう形であればお医者さんが、医師の確保ができるのかということなんですが、これについては、当然、決定打といいますか、これをやれば募集が叶うというような決定打はないんですが、ただ、いろんな媒体を使って、とにかく西会津町のことを知ってもらう機会を多く取ること、これが一番大切なことではないのかというようなことから、先ほど申し上げました数々の媒体によって募集をしておりました。

ただ、議員ご指摘のように、ホームページの内容をもう少し充実するということも、一つ必要なのかなと思いますので、その点につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 ぜひ日々の業務が忙しいのはすごくよく分かるんですが、これ見てもらうと分かりますけども、もうちょっと、例えば目で見て分かる、読むんじゃなく目で見て、あっ西会津町ってこういう町なんだ、こういうことを頑張っている町なんだというのを分かりやすく、例えば地域医療支援センターの中でも、ああこういう町から声かかっているんだけれども、どういう町なのかなとお医者さんが調べたときに、ああこういうことなんだとすぐ分かりやすくしておかないと、今言ったように、ホームページからやったらつながらなかったこともしたことあるんですよ、場所によっては。そうではなく、やっぱり常にそういうところに目を光らせて、お医者さんが、もし見ても大丈夫な体制というのを、きち

っといつも構築しておくことが重要だと思いますので、そこに関しては見やすいね、ああ 行きたいなと思ってもらうホームページ等、やっぱりやっていただきたいなと思います。

で、今、お医者さんに、今いる西会津診療所の勤務されている先生方の負担が過大にならないように工夫は行っているというお話だったんですけれども、調べているうちにびっくりしたんですけれども、コンビニクリニックでしたっけ、要は、地域の方々もその先生方を大事にしなければだめなんですよね。ただの労働力として来た方で、お医者さんですから全部何でも診てくださいという、やっぱこれ我々みんなで考えなければいけいないことで、例えば、そんなに重症、本人にしてみれば重症なんでしょうけれども、本当に気軽に、都会のほうではちょっとしたことでも何でもかんでも、その病院に行ってお医者さんの多忙感を増しているなんていうお話も出ていたんです。うちの町はそんなことはないと思いますけれども。

これあれですよね、皆さん、町民の皆さんで先生方や、その今の医療施設というのを守っていかなければいけいないと思うんですけれども、そういった例えば、先生の今のね、一生懸命頑張っていらっしゃる活動とか、皆さん、町民の皆さんに見えるような、こんなふうに、ただ診察したときに、お医者さんとして診るだけじゃなくて、自分が診察していない以外の部分でね、ほかの患者さんを診るときにこんなこともやっていますとか、それ以外に老健に足を運んでこんなことをやっていますというような情報を公開するような取り組みというのは行っていましたでしょうか。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それでは、お答えをいたします。

今の医師の通常の診療業務以外の業務を町民の皆さんにお知らせをするようなことは、 今までやってきたことはございません。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 例えば、私もちょっと勉強不足であれですけれども、保健、そういった毎月じゃなくても、年に何回か出しているみたいな、例えば健康増進課、健康福祉課で出しているような広報紙というんですか、ビラみたいなものはないんですか。
- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 お答えをいたします。

議員おただしの、その直接町のほうで広報紙を出してというようなことはやってきておりませんが、例えば広報紙の中で、健康づくりのコーナーがありますので、そういった場面で先生からのアドバイス的なことを載せていただいたりと、そういうことは過去にございました。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 出るのであれば今後も続けたほうがいいと思います。要は、病気になる人ばかりじゃなく、健康な人もいらっしゃいますので、診療所に行っていない人というのは、なかなか先生方の活動というのは見えないと思います。やっぱり皆さんで、この町民みんなで、せっかく来てもらった町の宝であるあのお医者さんを守っていくという意識が大事だと思います。なので、そういったほうの取り組みも、ぜひ今後お考えいただきたいと思います。

あと、そのお医者さんがもし1人来るにしても、来ないにしてもそうですけれども、今、 県内でも叫ばれていますけれども、看護師のほうも不足しているんですよね。お医者さん も不足しているし、それをサポートする方々も、今いなくなっているというふうにお伺い しているんですけれども、今、足りているというふうにはお話していたんですけれども、 もし万が一、今これから行う医師確保の努力で、お医者さんが1人見つかって来てくれる というふうになった場合というのは、現在の体制でもサポートする看護師、もしくは技師 のほうは足りるんでしょうか。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それでは、お答えをいたします。

今の医師確保にむけて様々な取り組みをしておりますが、仮に医師、新しい医師においでいただくことになれば、当然、新郷診療所も今、休診しておりますので、それを再び戻したり、あと群岡と奥川診療所についても、縮小しているものを元に戻すということになります。さらに西会津診療所内においても、3人体制ということになりますので、当然、医療スタッフ、看護師についても増員が必要なのかなというふうに考えております。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 今は西会津町、国保診療所で求人は出してらっしゃいますか。
- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、職員の看護師でありますが、今年も正職員としての看護師を募集をさせていただいております。ただ、正職員の看護師については、毎年募集をしておりますが、なかなか応募がないという状況が続いております。臨時の看護師については、ハローワークなどに登録して募集をしているところでございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 ほかでも看護師が不足していて、例えば来てもらってから慌てて人を探さなくてはいけないと、そのときに、要は、今来ないものが、このまま続けていて来るのかなというところに関して、私はちょっと疑問を感じます。来ないなら来ない理由があると思います。なので、そこに関しても、私、詳しい内容探したんですが、なかなか見つからなかったので、待遇に関しては常に注視していかなくちゃいけないと思います。今までどおりやってきて、誰か来るだろうとずっと待っていても、なかなか来ないと思います。これはやっぱ待遇改善、これは今働いている方々も含めてですけれども、よりよい環境でよりよい医療が受けられるように、こちら側も常に目を見張っていなくちゃいけないと思います。そこに関しては、今後ぜひ注視して、常に見ていてほしいなと思いますが、お考えはいかがでしょうか。
- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、1点目の看護師がなかなか採用、応募がないという状況でございますが、ご承知のとおり、看護師、慢性的な人材不足というふうに言われております。いろいろ要因というか理由はあるかと思いますが、最近、男性の看護師、だいぶ増えてきておりますが、まだまだ大部分が女性の職業というふうになっておりまして、若い看護師が、ちょうど結婚

だとか出産で、一時職を離れるということで、看護師の離職率は非常に高いというふうに聞いております。また現場に戻る、復職する際には、やはり家庭の事情で、どうしても子育ての関係で自宅から近いところ、通勤距離が短いところであったり、あるいは時間的な勤務の制約があったりということで、なかなかどうしても西会津町のような比較的距離があるようなところは敬遠されがちなのかなというふうに推測しております。

ただ、町でもこれまで様々な機会を通しまして看護師の募集もやっておりましたので、 今後も引き続き確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

あと2点目の待遇の件でございますが、待遇につきましては、正職員については、当然 町の給与規定に基づいての給与体系になっておりますが、委託と臨時職員の待遇というこ とでございますが、なかなか、先ほど申し上げましたように人材の確保が難しいというこ とで、一般の事務職よりは相当委託も、職員もそうですし、臨時職員の給与については優 遇をさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 であればね、優遇されていて、ああいいなというんだと、たぶん人が来るんだと思いますが、今来ないという現実があるということは、やっぱりそこら辺も考えるべきだと思います。それに関しては、まだお医者さんも見つかってませんので、常に注視していてください。したほうがいいと思います。

最後に国保診療所についてお伺いしたいことがあるんですが、何度も言うようでくどくなってしまいますが、本当に調べれば調べるほど、なかなかこんな環境の、要は医療体制が整った環境の自治体というのは、本当、この辺じゃないなというのが本当の、私の直な実感でした。これないとは思うんですけれども、第3セクターみたいなことというのは考えてないですよね。

私はこれは、町民の健康は町がやっぱり責任を持って、ずっとこれからもみていかなければいけないし、今、皆さん方が頑張っていらっしゃるその努力は本当に素晴らしいと思います。その皆さんの努力があってこそ、今のこの西会津診療所は維持できているんだと思うんです。これはやっぱり第3セクターに任せて、あとよろしくねというのは、私は絶対やってほしくないなと思ったので、ちょっと心配になったので、そこだけお聞きしたかったんですが、よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 今のおただしでありますけれども、第3セクターでの医療機関ということでありますが、その考えは全くありません。
- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 ほっとしました。よかったです。今後もお忙しいとは思いますが、命につながる西会津診療所は、国保診療所ですか、は、皆さんの生命、命、健康につながる、直結するところでございますので、これからも頑張ってご尽力してください。よろしくお願いします

で、こちらの質問は終わって、次、バス、町民バス、町が目指す町民バスの運行についてお伺いしたいと思います。

ちょっと経緯をお話させていただきますが、今回、この医師確保とバスの質問を出した

理由というのが、町民懇談会で、あるお母さんが、冬場、病気の自分の旦那さんを猛吹雪のところ、どうしても病院に連れていかなければならなくて、ただ、西会津診療所で診られない病気なので若松まで送っていかなければならないんだと、自分も歳だし、運転がすごく怖いけど、どうしても連れていかなければいけないから、頑張っているんですという話を聞いて、非常にもう心を打たれたのが今回の質問の理由でした。

結局一番は自分の町で診てあげられれば一番いいんですけれども、そうでない方々というのは、申し訳ないですけれども、大きな医療機関とか、専門医療機関に行くしかないんですけれども、そういった方々が自分の都合があって行っているのかもしれませんけれど、そういった人たちをなんとか救えないかなという考えで、今回、医療の話とバスの話をさせていただいたんですが、今、町が定時定路線バスの必要性を唱えて、導入をしようとしていますが、まずその町が考える町民の足の確保に対する今の考えというんですかね、こういうふうにしたいなというものがあるのであれば、まずそれをお伺いしたいと思います。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしの、まず自治体がすべき地域公共交通の役割と申しますか、につきまして、 ちょっと申し上げたいと思いますけれども、やはり地域の交通空白地帯を埋めながら、住 民の日常生活を支えるための交通網の整備というのが大切であると考えてございます。

このことから、生活する上での通勤、通学、通院、あとは買い物等でございますけれども、こういったものを支えるために、自治体においては、その足の確保、西会津町ですと、 やはり町民バスの運行というのが必要であると考えてございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 全くそのとおりだと思います。ホームページで、ちょっと資料がどっかいってしまったんですけれども、国土交通省だと思ったんですが、結局、ただ単にどこかに行きたいときに、足というか、その人を運ぶためのものじゃなく、そのインフラ整備というのは、買い物や経済活性化につながってみたり、また、病院に行ければ健康増進にもつながるし、隣の、例えば村に、おばあちゃん歩いて行けない、でもバスがあるんで、行ってお茶のみしてくるかと、コミュニケーションを取ることによってお互いまだ元気だなと、結局、心の健康にもつながると。様々な意味で、この自治体のインフラというのは大切だというふうに書いてあったと思いました。

ただ、今回いろんな人のお話聞いてきたんですけれども、私はその定時定路線バスというのは一番分かりやすいと思います。先に聞きますが、これ例えばですけれども、そのバス、私なんかだと、たぶん自分の車で行きたいところに行って、どこでも行けますよね。好きな時間にどこでも行けます。でも、そうでない人たちもいらっしゃいますよね。私は、丈夫で健康で自分の体、思うまま、何でもできる、そういう人は置いておいて、そうじゃない、例えば行きたいところにもなかなか行けない、近所に知り合いも、例えば村がね、空き家になっちゃって人もいない、送ってもらう人もいない、私はこういう交通弱者、困っている人たちに一番最初に目を向けるべきだなと思うんですけど、町の考えはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えを申し上げます。

まさしく議員おっしゃいましたように交通弱者、やはりうちの町の高齢化率も高い部分 ございますし、そういった中で、やはりそのお住まいの自治区までの、やはり足という部 分でも大切であるというふうに考えておりまして、これにつきましては、現行で運行して おりますデマンドバスを運行し、かつ、やはりその先ほど申し上げましたように、これか ら高齢化社会において、電話の部分ですとか、体がちょっと不自由な方もいらっしゃいま すので、定時定路線バスの重要性というのもございます。ですから、これらをいいところ ございますので、併行運行しながら、その足の役割を果たしていきたいというふうに考え てございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 今デマンドという単語が出たんですけど、あちこち歩いていて聞くんです、デマンド確かに便利だよ。ただ、おら耳遠いだよな、電話するの、やんだけど、電話をかけて次の日乗れるか乗れないか、電話待っているのも大変なんだよなとか、例えば団体でどこかの、たぶん温泉に行きたいなと思ったときに、じゃあ7人お願いしますというかと思ったら、それはできないとか、様々な声を聞いたんです。たぶんですけれども、私が考えるに、使える人たちはいいんですよ、そういったシステムが分かって、理解ができて、電話も億劫じゃなく、ぱぱぱっとできる、そういう人たちは、例えばデマンドができるればありがたいと思うんですけれど、私、救わなくちゃいけいないのは、それもなかなかできない年配の方々がいっぱいいらっしゃるんです。結局そんな面倒くらいことやるんだと、もう俺いい、出なくてと。じゃあ誰かたまたま行くときあったら乗せていってもらうからいいと。でもそれ続けていくと、だんだんだん出なくなってしまうんですよ、年配の人たち。

私たちはそういう人たちを本当は買い物や、友達と会いに行ったりとか、そういう機会をつくって、ああこの町に住んでよかったなと思ってもらえるような方策を考えなくちゃいけいないと思うんです。それに関してはどうお考えでしょうか。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいましたのは、その生活する上での、例えばコミュニケーションですとか、そういった部分で、その足として町民バスをご利用していただきながら、気軽に例えば買い物、例えばロータスイン等のお風呂に来ていただくとか、そういった部分も非常に重要であると考えておりますので、そういった利用、もちろんこれも町民バスの果たす役割でございますので、そういった部分について定時定路線を入れながら、その運行については、今、検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 ですよね。で、私一番引っかかったのが、この間の全協で、町民バス定時定路 線運行の進捗状況等についてという説明を受けたんですね。そのときに、4月から始まっ て来年の2月までのバス導入に向けての流れを計画として書いてあるんですけど、これ対 象自治区長等への説明会とかですね、要は、そういった困っている、本当に助けてあげた いと思う方々の意見をどこで聞くのかがここに出ていないんですよ。本当は助けてあげな

くちゃいけない、こうしてほしい、ああしてほしい、そうすればなという方々の意見が取り入れる場所がどこにもないんです。意見の集約等は確かに出ているんですけど、課長あれですよ、直接、その困っている人の顔見て、目を見てお話聞くというのが、一番やっぱり何とかしなくちゃなとなると思いますよ。それがここに入っていないのはなぜなんでしょうか。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

先日の全員協議会で、これからのスケジュール等々についてご説明をさせていただきました。その中で、説明会というような部分で対象の自治区等での説明会を今後において予定をしてございます。説明会ですので、本来であれば全住民の方等にご参加いたければいいんですけれども、なかなかそういった部分もやはり、特に利用されるお年寄りの方ですとか、やっぱり説明会の参加も大変であるという部分もありますので、代表いたしまして、その地区の区長さんにご通知を申し上げ、その区長さんがその地区の利用される方ですとか、そういったご意見を伺っていただき、その説明会には臨んでいただければというふうに考えてございます。

また、必要であれば、区長さん等を出席予定者とさせていただいておりますけれども、一般で利用されて、本当に体も健康で説明会に出席しても大丈夫だという方、もちろん説明会のほうに出ていただいても結構でございますので、ご意見としては広く、区長さんを通じてではありますけれども、聴取をしていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 そこなんですよ。いろんなことよく区長さんに、区長さんが一番よく知っていますからというんですけど、たぶん区長さんいろいろ仕事あると思いますし、私は、これから業者と交渉しなくちゃいけないときに、これから業者は業者の意見がある、こちらはこちらで町民がどう困っているのかを把握していかなくちゃいけない義務があると思うんです。そのときに、区長さんを通してで、本当に困っている方の意見が多く届きますかね。私はそれがすごく疑問なんです。

で、じゃあどこで、1件ずつ回るわけにはいきませんよね。だから例えばですけれども、 老人の方々が集まるような場所にこちらから出向く努力をすべきじゃないんですかね。例 えばサロンであるとか、できるかどうか分からないですけれども、ある年配の方が言われ たんですけれども、ある民生委員の方々なんかは、すごくあちこち回っていて、困ってい ることも知っているし、あの人たちに聞いてみたらいいんじゃないかよと、あの人はすご く一生懸命やってくれるんだなんていう話も聞きました。

そういったふうに努力すれば、その困っている方々の近くに行ける方策というのは、まだまだ私はあると思うんですよ。それを自治区長さんだけに、それは一番簡単ですよ、紙を回してやるというのはもちろんですけれども、どうせ、せっかく今、いいことやろうとするのであれば、そのくらい町民の皆さんの前に行く努力をされたほうが、利用する側にも思いも伝わるし、内容も理解してもらえるんじゃないんでしょうかと私は考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

大変いいご提案ございました。やはりそういったサロンですとか、民生委員の委員の方 にご意見をいただきながら調整もしていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 ぜひそうしてください。どうせやるのであれば、皆さんが、ああやってもらってよかったと、ああこれができたおかげで、今度、俺、出られるんだと言ってもらえるバスをつくるには、やっぱり町民の目線に立たないとだめですよ。確かにお仕事大変かもしれませんけれども、ぜひ、そうしてください。今、前向きな答弁をいただけましたし、たぶん困っている方々の目と声を直接聞けば、たぶんこれから目指す定時定路線バスの正しい方向性が見えてくると思いますので、ぜひそうしてください。

あと、資料いろいろ調べていたんですけれども、成功事例いっぱいあります。ありました。ちょっと今ごちゃごちゃしてあれですけれども、最上町とか、この最上町の資料は非常に分かりやすく、どういう問題点があって、その問題点を解決するには何が必要で、じゃあ具体的にはこういう方策が必要で、じゃあ資金はどのくらいかかるか、そこまで分かりやすく、しかもそれホームページ上で公開している。こういうところもありました。

あと、医療機関との連結なんですけれども、そこに関しても、眼科さん、整形外科さん、あと大きな大病院等、結構西会津に入ってきているんですよ。で、先ほど言った私の質問のきっかけになったあの方々も、例えば自宅から出てくるのに、もう既に 20 分くらいかかるような山間部に住んでいらっしゃるんですけれども、そこにも例えば定時路線バスが入って、その病院の連結バスの場所まで送ってもらえるということになれば、じゃあ今度、怖い思いしていく必要ないなと、あと自分の車じゃなくてバスで行けるよなと、その停留所だってちょっと一歩工夫するれば、町内の商店街近くに、例えばよりっせとありますよね。ああいうところで乗り降りすれば、待っている時間で買い物しようかとか、そういったふうにいろんな方策って広がっていくと思うんですよ。

そういったことも含めて、困っている方々、先ほど言った年配だけじゃなく、病気の方々もいらっしゃいますので、確か調べれば、そんなに面倒くさくなくあれですよね、例えば整形に通っている人は何人くらいでとか、分かると思いますので、あと、民間に関しては、ある大病院に関しては、これもホームページ上に何時、何時、どこどこ来ますよとか、あとどことどこは何時何分に回ってここに来ますよというの分かりやすく公開されています。一歩調べればすぐ分かることなんですよ。そこに関しても連結を含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほど地域公共交通の果たす役割という部分で申し上げましたが、現行のデマンドバス、かつては定時定路線バスもそうでございましたが、バスの接続につきましては、接続と申しますか、発着時間、到着時間につきましては、他の交通機関、例えばJRですとかの接続を第一に編成しておりますので、バスを利用して、その後JR、また高速バス、またおだだしのありました、その町外、他市町村からのそういった無料バスも、医療機関でございます。それとの現行接続もそれほど待ち時間なく利用できるような、現行の形態もなっ

てございますので、今後においてもそれらを注意しながら編成をしていきたいと考えてご ざいます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 よろしくお願いします。非常に希望が持てる答弁をいただけましたので、私の 一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。
- ○議長 暫時休議します。(14時56分)
- ○議長 再開します。(15時20分)2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 皆さん、こんにちは。2番、薄幸一です。今回、私は2つのテーマを質問させていただきます。

1つ目のテーマとして、旧新郷保育所施設の活用についてであります。旧新郷保育所が 閉鎖して数年が経ちましたが、施設の活用について伺います。

2つ目のテーマとして、自然災害の対策についてであります。近年、全国各地で地震災害が頻繁に起きております。東日本大震災が7年3カ月が過ぎ、今なお復旧が進んでおりません。先月末には小杉山地内の土砂崩落が起きました。

また、隣接する喜多方市高郷町揚津地区では地滑りが発生し、県道新郷・荻野停車場線の道路に沿って地割れがあました。本町でも地滑りが予想される地区はあるか伺います。

2つ目、県道新郷・荻野停車場線で、明神橋付近でコンクリート擁壁構造物や落石防護ネットを超えて10センチほどの石が、数えきれないほど落下しています。今まで事故の報告を受けてはおりませんが、いつ石が落下するか分からない状況で走行しています。県の要望活動状況について伺います。

3つ目、自然災害ともいえる今冬の豪雪で傷んだ道路や河川・吹雪で走行困難な場所を確認しているか伺います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、旧新郷保育所施設の活用についての ご質問にお答えいたします。

旧新郷保育所につきましては、旧群岡保育所への統合に伴い平成22年3月に閉所し、平成26年3月には保育所施設としての用途を廃止して、現在、普通財産として維持管理しているところであります。

町が、平成29年2月に策定いたしました保育所施設の利活用方針では、旧新郷保育所については、サロン活動などでの使用が考えられるが、当面、現状のまま維持することとしております。

旧新郷保育所施設は、現在のところ、冬期間は除雪作業員の詰所として、また、集団健診の会場や選挙の際の投票所、さらには老人クラブの活動などで使用されております。引き続き施設を適正に維持管理し、今後も、新郷連絡所、公民館分館機能を補うとともに、サロン活動をはじめとした地域コミュニティの活性化など、多様な利活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、自然災害の対策についてのご質問に お答えいたします。

はじめに、本町で地滑りが予想される地区の有無についてでありますが、国土交通省及び林野庁並びに農林水産省所管の地滑り危険箇所が27箇所、指定を受けており、県単独及び県と町による合同の点検を定期的に実施しております。また、町では地滑りを含む土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等を反映したハザードマップを作成し、全戸配布を行いながら危険地区の周知を図っているところであります。

次に、県道新郷・荻野停車場線の落石対策の要望活動についてお答えいたします。議員 ご質問のとおり、ロックシェッドから八重窪地区に至るまでの間で、落石等が確認されて いることから、町といたしましても早期に改善を図り、安全・安心な交通を確保する必要 があると認識しております。

このことから町では、道路を管理する福島県喜多方建設事務所に対しまして、地域課題検討会等の機会に課題提起し、早期に対策を講じるよう強く要望しております。今後も引き続き、様々な機会を捉え早期事業化を目指し、要望活動を行ってまいる考えであります。

次に、豪雪により損傷した道路・河川及び吹雪により支障をきたしている箇所の把握についてのご質問にお答えします。町では道路等の定期パトロールを通じ、損傷や支障をきたしている箇所があれば、できるだけ速やかな対策を講じ、維持・修繕を行っております。一方、定期パトロールにより発見できなかった箇所については、自治区長や地域住民からの連絡を受けた場合、速やかに現地確認を行い、対策を講じております。

また、吹雪により、いわゆるホワイトアウト現象を引き起こし、支障をきたしている箇所の把握につきましても、地域住民等からの情報により状況確認を行っており、対策についても検討しているところであります。

町としましては、今後とも道路等のインフラの適切な維持・管理に努め、町民の皆さんの安全・安心の確保や産業・経済の振興、生活の向上等を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 旧新郷保育所の閉鎖についてでありますが、新郷地区といいましても、施設の前の駐車場ではないんですけれども、前が雑草で本当に伸び放題のままになっておるものですから、そこを駐車場にすれば、今の公民館、西会津公民館新郷分館の駐車場にもなるのかなと思っております。新郷地区でも集まる場所が、大勢の人が集まる場所がここしかないものですから、いざ車、10 台、20 台も停めますと、道路に停めるようになってしまいます。本当に今の旧新郷保育所の前の雑草を全部きれいに刈って舗装でもすれば、これから大いに活用、利活用できるかなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 薄議員の再質問にお答えいたします。

旧新郷保育所の旧園庭の部分のお話かと思いますが、以前にも住民の方より、そういった要望も確かに出されたことも、舗装してほしいというようなこともありました。ただ、現状のままでも十分駐車場として使えるということで、舗装まではしていないのが実情であります。現在、草が伸び放題ということで、その辺は適正に管理するよう努めていきた

いと思います。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 舗装にすればいいということもありますけれども、途中まで縁石があって、その縁石も撤去していただいて、きれいに刈ってもらえれば駐車場にも使えますけれども、冬になりますと、除雪で、公民館使う方が除雪でそっちのほうにも雪を押します。本当に平に舗装されていると奥まで除雪もできますし、駐車場が狭いものですから、冬、大雪降ったときなんか車停める場所がない状態なものですから、縁石撤去していただいて、きれいにしていただけれれば使えるかなと思います。要望ですね。その点、もし速やかに撤去できれば撤去してほしいなと思っております。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 現在、旧新郷保育所は普通財産ということで、総務課が管理してございます。 今ほど議員がおっしゃられた縁石の部分とか、今後調査いたしまして、撤去が可能なのか どうかも含めまして検討をさせていただいて、もし可能であれば駐車スペースを確保した いということで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 今ほどの説明で、今、旧新郷保育所は当面現状のまま維持するということでありましたが、新郷地区で集まって何か行事をしたり、スポーツをしたりする場所がちょっとないものですから、ここの保育所をちょっと整備といいますか、手直しして、サロンでもいいですし、スポーツ、卓球台でも置いて、何かスポーツできる場所でもつくれば、人の交流もできるかなと思います。本当に新郷地区ではなかなか人も少なくなっておりまして、集まる場所もないものですから、こういうところで交流ができればいいなと思っております。その点、いかがでしょうか。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 お答えをいたします。

今現在まで、新郷地区の、例えば自治区長連絡協議会ですとか、自治区等から、今、薄議員の申された提案等につきましては、町のほうには今まで来てございません。今後そういったお考え、要望等があれば、町としてできるのかできないかしっかり検討した上で対処してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 それでは、自然災害の対策について伺います。今、全国的にテレビで放映されております高郷町の地滑り地区でありますが、本当に今年は大雪が降って、気温が急上昇して地下水が増え、地滑りが起きたということでありますが、本当に西会津でもこの前、小杉山ですか、崩落がありました。これについて、町として何か対策みたいなことは考えておりますでしょうか。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 小杉山ということでよかったですか。小杉山限定で申し上げますと、先 日、全員協議会のほうで経過、それから応急対策、今後の対応というような部分で申し上 げました。速やかに県の関係機関と報告したとおり、いろんな角度で分析というか、対策 を講じているというか、検討した経過がございます。

現時点では、まだこれというものは申し上げられることはございませんけれども、十分 県の機関と協議して、最善の対策を講じてまいりたいなというふうに考えてございます。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 先ほどの報告で、地滑り危険個所が 27 箇所あるということですが、定期的に検査しているということなんですけれど、定期的というのはどの程度の頻度といいますか、 年に何回とか、そういうことは明記されていますか。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

県などの関係機関の聞き取りで得た情報からお知らせしたいと思いますが、国土交通省 所管に関しましては、地滑り危険個所等は13箇所というようなことでございます。そのう ち県の土木部が指定している箇所が4箇所ございまして、それをさらに喜多方建設事務所 のほうで年1回程度ということでございました。

あと林野庁のほうで地滑り危険個所ということで所管している部分については、9箇所 というようなことなんですけれども、これは県庁本庁のほうで、ここはちょっと長いです けれども、概ね5年に1回程度と。

あとさらに農水省の関係ですけれども、その地滑り危険個所の所管については5箇所ということでありまして、最後に申し上げましたように、先ほど答弁でも申し上げましたが、これは県の町と合同でやっていると、これが年に1回程度という状況でございます。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 今の危険個所の点検ですけれども、どのような方法でやっておるか分かります か。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 それでは、町と、例えばその全部は、ちょっと詳しくは承知しておりませんが、農水省所管の部分で具体的に申し上げますと、町と県で年に1回というのは、そういった水抜きのような施設が2箇所ございまして、それがちゃんと機能しているかというようなことで、県の職員と町の担当職員が現場に行って、その施設の状況を確認しているというようなことでございます。

以上でございます。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 危険個所、ハザードマップで全戸に配布しておりますということなんですけれ ど、本当に自分の近くが危険個所だということは、ほとんどの人は知っておるのか、これ はちょっと分からないかもしれませんが、やはり災害時の情報の共有といいますか、今テ レビがありますから、すぐに分かると思いますが、町では何か情報を伝える方法、方策と いうのは何かありますでしょうか。ケーブルテレビのほうが早いですかね。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 情報伝達、災害時といいますか、そういったことになろうかなとは思いますけれども、これまでの災害発生状況のことで対応を振り返ってみますと、当然、ケーブルテレビ、あとは防災の行政無線、さらには直接現地を確認するなりというようなことの伝達というようなことが、これまでの実績といいますか、対応状況かなというふうに考

えております。

このハザードマップでございますけれども、もう一度、町民の皆さんも自分たちの地区はどうなっているのかというのを、やっぱり再確認はしていただきたいなというふうに思いますし、仮にここに、ハザードマップにも書いてありますけれども、必ず前兆現象というのが、何か落ちてきたとか、ひびが入ったとか、そういったことが見受けられた場合には、ハザードマップに連絡先も明記してありますので、町民の皆さんからも情報をお寄せいただければ、現地確認などできて、予防にもつながるかなと考えておりますので、町民の皆さんのご協力もお願いしたいなと思います。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 次の2番目の明神橋の付近の擁壁、コンクリート擁壁の上から、10 センチほど の石が度々落ちてきています。今から 30 年以上前に約2メートルくらいの石が落ちて、そ れからスノーシェッドができておりますから、山が動くという、本当に石が落ちてくるの は、頻繁に落ちてきておりますから、本当に上を見ながらといいますか、いつ落ちてくる かなとちょっと心配がてら走行しております。

本当に喜多方建設事務所さんには何度も、私はいつも道路管理してくださいよとこう話をして、いつも見ていただいて、確認していただいておりますが、建設事務所さんでは、 月に何回くらいパトロールされているか、危険個所の確認といいますか、何回くらいパトロールしておりますか。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

県のパトロールの状況、回数までは正直把握しておりませんが、県は県なりに、我々が 町道をパトロールするように、定期的な道路パトロールをやっているということは確認し てございます。

その中で、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、県の機関と意見交換する機会というのも、今年ももう春から2回以上現地に行ったりして確認しておりますし、そういった直接的な要望も重ねておるところであります。

あと、今、この大窪というんですか、ロックシェッドの、議員が質問したところの地区でありますけれども、なかなか正直、共有地があったりして、事業化にならないというのは事実でございます。ただ、主体はあくまでも県だということをご理解いただいた上で、じゃあなんで進まないのかなというふうな意見交換をしますと、やっぱり共有地があったりして、なかなかそれがクリアできないというようなお話でございました。

当然、事業化というのは、その1つの事業をやるには8割方が用地確保だといわれておりますので、それができれば、もうすぐ事業化になるというような、だいたいのこんなスタイルなんですけれども、そこで、県の事業ではございますけれども、町としましても支援できる部分はないのかと、そういった共有地をクリアするにはどうしたらいいのかという部分では、その名義を調べたり、例えばあとは相続人を調べたり、そんなことで最大限町のできるところはバックアップしてございますので、もう少し時間をいただければなというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

- ○薄幸一 それでは、3つ目に移ります。傷んだ箇所といいますか、今年は特に雪が多かったものですから、峠に行きますと、除雪、朝、除雪して、今、夕方に除雪していただきますから、道路、本当に雪がなくていいんですけれど、また、本当に雪降っているときですと、吹雪だと道路が見えなくなってしまいます。そうなると、その長いスパンじゃなくてもいいですから、何箇所か防風林みたいなものがあればいいかなというふうに、そういう箇所が何箇所かあるものですから、もし町として調べていただければ、どこが雪降ったとき走行が難しいのかなという、それ検討していただいて、やはりこれから住民の安心安全のためにつくってほしいなとは思っておりますが、いかがですか。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

質問でもありました、確かにホワイトアウト現象、本当に車の走行なんかで不便をきたすところは承知してございます。例えばですけれども、なぎの平、今の例えば町道の野沢 柴崎線のなぎの平ですとか、例えば荒木ですとか、あるのかなというふうに承知してございます。

議員も今おっしゃられたように、防雪柵というようなことが有効かなとは我々も認識はしてございます。その防雪柵の形といいますか、それが工法もいくつか、3パターン、4パターンございまして、その場所、それから風向き、そういった状況に適したものを十分今、調査研究しているというようなことでございまして、そういった関係が、調整が整いましたら検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、よく今吟味しているというような状況でございます。

- ○議長 2番、薄幸一君。
- ○薄幸一 内容分かりました。ありがとうございます。本当に生活しやすい環境の整備を していただいて、これからますます頑張ってほしいなと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。(15時48分)

#### 平成30年第3回西会津町議会臨時会会議録

### 平成30年 6月12日(火)

開会10時00分延会15時48分

# 出席議員

 1番
 三
 留
 満
 6番
 猪
 俣
 常
 三
 11番
 青
 木
 照
 夫

 2番
 薄
 幸
 一
 7番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 荒
 海
 清
 隆

 3番
 秦
 貞
 継
 8番
 渡
 部
 憲
 13番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 小
 柴
 敬
 9番
 三
 留
 正
 義
 14番
 武
 藤
 道
 廣

 5番
 長谷川
 義
 雄
 10番
 多
 賀
 剛

## 欠席議員

なし

# 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	薄		友	喜	農林排	辰興胡	長	岩	渕	東	吾
総務課	長	新	田	新	也	建設	水道課	長	石	Ш	藤-	-郎
企画情報語	果長	矢	部	喜代	栄	会計管理	者兼出納	室長	長谷	11	浩	_
町民税務認	果長	五十	·嵐	博	文	教	育	長	江	添	信	城
福祉介護調	果長	渡	部	英	樹	学校	教育課	長	玉	木	周	司
健康増進調	果長	小	瀧	武	彦	生涯的	学習課	長	成	田	信	幸
商工観光調	果長	伊	藤	善	文	代表	監査委	員	佐	藤		泰

### 会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長渡部峰明議会事務局主査渡部和徳

# 第3回議会定例会議事日程(第5号)

平成30年6月12日 午前10時開議

開議

日程第1 一般質問

散 会

# (一般質問順序)

 1. 猪俣 常三
 2. 小柴 敬
 3. 渡部 憲

 4. 伊藤 一男
 5. 長谷川義雄
 6. 多賀 剛

 7. 青木 照夫
 8. 清野 佐一

○議長おはようございます。

平成30年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、おはようございます。

今次の議会は、平成30年度に町長の姿勢が予算に反映されてくる重要な会議であると考えます。また私は、地域の住民の福祉向上と人づくり、まちづくりを進めていくことにつながるよう、町側の取り組みや施策など、審査に努めてまいります。

さて、東日本大震災から7年が過ぎ、震災地では新たな教育の取り組みを進めております。また、他県においてもICT、情報通信技術を用いて、活用した教育を入れているということと、その成果が表れているとともに、さらなる発展も見せているという報道がありました。

本町において、町長が提案理由の中でご説明がありました教育改革サポートの一環として、埼玉県版学力学習状況調査、いわゆるRITテストを4月の12日、本町の小学校4年生から6年生、中学1年生を対象にして実施されたとのことであります。また、福島県では、平成31年度から本調査を県内全小中学校で導入することが決定されているとの説明でありました。今後の取り組み、また、児童生徒像を描いた指導を含めて、考え方を伺ってまいりたいと思います。

それでは、教育行政について伺います。

1つ目に、他県から教育長を迎えられましたが、その理由と町長の掲げる教育方針を伺います。

2つ目に、教育改革サポート事業の具体的な内容について伺います。

3つ目に、教育改革に取り組まれるとのことでありますが、具体的な内容について伺います。また、県や会津教育事務所との連携をどのように考えておられるのか伺います。

次に、鳥獣害対策についてでありますが、最近、サル、イノシシ等の鳥獣が作物を求めて集落やその近辺、そのところまで出てくるようになりましたが、その頭数が増えているように感じております。対策といたしましては、電柵や鳥獣防止ネットを張りながら被害防止を行ったり、町ではサルに無線アンテナを付けて、行動をキャッチして追い払う支援を行ったりしていますが、対応が追い付いていかれないのが現状であります。もっとよい制度を活用して普及できないか、そういう制度があることを切望しております。

そこで伺います。 I C T、いわば情報通信技術を活用した捕獲わなを設置して、鳥獣害防止の推進ができないか伺います。

以上、私の一般質問といたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 6番、猪俣議員の教育行政についてのご質問のうち、私からは江添教育長の招へ

いの経緯と教育に関する構想等について、お答をえいたします。

まず、私の教育に対する想いにつきましては、昨年来、いろんな機会に述べさせていただいておりますが、少子高齢化と人口減少が著しく進んでいる本町が、将来も西会津町として存続、発展するためには、次代を担う人材の育成、すなわち現時点での子どもたちへの教育が最も重要であります。これからの時代を築いていく人材が、困難な時代を生き抜く力を、幼少期のうちから学んでいける環境づくりが大切であり、子どもたちに学力向上と合わせて産官学民の連携した新しい教育の機会を与えたいと考えております。

このため、昨年12月から教育改革サポート事業を実施し、国が目指す方向や他地域の先行事例を調査してきましたが、その中で学校・家庭・地域との連携や、産官学民との連携による先進的な教育を実践し、教育の質の向上にも取り組んでおられ、現在、全国から注目されている埼玉県戸田市とのつながりができました。

私も戸田市に伺い戸田市の教育長より、戸田市の教育について話を伺う中で、先進的な取り組みを、ぜひ、本町に取り入れていきたいとの思いを受けました。特に戸田市では、急速な情報化の流れに伴い、AI、いわゆる人工知能の発展が予測される中で、児童生徒に今後求められるプログラミング的思考を育むための特色ある教育を進めております。

このプログラミング教育において、自ら教材を作成し、児童生徒や教員への指導にあたられるなど、これからの時代を見据えた新しい教育指導法の研究を進めてこられ、戸田市における教育改革の中心的な役割を担ってきた方が江添教育長であります。また、江添教育長は、学校経営力にも優れ、校長をされていた時には魅力ある学校経営をされ、昨年は学校経営アドバイザーとして、校長先生方を指導する立場で活躍されていました。さらに、指導主事や学務課長、教育委員会事務局次長等の教育行政にも精通されており、学校現場と教育行政の両面にわたっての経験をお持ちであります。

江添教育長は、私の掲げる教育に関する構想等に大変理解を示していただきましたので、 本町にはない先進的な教育を取り入れていくため、外の風、新しい風として教育長をお願いしたもので、教育改革の推進を中心に町政発展に尽力をお願いしたいと思っております。 その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 それでは、6番、猪俣常三議員の教育行政についてのご質問のうち、教育改革 サポート事業と教育改革の具体的な内容について、お答えいたします。

まず、教育改革サポート事業についてでありますが、同事業は町の教育改革をサポートするための手段として、総務省の地域力アドバイザー事業の地域人材ネットに登録されている外部専門家と事業委託契約を締結し、昨年12月から、国が目指す教育の方向性や産官学民との連携等による先進的な教育改革を進める他事業等の調査などを進めてきたところであります。

今年度の委託事業の内容といたしましては、1つ目に、他自治体との先行事例の調査、2つ目に、優良企業との連携構築、3番目に、埼玉県版学力・学習調査、いわゆるIRT調査の導入に関するサポート、4つ目に、教育関係者へのワークショップの開催、⑤に教育を通じた地域活性化策などの提案があります。

これらの教育改革サポート事業における調査結果やサポートを生かしながら、本町独自

の教育改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、本町の教育改革の具体的な内容についてでありますが、先ほどの町長答弁のとおり、未来に生きる子どもたちに、急速なグローバル化や情報化が進む厳しい社会で、生き抜いていく力を身に付けさせることが求められており、学力や体力はもとより、自制心や、やり抜く力など、いわゆる非認知能力も含めた教育が求められております。

このため教育委員会では、IRT学力調査の実施と結果の分析活用、ICTを積極的に活用したプログラミング教育の試行と、放課後や家庭学習の充実、主体的・対話的で深い学びあいを目指すアクティブラーニングの推進などを中心とした、新しい教育の方向性を確立し、推進していきたいと考えております。

このうち、IRT学力調査につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたが、4月の12日に実施いたしましたが、この調査は、単に学力だけを把握するものではなく、学習内容の定着度や学力の伸びを把握するとともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況も調査するもので、小学校4年生から6年生、中学校1年生を対象に行いました。

なお、このIRT学力調査は、世界的にも注目を集めている調査であり、福島県でも来年度から県内全小・中学校で実施することが決定されております。本町は他市町村より1年先駆けて実施することで、児童・生徒の学力の変化を把握・分析しながら、一人ひとりの学力の伸びを把握し、学力向上に向けた指導の工夫改善を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今月28日には、埼玉県戸田市と教育交流提携を締結することとし、産官学民の 知のリソース、資源を大いに活用するなど、本町にはない先進的な教育改革を参考に、学 校現場の先生方と十分協議しながら、進めてまいりたいと思います。

次に、県教育庁や会津教育事務所との連携についてでありますが、4月に開催されました県全体と会津地域の教育長会議のほか、5月の耶麻地区市町村教育委員会の連携会議、会津教育事務所長の本町への来庁訪問等を通じて、積極的に情報交換や共有を図ってきたところであります。このほかにも、本町と同様に、埼玉県版学力調査を本年度に実施した郡山市との連携など、サポート事業を通じて他県の先進自治体との連携も構築し、教育改革を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 6番、猪俣常三議員の鳥獣害対策についてのご質問にお答えします。

ICTを利用した捕獲わなにつきましては、オリの中に鳥獣が入った際、扉を遠隔操作できるものと、オリの仕掛けが作動した際に信号が送られるものとの2つのタイプがあり、いずれも捕獲の状況等の確認を省力化することが目的でありますが、捕獲の効果については従来のものと大きな差異はございません。また、山間部等の通信環境が良好でない場所には設置が困難であるなど課題もあることから、今後、他の市町村における導入の成果を見ながら検討してまいりたいと考えております。

本町におきましては、鳥獣害防止対策へのICTの活用といたしまして、サルに発信機を装着し、接近した際に光と音で住民にお知らせをする接近警戒システム、これをすでに出戸と高目地区で運用しておるところでございまして、今後もICTの導入につきましては、積極的に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 町長、教育長、それから農林振興課長よりご答弁をいただきました。まず、 昨日でございますが、いろいろと新しい教育改革につきまして、質問等を、お尋ねを申し 上げましたが、再度、ダブるところもあるかもしれませんので、またご指導、あるいはお 答えをいただければと、こんなふうに思います。それから、同僚議員もまた、質問等も重 なっておりますので、それに重ならないように努力をしてお尋ねをしてまいりたいと、こ んなふうに思います。

まず、町長がご答弁をいただいた中で、私、町長の教育方針ということでお尋ねをして しまいましたが、教育長の大綱的なお考えも含めまして、再度ちょっとお尋ねをしたいと 思います。

町長に教育方針的なものもありましたけれども、大綱的な考え方も含めてお示しいただければということでお尋ねしたわけですが。

- ○議長 すみません、大綱的というのはどういうことなの。
- ○猪俣常三 一つの大綱をお示しいただければと。
- ○議長 町長の大綱って何ですか、教育大綱のことですか。
- ○猪俣常三 町長のお示しいただける教育方針の中に。
- ○議長 さっきの教育方針ではだめだということですか。もう少し分かりやすく、ちょっと質問要旨まとめてください。
- ○猪俣常三 教育方針につきまして、私のほうでお尋ね申し上げましたけれども、教育長にもう少しこうお考えをお示し申し上げていただければ、大綱ということでお尋ねしたほうがよろしいのかなということで、お尋ねすのところです。
- ○議長 教育大綱を聞きたいわけですか。
- ○猪俣常三 教育大綱で。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 猪俣議員の大綱という部分で、これは西会津町教育大綱ということでご理解してよろしいでしょうか。この教育大綱につきましては、町長の思いを受けて、教育委員会と7月に総合教育会議を実施する予定でございます。この中で、町の総合計画に基づきながら、今年度、既にその内容等で実施しているもの、また変更等があったものを見直しをしながら、その7月の総合教育会議の中で町長からの大綱を受けて、決定していくということになっておりますので、今その状態で進めております。

ですので、今現在は、昨年度出ています教育大綱に基づいて進めているということでございます。よろしくお願いします。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 分かりました。それでは、再質問させていただきますが、これからサポート 事業の中に、いろいろ質問事項がちょっと含まれているんですが、私のほうで再度お尋ね をしたいと思います。

プログラミング教育というのが、新しく聞きなれないお言葉が出てきましたんですけれども、この教育を進めていく間に、先般、ちょっとお尋ねをしましたところ、かなり 30年、31年というふうに移行していくんですよというお話を伺いました。これは当然そうい

うような教育方針が流れてきているのかなと、こんなふうに思いまして、さらにこの本町に、こういった新しいプログラミング教育というものが導入されていくということになりましたときに、もう少し詳しい状況をお尋ねしたいと思うんですが、これは私どもの本町においては、小学校が205名、それから、中学校につきましては118名ほどいる小規模な学校でございます。

そういったところで、教育長は、大きな大規模のところの学校で教育行政をとってこられたというふうに伺っておりますので、そういった観点から見られた場合に、そこら辺のところの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 お答えいたします。

小学校におきましては、平成32年度に新学習指導要領の改訂に基づきまして、新しい教育を進めていくということで、もう既にこのように新学習指導要領が出ております。その中で、ちょっと一文を読まさせていただきますが、子どもたちが将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められるプログラミング的思考(自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせなどをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといった論理的な思考を考えていく力)を育むために、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけさせるための学習活動を計画的に実施することとしているということで、もう既に32年度から、教科の中でプログラミング教育をするということで、もう出ております。

ですので、32 年度の教科書には、もう実際にプログラミングの学習の内容が出てきていますので、もう国の学習指導要領の中に、もうプログラミング教育を学習をしなさいという、するようにという内容での基準が出ておりますので、そういう意味で、もう日本全国これに基づきながら学習をするということでございますので、ですので、そういう意味では、もう移行期であります 30 年、31 年のときから少しずつやっていくということが、私は大事だと思いますので、そういう意味で、実態に合わせながら、プログラミング学習の基本的なところを今年度から少しずつ進めていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 私は特に、このICT、あるいはAIとか、人工知能のタブレット端末を利用したことに対しての教育の方向性について、別に否定しているわけではございませんけれども、非常にこう、今までは学校側の取り組み方といたしまして、ちょっとこうなじめないという部分もあるのかなというふうに感じているわけですが、そんなことは、言えば失礼になるのかもしれませんけれども、そういう考え方のギャップということと、教育長の考えておられる部分で、相当なじめていくことができるのかどうかというのが一つ心配なところなんですが、そこのところだけお尋ねをしておきたいと思うんですが。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 新しい教育ということで、大変ご心配なところは多々あるかと思いますが、私

は、どこの地域の子どもも全く変わらないと思っております。そういう意味で、私自身も 戸田市の中で、子どもたちにプログラミングの学習を実際に教えてきました。そういう意 味では、福島の子どもたちも、その新しい学びについての意欲はたくさんあるかと思いま す。その上で、教える側の先生方に、なかなかそのスキルがないという、指導力がなかな かまだやってきてないことでありますので、この辺につきましては、昨日も申し上げまし たが、夏休みに、まずは先生方に研修をしたいと考えております。先生方が、これならで きるという、自分ができるんだという自信をまず持っていただきたいなと、そういう思い があります。

その上で、子どもたちに学習をしていくということで、難しいプログラムを組むということではなくて、簡単な日本語を組むプログラムということですので、我々とかく英語のこう難しいプログラミングではないのかという意識があるんですが、これは全く違う、日本語をただ組み合わせてくだけの簡単なプログラムをしていくということで、文科省のほうも、プログラミングをすることではなくて、物事を組み立てていく、順序立てていく、そういう論理的な思考を学ぶためのプログラミング学習なんだということですので、難しい困難なプログラムを組むことを目的としておりませんので、そういう意味では、私は西会津の子どもたちも、本当にこう一生懸命学習していくというふうに信じておりますし、またやっていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 そこでなんですが、プログラミングの思考の育成を図る上でということでお 尋ねをしてまいりますが、プログラミングソフトというのが出てくると思います。当然、 使用することになりましょうが、こういことが入ってこないと、いろんな知恵を広く取り 入れていくということができないんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

それからまた、先ほど組み立てていくという、思考性が出てくるんじゃないかなと思うんですが、そういうところで、おそらくキャラクターを動かして図形を丸く描くなんていうことに、たぶん挑戦されていくんだろうと、こんなふうに思います。そのプログラムを何回も繰り返すことによって、おそらく知識も身につく、そういうことを、力を育んでいくんだろうというような考え方ではないのかなというふうに、私なりに理解はするつもりなんですが、どうなんでしょうか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 議員のおっしゃるとおり、そのようなプログラミングで、子どもたちがわくわ くするような授業を展開する予定でございます。
- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 そこでお尋ねするんですけれども、子どもたちが教育に、まず楽しみを持った教育が必要ではないのかなと、こんなふうに思っているわけです。先ほど、前回も申し上げましたように、子どもたちが失敗したり、間違ったりしてしまうと、躊躇してしまうということが一番大きな要因になるということでありますから、それが楽しい教育になっていくということが、私が願うところであって、そこら辺のところの先生方と、また教育長の教育観ということがマッチしていただければというのが私の願いでございますが、ど

うでしょうか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 おっしゃるとおり、子どもたちは楽しみながら学んでいく、先ほど申したように、今、文部科学省のアクティブラーニングということで、子どもたちが主体的で、対話的で、深い学びをするという、そのような学習を今後進めていくというとこでございますが、そういう意味では、私、プログラミングというのは、失敗を繰り返しながら、それでもまた修正ができるという、大変私は素晴らしい学習ではないのかなと。逆に失敗をしながら、次にこういうことができる、もっとこうなんだということで、子どもたちたなりにどんどん論理的に思考を組み立てていく、そういう意味では、ある意味ではプログラミングというのは失敗をすることによって、より深く学んでいけるということで、その失敗を恐れてやらないとか、意欲が失われてしまうということは、逆には全くないというふうに思っておりますので、そういう意味で、このプログラミング学習は、新しい学びの、子どもたちへの学びにつながっていくというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 そういう教育の中身であったとすれば、今度は家庭の中での子ども、児童生徒さんの行動といいましょうか、そういうところの、その家庭内での取り組み方、これはどのようにお考えでしょう。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 議員の家庭での取り組みということですが、これは子どもによって、それぞれ 環境が違いますので、家庭でまでその延長線上でプログラミングの学習をしなさいという ことは、これはなかなか無理な状況があるかと思います。そういう意味で、以前から申し上げています、不易流行という部分がありますので、やはり家庭では家庭学習、例えば宿 題が出た、そのことをしっかりやって、学習の基礎力を身につけるということは家庭で行って、で、学校でのそういう学習環境がある中でプログラミング学習を進めていくということで、家庭でもやりなさいということではないというふうに私も考えておりますし、また家庭にそのような負荷をかけてはいけないのかなというふうにも考えております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 よく分かりました。十分そのところの部分が、子どもたちが負担になるという部分が、ちょっと私なりに予見したものだからお尋ね申し上げましたが、十分そこら辺のところ注視していただいて、学校の中でのこの対応ができましたら、素晴らしいものなんだろうと、こんなふうに思っています。

それから、そちらのほうに教育長がお話された不易という点と、また流行というようなことも含めまして、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども、これは残すべきものが残さなければならない、で、変えるぶきものは変えていかなければならないということの意味合いもあるのかなと、こう思ってはいるんですけれども、やはり子どもと向き合って、またそれに直さなければ、問い直さなければいけないという部分もあるのかなというふうに感じておるんですが、そういうことで、変えるべきものは変えていかなければなら

ないと、そういう部分というのは大事なことなのかなと思うんですけれども、教育長、ど うなんでしょうか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 変えるべき点ということでは、どんなふうにお答えしていいか大変難しいんですが、例えば授業の中で、今までのような教師が一斉的に教えて、子どもがそれを勉強して、それを答えるという一方通行の授業ではなくて、先ほど申したように、アクティブラーニングということで、先生が問いを出す、その問いに対して子どもたちなりに答えの方向性を導き合いながら、また、友達同士こう学び合いながら、そして深い学びをするという、そういうふうな学習の指導方法は、これは変えていかなければいけない。新しい学びを導いていくための方法というものは変えていかなければならない。

あとは、国語の漢字の知識を学ぶであるとか、また計算をするという、こういう部分というのは、知識の部分ではしっかりこれは習得していかなければいけない。それらは変えてはいけないもの。しかし、でも、漢字の学習も昔ですと、20回書きなさい、30回書きなさい、回数書けばいいんだというような指導方法は、これは変えていかなければいけない。質よりも量やりなさいという指導方法は変えていかなければいけない。より効果的に学ぶ方法を先生たちは変えながら子どもたちに指導していかなければいけない。

そういう部分で、変えない方法と変える方法というのは非常に難しい部分がありますが、 それを全部含めて教育改革を進めていくというふうに私は考えております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 大変分かりやすくご答弁いただきました。もう少しお尋ねするところなんですが、児童生徒像というのがあるんですけれども、この児童生徒像というのは、今このアクティブラーニング、それからプログラミングの教育を得ることによって、私がこうお願いするところというか、児童生徒の像というのは、自分からやっぱり学ぶんだということと、それから自分から表現するんだというようなこと、こういうふうにできていく児童生徒さんであれば素晴らしいものではないのかなということが考えられるんですが、教育長、どうなんでしょうか。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 児童生徒の像ということでございますが、やはり西会津の子どもに限らず、日本の子どもたちというのは、大変自己肯定感が低いという、これは調査でも出ております。 自分に自信がない、自分は価値ある人間と思わないという子どもが、ほかの先進国に比べて大変日本の子どもたちは低いということです。同じく、西会津においても、そのように自分自身が自信のない子どもたちが多いと。

で、先ほどIRTテストの話をしましたが、このテストの中にも、学力だけではなくて、 非認知能力ということで、自分をどう思っているとか、家族とはどうなのかという、そう いう学力ではない、非認知の力もテストする内容になっております。そうすると、何々君 はこんな力が弱っているという結果も出てきますので、そういう意味では、自分自身をも っと自信を持つためにはどうしたらいいのかという、そういう手立ても学校で講じること ができます。 そういう意味で、私は最終的に教育の目的は、子どもの幸福であると考えておりますので、一人ひとりが幸せに生きていく、そのために自分はこういう力をつけていくんだということを、先ほどのIRTテストになりますと、個人の伸びを、また個人の課題とするところが全て分かってきますので、そういう意味ではこのテストを活用していきながら、子どもたちの児童像を、個々の児童像についてしっかり見ていきながら進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 よく分かりました。昨日、ちょっとお尋ねを申し上げましたところ、熱心に 教育長はこの教育改革についてお考えを持っておられるようでございます。ただ、学校側 について、昨日は教育長感というのは押し付けることはしませんよということであれば、 学校側のほうとどういった手法で理解をさせていくのか、そこら辺をお尋ねしておきたい と思います。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 まず、校長先生に、その思いと、また職員との連携を図るという意味では、先ほど申したように、今月の25日に教員との研修会を持ち、また、夏には、プログラミングの研修を持つ、これは大きな研修ですが、やはり日ごろから授業を見せていただきながら、私がよく、さりげない学校訪問というんですが、日ごろの、普段の先生方の様子を拝見させていただきながら、先生方のよいところを見つけ、何々先生のこういう指導法、素晴らしいですね、校長先生に申し上げ、それを教員に還元していっていただきながら、そういう中で教員との連携をしていくと。

やはり先生たちの様子を知らなければ教育改革の流れはできませんので、そういう連携を図っていきながら、教員との研修。また先生方においても、いろんな研修、県費負担教職員ですので、県で実施している研修はたくさんございますので、そういう研修にも積極的に参加していただきながら、自分自身も教育の資質を上げていただくような、そういう努力もしていっていただきたいと、そのようなことを考えております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 そのようなお考えをお持ちのようでございますので、できるだけ、この教育 の中身を知っていただけるようなご配慮をいただきたいと、こんなふうに思います。

次、お尋ねをしたいと思いますが、学校整備についての関係で、教育長がこちらのほうに就任されて、実際、小学校、中学校、こゆりこども園という、こういった新しい学園環境が整っている町でもあります。そこで、小中一貫校についてのご見解をいろいろとお尋ねをしたいと思うんですが、大規模校の経験をお持ちである教育長と、それから、こちらのほうの規模の中身ではあるが、こういう環境の中で、小中一貫校の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 一貫教育の内容については、私もよく西会津の状況は、資料等で見せていただいているわけですけれども、よく分かっておりませんが、この一貫教育という部分の、特

に西会津においては、1つの小学校、中学校が教育ゾーンということでつながっている。 連携し合いながらお互いに、こう様子を見ながら学習をしていくということは、私は大変 素晴らしいことだと思いますし、校長先生方にも提案をしておりますが、中学校の先生の 素晴らしい授業内容を小学校の先生が、こうさりげなく見にくる。また、小学校での様子 を中学校の先生も見に行くという、そういう一体型になっている部分では、もう連携でき ることだと思いますので、授業の空いている時間、またそういう研究をしながら進めてい けるのではないかなと、そういう意味で、一貫教育という部分についての考え方は、大変 賛同しておりますし、そのやり方についても研究をしていく内容かなと、私はそのように 思っております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 今年の中学校の入学された生徒さんが、10名ほどちょっと少なかったというのが1つあったわけですね。その中で、素晴らしい中学校を保ちたいという私の願いではありますけれども、そういう中で、これが小中一貫校であるとすれば、ある程度食い止める方法はできないものなのかということでお尋ねした内容であります。それをお尋ねしまして、この内容について歯止めができる、1つの小中一貫校にはならないものなのかどうか、そのれをちょっとお尋ねしたい内容でございます。
- ○議長 通告外ですね、質問をちょっと変えてください。
- ○猪俣常三 じゃあ質問を変えます。これから県教育庁、会津教育事務所との関係で、いろいろとご苦労がこれからおありかと、こんなふうに気遣うところではありますけれども、このプログラミングの教育を進めていく間、立派な先生方も探し求めなければいけないということもあるでしょうし、また、今現在おられる先生方でも、いろいろとこう目に見えない実力を持った先生方もいらっしゃる、それを表に出すという、そういうことを考えたとき、かなりハードな部分もあろうかとは思うんですが、先生確保の考え方で、どのようにこれからご活動をされていくのか、そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 人事の部分ということで、これは県費負担の教職員のことですので、我々教育 委員会のほうから、なかなか要望ということではありますが、最終的には県の人事という ことでございます。

いずれにしても、会津教育事務所管内の私たちの地域に、まずは西会津はこんな教育をしているんだぞというものを発信することが大事だと思うんですね。それもしないで、いい先生ください、くださいと言っても来ないと思うんです。そういう意味では、西会津はこういう教育をしている、こういうふうに頑張っている町なんだ。また、生徒児童なんだという、そういうものをまず発信をすることによって、あっ、西会津に行ってみたいなという先生が増えてくる。そうすることが、当然、事務所のほうに、ぜひ人材を西会津の町にくださいということは言い続けますけれども、まず来る先生方が、西会津に行きたいという思いにならなければいけないと思いますので、そういう意味で西会津の教育をしっかりとやりながら、西会津に行きたいんだという先生を増やしていくことが私は第一番だと思いますし、その意味では、会津教育事務所と所長、副所長とも連携を取りながら、今後、

人事についても詰めてまいりたいと思います。 以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 学校側と児童生徒及び保護者からの最高の信頼を得られるということが、今、 大事だと、こんなふうに思うんですが、その教育改革の行方に私も期待しております。 で、今、教育長がいろいろお話された、これをどうしてもいい方向付けをしたいという、 そういったご決意がおありだとすれば、そのご決意をお聞かせください。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 私は西会津に来れて大変光栄に思っていますし、やりがいのあるところだなというふうに思っております。小学校1校、中学校1校ということで、ある意味では、教育委員会、また教育長が、こうしていこうということを校長先生が理解していただければ、どんどん進んでいけるかなと、そういう意味で大変期待を持っております。また、ケーブルテレビが本当に町内、敷設されておりますので、先日も校長先生方とも話をして、どんどん子どもたちの様子をビデオに撮ったものをケーブルで流していきたいという、そういう構想も持っていますし、そういう意味では、私もどんどん新しい教育を西会津町は小学校、中学校、やっているんだよということを発信していきながら、町民の皆さまにも、ああ、教育が変わってきたなと、そのように思える、そんな決意でこれから頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 ご決意、本当にお聞かせいただきまして、ただ1つだけ聞き漏れをいたしましたので、またちょっと戻しますが、このプログラミング教育の中で、いろいろとやっていく中、その子どもさんが、もしこれ達成した、つまりこんなにできたんだというときの、子どもさんのイメージはどのようにお考えでおられますか。
- ○議長 分からないな、もう一回。
- ○猪俣常三 私のイメージの、言いたいなというところは、その子どもさんが、その繰り返し、繰り返しやってきて、で、こういう多角形のものが、こんなふうだったと、この時間、短時間にもう少しできやしないのかなみたいなことを、この子どもさんがものすごく考えてきたときに、子どもさん同士で考えて考え抜いたあげくに、ああこうすればいいのかな、どうすればいいのかなということが、先生方のお考えが近づいていく、そういうものなのかどうかをお尋ねしているところで、そこで、教育長が考えておられる、そういう着地点といいましょうか、その子どもさんのお気持ち、どういうふうに描いておられるかをお尋ねしたいと思います。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 なかなか子どもの喜びを表現するのは大変難しいですが、今、議員がおっしゃったように、まず子どもたちが満足していく、そして喜ぶ、そうするとだいたい奇声を発しながら、やった一とか、そういう声が出てくるかと思うんですね。そういう子どもの生の声が、やはり子どもの学びの達成感ではないのかなと、そんなように思います。

そして、先ほど申したように、自己肯定感が大変低いというこの子どもたちというのは、 成功体験が大変少ないんです。ですので、この成功体験を何度も何度もたくさんやってい くことに、自分に対する自信がついてくるんですね。そういう意味では、プログラミング 学習を通しながら、やった一、できた一という、その成功体験というのは、子どもの自己 肯定感を高める、大変素晴らしい学習方法にはなるのかなと、そういう意味では、子ども たちの歓声が出るような、そんな学習が子どもの喜びにもつながっていくというふうに考 えております。

以上でございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 真新しい教育を考えておられて、他方から見られたときに、西会津にいい教育内容が生まれているんだということをたからしめていく、そういった教育が認めてもらえるのであれば、なおさら西会津そのものがたつのではないかと、こんなふうに感じておりますので、期待していきたいと思います。

テーマを変えますが、鳥獣害防止の関係で、まず捕獲わなの件でご答弁をいただきました。これを検討していくんだというお話を賜りました。そこで、どうしても課題に残るものがあるとすればお示しください。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

ICTを活用した捕獲わなの導入に関して、その課題はどうかというご質問かと思いますが、まず課題につきましては、このICTを活用したわなについては、その通信を利用したものが主でございまして、その通信環境を整えるにあたって、通信の手段としては、主にその電話回線を使ったものが主流でございまして、電話回線の、携帯電話の回線が届かないところについては、このICTの装置を設置することが難しいということでございます。それが1つの課題でございまして、あとは民間の携帯電話の回線を使いますので、通信の料金等も発生いたします。そういったランニングコストの問題。

そういったことが課題でございまして、まだ東北近県、県内でも導入の実績がございませんが、近くその東北のほうでも導入がされるという情報も得ておりますので、その成果を十分に調査をいたしまして、今申し上げましたような課題がどのようにクリアされていくのかというようなところも検証した上で、導入を検討してまいりたいということでございますので、よろしくご理解をお願いします。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 私もこの捕獲わなの普及ができたら、本当にいいんじゃないのかなと、こういうふうに思う一人なんですけれども、なにぶんにも、こういう山間地帯のところであればあるほど、鳥獣のサル、イノシシ等が結構増えている中で、なかなか追いつかない部分というのがあるということでありますし、これを今現在、西会津町に、この構想で当てはまるようなところというのはあるとすれば、現在進めておられるところでありますか。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

現在このICTを利用したわなに該当する、適用する括りわなであるとか、箱わなにつ

いては、主に被害が、現在対象となるサルやイノシシについては、奥川方面が多く被害が出ている状況でございますので、その中でその通信環境が整っているというところでございますれば、奥川の旧小中学校があるような、中心部が主になってくるのかなというふうに想定はしておりますけれども、わなを設置する場所については、それぞれ集落の中で、ここに設置したほうがいいという条件があると思いますので、一概にその通信環境が整っているからそこに設置するということではなくて、鳥獣害の出没が頻回に見られるような場所に設置するというところでございます。

議員のご質問の中で、どんどん頭数を増えて捕獲が追いつかないのではないかというご質問で、それでこのICTのわなを活用すればもっと獲れるのではないかというようなご質問の趣旨かと思いますけれども、実際には、この機器については、檻に鳥獣が、サルやイノシシがかかった際に、誰かがそれを確認に行ったりとか、また常時、定期的に監視したりという作業が発生いたしますので、それを現在、町では猟友会の皆さま方に担っていただいております。こういった手間を減らすことが目的でございまして、捕獲の、よく獲れるか獲れないかということにつきましては、設置する場所であるとか、あとわなそのものの構造や大きさ、そういったものでその効果があるかないかというのが出てくるわけでございますので、このICT機器については、そういった確認作業の人手、現在行っている確認作業をこのICT機器に置き換えて、その省力化を図るというこが主でございますので、この機器を導入したからたくさん獲れるとか、そういった目的では、今のところないというふうに理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 内容、説明していただきました。私の質問はこれで終わります。
- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 4番、小柴敬であります。今次、一般質問に大きく2つの項目について質問を させていただきます。

まず第1点目であります。1点目については、森林資源の活用とバイオマスについてであります。平成30年度の新たな取り組みとして、林業専用道の整備を杉山地区に3カ年で整備し、効率的な森林施策に取り組むと、町の農林業に対する新たな目標が示されました。森林資源の利活用に向けた取り組みは、今後の町の雇用確保や若者定住、Uターン者を呼び込むための重要な施策であると考えます。その意味から、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目として、平成26年度事業で提出されました西会津町木質エネルギー地産地消計画によりますと、現在、町が進めている近隣市町村との広域活動により、公共施設等での需要が見込めれば、チップやペレット、そしてオガ粉の製造工場の建設にもつながると思いますが、近隣市町村との話し合いはどの程度まで進展しているのか伺います。

2点目、今年度着手いたします林業専用道が完成すれば、森林資源の伐採、搬出の大幅なコストダウンが見込めると思います。3年後を見越した林業の担い手の養成等に関して、町の考えをお伺いします。

3点目でありますが、現在町は、バイオマス燃料ストーブ導入の補助金として、購入・ 工事費の3分の1、上限10万円を助成しております。将来のバイオマス燃料の利用促進に 向けた助成金の見直しについてお伺いをいたします。

4点目でありますが、森林国であり先進国の中で木材の輸入国は日本だけであります。 民間企業の企業推進を加速化するためにも、自治体の持つ役割分担が重要であり、木材の 安定供給を可能にする今回の取り組み、あるいは試みは、非常に評価できるものでありま す。今後の木材利用に関して、民間事業者の育成も含め、町の考えをお伺いいたします。 次でありますが、同僚議員も関いておりますので、ダブスところは再質問に、さらに質

次でありますが、同僚議員も聞いておりますので、ダブるところは再質問に、さらに質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

町民バス運行事業、定時定路線バスについてであります。平成30年度の重要施策として 定時定路線バスがありますが、高齢者や車を持たない方にとって、生活の足として早期の 運行を望んでいるものであります。次の項目について町の考えをお伺いいたします。

1点目、自治区の要望事項に対し、できる限り対応すべきと考えますが、現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目、タイムテーブルを検討する中で、各方面の方々との懇談会はどのように考えているのかお伺いします。

3点目、バス運行はいつごろの予定か。

以上を今次の私の一般質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 4番、小柴議員の森林資源の活用とバイオマスについてのご質問のうち、林業専用道の整備と林業の担い手についてお答えをいたします。

平成32年度までに整備をする杉山地内の林業専用道は、平成29年度に実施した調査事業によれば、伐採・搬出コストが約1,800万円削減でき、これまで販売できなかった木材を販売することで、山主へ還元することができるとの結果が報告されております。

木材価格の低迷により、伐期を迎えている針葉樹は伐採・搬出コストを考慮し、これまでは国や県、町の補助金を活用した間伐程度の管理でありましたが、林業専用道が整備されれば、針葉樹はもとより、近年、高値で取引されている広葉樹を含め、伐採から再造林までの中長期の事業計画をたてることができるようになるため、雇用の創出につながり、さらに町が進める若者定住の施策と組み合わせることにより、林業に従事する人材の増加に寄与するものと期待をしております。

担い手の育成については、現在、西会津町森林組合において、緑の雇用制度を活用し、 人材育成に取り組んでいるところでありますが、間伐から皆伐再造林へと国が示す森林経 営の方針も転換期にあることや、森林環境税等の創設など、森林整備に向けた取り組みが 注目されており、今後ますます人員不足が懸念されるところであります。

町といたしましては、これまで以上に西会津町森林組合との関係を強化するとともに、 会津地域の市町村と連携しながら、林業における雇用の創出と担い手育成に取り組んでま いる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 4番、小柴敬議員の森林資源の活用とバイオマスについてのご質問のうち、木質燃料等の製造施設についてお答えをいたします。

1番、三留満議員にお答えしたとおり、燃料チップ等の工場建設については会津地域全体の構想が進んでおりますことから、この進捗状況を注視しながら対応してまいる考えでございます。

次に、木材利用と民間事業者の育成についてお答えをいたします。県によりますと、個人住宅の新築は減少傾向にあり、木材の需要はリフォームや商業施設等のリノベーションにシフトし、公共施設への活用についても需要の開拓として位置付けているとのことでございます。

町といたしましては、これまでも西会津中学校をはじめ公共施設への地元産材の活用を 積極的に進めているところであり、今後も引き続きこのような地元産材活用に取り組むこ とで、民間事業者の育成にもつながるものと考えておりますので、ご理解を願います。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 4番、小柴敬議員の森林資源活用についてのご質問のうち、バイオマス 燃料ストーブ導入補助金の見直しについてのご質問にお答えいたします。

おただしのバイオマス燃料ストーブ導入に対する補助、再生可能エネルギー設備等設置 事業補助金につきましては、町が平成25年4月に開始した補助制度であり、当初の補助金 額は、工事費の20パーセント、上限額5万円としていたところであります。

町では、この間、木質バイオマスエネルギーの利活用による地域経済の活性化や、持続的発展が可能な資源循環型社会の構築、さらに、再生可能エネルギーの一層の利用促進を目的に、新設する公共施設等への木質バイオマスボイラーの導入を積極的に進める一方で、一般家庭等においても木質ペレットや薪利用を促進するため、平成28年度から本補助制度を見直し、県内や先進自治体の助成状況を踏まえ、補助金額を工事費の3分の1、上限額10万円に拡充したところであります。なお、福島県でも助成を行っており、県の木質バイオマス利用ストーブ普及支援補助金、これは1台あたり5万円でありまして、これを併せて活用した場合、最大15万円の補助を受けることが可能となります。

町といたしましては、本補助事業の一層のPRに努めるとともに、さらなる補助金額の 見直しにつきましては、県をはじめ、県内や先進自治体の動向を踏まえ、検討してまいり たいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、町民バス運行事業、定時定路線バス についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、定時定路線バス導入の現在までの進捗状況につきましては、3番、秦貞継議員にお答えしたとおりでありますが、改めて申し上げます。定時定路線バス運行については、運転業務の委託先と、現在のデマンドバス利用者の状況を考慮しながら調整を進めているところであります。

現在まで、下谷・群岡・新郷・奥川の4方面の運行ルートや運行便数について、調整を 重ねておりますが、定時定路線運行に伴い、現在のデマンドバス利用者に配慮するととも に、通勤・通学・通院など様々な利用に対応した効率的な運行方法を検討する必要があり ます。

今後、関係する自治区長等に検討案を提示し、ご意見を伺うこととしており、委託先と

の調整を経て、定時定路線バスの運行に向けた手続きを進めてまいりたいと考えておりま すので、ご理解願います。

次に、タイムテーブルを検討する中で、各方面の方々との懇談会はどの様に考えている かとのご質問でありますが、町民バスの運行時刻につきましては、他の交通機関との接続 や、通勤通学の時間帯などを基にダイヤ編成をしております。

定時定路線運行をする上でも、現在運行のデマンドバスの時刻が基本になると考えておりますので、自治区長等に検討案を示した中でご意見をいただき、委託先と調整し、西会 津町バス交通体系整備検討会議に諮り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、定時定路線バスの運行はいつ頃の予定かとのご質問でありますが、現在、その運行内容等の検討を進めております。運行案が決定した後、町民バス運行条例の改正、また委託料やバス停留所看板などの設置経費が必要となることから、9月定例会に条例改正案や補正予算案をご提案し、関係機関との調整を進めながら、今年10月を目標に現在作業を進めているところでありますので、ご理解願います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 それでは、順次再質問をさせていただきます。課長のほうからご説明がありましたが、同僚議員が質問をしたのと同じでありますけれども、現在話し合いを進めている 近隣市町村、これはどことどこというようなことでありますか、もし分かる範囲でお示し をいただきたい。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 小柴敬議員の再質問にお答えをいたします。

現在話し合いを進めている近隣市町村ということでございますが、会津地域森林資源活用事業推進協議会の中で協議を進めている市町村の構成といたしましては 13 市町村ございまして、会津若松市、喜多方市、北塩原、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町でございます。南会津振興局を除いた会津振興局管内の市町村ということでございます。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 その市町村というのは、一応会津 The13 ということで、各市町村長、あるいは 商工会、それから民間業者、これがつくって、平成 27 年度でしたか、我々経済としても会 津大学に行って講義を受けたというようなことであります。各その市町村において、今現 在どのくらいの需要を見込んで考えて、この会津 The13 というところで取りまとめを、実 施作業を行っているのか、分かる範囲でお答えをいただきたい。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

各市町村でどのくらいの需要を見込んでいるのかというところでございますが、需要の 見込みにつきましては、ただいま議員からございました会津 The13、こちらにつきまして は、民間の事業体、商工会が主となってつくっている協議会でございますけれども、正確 な需要の見込みについては、これからその民間の事業体のほうで調査をしていくというと ころでございますけれども、最初にこの事業が立ち上がるときに目指した需要につきまし ては、あくまでも木質燃料の需要ということでございますけれども、各市町村の主要施設、 あるいは小中学校、そういったところへの導入を含めて、参考値ではございますが、170 施設くらいの需要を、試算をしたところでございます。

ただ、この事業について正確なところは、今ほど申し上げましたとおり、今後、民間の 事業体のほうで再度精査をしていくというふうに聞いてございますので、ご理解をお願い いたします。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今、課長の答弁のほうから、燃料としての利用、それで170 施設という答弁がありましたが、私はその170 の中で何が必要かというと、利用の量、どのくらいな利用の量が見込めるられれば、例えばバイオマス施設1施設、あるいは2施設というような規模を今後計画できるのかというようなことであります。

現在、西会津の状況をちょっと検討した結果、昨年度の経済常任委員会で農林課長のほうから説明されたんですけれども、阿賀町の工場から勘案すれば、現在、西会津町のもっている施設、これでは1週間から10日、これ動かせば、もう需要は足りてしまうというような答えでありました。それ一応どのくらいかなと思ったら、だいたい現在の使用量では、年間で20トンくらいしか我が町は使っていないというようなことになってしまうわけであります。

そこに対して700トン規模の施設をつくろうにも、やはり費用対効果ということがありますので、それを会津地区取りまとめれば、もっともっと需要が見込めて、やはりどんな施設が何箇所できるのか、そしてなおかつ、伐採できる場所から、その搬出コスト、どのくらい削減できるのか、そういったところを見込んで、今後やっぱり3年間でしっかりと精査していただきたいというふうな考えでありますので、その点に関してはいかがですか。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

以前、議会でお答えをいたしましたその試算につきましては、西会津町につきましては、現在、ペレットのバイオマスボイラーが導入されているところでございますけれども、町単体でその燃料生産施設を整備するという場合には、確かに今の需要の何倍もの需要が必要でありまして、その整備は、まだ時期的には早いというお答えを申し上げたところでごす。

今回のその会津地域での製造施設については、チップ燃料での製造施設でございますので、チップのその燃料の需要という点では、今、先ほどお答えを申し上げたところでございまして、今、町が導入しているペレットボイラーのペレットのその燃料を生産する施設という点では、この計画とはちょっと異なっておりまして、それにつきましては、ペレットの燃料を必要とするボイラー等の整備がもっともっと進まないと、これについては整備が見込めないというような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今現在、町で使っているチップボイラー、これは西会津小学校であると思いま す。また、ペレットに関しましては、ミネラル野菜の家とか、それから、今後、町役場の

新庁舎、こちらのほうでも確かチップだと思います。で、同僚議員もおっしゃっいますが、 今後、こういった工場に関しては、チップ、ペレットも含めて、さらに我が町がきのこの 一大産地化、これを目指しているわけでありますので、オガ粉の製造工場、そういったこ とも視野に入れて、やっぱり検討していかなければ事業が進んでいかないと。やはりそう いったことに対する前向きな検討、これをどう、今後、町は考えていらっしゃるのかお聞 きいたします。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、役場の新庁舎に導入するボイラーにつきましては、ペレットのボイラーでございます。オガ粉の生産施設も、その必要なのではないかというご質問でございますけれども、オガ粉につきましても、現在の重要の3倍以上の重要が見込めないと、なかなかその採算ベースに合わないというところが、まず課題としてございます。

さらに、オガ粉だけの製造施設ではなく、そのオガ粉につきましては、木質燃料を製造した際の副産物として、それを合わせて生産をしていくというようなやり方がいいのかなということで、これまで調査をしてまいりまして、ペレットやチップの燃料につきましても、現在のところでは西会津町単体では、まだ需要が見込める段階にはないと。

で、この会津の協議会での事業の振興とは別に、近隣の2、3の市町村に、前向きに取り組んでいる、計画のある市町村に調査をしたこともございますけれども、まだ西会津ほどその計画が進んでいないということもございまして、この会津の協議会以外で、単独でやっている近隣の市町村の取り組みにつきましては、まだ進捗がさほど進んでいないということでありますから、西会津町とその特定の市町村との連携による需要の開拓という部分についても、まだ難しい段階にあるということでございます。

この会津の事業協議会、あるいは事業体につきましても、先ほども申し上げましたとおり、その需要の調査を現在進めており、まだ、このくらいな需要が見込めるというところもはっきりと示されていない部分もございますので、これらの事業計画を見ながら、町としての今後の対応を考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 私は、課長の若干のずれがあるかと思いますが、今、お答えいただいた森林資源のカスケード利用ということでありますが、要するに一番最後にオガ粉というような感覚ではなくて、オガ粉に利用できるのは針葉樹が入ってはまずいわけです。スギが入ったんでは、きのこは生えてこなくなってしまいますので、その辺の見解はしっかりと持っていただきたいというふうに思います。

同僚議員とよく話すんですが、いわきのゴールドシイタケ、あちらのほうでは、オガ粉があればいっぱい買いますよというような情報も同僚議員が得ているそうであります。そういったことを考えれば、やはり前向きに検討していただきたいというふうなことを思います。その点については、やはり今後、十分考慮していただいて進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

# ○農林振興課長 お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、きのこの生産振興を図るということにつきましては、農林業の 重点の施策として位置付けているところでございますので、どんどんきのこの振興は図っ ていきたいというふうに思っております。

ただ、確かにオガ粉の供給を受ければ、そのきのこの生産についてもコストの面等で後押しができるということでございますけれども、まずはきのこの生産面積、生産者の育成、きのこの栽培に関わる新規就農者の確保、そういった部分で、まずはきのこの生産の体制のほうをきっちりと確立に向けて十分に支援をし、その上で安定した経営が広く普及すると、普及していると見込めてた段階で、そのオガ粉の供給についても具体的にどうしていったらいいのかということを煮詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

まずは、そのオガ粉の生産施設ありきということではなくて、きのこの生産体制をしっかりと拡大していくと、定着を、安定化をさせていくということをまず主において、その上でオガ粉のことについても十分に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 よく理解できました。それでは、今現在進行中の小島地区に新しくつくりました菌床きのこ培養施設、そういったところでの菌床のオガ粉の利用、そういったものも含めて、しっかりとデータを取って、今後の町の対応にデータとして蓄積して使っていただきたいと。質問を変えます。

林業専用道、これが完成すれば、非常にコストダウン、特に 1,800 万というような金額が出てきました。また、やはり担い手不足が叫ばれておりますが、今現在、森林組合に問い合わせをしましたところ、組合長を含め、職員と 7名。それから、作業員が 21 名で、作業員、これやはり不足しているというようなことでありましたが、こういったことに対して町はどのような指導とかは行っていくんでしょうか。分かる範囲でお答えをお願いします。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 森林組合の雇用の確保に関して、町はどのような支援をというようなことでよろしかったでしょうか。森林組合で行っている森林施業の事業がございますが、その事業地の確保について、選定について町は森林組合と一緒に、この事業用地の選定を支援し、森林組合が事業がスムーズに行えるように支援をしてまいっているところでございます。これによりまして、その森林組合の事業に従事する作業員や職員の皆さんの雇用について、間接的にではございますけれども、支援をしているということでございます。

そのほかに、町の単独で森林組合に対しての団体育成補助金という意味でも支援をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 バイオマス燃料ストーブ、これに対しては、一番近いところで最上町、飯豊町、 これは上限 20 万円ということであるそうであります。今現在のところ、需要が実際にいっ て極端に、おそらく各家庭においてのペレットストーブ、そういったものが、燃料の灯油 が、これ西会津木質エネルギーの試算をしたときには、もう 100 円を超えていたんですよ

ね。ところが今84円前後に落ち着いているので、今後そういったストーブの需要、そういったものが見込まれる、あるいは供給体制がしっかりと構築される、そういった体制のときに改めて町長にお願いして、西会津はこういうふうにしてストーブを購入したら、予算、補助金、出しますというようなことで要望していきますので、そのとき、さらに再度質問をさせていただきます。

質問を変えます。(4)の現在、町が把握している民間の事業者、これに対しては何社くらいあるわけでしょうか。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

民間事業者の数ということでございますけれども、林業事業体としては西会津町森林組合を含め2社、木材製材業者としましては、民間の業者2社というふうに把握をしております。

以上でございます。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今後そういった民間事業者に対する厚い助成、あるいは補助、そういったもの も考えてはいるのかどうかについてお伺いをします。要するに、製材業について、今現在、 非常に厳しい状態にはあると思うんですが、なんとか経営状態が保っているようではあり ますが、町では、そういったやっぱり民間業者なので、そういった経営状況等は把握して いないと思いますが、そういった相談等は受けているわけでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

現在のところでは、その民間の事業者の方から具体的な相談というのは受けている経過 はございません。

以上でございます。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今回のこの質問に対しましては、4月に新たに林業専用道、こういったものを 導入して、今後のことをしっかりと煮詰めるということで、時期尚早というような形で私 が提案をさせて、いろいろとお伺いさせていただきました。現在、一昨日、また植樹祭等 も開かれております。めぐみの森を次世代に受け継ぐ、そのためにも、これからそういっ た年間を通した町の作業、こういったものをしっかりしてやっていただきたいというふう に考えますので、今後もよろしくお願いをいたします。

また、米、きのこ、ミネラル野菜、これ中心に、今現在、活性化を町が進めているわけであります。今後はこの林業等にも注目されるような先駆的な取り組みをして、ほかから注目をされるような事業を取り組んでいっていただきたいことを切望します。

それでは、町民バスの運行に移ります。前回の全員協議会の説明資料の中で、デマンドバスの平均利用者、これから推察される野沢駅着7時40分、これが24名。9時50分、20名。午前中に集中をしております。おそらくこれに関しては、デマンドバス利用じゃなくて、そこのところを定時定路線バス、そういったものに切り替えるというようなところも考えられますが、その辺のすり合わせの作業は、今現在、進行中でしょうかお尋ねします。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

先日の全員協議会の中で、現在の取り組み状況、進捗状況ということでお答えをいたしました。その中で、議員おっしゃいましたように、その動向と申しますか、バスの、現在のデマンドバスの動向を分析したところでございます。7時40分着、野沢駅着、あと9時50分着という便が、野沢の方面に向かってくる中での多数を占めているというようなことでございまして、あとこの利用者の分布でございますけれども、7時の便につきましては、やはり通勤通学者が多かったという部分がございます。

ただこの部分については、ご説明しましたとおり、地区においては、やはりいろいろな各地区からいらっしゃっているという部分がございますので、その定時定路線で予定している幹線部分と申しますか、そこだけの利用者ではないという問題が、今ございます。これは同様に9時の便にもいえるわけでございますけれども、ですからその辺のすり合わせを、やはり委託先であるバス事業者等のご意見もいただきながら、現在、どのような運行形態がいいのかということを考慮しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 すり合わせを検討する上で、ちょっとお尋ねしたいんですが、内容を検討した 上で説明会に行くのか、それとも住民から要望を聞いて、さらにすり合わせをして、それ を説明に持っていくのか、その1点だけ、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

おっしゃいましたように、二通りの方法があろうかとは思いますが、やはり住民の皆さんといいますか、区長さんを通じてでございますけれども、説明する中において、やはり案がない中では、なかなかご意見も出ないと思いますので、ある程度のこちらでつくりました案をもとに、皆さんからご意見をいただきたいと考えてございます。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 時間の検討もさることながら、定時定路線バスということでありますので、バス停、屋根付き、そういったものを、雨の日とか、これから冬の厳しい日、やはり1、2分待っているだけでも体がかじかんだり、健康被害があったりということが考えられますが、そういった定時定路線バスにおける屋根付きの停留所、そういったものに関しての検討は、今現在なされていますか、それとも今後検討しますか、その点お聞かせください。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

待合所についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、現在まで、過去において定時定路線運行を、そして現在のデマンド運行してきた中においても同様の要望と申しますか、ご質問もございました。この待合所建設につきましては、やっぱり一番には、その見通しや通行の安全上の問題、歩道の有無もございますけれども、やはり道路交通法上、またその他の関係、道路関係の法令上、やはりその道路敷地、歩道も含めましての建築制限等、いろいろの問題がございます。あと、町内の今現在あります、バス停のあります例えば県道ですか、町道の現状から察しても、非常に難しい、建築については難し

い部分があるという部分がございます。また、その私有地等に建築した場合においても、 その管理の問題、雪処理等の維持管理部分の問題がございます。

やはりこのことから、現在も自治区のご協力をいただきながらと申しますか、バス停の近くの車庫とか、その軒先等ご利用させていただきながら、そこにおいて自治区で、例えばベンチを設置とかしているところもございますので、そういった中で、自治区等の協力をいただきながら、バス停については難しい部分がございますので、その利用についてやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 昨日の同僚議員の質問の中で提案がありました、サロン等での説明も検討していくということでありましたので、その点、しっかりと説明責任を果たして、すり合わせ等、それから町民の利便の向上に図っていただきたいと思います。

1点、ちょっとお聞きしていないところがありまして、今現在、料金的にはどのくらいのところを見込んでいるのかということが、昨日の同僚議員の質問の中でもなかったわけであります。距離等も勘案し、またあと高齢者等も勘案し、今後、料金体系を決めていくような形になると思うんですが、その点に配慮した、今現在、分かる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

料金についてでございますけれども、料金につきましても、現行の運行体制、デマンドバスでございますが、これがもとになるであろうというふうに考えてございます。で、現在、町内全域からデマンドバスをご利用いただいた場合、前日までの予約で、大人、中学生とあと 69 歳まででございますけれども、200 円いただいてございます。あと、小学生につきましては 100 円でございまして、あと幼児等については無料でございます。身体障がい者の方ですとか、無料でございまして、これを基本に、やはりその部分については 200円、100 円、あと当日予約はデマンド 300 円ですけれども、やはり安いほうの料金、つまり前日の料金を基本として、現在考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 定時定路線バスということで、通勤通学ということで考えますと、定期とかい う考えはお持ちでしょうか、1つお伺いします。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

同じ定時定路線の会津坂下線についても定期ございますので、定期料金についても設定していきたいと考えてございます。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 最後の質問でありますが、10月見込みということで、あと4カ月しかありませんので、しっかりと検討をしていっていただきたいと思います。

先日の同僚議員の中で、随時見直しを図っていくということでありましたので、その都度、その都度、手遅れにならないようにしっかりと町民の方々のご意見を聞き、時間の見直し等を図っていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長 暫時休議します。(11時57分)
- ○議長 再開します。(13時00分)

8番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、こんにちは。渡部憲でございます。ただいまから通告しておいた順に 質問を開始いたします。

まず1番目、西会津高校の存続についてでございます。

1番、西会津高校の入学者が30年度は14名、そのうち我が西会津中学校からは3名の 入学者でありました。町長は今後の基本的な対策をどう考えておられますか。

2番目、町の教育委員会は生徒の進路指導について、西中に対し、どのような指導を行ってきたのか。

質問を変えます。在京西会津会総会についてであります。

1つ、一般の町民の参加には人数の制限があるのか。

2番目、一般の町民が参加する場合、選考の基準となるものがあるのか、また申し込んでも参加できなかった町民には理由を説明したのか。

次に、ロータスインのリニューアルオープンについてであります。

まず1つ、リニューアルオープン後の入場者の増減や、入場者の評価などは調査しましたか。

2番目、温泉施設の今後の改修予定はあるのか、例えば露天風呂の周りや、外壁などの 工事はあるのか、それを説明願います。

私の質問はこれだけでありますが、明解なる答弁をお願いいたします。

- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 8番、渡部憲議員の西会津高校の存続についてのご質問にお答えいたします。

西会津高校の存続と活性化の方策等につきましては、西会津高校活性化対策協議会を設置し、関係団体が一体となって協議・検討を重ねるとともに、県教育委員会に対する要望活動や通学生徒の通学費支援、大学等への進学に係る進路対策、無利子での奨学金貸与、部活動等教育活動への支援などを行ってまいりました。

この結果、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、西高は中山間地域にある小規模校であり1学年1学級規模の本校として維持されることとなりましたが、議員ご指摘のとおり、本年度の入学者につきましては14名と残念ながら募集定員40名の半数に満たない結果となりました。

この状態が続きますと、再度、県教育委員会として存続についての検討が行われることも考えられることから、今後の基本的な対策としましては、引き続き現在の町の支援策を継続するとともに、高校自体が特色を持ち、生徒の将来の夢が実現できる魅力ある学校となることが重要であると考えております。

町といたしましても、今後も県教育委員会や西高との調整、活性化対策協議会での協議を行い、同窓会、PTAなどと連携を図りながら、魅力ある学校づくりへの支援を行ってまいる考えでありますのでご理解願います。

次に西会津中学校生徒への進路指導についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、中学生が進路選択するまでの流れについてでありますが、まず中学2年生時の7月に、自分の関心のある職業の職場体験を町内外の事業所等で2日間実施しますが、この機会に生徒は、自分の将来や職業選択について考えることができます。

次に3年生時の夏休みに、いろいろな高校の体験入学としてのオープンスクールがあり、 校内案内や模擬授業等を体験し、自分の進路選択を考えていきます。さらに、11 月には、 中学校主催で近隣の高校 10 校程度においでいただき高校説明会を行いますが、ここには第 2学年と第3学年の生徒と保護者が参加し、各学校の説明を直接聞くことができます。

高校選択は、生徒にとって将来の自分の人生設計を考えての選択であり、自分の意志で 進路選択をするものであります。

町教育委員会、中学校としましては、参考となる情報の提供、支援を行っておりますが、 特に西高については、通学費等を含めた町の西高活性化支援策を説明しており、また、西 中の授業の中で学習しているアントレプレナーシップの延長として、西高魅力発信隊など 独自の取り組みもあることも紹介しております。

今後も、生徒が自己実現に向けた進路選択ができるよう、中学校とともに進路指導を行ってまいりますので、ご理解をお願いたします。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 8番、渡部憲議員の在京西会津会総会についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、一般の町民の参加人数の制限についてでありますが、在京西会津会総会には、 首都圏内において各分野で活躍している町出身者と意見交換や地域情報の発信により、町 政発展及び地域の活性化を図り、会員との親睦を深め、本町をさらにPRすることを目的 として参加しているところであります。

このため、町関係者や町内各関係団体の方々などで参加することを基本としており、本年度は宿泊先の予約等を30名で行い、バスの運転手分を除く、参加者数は最大29名としておりました。その中から、町関係者や関係団体の方々を除いた10名ほどを一般参加者の募集枠としたところであります。総会への参加者については直前で1名のキャンセルがあったため、28名となったところであります。

次に、一般町民が参加する場合の選考基準でありますが、参加者の優先順位として、まず町関係者。次に町内各関係団体の方々。在京西会津会事務局より語り部など要請のあった方。町議会議員等役職の方。そして一般参加者という順になっております。なお、関係団体につきましては1団体2名までとしており、それ以上の申し込みがあった団体につきましては、当日の役割などを踏まえ団体で出席者を決定し、一般参加者については、先着順としております。

なお、一般の方への募集は、参加の調整をする場合もある旨を明記した上で募集をして おり、申し込みをして参加いただけなかった方には、その旨を文書でお知らせしましたの でご理解願います。

続きまして、ロータスインのリニューアルオープンについてのご質問にお答えいたします。

まず、リニューアルオープン後の入場者数の増減についてでありますが、4月は日帰り温泉の利用者は6,785名で前年比1,710名、率にして33パーセントの増、5月は7,058名で前年比772名、率にして12パーセントの増となりました。また、利用者の評価について調査したかとのことでありますが、ロータスイン施設内には以前からサービスの向上を図るため意見箱を設置しており、利用者の方々からいただいたご意見を可能な限り反映してきたところであります。リニューアル後、この意見箱での意見は現在のところありませんが、これまで利用いただいた方々から、従業員が聞いた感想では大変好評をいただいているとのことであります。

次に、温泉施設の今後の改修予定についてでありますが、今年度は経年劣化により傷んだ温泉施設の屋根の補修や外壁などの修繕工事を予定しているところであります。今後も町民福祉の向上と安全安心、そして快適に利用できる環境整備を進めてまいりますのでご理解願います。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 それでは再質問に入ります。西会津高校の29年度の入学者、西会津中学校から 入学された方は何名ですか、29年度ですよ。
- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 29 年度ということで1年前の入学者数ということでございますが、西会 津中学校からは13名でございます。
- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 そうすると、去年は13名、西中から入っておられる、西高に入学しております。 ところが今年は3名、この原因は何だと思いますか。
- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 議員おただしのとおり、今年度の入学者数については、去年から比べると大幅に減っているわけでございますが、これは先ほどの答弁でも申し上げましたように、個々の生徒が自分の将来に向けての進路選択の中で、いろんな高校の選択の中でこういう結果になったということでございます。
- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 今の課長の答弁では、はっきりいえば仕方がないんだというような、そういう 答弁なんですよね。私はね、西会津高校には魅力がないのかなと、魅力がないから入らないんだと、私はそう思うんです。その魅力をつくるにはどうしたらいいんだと、西会津高校に俺も入りたい、そういう気持ちを持たせるにはね、どうしたらいいんだと。やはり私のことをいうと何ですけれどもね、昔、会津若松には、今、名前変わりましたけど、昔は若松一高といいました。そこにはね、自動車整備科と自動車科というのがあったんです。あのころはね、みんな自動車というのは、40何年前ですから、みな、いやすげえなと、そういう科があるなら入ってみる。それでね、野沢の連中もみんな行ったんです。そうしたら、あの学校はやっぱり特別素晴らしい学校ではありませんけれどもね。しかしね、学校に入ったとたんにね、みんな目がぎらぎらしてる。何でというと、自分の目標が、俺は整備やるんだと、俺は工場つくるんだと、やっぱりそれぞれにみんな目的を持っていたんですね。だから、結構みんな集まって、退学者なんていませんでした、3年。

それでね、ほかの高校終わられた方も、じゃあ俺も1年間だけ自動車整備科に入って、 国家試験、あそこに入ると実地試験免除なんですよ。それで学科試験だけ通れば、あとは 3級整備士の整備士はもらえる。だからみんなね、じゃあ俺は好きだからそっちに行くと か、やっぱある程度の自分で目標を決めて、将来、工場を開くとかね、そういう人たちが 結構多かったんです。今現在ね、そういう人たちが結構ね、自分で工場を持ったり、いろ んなこと、自分で会社をやったり、いろんなことをやっておられます。

ですから私はね、西会津高校は、そういう急に整備科とか自動車科なんて、そんな、教育長いうようにね、ICTの世の中になってきていますから、そういうのを西会津高校でもやって、そしてそれをコンピューターとか、インターネットを使って、東京に行かなくたって、野沢で、西会津で、金1,000万くらい年間稼げるんだ、そういう科をね、会津大学もあるんだから、それと提携して、せっかく教育長、戸田市から来ていただいたんだから。だから、むこうのほうが情報はいっぱい入るわけなんです、西会津よりも。だからそういうのを活かしてね、そういう関連の、ちゃんと西会津高校が魅力あるような、そういう高校をつくっていくべきだと、私はそう思うんですけど、課長どうでしょうか。

- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のような方法も含めまして、やはり西会津高校は県立高校でありますので、 そういう意味で、先ほど来、県教育委員会との打ち合わせといいますか、調整をというよ うなことで考えております。確かにいろんな方向性、手段があるかと思われますので、そ の辺も含めまして調整を図っていきたいというふうに考えております。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 それでね、西会津高校の活性化案としてね、今年度当初予算 500 数十万円が計上されております、計上ね。西中から 3 人しか入学、今回できなかった、現状ね。抜本的に見直すべきではありませんかということですね。どうでしょう。
- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 お答えいたします。

これも先ほど申し上げておりますが、教育委員会、西会津中学校といたしましては、生徒の今後の将来を考えた進路選択、高校選択でございます。そういったことでございますので、そういう情報提供の部分についてはしっかり行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 やっぱ本町も、やっぱこれから多くの入学者というのは見込めないと思います。とすればですよ、ほかの地域から西会津高校に入ってもらう、そういう方法をね、本気になってみんなで考えるべきだとね、私はそう思います。隣町の阿賀町、黎明ですか、あの高校は、もううちに来た生徒は公立大学、国立大学に入れるんだと、そういう考えを持って子どもを教育しているんですよ、高校生をね。やっぱ私はそういう考えも必要だと思いますよ。だから西会津高校がね、本当に優秀な生徒を育てるには、やはり先生ですよね。やっぱり阿賀黎明なんていうのは、教える先生がね、やっぱ塾の講師みたいな先生ですよ。だから、普通の、こんなこといっちゃあ悪いけど、普通の高校の教師よりも、やっぱり1

ランクから2ランク上なんです。だから、生徒は、その先生の教え方によってものすごい伸びる。ただ、先生が、ここに参加して、一日終わればいい先生とね、この子はなんでかんで公立大学や国公立に入れるんだと、そういうね、意気込みを持った先生がいればね、なお私は励みになると思います。

西会津はね、いろんな面で大学に行く人も、どこにいってもある程度恵まれていますよね、いろんなことを補助してくれますから。だからそういうところをね、前面に出して、本当にね、もう一度西会津高校、どうしたらいいんだということをね、高校がなくなるなんてことは本当に寂しいことだから、これは絶対にそういうことはないように、私も皆さんと一緒になって頑張ります。

だからね、そういうことで、もう一回ね、西会津高校のあり方というものをね、今後の、 教育長は今これらたばっかりですから、ご意見伺うのはちょっとはばかられますけど、も う一度、決意、課長どうですか。

- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 答弁させていただきますが、先ほども申し上げまして、また、今、議員からもご指摘がありました。例えばそういった進学の部分の支援につきましても、町としましては、進路対策の支援補助金ということで、塾の講師、進路の講話、そういったことを夏休み以降できるような経費について補助もしております。

そういったことで、町としてできることはしておりますので、あとは県の教育委員会と 調整を図りながら、魅力ある高校づくりについて支援をしてまいりたいということでござ います。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 課長の立派なお考えをお伺いしましたから、しかしね、やっぱり新しい教育長こらったからね、教育委員会も立派な人たちいっぱいいらんだからね、そういう人たちの頭脳をね、素晴らしい頭みな持ってらんだから、西会津高校がね、やっぱ県下に誇れるような高校をね、つくってもらいたい。だから、戸田市からこられた教育長、江添さん、本当に戸田市というと競艇しか知らないんだけど。でもね、情報とかね、そういうことにかけては、やっぱり戸田市のほうが上ですから、先生そういういろんな情報を持って、ここさ3名しか入らないんだと、こんなざまではだめだから、教育委員会のほうでもっと踏ん張っていただきたいとそう思います。一言。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 議員がおっしゃるとおり、やはり西会津高校の存続という部分で、大変危惧されている部分がありますが、基本的に、先ほど課長から申しましたが、県立学校ということですので、教育委員会の立場という部分は、県に要望を出す立場でしかございません。直接学校に入ってどうこうしようということはできない立場であります。でもやはり、西会津高校が魅力ある学校になっていけば生徒も増えてくると思いますので、そういう意味では、西会津高校の吉井校長先生とよく連携を図りながら、どういうふうにしたら魅力ある学校になっていくのかという部分で、ともに町にあるという高校ということですので、協議していきながら後押しをしてまいりたいと思います。

それと、西会津高校活性化対策協議会等もございますので、こういう組織を通しながら、

西会津高校の存続についても今後協議してまいりたいと思ってまいますので、よろしくお 願いします。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 それでは質問を変えます。在京西会津会総会についてであります。これね、一般の町民が参加する場合の選考基準あるのかと、いろいろありますよね、語り部さんとか、町内の方とか、あと議員さんとかね、さん付けることないんですけど。この中でね、やっぱりね、前々から言っておいたんだけど、俺は外されたんだという方もいらっしゃいました。私も行きたかったんだけど、特別な行事がございまして、行けなかったんです。それで、なんでお前こられないんだと言われたんですけど、これは特別なことでね、ちょっと行けないんだと。

そしてね、やっぱ何かこの、この選考にはね、何か別な力が動いたのかというような話もね、ありました。だからね、やはりね、やっぱできれば申し込んだ人はね、全部やっぱり行ってもらいたいと私思うんですよ。だってみな金出すんだから、ただで行くんじゃないんだから。だから、人数もっと大きなバス頼んで、それでね、俺も行きたい、俺も行きたいと言ったら、行きたい人は行ってもらっていいじゃないですか、何もそんなに全部で29人しか行かれないんだなんて、絞ることなくて。ある程度、俺は行きたいという人は行ってもらっていいと思いますよ。バスだってもっと大きなバス使ってね。それがいいんじゃないんですか、どうですか。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 渡部憲議員の在京西会津会の参加者の部分ということで、29名と限らず、もっと多くを連れていけばよろしいんじゃないかというような部分のご質問にお答え申し上げますが、一応、今回、なぜ30名程度にしたかという部分でございますと、基本、在京西会津会のほうから、ある程度人数は絞ってほしいというふうな依頼があったというのがまず第1点がございまして、そのほか、その当該の宿泊先、いわゆる会場となるホテルに対して、ちょうど申し込み的な部分が、部屋が取れる状態が30部屋だったという部分でございますので、その観点から人数は30名程度としていただいたということでございます。

なぜ一般の方で行けなかった方がいたのかというような部分の質問がございましたが、こちらのほうにつきましては、一応、一般町民枠の部分については、確かに5月1日まで募集は開始しておりました。で、ただし、先ほど申し上げました順によりまして、いわゆる町関係者、町の関係団体、そして在京西会津会から要請があった方、それから、議会議員さんの方々とか、役職がある方を優先しますと、残りの部分については本当に4、5名程度、3名程度かというふうな形になってしまいました。

その方々から、先ほど申し上げました優先順位を申し上げますと、一番最後に申し込まれた方で、本当に先着なんですが、4月の11日の朝一番で、そこで定員になってしまったと。それ以降に対しての方につきましては、もうやむなく参加できないというような部分で申し上げた次第ということになっております。

したがいまして、その通知が遅れたという部分もございますが、確かにそれは5月1日 まで募集をしていたという部分があったものですから、そういう形になったということで ございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 希望される方は、なるべく行ってもらうんだと、そういう考えでね、やってほ しいと思います。せっかく申し込んで行けないというのは、やっぱり残念ですよね。これ 議員は申し込めば全部行けることになるんですか。
- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

町議会議員の皆さま方が申し込んだ部分については、全て行けるのかという部分ではございませんで、ある程度、来年度どういう形になるかという部分はございますが、ある程度役職就かれている方とか、そういう部分は、いわゆる経済常任委員長さんとか、総務常任委員長さんの方々とか、議運の委員長さんという方とかという形が最善なのかなという部分では考えてございますが、ただし、これからホテルの予約等々ございますので、それによって人数は変わるということでございますので、申し込んだからといって全て行けるというわけではないのはご理解いただきたいと思います。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 私はね、ここで一言申し上げておきます。私は、この質問に対して、人に頼まれてやったわけではございません。自分の考えでちゃんとやっておりますから、それはお分かりください。

それから、ロータスインのオープンについて質問いたします。リニューアルオープンの 入場者、そして入場者の方々の感想などはね、今、課長が答弁されたとおり、評判よかっ たと。そして、温泉施設の今後の改修はあるのかと、これね、予算、ちょっと数字忘れた んですけれど、このリニューアルオープンまでの予算はいくらでしたか。予算で、工事費。 かかった工事費。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 29 年度に温泉の部分を改修したという部分でございますが、はっきりした資料は後で申し上げますが、私の記憶ではだいたい 2,600 万円程度なのかなという部分で、なお、詳しい数字、今、手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。
- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 そうしますと、課長いいですか、露天風呂、あそこの外壁あります、塀ね。あそこの工事というものは、この 2,600 万のうちに入ってなかったんだと、そういうことですか。
- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えします。

露天風呂の周りの部分ということでございますが、一応、こちらのほうは温泉施設の部分には含まれておりませんで、いわゆる今度の、これから発注いたします外壁等の部分の中に含まれているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 ちょっと俺も覚えが悪いもんですから、これからその外壁をやって、きれいに した場合、いくらぐらいかかりますか。予定で結構です。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 先ほども申し上げましたように、今年度予定している部分が、まず屋根の部分の補修と、あと外壁等の部分をやるということにしておりまして、そのほか、第2浴場と申しまして、駐車場側の露天風呂のちょっと床の部分も、そちらのほうも改修するということでございます。しめて、まず予算的な部分でございますが、一応今年度予算でご議決いただいている分につきましては、6,300万円の予算を確保しているということでございます。
- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 6,300万、しかし結構大きな金額ですよね。6,300万となると大変ですよ、本当に。それできれいにあの辺が、きれいに整備するんだと、そういうことですね。それはそれとしてね、ただね、今、風呂に行きますとね、いろんな話が出ます。もっと一緒に全部できなかったのかと、そうすると露天風呂の周りは小汚いと、小汚いというとおかしいけど、あんまり見栄えがよくない。だからあのときね、一緒にできなかったのかと、そういう話もあります。

ただね、あれ、あそこのサウナ、あれを早くやってもらったから、これは助かります、本当ね、時間戻してもらいましたから。ただね、あの屋根ですけどね、簡単な屋根でいいんですよ。それ、ぽっと立てて、雨降ってきたときに、あと雨やんだら、ぱっとしまってしまえるような屋根でもいいですから、そんながっちりしたとんでもない屋根はいりませんから、そういう屋根がほしい。そういうお客さまの要望があるわけです。そういうこと、ちょっと検討していただけませんかね。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えします。

こちらのほう、露天風呂のほうに屋根を、いわゆる雨よけの屋根をつけてほしいというご質問でございますが、これも前回、渡部議員のほうから、たぶんご質問あったかと思うんですが、あそこの施設ですね、増築、増築しておりまして、今、消防法に伴います部分でスプリンクラーの設置まで、あと平米数が余裕がございませんで、あそこに新たな形で屋根をつけるということになりますと、構造物になるということで、その面積も加算されてしまうということで、それをしますと、あそこの全館、スプリンクラー設置工事ということで、今度は大規模に休館、もし設置するのであれば、大規模に休館しなければいけないというような形にもなってしまいますので、現状のままで、あその部分、東屋的な部分はなかなか厳しいというような形で認識しております。

以上でございます。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 議長にお願いがあります。発言を許可してほしい。私は通告していなかったと こについて、議長の許可がいるものですから、どうでしょう。
- ○議長 通告外の質問をしたいということですか。それは無理です。
- ○渡部憲 その理由は。
- ○議長 規定です。
- ○渡部憲 そうですか、通告外は全体だめだと。議長は、俺が振興公社のことを質問する

かと思っているんでしょう。

- ○議長 今、自分から通告外だと言われたから、通告外はだめだと。一応ルールですから。
- ○渡部憲 そうすると、私は町民の皆さんに頼まれたから、振興公社のことを渡部さん言ってくれないかと言われたからね。じゃあ、議長の許可を得ないとだめだからと言ったわけです。
- ○議長 通告外はだめです。
- ○渡部憲 町長、だめですか。
- ○議長だめです。
- ○渡部憲 俺、あなたに振興公社の従業員のことで。
- ○議長 暫時休議します。(13時40分)
- ○議長 再開します。(13時42分)

先ほどの質問に対する答弁がありますので、これを許します。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 先ほど、渡部憲議員の29年度の温泉施設の改修工事費の金額はということで、私、概算で2,600万円ほどと申し上げましたが、正式な数字を申し上げさせていただきます。金額が、工事請負費で2,683万6,920円が工事費でございます。

以上でございます。

- ○議長 8番、渡部憲君。
- ○渡部憲 それでは、私はこれで質問を終わります。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行がありましたので、発言を許します。

13番、清野佐一君。

- ○清野佐一 渡部議員の発言は、あまりにも身に余るものでございます。これは議運で検 討すべきと思います。懲罰に値するもの、も含めて検討したいというふうに思います。
- ○議長 ただいまの発言がありましたので、直ちに議運で協議していただきたいと思いま す。

暫時休議します。(13時44分)

- ○議長 再開します。(14時09分)13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 報告申し上げます。ただいまの8番議員の発言、言動に対しまして、懲罰に値するというような、かもしれないということで協議をいたしたところでございます。まだ結論には達していませんが、後刻、議運を開きまして、決定をしていきたいと思います。現段階では以上でございます。
- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。私は今次定例会におきまして、大きく3項目にわたって通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。まず1つ目として、ベトナムとの今後の交流についてであります。今年2月に行われた雪国まつりに、駐日ベトナム大使館から参事官が本町を訪れ、雪国の文化を体験されたようであります。その後、これまでの相互のイベントを通じた交流をきっかけに、町長がべ

トナムに行き、関係者と意見交換を行ってきたようであります。そこで次の点についてお 伺いをいたします。

3月中にベトナムの首都ハノイで開催されました日越外交関係樹立 45 周年記念ハノイ 日本文化交流祭とは、どのような内容であったのか。

2つ目として、本町とベトナムとの、今後の経済交流や人的交流などの可能性や見通し について、現時点ではどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、第36回在京西会津会についてお尋ねをいたします。今年も在京西会津会の総会が東京で盛大に開催されたようであります。総会には町からの参加者と会員140名を超える方々との相互の交流、親睦が図られ、大変有意義な総会であったと思います。そこで次の点についてお伺いをいたします。

まず1つ目として、町からの参加者は、各種団体の代表と一般町民の皆さんで、何名参加されたのか。

2つ目として、在京西会津会と本町の連携内容についてお尋ねをいたします。

次に、地滑り地帯の点検についてであります。喜多方市高郷町の揚津県道で、5月末から地滑りが発生し、現場の県道の一部は通行止めになっております。また、現在も地区の住民に避難勧告が発令されるなど、大変な事態となっております。

本町においても、地滑り地帯もあり、非常に心配されるところであります。このことを うけて、町として関係機関と連絡するなどして、地滑り地帯の点検などを実施しているの か、お伺いをいたします。

以上で私の質問といたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 7番、伊藤議員のご質問のうち、ベトナムとの交流についてのご質問にお答えをいたします。

提案理由の説明の中でも申し上げましたが、ベトナム社会主義共和国との交流につきましては、本年2月の雪国まつりに駐日ベトナム大使館の参事官が訪れたことから始まりまして、3月にベトナムの首都ハノイで開催されましたハノイ日本文化交流祭への職員の参加、先月には私がベトナムへ渡り、今後の経済交流・人的交流に関して、日本語学校等の関係者と意見交換を行ってきたところであります。

おただしの、3月に行われたハノイ日本文化交流祭の内容でありますが、本イベントは2007年より、日本さくら祭として開催されてきたイベントで、本年が外交関係樹立45周年という節目の年でもあることから、より大々的に日本の文化を紹介することを目的に開催されたものであります。今回の参加は、2月の雪国まつりをきっかけに、主催のハノイ市人民委員会と、共催の在ベトナム日本国大使館より招待を受けたものであり、町長代理として職員が参加してまいりました。

オープニング式典にはベトナムや日本の政府関係者等も多数出席されており、2日間の 来場者数は約10万人と、非常に大規模なイベントでありました。桜の展示をはじめ、書道 や茶道、着物の着付け、日本食など、日本文化を紹介するブースはどこも大盛況であり、 親日国・ベトナムを強く印象付けるイベントでありました。

次に、今後の経済交流や人的交流などの見通しに関するおただしでありますが、これま

での交流を継続・発展させながら、本町が抱える様々な課題の解決にベトナムとの関係を活用できないか、現在、調査・検討を進めているところであります。また、昨年度より調査を進めております新産業創出事業におきまして、人口減少が進む本町の産業振興・地域活性化に向けて外国人の受け入れも一つの有効な手段であると考えられ、このベトナムとの関係をうまく新産業創出につなげることができないか、その可能性につきましても調査を進めているところであります。

日本とベトナムは、先月末にベトナムの国家主席が訪日し、安倍首相と今後のさらなる 関係強化に向けた首脳会談が行われるなど、国レベルで様々な分野において連携・協力体 制を構築しております。

本町といたしましてもこの流れをうまく活用し、ベトナムとの友好な関係を築きながら 町の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま す。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の第36回在京西会津会総会についてのご質問にお答 えいたします。

まず、第 36 回在京西会津会総会への本町からの参加者数についてでありますが、当初 29 名の参加予定でありましたが、直前に1名がキャンセルとなり、最終的に 28 名となり ました。

次に、在京西会津会と本町との連携内容についてでありますが、8番、渡部議員にご答弁申し上げましたとおり、在京西会津会には首都圏内において各分野で活躍されている町出身者との意見交換や地域情報の発信により、町政発展及び地域の活性化を図り、会員との親睦を深め、本町をさらにPRすることを目的に参加しているところであります。

総会では会員の方々に対し、本町の重要施策をアピールするとともに、ふるさと応援寄附金への協力やふるさと町民クラブ 24-IDへの入会を案内しているほか、にしあいづ観光交流協会においては賛助会員の募集など、会員の方々には側面から本町をご支援いただいているところであります。さらに本町の農林産物や加工品を販売し、風評払拭にもご協力いただいているところであります。

また、今回から新たな試みとして、在京西会津会会員からまちづくりへの提案・アイデアなどを事前にいただき、当日町長から回答し、これからのまちづくりに活かしていく取り組みも実施されたところであります。

今後も地域活性化につなげられるよう、在京西会津会との連携を深めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 7番、伊藤一男議員のご質問の内、地滑り地帯の点検についてのご質問にお答えいたします。

2番、薄幸一議員にお答えしたとおり、本町で地滑りが予想される危険箇所は、国土交通省及び林野庁並びに農林水産省所管を合わせて 27 箇所あります。ご質問の地すべり危険 箇所の点検につきましては、県単独及び県と町による合同の点検を定期的に実施しており ます。

町といたしましては、今後とも関係機関との連携を密に、町民の皆さんの安全・安心を 確保してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 たたいま、それぞれ答弁をいただきましたので、これから再質問をいたした いと思います。

まず最初に、ベトナムとの今後の交流についての再質問をしたいと思います。職員が3月かな、行ってきたということなんですが、どこの課の課長が行ってこられたのか。また、こういう国際交流に関しては、どこが担当になるのか、お尋ねをいたします。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 伊藤一男議員の再質問にお答えいたします。

3月にベトナムにまいりましたのは、当時、総務課の職員であります。特に課長ではご ざいません。

それから、どこの課が国際交流の担当かということですが、目的によって変わってくるとは思いますが、例えば外国語指導助手の関係ですと教育委員会ということになりますが、こういった国際交流と広く捉えれば、企画情報課でも担当する部分もあるかと思われます。目的によって変わってくるかなというふうに思います。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 担当の課については分かりました。

それでは、今回、総務課の職員と、あと町長がベトナムのほうに行ってきたわけでありますが、この場合、例えば随行者といいますか、例えば1人で行くものなのか、誰か旅行業者がついて行くものなのか、その辺についてはどのような体制で行ってきましたか。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

先日、町長のベトナムへの出張でございますが、今回、企画情報課の係長が随行してまいりました。これも行く出張の目的によって変わってくるかとは思いますが、職員が随行する場合もありますし、関係者が一緒に行くというような場合もあるかと思います。目的に応じて変わってくるかと思います。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 ちなみに、今、海外も安い値段というか、そういうもので行けるんですが、 だいたい旅費なんていうのはいくらぐらい、1人当たりかかるものでしょうか。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

今回のベトナムの、先日の旅費ということですが、まだ航空運賃については、まだ請求がきていないものですから、だいたいのところですが、全部で町長については19万円ほど、職員については18万円ほどでございます。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 分かりました。

それでは、おそらく町長は、これからの西会津町を考えたときに、やはり町の農林業、

既存の企業、そして土建業や介護、介護職員そういうことを考えた場合に、これから人材の確保、労働力の確保のために、やはり外国人を、やはり入れなければ、西会津町のまちづくりはできないのではないかということで私は行ってきたとは思うんですが、町長のその辺の考え方、目的についてお尋ねをしたいと思います。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 ただいまのご質問でありますけれども、今回のベトナムへの訪問については、人材の派遣ということも1つの選択肢にありましたけれども、それでけではなくて、いわゆるベトナムと西会津が経済的な交流、何かできないのかなというような、そういうことも大きな視点に入っておりまして、したがって、今回の視察の場所につきましては、日本語学校にも何校が行ってまいりましたし、それから、貿易教育開発株式会社、ここにも行ってきました。今は、非常にベトナムと日本の関係、それから福島にも相当にベトナムから人材が入ってきておりますけれども、将来のいろんなことを考えたときに、やはり人材の確保も私は大きな視点として考えていかないといけないのかなと、そんな思いも思いまして、両方の面からちょっといろいろ、いろんなところにお会いをしてきました。
- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 今、国では、人手不足の深刻な5つの業種といいますか、例えば農業、建設、 宿泊、介護、造船、この5つの分野について、今、日本の受け入れを考えているというよ うなことで、2025年には50万人の受け入れをしたいと、そういうことであります。

そうすると、私は今、西会津町の現状を見た場合、やはり介護施設をつくりたくても、例えば介護職員がいないと、そういうようなことで、私はその人材の確保、もちろん先ほど町長が言いましたけれども、そういうことでね、それが主たる目的だったのかなと。そして日本人学校にも行ってきたということでありますが、一応、経済の活性化といいますか、そういう貿易会社等、行ってきたということでありますが、その辺の人材の確保にベトナムからのということについては、現時点ではどのように考えておりますか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 お答えをいたします。

私は確かに、今、日本でいろんな不足といいますか、課題を抱えている人材不足というのが、日本の全国の中であるわけでありまして、西会津の企業の中でも、ベトナムからの人材を確保したいというような意向も持っている方もおります。またさらには、私と、ちょっと知人でありますけれども、そこからもちょっと、なんとか間に入ってくれないかというようなことも頼まれましたけれども、それは別にしても、今、日本の鹿児島と、それから大阪と長野、ここになんかベトナムの事務所があるんだそうですね。で、今一番その人材が多くいっているのは鹿児島、九州のほうが圧倒的に多いそうなんですけれども、そこにはやっぱり介護職から、いわゆる技術職、土木関係の職、いろんな職を目指して、今、日本語学校の中で生徒さんたちは、みんな自分の目標を持って日本語の勉強をされているというようなことであります。

確かに西会津町も、今これから超高齢化時代を迎えて、いわゆる介護ををする人をどう 確保するかという意味では、確かに1つの選択肢として、私はこれから考えないといけな いなと。しかもベトナム人の性格というのは、非常に日本人に近いといいますかね、性格 をされて、非常に几帳面でまじめだということで、非常に日本の中でも、そういう介護職 として、いわゆる日本にきていらる方が相当数いるそうなんです。

ただ、そこでやっぱり問題になるのは、日本語ですよね、日本語がやっぱりしっかり話せるような、あるいは特に介護職なんていのうは専門用語を使うわけですから、そいう意味では日本語の勉強をしっかりやった生徒さんを、やっぱり日本に送りたいというような、そういう、日本と直接、なんといいますか、そういう関係にある学校を、特に視察をしてきました。中には、杉良太郎さんという方が理事長である学校にも、ちょっとおじゃまさせていただきましたけれども、本当に、私が感じたのは、日本人が忘れていることをしっかり学んでいるところがありまして、感心して帰ってきましたけれども、将来的には、いわゆる介護職も含めて、ちょっと考えていかないといけないのかなと。しかもビザが今度5年になりまして、さらにまた今後の方向としては、またそれがさらに延びるような方向にあるようであります。

したがって、これから有効な手段の1つにはなるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、いわゆる不足している人材を来てもらうだけじゃなくて、そこに何かがもう1つできないのかなと、いわゆる特に介護については日本が先進国でありますので、そこで何かが、やっぱり雇用の場が生まれるような、そういうことができないのかなと、不足しているところに人材をただ連れてくるだけじゃなくて、そういうことも合わせてちょっと考えないと、ちょっとまちづくりに関わるような部分を、ちょっとこれからいろいろベトナムとの関係をちょっと考えてみたいなと、そんなふうに思っています。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 町長の考え方についても、今、答弁されたように、やはり今の日本の現状を見ても、西会津の現状を見ても、やはり少子高齢化、人口減少、これはもう日本みな同じでありますので、それからやっぱり、そういう外国人の人材の確保、やっぱり労働力の確保というのがやっぱり大事だと思いますし、そこに何かプラスアルファがあればなおいいなというふうに思っていますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それでは、先ほど現地の日本語学校など訪問したということでありますが、ここは、ただ日本語を教えるだけではなくて、やっぱり技能の習得であったり、資格習得、そういったことはやっているようなところではなかったんでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 日本語を勉強している学校でありますけれども、いわゆる英語にも何級、何級ってありますけれども、日本語にも、いわゆるN2、N3とか、N1とかあるんだそうですね。で、やっぱり日本に来て、本当に日本語を理解するような語学力をつけるには、やっぱり検定があるそうですけど、N3以上にならないと、なかなかやっぱり難しい。で、これからやっぱり日本に行くベトナム人は、最低N3かN2ということですかね。どの辺のレベルなのかちょっと私も詳しくは分かりませんけれども、いわゆる通常の生活、日本での生活に支障がないということと、やっぱり、例えば介護の職で来る人については、やっぱりある程度介護の、そういう言葉の解釈というんですかね、そういうところまで理解できるような程度の子どもさんたちをやっぱり送るといいますか、そういう考えで学校を経営されているようでありました。

実際にそこの学校というのは、介護だけとかということではなくて、その生徒は、例えば30人なら30人いる生徒の中で、私はやっぱり、例えば土木関係に行きたいとか、あるいは介護職に行きたいとか、あるいはスーパーの店員に行きたいとか、皆さんそれぞれ目標が違うんですよ。ですから、実践のほうはやっていないですね。本当に日本語の勉強だけという、それから日本の生活習慣、ここをしっかり勉強されるということでありました。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 町長がお話いただきましたので、これからどんどんいい方向にいくようにしていただきたいと思います。

次に、在京西会津会について、先ほども同僚議員から質問がありましたので、重複しないように質問をしていきたいと思います。今、27名の町民の参加であったと、28名かな、参加であったということで、説明でありましたが、これで、先ほどちょっと聞き漏らしたので、一般の町民の皆さんの参加は何人だったんでしょうか。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず在京西会津会の一般の町民の方の参加ということで、一応、一般枠での募集と申しますか、含めた形ということでご答弁申し上げます。まず、一般枠といたしまして、在京西会津会からの、事務局からの要請者の方が4名おりまして、続きまして、役職になられる方ということで、町議会の方々が中心としまして、その方が4名。一般申込の方が、参加された方が2名というような形になっております。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 募集要項のチラシには10名というようなことで、また、カッコ書きだと思いましたが、何かこう理由がある場合においては行けない場合がありますというようなことだったのであれなんですが、私も何回か出席させていただいて、やっぱりバスで行くにあたっては、やっぱりこっちからいろんな荷物とか、いろんなありまして、なかなか全部が全部乗れないみたいな、席には乗れないみたいな状況でありましたので、なかなか10名というのは厳しいのかなというふうには思っておりました。

それからあと、在京西会津会のほうでホテルの予約とか、そういうのはやってるなというふうには思っていましたので、やはりそっちの部屋数といいますか、そういうこともあって、なかなか 10 名といっても、なかなかこう難しいところはあるのかなというふうには思っています。

その中では、選考基準、一般町民の皆さんに対しての選考基準については、やっぱり先 着順というか、早い者順だということであったと思いますが、それでよろしかったでしょ うか。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 先ほどの8番、渡部議員にもお答えしたんですが、一応、今回の分につきましては、だいたいホテルは在京で用意するのではなくて、町で予約するというような形になっておりますので、その辺で、まず町で予約したという部分で、それは30名ということで、運転手さん、バスの運転手も含めて30名ということでございますので、今回は29名の参加という形にさせていただいたという形になっております。

選考基準につきましては、まず町部局という部分で、町の関係者。それから、町内の関係団体、商工会等の団体の長の皆さま。続きまして、在京西会津会からの要請があった方々。 続きまして、議会議員等の役職のある方という部分の形の順で、最終的に一般の申し込み 分については、だいたい10名程度という形で募集はさせていただきました。

今回、先ほどもご答弁申し上げましたが、5月1日まで募集をしておりましたが、その選考順、いわゆる選考順で申し上げますと、ほとんど4月の11日でもうほぼ確定してしまったというような部分が現状でございます。ただし、各関係団体の長の方々が、どういう形で行くのかという部分が不明だったことから、5月1日以降の返事というような形になってしまったというような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 そうすると、一般町民の方で行かれなかったという人というのは、やはり申 し込みが遅かったと、そういうことで理解してよろしいですか。

そういうことであればあれですね、今後、ずっと続くわけでありますので、やっぱり不満のないような、そういうような、ちゃんとした選考をしてほしいなと。やっぱりこれからのまちづくりにおいても、やはりそういう町民の参加というのは大事なことでありますので、やっぱ、私が、俺が申し込んでも、無理なのかなというような、そういうようなことになると、今後のまちづくりについても、やはり協働のまちづくりをすると、やはりいろんなことが出てくると思いますので、十分その辺を気を付けてやっていただければいいなというふうに思います。

次に、先ほど在京西会津会のほうから、会員の方から、その提案やアイデアというものがあったというようなことでありますが、その辺、内容について簡単に教えていただければ。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 在京西会津会の会員の方々からのご提案内容ということで、事前に在京 ○商工観光課長 西会津会から4月のだいたい 15 日くらいまでの締め切りで提案を募集したそうでござい ます。その中から、だいたい20名の方々から提案といいますか、まちづくりに対しての提 案という部分があったそうなんですが、まず、大変、やはり皆さん故郷から離れてしばら く経っているという部分から、結構、抽象的で感性的な質問がまず多かったということで ございまして、まず人口増加したらいいんじゃないのとかという、本当に一辺倒な部分が 多かったということでございます。あと過疎化対策には行政が中心で、新しいことに取り 組んでほしいとか、あと、食は大事、町と共同で米づくりとかというような、いろんな抽 象的な部分で、本当に一歩踏み込んだ形があまりなかったということで、ただ、中には具 体的に理論的な部分での提案もあったということで、やっぱりホームページの強化という ような部分で、もう少し強化したほうがいいんじゃないかと。続いて、西会津広報が大変 内容が充実してよかったので、もっと紙面を強化したほうがいいんじゃないかというよう な部分。あと最後に一番多かったのは、やはり、いわゆる鳥獣害被害が多く、労働意欲を なくすという部分があったということで、町はその、いわゆる里山対策みたいなのをやっ たらどうだというような意見も結構あったということでございますが、その中で、やっぱ

り大きく分けて、だいたい質問は7項目のほうになったということで、多くもまめますと、 やはり人口減、過疎化対策が1つ。続いて生活環境、いわゆる空き家の関係とか、そうい う部分の雪下ろし対策。あと福祉の充実。続いて町のPR、広報の促進という部分にもご 意見はいただいている。あと農林振興ということで、森林資源を活用して特産品や観光に 活かしてほしい。あとは仕事、働く場所づくりというような部分で、大きくだいたい6つ ですか、6つの項目から提案がございまして、その中から、町長からは、人口減と過疎化 対策の部分。その部分を中心に会員の皆さまに説明したというような部分でございます。 以上でございます。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 今、課長から説明いただきましたが、その在京西会津会と町との連携を強化して、その町の活性化につなげていきたいという、そういう何かもうちょっと具体的なあるのかなと思って、私、聞いたわけでありますが、やはり在京西会津会というのは、本当に西会津にとって大事な会でもあるし、存在でもあるということだと思います。

そうするとやはり、どのようなその連携をしていったらいいのかということが、やはり 従来のそういう情報発信を積極的にやるとか、そういうことばかりではなくて、今まで皆 さんが東京に行って、総会だけに出席しているということではなくて、やっぱり本町に、 やっぱり来ていただいて、いろんなイベントに参加していただいたり、例えばそば会でも 何でもいいと思うんですが、こちらから例えばバス1台くらいチャーターして、西会津町 に来て、町を再認識してもらうと、そのようなことも連携強化につながっていくのではな いかというふうに私は思っていますが、その辺についてどのように考えていらっしゃいま すか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 ちょっと在京西会津会のことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと 思いますが、私、10 数年前に在京西会津会にいっているころの内容と、去年までの内容、私もどんな形でやっているのかなということで、ちょっと分からない点もありましたけれ ども、当時からちょっと考えていたのは、やっぱり在京西会津会の皆さんに、やっぱりま ちづくりに対して皆さんのほうがはるかに情報がね、東京の皆さんのほうがはるかに情報が、いろんな情報が集まって、で、ふるさと西会津町に対して、やっぱり政策提言をしてもらう。そういう会にしてほしいなということで、私、就任してからちょっと会長さんのところにおじゃまさせていただいて、これからのやっぱり在京西会津会のあり方についていろいろお話をさせてもらってきたんです。

で、とにかく今年は、そういうことで、皆さんがふるさとをどんなふうに思っているのか、あるいはどんなふうにしてもらいたいのかということを、やっぱり教えていただかないと、私ちがこれからどうすればいいのか、どういうところに力を入れたらいいのかということが分からないということで、事前に本当はそういう意味で、いわゆる質問とか何かをね、今年はちょっとそういう形でやらせていただいたんですよね。

で、その中でも私はお願いしてきたのは、やっぱりこれから人口どんどん減っていく中で、西会津町、皆さんが生まれ育ったふるさとを、なんとか私らが今一生懸命守っている。 そのためにどうか、在京西会津会の皆さんの、その知恵と、それから、そこでふるさと応 援寄附金もお願いをしてきましたけれども、いろんな形で応援をしていただきたいという ようなことを切実に訴えてきたわけであります。

そんな中で、これ年1回しかやっていません。でやっぱり、今、伊藤議員がおっしゃるように、年2回、で、1回はこっちから行く、で、もう1回は、いわゆる在京の方たちが西会津町に来てもらう、そういう関係をぜひつくってほしいなと、で、事務局の方たちもやっぱりそういう考えを持っておられるわけであります。で、そんな形で、これから少しずつ見直しをしていかないといけないといけませんけれども、要は西会津町が、これからやっぱりどういうふうにまちづくりをすればいいのか、ぜひ皆さんのほうからどんどん意見を出してほしいと、そういう関係にしてもらいたいなということをお願いをしてきました。

したがって、先ほど渡部議員からもお話ありましたけれども、町民の皆さんから一般公募してという、で、前は一般公募という形はとってなかったんですよね。いわゆる町のいろんな関係機関の方たちが行って、そこでいろいろそれぞれの機関のいろんな状況を説明して、そしてその中から皆さんから意見をいただくというやり方をしてきたんですけれども、一般公募になりまして、それはそれでいい部分もあるわけでありますけれども。そうい関係で、やっぱり今後の在京西会津会の、会長さんも言ってましたけれども、これからもっともっと見直しをしないといけないなというような話をしておりますので、これからやっぱりまちづくりにつながる、そういう在京西会津会との連携というのは考えていかないといけないなというふうに思いました。

今年は私も初めてでしたので、どういう様子、どんなやり方をしているのかなというふうに、初めて参加させてもらいまして、私らがやっているころとだいぶ様変わりして、変わってきているなというふうに思います。よりよい関係ができますように、今後いろいろ検討してまいりたいなというふうに思います。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 今、町長から、町の活性化につなげるような前向きな発言がありましたので、ぜひ、これからいろんなことを進めていっていただきたいなというふうに思っております。 次に移りまして、地滑り地帯の点検についての再質問をしたいと思います。この、私、今回の地滑り地帯の点検というのを一般質問にあげたのは、最初、町長の提案理由の中に、ちょっとそれが載っていなかったので、私ちょっと、これ高郷の揚津というところも西会津に近いところで、別に山都側でもないし、西会津側なのに、これ何で危機感といいますか、そういうのがないのかなということで、そういうことで、私は今回、一般質問をさせていただきました。

そのうちに、小杉山の崩落というようなのがあったんですが、私はその前に、その本当に、2回目の提案の中にはそれは載っていましたが、そういうのが載ってなかったので、 私、今回、ちょっと危機感が薄いのかなということで一般質問させていただきました。

その中で、先ほど建設課長のほうから答弁ありましたが、今後、一番大きいところで、 やっぱり滝坂だと思うんですよね。滝坂の地滑りについては、国のほうでやっていると思 うんですが、これは月1回とか、その点検の内容といいますか、そういう報告は、町には あるんでしょうか。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 滝坂の地滑りの点検報告というようなご質問でございます。ここ、私、 就任してから、拝命してから、4、5、経ったわけですけれども、この間には特にござい ませんでしたし、昨日の答弁の中でも申し上げましたように、国交省所管については、年 に1回は点検しているというようなことで、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 年に1回ということでありますが、これ自治区の人たちにとっては、本当に 心配しているところだと思いますので、やはりそういう自治区に対する報告、そういった こともちゃんとやっているとは思うんですが、その点については。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたしたいと思います。

今回の小杉山を例に申し上げますと、速やかな対応、それから応急措置に関しては全員 協議会でご報告したとおりでございます。

さらに経過報告なんかにつきましても、小杉山自治区の皆さん集まっていただきまして、 それで、そういった我々の対応ですとか、今の状況ですとか、そういった形でつぶさに情 報発信、それから意見交換、区長さん、自治区からの意見を聴取するなど、そういった対 応をしてまいりました。

今後もそういった災害において、対応できる部分については、十分にやっていきたいな と考えております。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 地滑り地帯、27 箇所かな、あるということですが、異常ないということですよね。
- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 滝坂の地滑りのことでありますけれども、あそこは国の直轄で事業を進めている わけでありますけれども、何箇所かに観測の機器があって、それが異常な数字になったと きは、阿賀野川河川事務所にすぐ情報が行くことになっているんですね。そこで判断され て、もし異常があれば、そのことについては町のほうに連絡があるという、そういう状況 になっていますので、みんなで一緒に点検するというのは年1回だかもしれませんけれど も、常時そういう観測機器を使って監視をしているということであります。

それから、先ほど一般質問の通告になかった、提案理由になかったからということでありましたけれども、それは日の関係で、提案理由の説明を皆さんに配付したのが5月の29でありまして、その時点ではまだ発生はしていなかったんですね。5月の30日に土砂崩れが発生しましたので、そんな関係でちょっと提案理由の説明には載せることはできなかったということですから、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、高郷でそういう地滑りによる、その道路の崩落とか、地割れとか、 いろいろあるわけでありますが、西会津町においては、別にそういうところは異常ないと いうことですよね。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

現在のところ、異常あるという報告はいただいておりません。それから、昨日、県と町とか一緒になっている箇所が、施設的に点検していよというようなお話をさせていただきました。それは直接町職員も行って確認しておりますし、現在のところは異常という報告はございません。

以上でございます。

- ○議長 7番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 いろいろ答弁いただきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
- ○議長 暫時休議します。(15時00分)
- ○議長 再開します。(15時20分)5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 5番、長谷川義雄です。今回の6月定例議会にあたり、私は2つの項目で 質問いたします。町民の皆さんの毎日の暮らしの中で、諸問題や考えなどについて、町民 目線を第一として質問いたします。

皆さんも既にご承知のように、日本の人口は2004年をピークに既に減り始めています。このように、全体では減っていますが、15歳以上の人たちは増え続けています。そして、2025年には、75歳以上では2,200万人となり、国民の5人に1人が75歳以上、そして3人に1人が65歳以上と、超高齢化社会になります。このままで医療や介護の保険料をさらに上げたり、利用するために支払う自己負担を増やしたり、受けられるサービスをもっと削ったりとなってしまいかねません。もし、それに伴う財源を確保できたとしても、最大の問題は人手不足です。病院や施設だけで医療、介護を担うには限界があります。

そこで国が、今、政策として推し進めているのが病院から在宅です。そのために医療と介護の連携が急務の課題となっています。医療と介護、連携する大きな鍵は訪問介護であり、病気に関わる医療、暮らしに関わる介護、その両方の架け橋となるのが看護師です。いずれにしても在宅医療ができる医師も看護師も不足している現状です。2025年問題については、あと7年後と迫っていますが、まだまだ広く知られていません。もっと広く議論すべきと考え、次のように質問いたします。

1つ目として、現在、町内事業所における介護人材の状況について、町は把握しているのか。

2つ目として、事業所の人材確保に対する支援策は。

3つ目として、2025年問題についてはどのように考えておりますか。

4つ目として、訪問看護は医療と介護をつなぐ役割があり重要と考えます。そこで、訪問看護師の人材確保の取り組みについて伺います。

2つ目のテーマですが、ふるさと応援寄附金返礼品及びブランド化についてです。皆さんご承知のとおり、この制度は地方で生まれ、都会に出た方々の中には、ふるさとへ恩返しをしたいとの思いがあり、税制を通じてふるさとへ貢献したいとの思いのもと、ふるさと納税は導入されました。

この中では、納税者が寄附先を選択する制度でもあり、選択するからこそ、その使われ

方を考える機会でもあり、税に対する意識が高まり、納税の大切さを捉える貴重な機会でもあります。生まれたふるさとはもちろん、お世話になった地域や、これらの応援したい地域の力になれるわけであります。会津の近隣市町村では、ふるさと納税で大きな成果も出ています。

それに対し、西会津町での平成29年度の寄附の実績は45件で、126万1千円でしたが、 今年度は3,000万円を目標としており、その目標を達するには、返礼品に対してのブラン ド化をはじめ、さらなる取り組みも必要と考え、次のように質問いたします。

1つ目としては、制度拡充の内容について。

2つ目としては、返礼品とする米のブランド化を図る方策についてです。

以上、2つの項目を今回の一般質問といたします。

- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 5番、長谷川義雄議員の、介護人材の確保に向けた取り組みのご質問に お答えします。

本町の要介護認定者数は、昨年度策定しました第7期介護保険事業計画では、高齢者人口の減少や介護予防事業の推進により、穏やかに減少していくものと推計しております。しかし、それを支える介護人材については、町が進める医療・介護・生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進に不可欠であり、量・質ともに安定的に確保することは、町としましても喫緊の課題であると認識しております。

ご質問の町内事業者の介護人材の状況でありますが、福島県内、会津管内でも全体的に 人材不足の状況であり、町内の一部の事業所におきましても、介護人材を募集しても応募 者が集まらないなど、募集に苦慮していることから、町としましても事業所と連絡・連携 を密にして人材確保の支援をしているところであります。

次に、人材確保に対する支援策についてでありますが、町では新たな介護人材の養成を 目的にした介護職員初任者研修と、将来的な人材確保に向けたトータルケア就学資金貸与 事業を実施しております。今年度も初任者研修を継続して実施し、一人でも多くの修了者 を輩出し、就労につなげるとともに、今までの修了生に声をかけるなど人材確保の支援を 積極的におこなってまいります。

次に、2025年問題についてでありますが、議員もご承知のとおり、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、医療・介護サービスが必要となる要介護高齢者の増大が見込まれ、全国では38万人の介護人材が不足するとの見通しが示されております。

そのため、国においては介護人材確保対策として、介護職員の処遇改善や一旦仕事を離れた介護人材への再就職支援、介護ロボットの導入支援など、様々な取り組みを総合的・計画的に実施しています。

本町においては、要介護認定者数は今後おだやかに減少していくものと予想されていますが、介護サービスの提供体制を維持するため、国の支援制度等と併せて、町ができる介護人材の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、訪問看護事業所の看護師確保についてでありますが、病気になっても、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの推進には、医療と介護の連携はきわめて重要であると認識していることから、平成 29 年度

には西会津診療所に医療・介護相談員を配置し、今年度からは訪問看護事業所の看護師を 1名増員するなど、体制の充実を図ってまいりました。

今後も看護師の募集を含め、計画的な人材確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 5番、長谷川義雄議員のふるさと応援寄附金のご質問のうち、1番、制度拡充の内容について、返礼品の見直しについてのご質問にお答えいたします。

3月議会定例会での一般質問におきまして、ご答弁申しあげましたとおり、今年度からより広く、より多くの方に周知を図るべく、インターネットによる寄附の募集を開始することとし、昨日、6月11日よりふるさと納税の大手サイトである、ふるさとチョイスに新たな内容を公開したところであります。

お質しの返礼品見直しについてでありますが、昨年度までは1万円以上の寄附をされた 方に、農林産物の詰め合わせや、ロータスイン宿泊券など、金額に応じて4つのコースの 返礼品としておりましたが、今年度からは、寄附される方が寄附をしやすく、また寄附者 のニーズにあわせ、好みの品をセレクトできる形態としたところであります。

返礼品は、説明会を開催し賛同していただいた生産者等から、町の特産品であります米、 きのこ、ミネラル野菜を主品目として、加工品・民芸品など各種 48 品目の中から選んでい ただく方式にいたしました。なお、現在は、準備の整った 38 品目をアップしており、詳し くは、ふるさとチョイスの西会津町のページに掲載しております。

なお、返礼品につきましては、寄附者のニーズなどを検証しながら見直し等を行い、新たな返礼品の追加など、随時更新するとともに、より魅力のあるサイトを構築し、自然あふれる町のよさ、町の政策等を広く周知いたしまして、多数の方々にご寄附いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 5番、長谷川義雄議員の、ふるさと応援寄付金のご質問のうち、返礼品とする米のブランド化についてお答えをいたします。

西会津産の米につきましては、これまでも毎年、西会津一うまい米コンテストの開催やトップセールスを通して、そのおいしさを町内外にPRしてきたところであります。また、米・食味分析鑑定コンクール国際大会においても、過去10年間で7回、8名が受賞するなど全国的にも食味の高さが認められたところであります。

今年度は、町で食味計を導入する計画であり、米生産者に幅広く利用していただくことで、西会津産米への評価を高めるとともに、翌年以降の作付へ活用していただき、食味の高い米の生産拡大に取り組むことで、西会津産米のさらなるブランド力の向上を図る考えであります。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 各課長からそれぞれ答弁をいただきました。それでは再質問に入ります。 介護人材の確保については、各事業所が行うのは原則でしょうが、町民の安心安心のためには、町が町内の企業に対して、町ができる支援策を、さらに具体的に進めるべき時期がきていると私は考えています。常々町長は、今ある町の企業を応援したい、それも企業

の応援でもあるし、人材確保にもつながるのではないかと考えております。その辺についてお伺いします。

- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 再質問にお答えをいたします。

各事業所への支援ということでございますが、先ほども言いましたように、人材確保につきましては、町としまして、今まで取り組んできた内容につきましては先ほど申し上げましたが、介護職員の初任者研修、これを平成10年からずっと続けてまいりまして、介護職員の、新たな介護職員の発掘、それからトータルケアの就学資金の貸し付けということで、介護員ですとか、社会福祉士、理学療法士等へ就職されたいという方に対する奨学金なんかもしたりという形での人材確保に向けての取り組みを、支援をしてきたところでございます。

介護職員初任者研修は、今までも 443 人の、町内の方ですと 330 人の方が修了されて、 そのうち多くの方が各町内の施設にも勤めているというような状況でございまして、これ からもそういったことで、町では支援をしていきたいというふうに考えているところでご ざいます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 その1つで、町と福祉会が協力して、例えば就職説明会とか、あと、新任 者を対象にした育成研修、あるいは離職防止についての研修会など、されているんでしょ うか。そんな予定はありますか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをします。

就職説明会なんかにつきましては、町ではやっておりませんが、各事業所のほうでは、そういった関係機関ですとか、そういったところに行っての説明会を実施しております。町としましては、職員研修の部分では、各種研修会を実施しておりまして、町、それから地域包括支援センターなんかを含めて、職員の資質向上のためのケア会議をやったりですとか、ケース検討会をやったり、そういったことを実施しております。そういうことで、職員の確保も含めて、町ではある程度のいろんな支援はしているというところでございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 初任者研修とかいろいろやっているでしょうが、介護人材の確保になんですが、例えば、先ほど申しましたが、事業所と協力しながらボランティア体験とか、そういった件についてはないんでしょうかね。それによって、ああこれならできそうだから復職してみようとか、そういった方があればいいんですが。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをします。

ボランティア体験につきましては、毎年ボランティアサポートセンターのほうを中心に、 西会津高校の生徒さんに募集をしまして、この間ですと、毎年2、3名ずつではあります が、にしあいづ福祉会のほうの施設に行って、何日間かのボランティア研修、実態をやっ ているような状況でございます。そういったことで、そういう高校生にも、その介護の状 況を体験してもらうというようなことはやっているところでございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 高校生を対象にして行っている、その中で1人でも2人でも町内事業所に 勤めるように、さらに努力を希望します。

平成30年度から、介護予防日常生活支援事業、相互事業ですか、いわゆる相互事業ですが、何か新聞の報道を見ますと、人手不足から撤退の意向を示している事業所があるというふうに報道もありましたが、本町では全く問題ありませんか。

- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをします。

西会津の事業所で相互事業のほうから撤退するというか、そういった事業所はございません。反対にですね、相互事業のほうに、新たなサービスというようなことで、シルバー人材センターですとか、そういったところにも取り組んでいただくような支援を現在しているところでございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 介護人材の確保の一環の中で、例えば介護によって町内の事業所を辞めた とか、介護によって町に戻ってきたというような方々の人数等には、調査とか把握はれさ ていますか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 介護、家族の介護のために職を辞めた方とか、戻ってきた方。戻ってきた方とかというのは数人いるという話は聞いておりますが、正確な数字としては、町としては把握をしていないところでございます。
- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 今の答弁で、大雑把ですが数名くらいいるというふうに説明を受けましたが、それで、介護離職の防止のために、行政が企業の取り組みを支援して、それを認証するという制度をやっている自治体もあるし、そういうふうにしたいという考え、介護離職防止に対し、率先して、優良的に取り組む企業を町が認証する制度です。そういった考えはございませんか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 介護離職をしないような制度をつくって、従業員を守っていくような、 そういう会社の認証制度というようなことでございますが、現在、町では、そういった制度は実施しているところは、町ではやっていないところでありますし、町としましては、 そういう介護離職がないように、介護サービスの充実ですとか、そういったものに力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 それでは、介護人材の確保なんですが、2025年には、先ほども述べましたが、全国では約1,840万世帯、そのうち一人暮らしは約37パーセントとなっております。 それで、本町でもかなり一人暮らしがいると思います。今後、人数の把握もしていると思いますが、なかなか人口減による人手不足で、そのサポートするのも難しいでしょうが、町が特に力を入れたいなと考えている点はございますか。

- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをします。

本町、高齢化率も大変高くなっておりますし、一人暮らし世帯、それから高齢者二人暮らし世帯という世帯も全体の4割を超えるような状況になっております。ですので、その辺につきましても、地域でも支えていかなければいけないというような状況にもなっておりますし、ただ、地域でもなかなか、地域全体が高齢者が多くなっているというようなことで、地域の見守りもなかなか大変になってきているというような状況もございますので、現在、町では、見守りネットワークというような形で、町内の商店ですとか、あと町内で配達業者、宅配業者だったりとか、郵便局のような配達業者だったり、そういった業者の方とも提携をしながら、見守り協定を結んで見守りをしているというようなところがございます。

それから、地域支え協議会というものが、今現在、社会福祉協議会のほうでつくっていただいておりまして、その中では、その地域の高齢者が高齢者を見守るような、何かちょっとしたごみ出しのお手伝いだったりとか、何かできないかというようなことでの話し合いを今、続けておりまして、そういったことでも地域全体で見守っていくような体制づくりを現在しているところでございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 介護人材の人手不足としては、離職した人をもう一回復職してもらうとか、 新たに就職する人を見つけるとか、あと離職防止とか、仕事について定着してもらうとか、 いろいろ考えて、町独自の方策で進めてほしいと思います。

それでは、次のふるさと応援返礼品及びブランド化について伺います。昨日、6月 11日から、ふるさとチョイスに掲載されたわけですが、いろんなサイトがありますが、ふるさとチョイスを選んだ理由についてお聞きします。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

ふるさと納税のサイトにつきましては、いろいろなサイトございますが、やはり一番ふるさとチョイスというサイトが、一番最大手のサイトであって、やはりより広くの方に見ていただけるのかなということでございますので、選定をさせていただきました。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 それで、ふるさとチョイスを見て思ったことについてお聞きしたいと思います。昨年度の寄附の実績は45件で、126万相当と、またさっきも述べましたが、今年度については、4月、5月と経過したわけですが、4月、5月の対応と、経過した時点ではどのくらいありましたか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

平成30年度の状況というご質問でございますけれども、まず4月、5月については、寄附はございませんでした。それで、昨日、6月11日に、先ほど申し上げましたように、アップをしまして、今日の朝9時現在でございますけれども、5件の寄附をさっそくいただいてございます。そのうち米が3件で、ミネラル野菜が2件でございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 大変効果的に思われる状況だと思います。そのサイトを見て気になった点がちょっとあったんですが、米の返礼品の場合ですが、西会津げんき米は平成30年産新米とありました。もう一方の返礼品は、特別有機栽培米コシヒカリとなっておりますが、その件については、新米と記載されていないのと記載があるのは、どういった意味なんでしょうか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

特別栽培米の件でございますけれども、特別栽培米につきましては、平成30年産、これからの収穫になりますけれども、これにつきましては、先行予約という形でのが1つ。そして、もう1つの部分については、29年産米についてと2つの特別栽培米の掲示をしているという部分でございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 せっかくサイトに載せたわけですから、返礼品を見て、普通は新米とこう、 新米だけかなと錯覚してしまう人もいるかなと思ったんです。その辺の。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

平成30年産米につきましては、先行予約という形で表示もなっておりますので、その辺は大丈夫だというふうに確信をしております。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 返礼品のブランド化についてなんですが、西会津町では、もう既に福島県 認証のFGAPですか、それを取得された方もいるし、グローバルGAPも取得された方 もいます。それで、6月4日に湯川村でブランド化に、FGAPに関する説明会があった と報道がありましたが、西会津町では参加されたんでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

6月4日に開催されました、湯川村で行われましたFGAPの説明会、これについては、町の職員は参加しておりません。

以上でございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 参加され、もう一度ちょっとお願いします。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 ご質問のあったFGAPの説明会につきましては、町のほうでは参加を いたしませんでした。

以上でございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 なぜ申し上げますかというと、FGAPは福島県だけの認証かもしれませんが、福島県が一丸となっていることでもあり、県内の米のブランド力を上げるためにも、 そういった説明会に行って、町内の米、野菜、いろいろありますが、そういったのに対し

てある程度早めに知識を仕入れて、町内の生産者に対して説明会なり、研修会をして、ブランド力を上げるべきではないかと考えたわけです。その点について。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、FGAPの普及に関しては十分な生産者の方々に説明が必要だというふうに考えております。今回開催されました説明会につきましては、内容についてはそんなに深い内容ではございませんで、FGAPに対しての知識を広く知っていただくために、ごく一般の方々への説明会でございましたので、町のほうでは既に承知をしている内容でございましたから、参加をいたしませんでした。

ただ、町といたしましては、FGAPの重要性については十分認識してございますので、 本年度の中において、町内生産者の皆さまにFGAP取得に向けた説明会を町独自で開催 する計画でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 西会津町の米はおいしいわけですから、ブランド力を上げるためにも、そ のように進めてください。

それで、米の生産者が米の返礼品について、一事業所が自分のところで生産したものを 袋詰めしてきちんと発送していると、もう一方については、JAに納めた西会津げんき米 で返礼品になるわけですが、米の買い入れ価格なんですが、今まで、現在のJAのげんき 米の価格と返礼品に対する、納める米の買い入れ価格は同じなんでしょうか。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。買い入れ価格と同額というこでございます。
- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 今の説明ですと、米の買い入れ価格はどちらも、JAに納めるげんき米も、あとはJAを通じてふるさと、返礼品になる米の価格も同じですよね。というのは、今年はスタートだからやむを得ないでしょうが、ふるさと応援のサイトを見ますと、町の考えもありますが、ふるさとを応援することによって寄附した人も税に対する知識も深まり、応援することができる。町もそれに対してきちんとできると。また生産者も潤うことができるということがありますが、あまり変わらないと感じますが、その点について話はありましたか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 すみません、ちょっとおただしの意味がちょっといまいち分からなくて申し訳ございません。買い入れ価格、買い取り価格でございますけれども、これについては、JAのほうと協議をしながら、その価格等を決めたわけでございますけれども、やはりそれによりまして、このふるさと応援寄附金の返礼品にすることによりまして、販路拡大ということで、流通量もアップが見込めるというようなことで、その供給のほうもなされるんではないかという部分において、非常に効果的ではないかという部分でございますので、おっしゃる意味は、もしかして、例えばもっと高く買い取ってとかという部分の意味合いなんでしょうか。で、よろしいんでしょうか。

これもJAさんと協議の上でございますので、JAとしてもそれだけ、やはり供給できるというメリットがございますので、流通量も増えるというメリットもございますので、そういった部分も協議してでございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 JAさんと協議をされたんでしょうが、普通の米よりも、同じJAでもげんき米は高く買っています。農協さんが買い入れ価格は決まっています。でも昨日のサイトを見ますと、平成30年産新米は1万円の寄附で5キロというふうに捉えますと、それはかまいませんが、1万円で5キロですよ。そうすると60キロは12倍です。それを見て、例えば。結局JAに納めても、納めるのはかまいませんが、生産者が潤うことが全くないように感じるからです。その辺だけです。
- ○議長 副町長、工藤倫也君。
- ○副町長 ただいまのご質問にお答えいたします。

寄附金の返礼品につきましては、米ばかりではなくて、いろいろな商品とかもございます。その価格を町が通常の価格よりも上乗せして買い取るというような仕組みにしてしまいますと、ほかの商品、定価がある商品もございます。そういった中で米だけを定価よりも高く買い取るというような形でやるのがいいことなのかどうかということも含めて検討しなければいけないと思います。

さらに、高く買い取ってしまうと、寄附額に対して返礼できるのは3割程度とされております。そうしますと、同じ寄附をされた方にお送りできる米の量が減ってしまうということも考えられると、そうすると寄附をされる方に対する魅力度が若干下がってくるということも考えられますので、総合的に判断をさせていただいて、JAさんとかとも、今後とも検討してまいりたいと考えております。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 私はその価格というのは、農業の生産者のものをつくる意欲を心配するわけです。同じつくっても同じだと、その辺です。今後のテーマかなと私は考えております。
- ○議長 副町長、工藤倫也君。
- ○副町長 ブランド化ということもあわせてご質問いただいておりますので、極めていい 視点であって、我々もそれを望んでいるところであります。それは同じ考えなんですけれ ども、ブランド化を図って価格を上げていくというのは、返礼品だけではなくて、常に売 れる、単価がですね、ブランド化によって高くなっていけばいいわけです。返礼品だけを 高く買うというのではなくて、西会津産米が常にブランド力を持って、価格が上がってい くというのが目指すべき方向性であろうというふうに考えております。
- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 今、西会津町のげんき米も1万円で5キロと表示されています。それはそれでいいとして、湯川村では3万円で50キロと。それで、その米の品質の差の勝負だと思うんですよ、それで、サイトを見ただけでどこが違うのか分からないと思います。そういった場合、町に問い合わせがあった場合、どのように説明されますか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

現在、サイトにアップしております写真等については、ちょっと時間がない中での部分でございまして、特別栽培米と、あとげんき米についても、ちょっと同じような写真を一時的に使っておりますけれども、今後新たな部分で、写真も更新をして。その説明につきましても、げんき米、特別栽培米、これは出品者と申しますか、JAさん、あとその特別栽培米の生産者の方と協議をして、その内容について、そのコメントと申しますか、それを掲載しておりますので、それをお読みいただきながら、また、逆にそれだけでは分からないという部分については、コールセンターということで、振興公社のほうに発送業務等を委託しております。ですからその中で、問い合わせ等の対応、また町に対して、お米の部分について、もっと詳しい部分をお聞きになりたいという方については、町の農林振興課のほうにお問い合わせがあるかもしれませんが、その場合については、その内容等を説明をして申し上げたいというふうに考えてございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 今の説明ですと、米のうまさの違いについては、私はどのように答えます かとお聞きしたんですが、コールセンターとか、農林課が答える。それでは、議論するつ もりはありませんが、ちょっと納得はできないと思います。

それで、町が、今、食味計を導入するわけですので、例えば食味計については、あまり知識は深くありませんが、スコアがあって、40 点から 100 点まであると。そしてうまいのは、一般的には 80 以上だといわれていますが、最初からそういうふうに設定すべきではないんでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 昨日もちょっといろいろお話が出ましたけれども、要は差別化をするということが大事ですよね。そのためには、ただいまのいろいろ答弁ありましたけれども、1つは、いわゆるげんき米、それから特別栽培米と、こういう西会津町のブランド2つがあるわけでございますけれども、今年の米については、これから収穫をして、そしてそれを食味計にかけて食味値を出して、それをやっぱり今度はサイトに、ちゃんと数字的なものを載せないと消費者の方たちは分からないわけですよね。

だから、今、6月にあげまたのは、そこまでの数字は出せないので、これからそれは随時直していく形になりますけれども、まさに昨日、いろいろお話ありましたけれども、隣の阿賀町では、やっぱりネーミングといいますか、説明文を、やっぱりキャッチフレーズをばんと、何か特化したそういう表現の仕方をしないと、なかなか差別化はできないのではないのかなと。

ですから、6月にはそういう形でまだ出ていませんけれども、これから食味計、せっかくこれから購入するわけですから、食味値の数字の入った、そういうPRといいますか、商品紹介をしないといけないのかなというふうに思っております。

したがって、今現在では、食味計の数値はなかなか出せませんので、あとは、特別栽培 米はこういう栽培したお米ですよ。あるいはげんき米はこういう、いわゆる作付けによっ てできた米ですよとか、何かそういうもっと分かりやすいものにしていかないといけない のかなと。

○議長 5番、長谷川義雄君。

- ○長谷川義雄 平成30年産については、今後のテーマでしょうが、全員協議会では食味計 を積極的に導入するとなっていますが、食味計はいつから使えるようになるんでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 食味計の導入時期についてお答えをいたします。

現在、食味計の購入について、その手続きを進めておるところでございます。本年度、 平成30年産米の収穫には間に合うように食味計を導入し、町で、今まではほかの機関にあ る食味計を利用させていただいておりましたけれども、本年産米につきましては、コンク ールも含め、町で導入した食味計を活用してまいりたいと考えております。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 食味計を積極的に利用してブランド化を図るのも一方法だと思います。食べるのが一番はっきりするんでしょうが。それで、サイトに載せてある西会津町は2つの窓口があるわけで、お米に関しては。そして、もう一方の方については、そういった話し合いはされていますか。
- ○議長 もう一回ちょっと。
- ○長谷川義雄 西会津町は10月頃より食味計を導入してサイトに掲載すると、そういう考えでしょうが、もう一方の業者については、そういったような話し合いはされていますか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

もう一方の法人の方でございますけれども、この方につきましては、特別栽培米という 形で出展のほうさせていただいておりますけれども、ただその食味値の表記の話まではし てございません。特別栽培米というブランドでございますので、ただ、食味計も今後導入 しますので、その辺はやはり生産者の方の、出品者の方の意向もありますので、確認をし ながらやっていきたいと考えてございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 サイトを見た方は、西会津町は1つで同じレベルのものを食べれると思うのが一般的だと思います。それで、ある程度は食味計についても、全く同じにすることはないと思いますが、そういった話し合いをして進めるべきと思って申したわけです。

結局、米のブランド化については、今まではコシヒカリが一番でしたが、昨年度ですか、 平成29年度産は福井のほうに移っています。コシヒカリだけに突出しただけでは、かなり 難しいと思います。西会津町はコシヒカリで推しているわけですから、そういったブラン ドカについても、今後検討すべきと思いますが、どのように考えますか。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃっているのは、福井でコシヒカリ以外の品種が、いわゆる特Aのランクを取ったということで、その品種の選定についてどうかというご質問かと思いますが、返礼品で採用いただいている、そのげんき米と、もう一品種、もう1つのブランド米につきましては、その食味のランキングもそうでございますけれども、その栽培方法について、化学肥料や農薬を少なく栽培しているという、その安全面でもほかの一般的な同じコシヒカリを作っても、一般的な栽培方法で作った物とは違って、有機、低農薬の栽培をしてい

ますよと。さらに食味もいいですよという、こう位置付けをしておりますので、一概に他 県でコシヒカリ以外の品種が特Aの評価をいただいたということであっても、それが西会 津に当てはまるかどうかというところについては、一概にはいえないところでございます ので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 質問は終わりますが、今年度より目標を3,000万円と設定したわけですので、ぜひそれを達成し、上回るように頑張ることを期待して、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
- ○議長お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。 (15時48分)

#### 平成30年第3回西会津町議会臨時会会議録

### 平成30年 6月13日(水)

開会10時00分散会16時21分

## 出席議員

 1番
 三
 留
 満
 6番
 猪
 侯
 常
 三
 11番
 青
 木
 照
 夫

 2番
 薄
 幸
 一
 7番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 荒
 海
 清
 隆

 3番
 秦
 貞
 継
 8番
 渡
 部
 憲
 13番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 小
 柴
 敬
 9番
 三
 留
 正
 義
 14番
 武
 藤
 道
 廣

 5番
 長谷川
 義
 雄
 10番
 多
 賀
 剛

欠席議員

なし

### 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	薄		友	喜	農林排	辰興胡	長	岩	渕	東	吾
総務課	長	新	田	新	也	建設	水道課	長	石	Ш	藤-	-郎
企画情報語	果長	矢	部	喜代	栄	会計管理	者兼出納	室長	長谷	11	浩	_
町民税務認	果長	五十	·嵐	博	文	教	育	長	江	添	信	城
福祉介護調	果長	渡	部	英	樹	学校	教育課	長	玉	木	周	司
健康増進調	果長	小	瀧	武	彦	生涯的	学習課	長	成	田	信	幸
商工観光調	果長	伊	藤	善	文	代表	監査委	員	佐	藤		泰

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長渡部峰明議会事務局主査渡部和徳

# 第3回議会定例会議事日程(第6号)

平成30年6月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 懲罰動議

日程第2 一般質問

散 会

(政策提言調査特別委員会)

(各常任委員会)

(一般質問順序)

1. 多賀 剛 2. 青木 照夫 3. 清野 佐一

(各常任委員会会場)

- 総務常任委員会 …… [議 員 控 室] (第1会議室)
- 経済常任委員会 …… [議会委員会室]

○議長おはようございます。

平成30年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、渡部憲君の退場を求めます。

(8番議員退場)

○議長 提出者の報告を求めます。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、私のほうから懲罰動議の提出に対するご説明を申し上げたいと思います。

まず、提出者、私、清野佐一でございます。そして、賛成者、荒海清隆議員。伊藤一男 議員。多賀剛議員でございます。

それでは、朗読をもって提出の理由を申し上げます。

議員、渡部憲君は、本会議における一般質問時に通告外の質問をしようとし、議長の許可を得ようとした。その内容も、株式会社西会津町振興公社の直接的な経営に関することであり、役場の一般事務ではなかった。西会津町議会会議規則第59条では、一般質問は通告制とし、町の一般事務について、議長の許可を得て質問をすることができると規定されているが、これを無視して許可を得ようとしたこと、及び議長が制止しようとしても発言を中止しないため、本会議を休議させた。このことは議会の権能を著しく失墜させたものであり、議会の品位の保持と円滑な議会運営のため、地方自治法第134条の規定により、議員、渡部憲君に対し、厳重な処分を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、議員各位の賢明なご判断をお願いするものであります。

○議長 8番、渡部憲君から、本件について、一身上の弁明をしたいとの申出があります。 お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、8番、渡部憲君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

8番、渡部憲君の入場を許します。

(8番議員入場)

○議長 8番、渡部憲君に一身上の弁明を許します。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。今日は、私のね、昨日の発言に対し、弁明の機会を与えると、議長のご配慮だと思います。本当に昨日は、私がこの議事進行を遅らせたことに関しまして、本当に申し訳ないとこう思っております。

ただ、私の言いたかったことは、町民の皆さんには伝わったと思うんです。振興公社のことに関しましては、話はしてはならんと、そういうことでありました。だから私は、今、処刑ではなくて処分ですよね。される人間ですから、やはりその人間のね、話すことはい

くらかでも町長に、私はね、聞きたいなと思っただけなんです。町から 3,000 万有余の金が入って、それは税金ですよ。そしてね、町長は最高責任者であります。そして、青木照夫議員もね、監査役。あとほかのことは何も申しません。ただ、働く人の気持ちをよく分かってほしい、それだけなんです、私は。私に言った女の人は、目に涙を溜めて、渡部さん、こんなことでいいのかと、私はね、それでも何も言いませんでした。町会議員として恥ずかしい、そう思いました。

どうも、失礼します。

○議長 8番、渡部憲君の退場を求めます。

(8番議員退場)

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決しました。

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第 109 条の規定によって、委員会に付託をすることになっています。

したがって、本件については、定数 12 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、定数 12 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第3項の規定によって、1番、三留満君。2番、薄幸一君。3番、秦貞継君。4番、小柴敬君。5番、長谷川義雄君。6番、猪俣常三君。7番、伊藤一男君。9番、三留正義君。10番、多賀剛君。11番、青木照夫君。12番、荒海清隆君。13番、清野佐一君。以上の諸君を懲罰特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を懲罰特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後、直ちに委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は第1 会議室であります。

暫時休議します。(10時10分)

○議長 再開します。(11時40分)

先ほど設置された懲罰特別委員会の委員長に、12 番、荒海清隆君。副委員長に、7番、伊藤一男君を選任した旨の報告がありました。本件についての委員長の報告を求めます。 委員長、荒海清隆君。

○荒海清隆 報告の前に一言申し上げます。

この特別委員会、ほとんどの議員が初めての経験であります。ルールとはいいましても、 人が人を裁くということですが、そういうことに対して、我々委員会は厳粛に受け止めま して、慎重審議をした結果の報告であります。

それでは、特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、平成30年6月13日(第3回)議会定例会に付託された下記の事件についての調査を終了したので、会議規則第75条の規定により、報告をします。

記。

- 1、件名。議員、渡部憲君に対する懲罰の件であります。
- 2、調査の結果。
- (1) 議員、渡部憲君に懲罰を科する。
- (2) 懲罰の種類。1日間。(平成30年6月14日)1日の出席停止であります。
- (3)理由。議員、渡部憲君は、本会議における一般質問時に、通告外の質問をしようとし、議長の許可を得ようとした。その内容も、株式会社西会津町振興公社の直接的な経営に関することであり、町の一般事務ではなかった。西会津町議会会議規則第59条では、一般質問は通告制とし、町の一般事務について、議長の許可を得て質問することができると規定されているが、これを無視し、許可を得ようとしたこと、及び議長が制止しようとしても発言を中止しないため、本会議を休議させた。また、懲罰動議に対し、弁明の機会を与えられたが、自分の言動を正当化し、懲罰動議の理由を理解していない。

このことは、議会の権能を著しく失墜させ、議会の品位を損ない、円滑な議会運営をさまたげたことは明らかであり、地方自治法第134条に該当するものであります。

以上をもって報告を終わらせていただきます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決しました。

これから、8番、渡部憲君に対する懲罰を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、8番、渡部憲君に1日間、平成30年6月14日の出席停止の懲罰を科すことです。本件は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、8番、渡部憲君に1日間、平成30年6月14日の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

8番、渡部憲君の入場を求めます。

(8番議員入場)

○議長 たたいまの議決に基づいて、これから8番、渡部憲君に懲罰の宣告を行います。 8番、渡部憲君に起立を求めます。

(8番議員起立)

○議長 8番、渡部憲君に1日間、平成30年6月14日の出席停止の懲罰を科します。 以上です。

暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問 通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、昨日 来の同僚議員の質問と一部重複する質問もございますが、私なりにお尋ねしたいところも ありますので、通告どおり質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まずはじめに、教育行政についてお尋ねをいたします。昨今の教育行政を取り巻く環境は、社会や経済のグローバル化に伴い、変化の激しい時代となっております。考えようによっては変化の激しい時代だからこそ、現状の閉塞感を打破し、未来を切り開くチャンスと捉えることもできるし、また、いくら時代や環境が変わろうとも、変えてはならないもの、守っていかなければならないものがあるという考え方があるのも事実であります。今年度から江添教育長がご就任され、新しいお考えのもと、教育行政に取り組まれ、本町の児童生徒の学力向上、人間形成にご尽力をされるということであります。

町長の町政の主要事項説明の中でも、今年度、埼玉県戸田市との教育交流提携を結び、本町にはない戸田市の先進的な教育事業を取り入れながら、本町の教育改革を一層推進していくとされております。江添教育長が進めようとしておられる教育改革、具体的にはどのように進めていかれるのか。また、教育長の目指す教育改革とは、どのようなことなのかお伺いするものであります。

本町には、ほかにはない歴史や文化が数多く存在しすま。教育長がご就任時の挨拶の中で、いみじくもお話されました渡部思斎を創始者とした研幾堂5人衆の話や、会津藩校日新館での教え、十の掟、また、最近はあまり聞かれなくなりましたが、義理人情について、幕末、義に生きた会津藩主、会津人の誇りについては、後世に語り継ぐと同時に、この地に生まれ育った人間として、プライドを持ちながら郷土愛を育むために必要なのではないかと考えます。教育改革、人間形成を進める上で、地域の特性に合った進め方、考え方も必要ではないかと考えます。

教育長が目指す本町の児童生徒像、教育に対するお考え、理念について所信をお伺いするものであります。

次に、西会津町教育大綱についてお尋ねをいたします。教育大綱は、法律の改正で教育委員会制度の変更とともに、首長に策定が義務付けられ、その決定は首長の専権事項であります。現教育大綱は、町総合計画後期計画に基づき策定されたものであり、期間においても、平成27年度から平成31年度までとなっております。総合計画においては、町長の提案理由の説明や、先日の全員協議会での説明がありましたように、1年前倒しでの計画策定に向けて作業が進められているようであります。教育大綱についても総合計画と同様、同時進行で1年前倒しでの策定が必要ではないかと考えます。

町長、教育長とも、教育改革の重要性、必要性をうたっておられる中、教育行政の基本 となる教育大綱が変わらなければ、これからやられようとしていること、整合性を問われ かねない事態も想定されます。今般の教育改革を進める上で、早急な新教育大綱の策定が 必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

3点目に、ベトナムとの交流についてお尋ねをいたします。この質問は3月議会定例会においてもお尋ねしておりますが、その時点では具体的な計画は特にない、今後の交流のあり方は本町の活性化にどうつなげていけるか検討していきたいということでありました。

本年2月の雪国まつりに、駐日ベトナム大使館から参事官が来町され、その後、町長と 懇談され、いろいろな雪国のイベントを体験し、また楽しまれて帰郷されたところであり ます。以来、急速に交流が進展しているようであります。3月には、ハノイ日本文化交流 祭に職員を派遣し、また5月には、本町との経済交流や人的交流に関する連携、協力体制 構築に向けてベトナムに渡り、関係者と意見交換をしてこられたようであります。

今後、ベトナムとの関係をどのようにもっていこうとなさるのか、また、本町の活性化 につなげていくにはどのようなことが想定されるのか、ベトナムとの交流が有意義なもの となるべく、今後の展開、将来性についてお伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明解なご答弁を求めるものであります。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、私からは、西会津町教育大綱及びベトナムとの交流について、お答えをいたします。

はじめに、西会津町教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本町の教育を取り巻く現状や課題などを踏まえながら、今後の教育や学術・文化の振興に関しての総合的な施策について、その目的や施策の根本となる方針を定めるものであり、議員ご指摘のとおり、町総合計画・後期基本計画に基づき策定しております。

大綱が対象とする期間については、法律に定めはありませんが、町長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年から5年程度が通例となっております。

現行の教育大綱につきましては、平成27年10月に策定されたものであり、その間に達成されたものや変更されたものなどがあることから、来月開催予定の総合教育会議において、部分的に変更する考えであります。

ご質問のありました新たな教育大綱の策定にあたりましては、現在、町が進めている平

成31年度を初年度とする西会津町総合計画の骨子が定まり次第、町が目指す教育に対する 方向性を鑑み、新たな教育大綱の策定作業を進めるとともに、総合教育会議において、十 分に協議・調整を図りながら、平成31年度からの教育大綱を定めてまいりますので、ご理 解願います。

次に、ベトナムとの交流についてのご質問にお答えいたします。提案理由の説明及び7番、伊藤議員の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、ベトナム社会主義共和国との交流につきましては、本年2月の雪国まつりに駐日ベトナム大使館の参事官が本町を訪れたことから始まりまして、3月にベトナムの首都ハノイで開催されたハノイ日本文化交流祭への職員の参加、先月には私がベトナムへ渡り、今後の経済交流・人的交流に関して、日本語学校等の関係者と意見交換を行ってきたところであります。

ベトナムとの関係の今後の展開や将来性についてのおただしでありますが、これまでの 交流を継続・発展させながら、本町が抱える様々な課題の解決に、親日国であるベトナム との関係を活用できないか、例えば、外国人労働者の受け入れ、西会津産品の輸出、観光 客の誘致など、多様な可能性があることから、それぞれの実現可能性等について、現在、 調査・検討を進めているところでありますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、教育長より答弁いたさせます。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 10番、多賀剛議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

3月議会で教育長の承認をいただいた際のあいさつでも申し上げましたが、教育には不 易と流行があり、それを理解したうえで教育行政を進めていくことが重要であると考えて おります。

多賀議員のご指摘のとおり、本町には他にはない歴史や文化が数多くあります。例えば、渡部思斎先生が造られた研幾堂を中心とした新しい時代を築く名士が現れたこと、また、大山祇神社や鳥追観音などの優れた精神性などは、本町が誇れる多くの不易のものがあると言えます。この不易をしっかりと学校教育において育んでいくことが大切と感じ、各小中学校にも指導しているところでございます。4月の新年度初めにも、西会津カルタを全児童に配布しましたが、西会津の歴史や文化を学ぶ素晴らしい教材となっています。

次に、私の教育方針のモットーは、教育は子どもの幸福にあると考えております。社会は急速な情報化により、将来の社会を予測することが困難な時代になっています。オックスフォード大学のオズボーン教授は、今後10年から20年程度でアメリカの全ての雇用者の約47パーセントの仕事が自動化される可能性が高いと予測しています。また、ニューヨーク市立大学のデビットソン教授は、2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65パーセントは、大学卒業時に今存在していない職業に就くだろうと述べております。このような予測は、日本においても考えられることであります。

このことから、児童生徒が将来にわたって幸福を感じ、社会人となって働くために必要な力となる 21 世紀型スキル、非認知スキル、汎用的スキルを身に付けて行く新しい学びの力が重要であると考え、そのために教育改革を進めていく必要性を実感しています。

この新しい学びの力を身につけていくために、不易流行の流行の1つとして、埼玉県戸 田市との教育交流提携を図り、先進的な教育を取り入れていきたいと考えています。さら に、多賀議員が地域の特性や環境に合った教育改革の進め方をご指摘されていますが、本町は、地域学校協働活動事業の指定を福島県内8モデル地域の1つに選ばれ、平成29年度より3年間取り組んでいるところであります。この事業は、まさに本町の特性である地域の教育力を活用し、放課後子ども教室や家庭教育支援、地域ボランティア活動などの学校支援活動を展開しているものです。このように、地域の教育力を活用し、本町のよさを生かした教育改革もあわせて、進めて行きたいと考えています。

最後に、戸田市との教育交流について、具体的に申し上げます。戸田市は産官学の知のリソース、資源を活用し、70 社以上の民間企業と連携をした教育を進めています。私も実際に関わっておりましたので、本町に効果的な企業をその中から見つけ、戸田市と連携していきたいと考えています。しかし、児童数や地の利などの関係から、本町だけで企業とはWINWINの関係をつかむことが難しい現状であります。戸田市との共同研究ということを理解をいただき、企業や研究機関とも連携をお願いしているところであります。

具体的には、教育教材ソフト会社、通信教育会社、教科書会社、情報通信会社、さらに、 このたび実施いたしましたIRTテストの効果的活用として、国立情報学研究所、埼玉県 教育委員会などと連携した研究をすることで、教育改革に生かすことができます。

また、現在は、本町独自の産官学との連携として本町の工業会や本町のキノコ栽培に関わる社会貢献とあわせて行っていただいているソフト会社とも協力していただくことになっています。今後は会津大学ともIT関連の支援をお願いする方向で計画を進めています。このように、戸田市との交流提携を図りながら、さらに、本町独自の産官学の知のリソース、資源を大いに取り入れていき、西会津の子どもたちに新しい学びを提供できるよう教育改革を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 それでは、順番に再質問させていただきます。はじめに町長からご答弁いただいたわけでありますけれども、私のほうからは、教育行政についてから再質問させていただきたいと思います。

今、ご答弁の中で教育長、不易流行の話をしていただきました。まず、この流行の部分についてありますけれども、教育長が進めようとしておられる教育改革、戸田市の先進的な事例を取り入れながら学力向上に向け、また21世紀型スキルを身につけられる教育手法について、これは先日の全員協議会、また、昨日の同僚議員の質問等で大枠はだいたい理解しました。

しかし、詳細については私自身、まだよく分かっていないというか、ところでありますので、今後いろんなところで、またお尋ねする機会等々があると思いますし、ぜひそんな勉強できる機会をつくっていただければなという思いでおります。

そんな中で、いわゆる学力向上に向けてIRTテストをやったり、いろんなところを進めていくということでありましたが、私、いろんな話を聞いてみると、この学力テスト、IRTもうそなのかもしれませんけれども、本町の児童生徒の弱いところを発見して、それを伸ばしていきたいというようなところの方向性は見いだせるんですが、私はそれと同時に、やっばいいところも見つけ、人よりも抜きん出ているところを見つけられる調査な

のかなという思いがありますので、私はその平準を図る意味で、下を引き上げるという作業は必要なんでしょうけれども、私は突出しているところはどんどん伸ばしていけるというような環境づくりも私は必要なのかなという思い、常々思っていますが、教育長、お考えはいかがでしょうか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 お答えいたします。

今まさに議員おっしゃったように、昨日お話がありましたが、日本の子どもたち、また西会津の子どもたち、自己肯定感が低いということでお話を申し上げましたが、やはりこの自己肯定感を強めるということは、自分の持っているよさを認め、成功体験をつかむということでお話を申し上げましたとおり、このIRTテストで、自分のよさを気付く、そのよさを、また教師が見つけていく、評価していく、認めてあげていく、そのことによって、子ども自身も成功体験、また自分に自信がついていきながら、自己肯定感を強めていけることができると思いますので、自分の欠点も課題もありますが、そちらのいい面も伸ばしていく教育も同時に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 私もそう思います。どうしても今までの教育というのは、劣っているところとかね、へこんでいるところをやっぱり引っ張り上げて、みんな同じレベルにしていきたいというような教育方針が多かったような気がする。ただ、これからはやっぱり、自分の得意分野をどんどんと伸ばしていけるような教育環境というか、教育方法も私は必要だと思うんです。何でかんでみんな平準化して、ならしていかなければいけないということでもありませんし、ぜひそういう能力のある子は、そういう突出した能力をどんどん伸ばしていけるような環境づくりも、私は必要だと思います。そういうことでお考えになっていただけるということでありますから、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それとですね、これから町長も教育長も、いろんな改革をして、新しいものを取り入れながら、この町でやっていきたいといったときに、やっぱり一番は自分たち、自分たちというか、教育委員会なり、教育長なり、町長がやろうとしていることを応援していただける人をどれだけ増やせるかということだと思うんです。だから、来月は先生方に教育長がやろうとされている教育方針なり、お考えを示すという話を伺いましたが、私それとあわせて、今、本町には小学校、中学校、児童生徒合わせて320人程度、生徒数です、児童数です。保護者も、やっぱり新しい教育長がきて、この方はどんなことをお考えなんだろうか、どんなことをしていくんだろうか、ものすごく興味、興味というか、そういう目で見ております。

ですから、先生方とあわせて、やっぱりその地域の人までといいませんけれども、せいぜい保護者には教育長のお考え、これからやろうとしていることを、ぜひお示し、説明する機会をつくっていただきたい。私はできれば、本当に膝を交えてね、懇親会のような席でね、膝詰めで話をできる機会があれば、なおこれからやろうとすることの応援団が増えるのかなという思いがありますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 まさに私も、本当にこの地域に来まして、なかなか保護者との話をする機会が 少ないということですので、今おっしゃったように、ぜひ機会があれば地域の方、また保 護者の皆さんと、こういう教育を進めていきたいんだというご理解をいただくことが大切 だと思います。

そういう意味で、学校側の校長ともよく連携を図りながら、無理のない時間帯、また日程を組んていきながら、前向きに検討して進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 これも実は、議員と町民との懇談会の中でね、教育長、どんなことを考えているかよく分からない。そんな中で、私は、個人的にですけれども、おそらくこれから教育長は、いろんなところ、皆さん、保護者の方たちといろいろ懇談する機会があるでしょうから、そういうところにぜひ出てきていただいて、いろんな話を聞いてください、してくださいというような話をしておりますので、ぜひそれはお約束して、やっていただきたいと思います。

あともう1つ、よく3番議員なんかも言うんですけれども、ちょっと厳しいこと言うかもしれませんが、いわゆる教育というのはね、失敗はあってはならないとよく言うんです。ということは、例えばいろんな改革をしようと、江添教育長がやろうとしたときに、我々はもう何かやって失敗したといってもやり直しはききますけれども、ただ、今の子どもたち、当事者というのは、今年小学6年生は、人生に1回だけなんですね、小学6年生という時代は、中学3年生でもいいですけれども。だから、そのときに、やや失敗してしまったでは、これは済まされない。だからいろんな改革をする上では、慎重の上にも慎重に進めていただかなければいけないし、ただ、私は矛盾すること言いますけれども、慎重ばっかりではだめだと思う。大胆なアクションも必要だと思いますが、教育長のお考えをお示しください。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 まさに子どもたち小学校、小学生は6年間、中学生は3年間という、この大事な時期は一生に一度しかきません。そういう意味では、私も教育に失敗はあってはいけない。そのためには、やっぱり事前のしっかりと準備した体制を整えていく。また、その中で、どのように、今、教育改革と言っていますが、子どもたちをどう変えていくのかというしっかりとしたものを持って、それを挑戦していくことが大事だと思いますので、貴重な子どもたちの、この時間を、無駄なくしていくための、そのための準備はしっかりと整えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 昨日来の教育長のご答弁の中でも、これから改革を進めていく中でも、本当に トップダウンで大ナタを振ってやるものではないということもご答弁いただいております から、まずその辺はしっかりと留意しながらお進めいただきたいと思います。

あと、これ言うのは、実はいろんな言われ方しますけれども、今の時代、いわゆる何か 失敗したり、普段はなんでもないんですけれども、失敗すると、ゆとり世代だなと言われ るケースがあるんです。それが、ゆとり世代が円周率、おおよそ3で習った人も、3.14で習った人も、3.1415と習った人もね、実社会に出れば、そう変わりはないんです。ただし、何か事を起こしたときに、ああ、あの世代はゆとり世代だから、またその前であればね、いわゆる学力偏重主義というかね、いわゆる詰め込みでやった世代だとか、そういう括りにされて言われるケースがあるので、江添教育長の時代だから、こういう優秀な人がみんな出ている、いわゆる江添世代だよと言われるような教育をしてほしい、その反対であってはならないという思いでありますので、その点もお伺いします。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 まさにいろんな時代、よく教育というのは、結果がすぐ出ないというようなお話があります。そういう意味では、今、私、昨日も話しましたエビデンスという、客観的な根拠に基づいて、やはりこういうデータでこうだからということを常に見ていきながら、あわせて進めていきたいと思います。

そういう意味で、微力ではございますけれども、西会津の子どもたちがしっかりと成長できるような、そんな教育を、やはり地域の皆さま、議員の皆さま、町民の皆さまの協力を得ながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 町長も、教育長も、昨日ご答弁されたと思うんですが、いわゆるまちづくりは 人づくりだと、これ最終目標です。優秀な人間をいかに育てることができるか、これがこ の町の生き残りをかけた最終的な手段なのかなというような、私も考えております。

そんな中で、いわゆる言葉では優秀な人間を育てたいということは簡単に言いますが、 教育長の優秀な人間というのはどういう人でしょうか。これは正解はありませんけれども、 お考えを教えていただければ。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 優秀な人間、非常に難しい答えだと思うんですが、私はまず人間性だと思います。どんなに知識や理解、頭がよくても、人間性がなくてはいけいないし、そういう意味では、まず人間性のある人間をつくっていく、そういう意味では、今、非認知能力ということでは話をしていますが、認知で、知識、理解を蓄えている人が優秀ではなくて、やっぱりそういう非認知、集中力があったり、粘り強かったり、思いやりがあったりという、そういう人間性のある子どもたちをつくっていくことが、まず私は不易流行でいけば、不易の部分。そこの部分をしっかりと育てていきながら、新しい力を身につけていくことが大事、そのように思っておりますので、優秀な人間というものを、非常に括りは難しいですが、そういう人間を優秀な子どもたちというふうに捉えております。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 先ほど言ったように、これは正解ありません。でもね、基本的な考え、私、教育長と同じであります。最近、テレビ、マスコミ等々見ていると、国会の予算委員会等に出てきてね、いわゆるあの中でね、平気で総理大臣を守るためなのか、自らの保身なのか、組織を守るためなのか分かりませんけれども、平気で嘘をついたり、公文書を改ざんをしたり、指示をしたりしていると、彼らはね、本当は東京大学を出て、国家公務員の1種試

験を通って、いわゆるキャリア官僚として、将来は事務次官まで嘱望されるような、いわゆるエリートですよ。それで、今回、懲戒処分された方というのは、各部門の、各コースのエースの方々ですよね。

我々ああいうのを見ていると、彼らは確かに頭のいい、利口な人かもしれませんけれども、今の教育長の言った理屈で、私は優秀な人間では決してないと。何かが欠けている。 善悪の判断ができていない。今回の日大アメフト部の対応、あるいは日大の対応なんかを 見ていても、何かが欠けているなという思いでおります。そのときに、やっぱり今の不易 の話が出てくるのだと私は思います。

もう1つ話をすれば、逆のケースですけれども、会津若松が生んだ偉大な政治家に伊東 正義さんという方います。大平正芳政権の第2次だったかな、病気で入院されたときに、 総理代行なんかされた方です。その後、竹下登内閣のときに、リクルート事件等々で竹下 総理が退陣してね、そのときに、彼に総理大臣の勧める声があった。そのときに彼はです ね、リクルート事件であれだけ自民党内がごちゃごちゃしてね、党内の自浄作用がなけれ ば、本の表紙を替えただけでは何もならないといって、総理の椅子をけった男として、い まだに語り草になっているんですよ。私は会津に人間として、最後の会津侍だなと、会津 人だなという評価も受けております。

私はね、その差は、前者と後者の差というのは、やっぱり幼いころからの、いわゆる三つ子の魂百までもではないですけれども、幼児教育、あるいは義務教育の中で、自分の血となり肉となって、私は現れた証なのかなという思いでおります。

だから、このいわゆる義務教育の大切さ、不易の部分、自分のふるさとに誇りを持つ、そういうことの重要性を最近、痛感しているところなんです。だから、私は今までの教育、優秀な人というのは、いい高校、いい大学に行って、いわゆるいいところに就職する。あるいはキャリア官僚みたいなね、いいところに入るというのが優秀な人だったのかもしれませんけれども、私はそれよりも、これからの優秀な人というのは、いろんなところで言っているんですが、いい高校、いい大学はいいでしょう。ただし、このふるさと、生まれ育ったふるさとで、いかに活躍する人間をつくるかというのが、私はいい人間を、優秀な人間という、私は観念を持っているんです。そういう意味でも、私は学力ばっかりではないという思いであります。

だから、今、不易の中で、こういうところをしっかりと教えるというかね、引き継いで、 受け継いでいかなけいけないなという思いでありますが、教育長、いかがでしょうか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 私は教育をする場合に、3つの教育があると思っています。まずは、学校の先生と親という縦の関係。子どもにとって縦の関係の教育。それと、友達同士、横の関係の教育。これは結構今までもやっているんですが、私はそれに、斜めの関係、第3者、俗にいうおじいちゃん、おばあちゃん、地域の人たち、私はそういう意味では、西会津にはこの斜めの関係が非常に強いのかな、地域の方たち、あとおじいちゃん、おばあちゃん、その中から学ぶもの、私は大変子どもにとって有意義なものはたくさんあるのではないかと。

今、多賀議員おっしゃったように、そういう意味では、この人としての知恵、生きる知 恵、それをしっかりとこの斜めの関係の中で、地域の方、おじいちゃん、おばあちゃんか ら学ぶもの、それは学校教育にはないもの、そのように思っております。

そういう意味で、先ほど申したように、本町には地域学校活動事業の取り組みをしている中で、本当に地域の方たちが子どもたちと関わっていただける、その関係性を私は、西会津にとっては大事にしていくことは、そういうことは不易の大事な部分であるというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 私もね、あんまり学力偏重、学力ばっかりにこだわらずにね、私そういうところを伸ばして、本町の子どもたちは伸ばしていっていただきたいという思いでおります。 あと、教育長に最後に申し上げたいのは、私、そんなによくまだお付き合いしていないのでね、大変失礼なことを言うかもしれませんけれども、お見受けする分にはね、穏やかで温厚でありながら、しっかりと芯を持った方だなという、私は思いでこう見ておりますけれども、私はね、もう1つね、ぜひ教育長には、きかなくなってほしい。きかなくなる

で温厚でありながら、しっかりと芯を持った方だなという、私は思いでこう見ておりますけれども、私はね、もう1つね、ぜひ教育長には、きかなくなってほしい。きかなくなるというのは、会津弁なんですが、意味分かりますか。きかなくなるというのは、何て言ったらいいんだろう、やっぱりね、強くなってほしいというか、私思うには、優しさを持ちながら強くなってほしいという意味で、教育長にはきかなくなってほしい。

ということは、私ね、あるときの教育長に、教育長が私に言ったことがあるんですよ。何だ教育長というのは、町の三役みたいな扱われ方をしていると、三役なんていうのは、助役、収入役がいたころの三役であって、教育長というのは、独立した行政委員会の長であると、だから町長と同じ、対峙できるような立場であると。何か見方によると今までは、いわゆる町長部局の下部組織のようなね、見方をされる方があったし、多くの方がそう見ているところもあったと思います。でもね、教育長というのは、やっぱり独立した組織の長でありますよ。

だから、物事を進める上では、やっぱり町長部局でね、相談しながら、連絡しながらしっかりね、その進めていくというのは当然大切なことです。ただ、ポジションとしてはね、ときと場合によれば、町長部局と対峙したって、やっぱり子どもたちの教育に関しては信念を持ってね、やらなければいけないということも、私は言っていかなければいけないと思います。

それと、あとね、教育長は学校経営も、校長として学校経営もやってこられた。今、校 長先生というのは、厳しいポジションですよね。先生方の労働環境というか、労働時間等々 を守らなければいけない。地域の方、PTA、保護者等々からもいろんなことを言われな がら、でもこれから教育改革を進める上では、トップダウンとかね、そういうことではな くて、やっぱり納得させながら、多少厳しいことも私は言っていかなければ変わらないと 思うんです。

そういう意味で、教育長、きかなくなってほしいという思いでありますが、いかがでしょうか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 きかなくなるということで、初めて聞いた言葉なんですけれども、まさにその とおりだと思います。よく町長のほうは、教育は分からないから、教育長、頼むぞという

ことでお話をいただいております。そういう意味では、町長のほうも、教育長がこう進めたいんだということであれば、全面的に応援いただけるという話もしております。そういう意味で、教育大綱に基づきながら、しかし町の行政ですので、町長の意向も聞きながら、しかし教育については自分自身の専門性を活かしながら、町長と意見を交換し合いながら進めていきたいと。そういう意味では、きかなくなるということで、頑張っていきたいと思います。

それと、やはり学校教育を進めていく上において、今、言ったように、やはり長として、やはり学校にお願いしたいものについてはお願いをしていくということはありますが、でも、この無理に、無理押ししながら、教員の様子を見ながら、これは絶対教員には入っていかないなと思うものは、私はやはり自分自身も教員としての経験がございますので、じゃあどのようにしていけば、先生方が分かっていただけるのか、それはやっぱり1点だと思います。子どもたちのためという、この1点を先生方も分かっています。また、子どもたちのためという思いで教員になった先生方ですので、多少大変なところはあるかもしれないけれど、でも、こっちの部分は働き方改革でカットしていく、しかしここの部分は子どもたちのために頑張ってほしい。子どもたちのためにこの辺はお願いをしたいという部分をしっかりともっていきながら、きかないという思いをすえながら、頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 ぜひお願いします。きかないというのは、人の話を聞かないという意味ではありませんから、それだけは十分注意していただきたいと思います。

愛情を持って、本当に子どもが一番、いわゆる子どもファーストでいけば、何も問題はないと思います。私もね、いわゆる自分が育った時代と、自分が子育てをしたPTAとしてやっていた時代と、また今と、相当こう環境が変わりつつありますから、今の学校経営というのは相当厳しいのかななんていう、はたから見てね、思います。

でも、今、言ったようなことでね、子どもファーストでいけば、結果は、どこに目線を合わせているんだというようなことだけでありますから、先ほどの答弁では、子どもの幸せがね、一番モットーなんだということがありましたから、ぜひ、それだけ私、伺えればね、十分であります。

それで、さっきの繰り返しになりますが、今日、教育長と私、議論したようなことを、 多くの町民、多くの保護者が知りたいんです。だから、それぜひね、早めに機会をつくっ て、保護者の皆さんたちと懇談をする機会をつくっていただきたいと思います。

じゃあ質問を変えます。教育大綱につきましては、町長、ご答弁いただいたとおりであります。ただ、私、今の教育大綱、中身を見ると、ほとんど当たり障りのない、当たり障りないというか、当然のこと書いてあるんですが、1つはね、義務教育学校を導入すると書いてあるんですね。書いてあるんです。学校教育の中で。一応こういう計画だとか、大綱の中で表現の仕方というのはいろいろあると思うんです。検討するとか、進めるとか、調査するとか、導入するという言い方というのは断定的で、これはこの期間内に、この教育大綱のスケジュールの中で導入しなければいけないのかなと、見る人はそう見ますよ。

ただ、この春終結した、いわゆる町でやった小中一貫導入推進審議会の最終報告書の中

でも、一貫に向かうのはいいけども、その前にやることがいっぱいあるだろう。我々の議会の中の調査特別委員会でも、最終的に小中一貫を目指そうと、ただその前にこういうこと、今の諸問題を解決するのが先ですよというような最終報告をしております。

ただ、その調査を進める中で、義務教育学校となると、我々もおそらく審議会の中でも、相当ハードルが高いなと、町民の皆さんもそう思っておるはずです。いわゆる9年間のカリキュラムの中で進めてね、果たしてこれこの町の学校いいんだろうかと、私はもう6年の区切りというのは、卒業式、入学式、そういう区切りというのは、人生の中で大切なステップだなという思いがありますので、聞いてみるとね、義務教育学校というのは、理念は理解できるけれども、相当厳しいハードルだなと私は思っております。

それが大綱に書いてあるんですよ、導入すると。だから、その点は今年1年であってもね、それに向かおうとすれば、教育長の進めようとする教育改革と、これどこかで整合性がずれてくるんじゃないかなという思いがありましたので、31年度に総合計画ができて、つくるということでありますから、そんなことを気をもまなくてもいいのかもしれませんけれども、そういう意味でね、早くその辺りは改革していかなければいけないんじゃないかなという思いでお尋ねをしました。町長、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 お答えをいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたように、今、町の総合計画を策定作業をしているわけでありますが、私はやっぱり、これからの西会津町の将来、考えたとき、今ほどもご質問の中にありましたけれども、まちづくりは人づくりだと、その人づくりは何だといったら、やっぱり教育なんですよね。その教育をやっぱりしっかりここでもう一回、西会津町の将来を考えたときにどういう教育をしないといけないのかなと。そういう意味で教育改革をしたいということで、戸田から江添教育長さんをお願いしたわけであります。

で、それの教育改革を、やっぱり教育大綱の中にしっかり盛り込まないといけないなと、 そういう思いでおりまして、これからの総合計画の策定の中に、その辺は今、お話の部分 も含めて、十分にその意を入れていきたいなというふうに思っております。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 町長の今の話にあわせて、来月の7月の初めに、総合教育会議を設けます。その中で、先ほど町長、答弁いたしましたが、27年の10月に作成されたものの中で、達成されたものや変更されたものが、今あります。今お話がありました小中一貫教育導入推進会議、また、議員さんのほうの特別委員会の中で出された報告書等も鑑みながら、7月の総合教育会議の中で、その辺のところは部分修正をしながら、今年度の教育大綱を新たに出す予定でおりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 ぜひそうしていただきたいと思います。それと、今の総合教育会議の話されましたけれども、これは町長が招集して教育委員会のメンバーでつくるということでありますが、私この、前回の教育大綱をつくる上でね、何でこのいきなり義務教育学校導入まで、踏み込んだところまで出たのかなという思いが、それは経緯は分かりません。それは首長

の思いで取り入れたのか分かりませんが、総合教育会議の招集メンバーの中には、いわゆる町長、教育委員会ばかりでなくて、例えば、学識経験者なり、そういうのも招集できるとあるんですが、その総合教育委会議を進める中で、その招集メンバー等々の、町長お考えはありますか。私は広く、もう少し、あまり大勢過ぎてもだめなんだろうけども、もう少し参集範囲広げた中で意見を聞くことも必要なのかなという思いがありますので、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 今のおただしでございますけれども、総合教育会議ばかりじゃなくて、これまで に町はいろんな審議会とか、委員会とか立ち上げてやってきました。で、特に前にもそん なお話がありましたけれども、いつもなんか出てくるメンバーは同じメンバーだというようなことでありますけれども、それは同じでもいい会議、あるいは審議会があってもいい わけですけれども、総合教育会議は、町長と教育委員会の会議であり、ただ、そこにいわゆる、その考えを、会議に諮る内容については、その前段の作業として、いろんな方の意見を聞きたいと思います。あくまでも総合教育会議は、町と行政と教育委員会の会議ということでありますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 やり方はどうあれ、多くの方の意見を聞いていただけると、それがね、やっぱり現教育大綱みたいにね、誰がこれ、義務教育学校導入するまで決めたのかなというの、いまだに分からないような状況であっては、私はいけないという思いがあります。それとも、それは認識の差、副町長も町長に今、相談していましたけれども、認識の差だと思いますけれども、町長と教育委員会でやるのが総合教育会議ですよ。ただ、その解釈の仕方なんですが、いわゆる学識経験者を入れても、例えば議員を入れてもいいですよという解釈もあるわけです。

だから、やり方はどうあれ、いろんな人の意見を聞いて、新教育大綱はしっかりしたものをつくっていただきたいということであります。ご答弁ください。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 おただしのように、やっぱりいいといいますかね、西会津町の将来を考えたときには、教育大綱をつくるわけですから、いろんな方の意見を聞くのは、私はやっぱり、これはしっかりやっていかないといけないと思っています。

で、その法的にはどういうふうになっているか、私もまだその部分については認識不足 でありますので、そこをしっかり検討しながら、どういうメンバーになっていただいたら いいのか、これから十分検討させていただきたいと思っています。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 教育大綱につきましては、そんな形で進めていただきたいと思います。 質問を変えます。最後になりますが、ベトナムとの交流について、これは先日、7番、 伊藤議員の質問の中でご答弁いただいた件で、だいたいおおよそは分かりました。最近、 そのベトナム、この2月の雪国まつりでベトナムという言葉を気にしてからなのかよく分 かりませんけれども、町長も昨日のご答弁でありましたけれども、先月の末、今月の頭に はね、ベトナムの国家主席が来日されて、天皇皇后両陛下と接見されて、安倍総理とも懇

談をして帰られたというニュースもありましたし、また県においても、いろんなことを内 堀知事がトップセールスでね、ベトナムに行っていろんな活動をしているようです。技能 実習生の受け入れ、あるいは経済ミッションとして企業進出、あとLCCを使ったベトナ ムのチャーター便の運行等々が、いろいろ報道されているわけなんですが、いわゆる国、 県を巻き込んだ、このグローバルな動きの中で、うちの町はなんか一翼を担って、そうい うミッションがあってこういうことになっているのかなというような、私も思いがありま したから、そんなことはないんですか。独自のルートで、たまたまこういう状況になった のか、それをまずお尋ねします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 特別なミッションはございませんで、たまたまある方の、間に入っていただいた 方が西会津町の雪国まつりにご案内をしたといいますか、そのことからちょっとベトナム との関係が始まったということでございまして、特別なミッションはございません。
- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 この動きはね、私も急速に展開してこの状況になっているという思いで、今までの行政の仕事というのは、申し訳ありませんけれども、私は常々スピード感を持って取り組むべきだということをいろんなところで言ってきたんですが、この2月から、この6月までの動きを見ると、ものすごくスピーディに、とんとん拍子に進んできたと、決して悪いことではないし、私はいろんなところでね、人的交流、物販、物的な交流、経済交流、進めていくのは、これからのこの町の生き残り策を探る上で、大変必要なことだと思います。だから、これだけスピーディに進んでいるということは、逆に何かあったのかなという思いがありましたからお尋ねしました。

それと、これからのことはね、7番議員とのやりとりの中で聞きましたけれども、いろんなことを、先ほどの町長のご答弁にもありましたけれども、想定されるということであります。可能性を私は楽しみにしております。

1つ言うならば、町長はどうしてもね、その事務方あがりだから、仕事が堅い、石橋を叩いて渡りがちなんですが、やっぱ町長の仕事というのは、もう1つは町民に夢を語る、夢を与えるようなことをね、1つ、2つ語っていただくということも、やっぱり町長の仕事だと思うんです。可能性の話はいくつか出されましたけれどもね。一昨日の全員協議会の中で、ワークインレジデンス事業なんていう話がありましたけれども、やっぱりこういう進める中でね、今、街中もシャッター街、商店街もシャッター街になったり、歯抜けのように空き地になったりしている。中でこういうベトナムとの交流がある中で、ベトナムの料理店なんかができたらば、私はうれしいななんていう思いがあります。

だから私は、その現実、堅くなった話ばかりじゃなくて、やっぱり町長、ある程度の夢を持った話をしてもらうと、町民の皆さんも喜んでいただけるのかなと、そういうことも 私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 大変貴重なご意見をいただきましたけれども、私、夢を、政治家は夢を語らない とだめだと、こういう話を随分聞いてきました。でも、その夢をある程度やっぱり実現の ある、可能性のあるものであればいいんですけど、それがね、ほら吹きに終わってしまっ

たでは、これはやっぱり、これまた大変なことになるわけでありまして、やっぱりこれは 税金を使って、そしていろんなことをやろうとしているわけでありますから、ある程度は やっぱり実現可能なものについて、やっぱりそれは、ある程度まで現実味を帯びた時点で やっぱり語らないといけないのかなというふうに思います。

それからやっぱり西会津町がこれまで、いろんなまちづくりで評価されてきたというのは、先ほどもちょっとお話ありましたけれども、いろんな方の応援団があったからこそでありまして、そういう意味で今回のベトナムも、そういう方の、一部の方が、これからやっぱり西会津町は将来に向けて、やっぱり日本だけじゃなくて外国との関係をしないと、関係を構築しないとだめだよという、ちょっとそんな話からね、このベトナムにつながったわけでありまして、これを、いろいろ今、日本とベトナムの関係は非常に友好的な関係にいたってきていまして、どんどんベトナムから人材が日本に入ってきています。

そうい中で、昨日も申し上げましたけれども、やっぱり人材の確保、あるいは産業面でも、なんとかベトナムとの関係ができないのかな、そういうこともあわせて今、調査研究、検討しておりますので、できるだけスピード感を持って、実現できるようなものにしていきたいなと。で、できるだけ早い機会に町民の皆さん、あるいは議会の皆さんにお話できるような、そういう状況にしていきたいなと、そんなふうに考えております。とにかく一生懸命やらせていただきます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 ぜひお願いします。余談になりますけれどもね、どっかの町のおまつりで、ほ ら吹き大会みたいなやっているところのおまつりがあるんです。ほら吹き、それは実現可能、不可能を考える、こんなことをしたいなというね、それは大変、私行ったことありませんけれども、大変楽しいおまつりだなという思いがありますが、このほらまでいかなくてもね、可能性の中で、私は現実不可能かもしれないけれども、こんなことができたらいいな程度の夢はね、町長、語れますよ。それ、仮にできなくても、何だ、言ったのにできなかったなんて、逆にその批判するほうも、私はおかしいと思います。

だから、そんなことをね、これからどんどん夢を語っていっていただきたいなという思いであります。それはご答弁いりません。

時間となりましたので、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 皆さん、こんにちは。11 番、青木照夫でございます。今次の質問は、活気あるまちづくりに向けてであります。このタイトルは、町長が掲げた、活気ある西会津町を取り戻すというテーマであります。この課題をどのようにしたら実現できるのか。

町民が主役といわれて久しいですが、今までにも数年間、まちづくり委員会、プロジェクトチームなりを立ち上げては、数年間、話し合い、ヒアリングをしながら発表会などをしてまいりました。しかしその結果、現在、活気を戻せるものは何があったのか、相変わらずその実現には、一部を除き達していないのではないかということで、私の質問に入らせていただきます。

2014年、まち・ひと・しごと創生法がスタートしております。ご承知のとおり、急激に進む少子高齢化の対応策として、政府は地方創生総合戦略を実現させる目的は、人口が首

都圏に集中することに歯止めをかけるために施行されたものであります。しかし、現在の 地方自治体は、一部を除きその取り組みの成果が出ていないのが現状にあります。

2040年には当町の人口、約6,500人が3,500人に減少するという、つまり20年後には今の人口が半分に減ることが推測されます。町が存続させるための分岐点の人口は何人を予測されているのか。そのための対策は、今、何をすべきかお尋ねいたします。

次、現在、全国では交流人口の拡大を図るため、宿泊、または旅行者などが、簡易に利用できるハウスとして、シェアハウス、ゲストハウス、バックパッカーなどと呼ばれている施設が近隣市町村に浸透しております。当町でも、各集落に移り住み、既にハウスを運営されている方がおられます。

一方、それとは別に、首都圏に住まわれ、既に退職された元気なシニアの中で、ふるさとを求め、ふれあいと語り合いの場を、ニーズを求めております。このニーズは、我が町に移り住んでいただける期待感があります。空き家を利用した町独自のハウスをつくり出すことによって、特化した取り組みができないかをお尋ねいたします。

3つ目は、本年度、1年間前倒しして立ち上げた町の総合計画検討会議で、観光の振興と交流人口の拡大についての取り組みがなされているようですが、現在、どのようなテーマで進められているのかをお尋ねいたします。

4番目、人口減少に歯止めをかけるには、結婚して子どもを産み、育てることを考えます。しかし、社会的地位や経済的環境の変化で、以前の結婚観から、家庭を持つ、持たない幸せ観が多様化されているのも現実にあります。で、現実であります。個人の人生であります。しかし、結婚したくてもできない人がおられることも現実にあるのです。であるとしたなら、応援し、結婚できるように支援ができたら、人生を大きく変えることになります。

そこで、昨年度より実施されている後継者育成事業の中で実施されていた、その後の実績の報告などを伺い、今後どのような取り組みをなされていくのかをお尋ねいたします。

最後の5つ目であります。企業誘致の質問です。企業誘致は難しいといわれております。 当町には工業団地の敷地がありますが、依然、10数年間休眠状態です。しかし、当町には 高速道のインターがあります。立地条件に恵まれており、周辺地を開発することで、企業 誘致の可能性があるといわれております。企業誘致が実現されれば、労働力の確保で人口 減の抑制につながり、若者が定着し、活気が出てくると期待されます。職場の確保に勇気 を持って全力を尽くすべきです。いかがでしょうか。

以上、私の5つを取り上げました質問であります。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 11番、青木議員の企業誘致に関するご質問についてお答えをいたします。

雇用の維持・確保や若者の定住対策を進めるうえにおいて、企業誘致は大変重要な政策 課題であります。町のこれまでの取り組みにつきましては、県企業立地課や県東京事務所 と連携し、情報収集を図りながら、町の情報を発信してきたところであります。これまで、 企業の立地に向けて企業訪問を行い、数社の企業からの現地調査や環境調査が行われまし たけれども、立地にはいたっていない状況にあります。

また、平成26年度に企業誘致戦略プランを策定した際の町の課題として、従業員・技術

者の人材確保や、調達・取引先の産業集積などの事業環境、住生活環境において評価が低く、課題として挙げられたところであります。

ご質問の西会津インター周辺地の開発ということでありますが、当該地は農業振興地域 内の優良農地であることや、労働力の確保などの課題により新規の企業立地は厳しい状況 にあることから、現在のところ、西会津インター周辺の開発については考えておりません。

町としましては、現在町内に立地している企業が将来にわたって存続できるよう、人材の育成のための研修費や資格取得費用の補助、新規学卒者の雇用への補助などの支援をしているところでありますが、今後も既存立地企業への支援を行うとともに、県企業立地課や県東京事務所と連携して、情報発信・収集を行うなど、新たな企業立地に向けた取り組みも継続してまいる考えでありますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、人口減少対策と総合計画策定に係る観光の振興と交流人口拡大についてのご質問にお答えいたします。

国においては、平成 26 年 11 月に、まち・ひと・しごと創生法を制定し、人口減少に歯 止めをかけ、東京一極集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくた め、国・地方ともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それぞれの実情に応じ た取り組みを積極的に進めるよう求めています。

しかしながら、平成 29 年 12 月に国から示されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証に関する報告書によれば、重要な指標の1つである、2020 年において、地方・東京圏の転出入均衡という目標は、2016 年で約 12 万人の東京圏への転入超過という現状からみれば、未だ取り組みの成果が数字に表れている状況にはなく、議員おただしのとおりであります。

そうした厳しい現状ではありますが、本町においては、平成27年12月に策定いたしました、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、資源を活かししごとを創る、地域力を活かし人に選ばれる、人を育み活かす、世代をつなぎ交流を推進するの4つを目標に雇用対策や人材育成に取り組んでいるところであります。

さて、ご質問の町を存続させる分岐点の人口でありますが、町といたしましては分岐点の人口という捉え方はいたしておりませんので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、総合戦略と一体として 2015 年に策定した人口ビジョンにおいては、基本推計で 2040 年には 3,440 人まで人口が減少すると推計しておりますが、総合戦略に基づく取り組みを重点的に進めることによって、3,800 人を確保することを目標に掲げております。

次に、次期総合計画の策定作業でありますが、現在、町民の皆さん30名による、総合計画検討会議と町職員25名による、総合計画策定プロジェクトチームが連携して、作業を進めているところであります。

おただしの、観光の振興と交流人口の拡大につきましては、町の資源や自慢できるところを洗い出し、共有する作業を行う中で、観光施設やレクリエーション施設の充実、美しい自然を活かした観光客の誘致、外国人観光客のさらなる誘致などの意見が出され、さらに、町にある歴史や文化を大切にしながら、それらを活かして新たな価値を創造していく

ことが必要であるなどの意見が出されております。具体的な取り組みや事業については、 今後基本計画策定の中で検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 11 番、青木照夫議員のご質問のうち、まず移住に関するご質問にお答え いたします。

町では、移住・定住に向けた施策として、平成27年10月から国際芸術村に、定住移住総合支援センター、にしあいづのある暮らし相談室を設置し、移住相談者の要望の聞き取り、仕事や住まいのマッチングなどを行い、移住に向けた取り組みを行っているところであります。

また、昨年7月には移住・定住に向けた西会津での暮らし体験ができる、お試し移住住宅Otameを開設し、移住希望者に事前に西会津での生活や慣習を体験していただき、移住へつなげていく事業を実施しております。

さらに、空き家バンクによる住宅物件の紹介を行うとともに、移住者向けの定住促進助成事業補助金や、空き店舗及び空家利活用事業補助金といった助成制度も実施しており、 これらの補助金を活用し空き家をゲストハウスに改修した事例もございます。

町といたしましても、シェアハウスやゲストハウスなど、長期滞在型賃貸物件のニーズが全国的に高まっていることは認識しておりますが、今後、民間の活用を含め、町としてどのような方策があるか検討するとともに、交流人口拡大に向けて、受入体制の整備を図り、西会津町が移住希望者に選ばれる地域となるよう努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、後継者対策についてご質問にお答えいたします。

後継者対策事業の実績についてでありますが、一昨年度から結婚支援を専門とする仙台市の業者に企画運営を委託してきました。昨年度は3回の婚活イベントを開催し、合計で男性24名、女性25名の参加があり、そのうち11組のカップリングとなりました。カップリング率は47パーセントと過去2年と比べても高く、イベント後の交際についても、委託業者による相談、アドバイスを行いながら、支援や交際の状況について調査を行っているところであります。

本年度の事業内容といたしましては、従来の婚活イベントの実施に加え、首都圏在住の 独身女性 10 名程度を対象とした、西会津ツアーを実施し、町の魅力を理解していただく機 会の提供と町の独身男性との交流の場を設けることとしております。

今後は、町内の企業間の交流会など新たな取り組みを検討するとともに、これまでの参加者のアンケートやカップリング率を踏まえ、評価検証しながら、より効果的な事業として進めてまいりますのでご理解願います。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 再質問させていただきます。はじめ、1番目の人口に対する現在の6,500人から3,500人という問題でありますが、この私の目的は、今後の町の将来像の質問であります。今、課長は、存続できる分岐点は考えていないと言われました。私は、身近な生活の中でお話させていただきますと、まずうちの町内、120世帯あります。その中で、空き家が25軒、一人暮らしが、高齢者の一人暮らしが26人、それで高齢者の二人暮らしが21

世帯、合わせすると 72、3世帯になります。今後を見据えた、そういう統計的なことで心配されるのは、20年後ではなくて、身近なことでいうと、3年、5年で、今の方々が、果たして頑張れるのか、維持できるのか、そういう強い思いがあります。

こういう思いで町の将来像ということは、もちろん町内の問題ではなくて、各集落においても同じだと思いますが、その点の将来に対しての見通しは、課長、どうお考えですか。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

青木議員が、今、述べられた将来の人口というか、町の見通しについてでありますが、 集落ごとといいますか、自治区ごとには捉えてはおりませんが、現状であれば、やはり集 落ごとにかなり高齢化率も高くなっておりますし、そういった集落機能の低下、これから 維持が困難な状況は認識しておるところであります。

先ほど申しましたとおり、人口についても、人口ビジョンにおいて推計しておりまして、 基本推計で3,440人、これは厳しい数字でありますが、かなり現実的な数字でもあります。 今の人口構成からみれば、かなりこの実態に、今の現状であれば、実態に近い数字ではないかというふうに考えておりますので、これからの取り組みにおいて、この数字をどの程度まで改善していくかというのは、もうこの人口構成や町の状況を見ながら、どういった対策が必要か、その辺を今現在策定をしております総合計画の中で、しっかり位置付けてまいりたいというふうに思います。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 具体的なお話はいただけませんでしたが、将来に対しての期待像というか、というのは、今、私が今、身近なことを申し上げました。将来、老人が本当に一人暮らしになった場合、買い物はどうするんだ。それから、病院はどうするんだ。それから、役場、金融関係はどうするんだ。各集落において、いろんな問題が生活の中で切羽詰まってくると思います。3,400 何某といわれた総定数の中で、果たしてこの大きな各5地区の中で、どれだけのそういう生活安定感ができるのか、私はそれは非常に心配されます。その手立てを、やはりきちんと示していただかないと心配なのかなと思いますが、その点、もう一度、細かく心配されることをちょっと説明願います。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

議員、言われたとおり、いろいろな暮らしの中で、人口が減ってくることに伴って、いろいろな支障が出てくることは考えられます。総合計画の中では、教育分野、子育てもそうですし、産業振興の分野もそうですし、生活環境の整備、全てにわたって、それぞれ環境整備、それから産業振興、全てにわたってそれぞれの対策を打っていく必要があるかと思います。何ということではなくて、それぞれまちづくりの中では、いろいろな分野ありますので、それらをやっていくことによって、町民の暮らしを守って、将来にわたって持続可能な町を目指して取り組んでまいりたいということであります。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 集落のことでありますが、この冬、ある方が病院に通うという、通院をする ということの中で、大変な辛い思いをしていたと、その中のお方のお話の中では、せめて

冬だけでも、私たちみたいな環境の人は、町中に安心できるような生活をしてもらえたらありがたいなと、そういう方もいらっしゃいました。それは一部の例であります。

これからは、やはり想定した 3,400 何十人の中で、もし、この町を運営していくということであれば、もっともっと大変な町のいろんな維持管理、それが、負担が大きくなると想定されます。そういう方々の、今、言ったような季節的に、これは無理だなと、そういう判断があると、現実にあるわけですから、そういう地方の、地方というか集落の方々の心配のことは、これから皆さんの委員会の中で、話は当然出ると思いますが、そういう対策ということは、もう今6月、12月になります。そういうことは話、内容的にはどうですか、お話は。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

今やっております総合計画策定の作業の中で、総合計画検討会議、町民の皆さんの会議、 開催して、いろいろ意見交換をさせていただいておりますが、その中では、やはり議員言 われた、雪対策もそうですし、空き家対策、そういったことも必要だろうということは、 課題としては非常に大きな問題として取り上げられています。

それに対して、これからどういった取り組みをしていくかは、今までの継続事業、今、 取り組んでいるものも当然位置付けられてくると思われますが、今後、新たにどういった 展開が必要なのか、これについては、これから基本計画を策定する中で検討してまいりた いと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 次、質問を変えます。横文字でいろんなハウスの名前を申し上げましたが、これは一般の方が頑張っていらっしゃるハウスでありまして、私のここで申し上げたいのは、定住移住を目的として、人口増になる質問であります。それは、首都圏で退職した方、元気な人の、定年になっていられる方のいろんな考えを持っていらっしゃる方があります。例えば、例えばではなくて、私が先だって西会津町、在京西会津、私、参加させていただきました。その中で、私は昨日のやり取りの中で、西会津在京のお話が出ました。私は、こういう在京西会津があるときに、今回は自ら町民として参加して、東京にいらっしゃる、ここを離れていらっしゃる方の直接お話を聞かせてもらいたいなということで参加させていただきました。その中での住まわれた方が、いろんな5つの地区の、野沢、尾野本、新郷、群岡、奥川の方、合わせて、我々と合わせて140人の方が集まられた。その中で私は、野沢だけの地区でありましたから、一人ずつご挨拶させていただいて、皆さん定年になっていらっしゃって、今後はどうされますかというお話を聞かせてもらいました。

その中で、ある方が、野沢に帰っても学校がない、育った、生まれ育った思い出の場所がない、保育所も幼稚園もなくなった。もし、私たちみたいな在京で集まれるところのような場所が、もしあったとしたら、そこに行ってみたいなという、向こうの方の答えがありましたから。そういう中で、いろんな一人ばっかりじゃなくて、いろんな方に伺ったところ、やはり定住移住につながるということであれば、町が、やはりそういう、名前はゲストハウス、シェアハウスかそれは別としても、ここから出られた方が、やはりこの空き家でもいい、いろんなところで集まれる場所があれば、そこに行ってみたいな、寄ってみ

たいな。そういうところをつくっていただけませんかというような、具体的なお話をいた だいたものですから、今回は、こういうテーマを取り上げたものであります。

いろんな形の定住移住につながるような形づくりがありますが、課長もそこに参加されて、いろんな方と接しられたと思います。そういう方での、町長も、皆さんそういう集まった方の中で、人口減少で大変です。皆さん、応援してくださいと、言葉短く言えばそういう形です。で、そういう中で、課長も接した中で、今、私が言われたことのような意味での、何かつながりとかいうのは、何かお話とか何かは、聞かれたことありますか。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 青木議員のご質問にお答えしたいと思います。

私、在京西会津会の事務局といたしまして参加した中で、確かに各地区の方々と少し面談させていただきました。その中で、青木議員ご指摘の、その集まれる場所があったらば、帰りたいというような形の話は、私が回った中では聞き及んでおりませんで、ただ、帰れる機会をつくってほしいとか、そういう意見は確かに一番多かったのかなというような部分では認識しておりました。

以上でございます。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今、最初に私が申し上げた定住移住で人口増につながる、そして活気ある町を取り戻すということの中の、私は2項目取り上げております。この中で、じゃあ定住移住ができるような形というのはどういうものなのかということを、いろいろ調べさせてもらったら、また横文字で失礼なんですけれども、CCRCというようなハウスがあるそうです。それはどういうことかというと、元気なシニアが定年を迎えた人。第2の人生を地方で健康的に楽しむ、そこで、地域コミュニティで活動した人。ボランティアなどで働いた時間でポイントが換算され、将来、自分の介護に利用できるというユニークな取り組みのあると。それ自治体が実行しているところがあります。

私はこれを見て、ああ、なるほどなと、そういう方々が、町から出られた方が、ただ来るんじゃなくて、いろんな活動で貢献値化、活躍されてポイントがわたり、そして、自分が将来、じゃあここを終の棲家にしようかとか。それでポイントになって、ここに住みたいというような期待感がこうあるんじゃないかなと、私は思いました。

こういうことでは、ぜひね、話戻りますが、町で、やっぱり特化した何かこうハウスで、やっぱりつくるべきだと思います、思い切って。それは、もう1ついうことは、私が隣町で育った人間です。学校がなくなりました。1つになった。そこが資料館になりました。そこは資料館をいったわけだけれども、ある部屋に自分の小学校、中学校のアルバムが飾ってありました。学校の先生のいろんな写真ありました。あれ、こういうところっていいな。やっぱりこう昔懐かしいところに、こう行ってみたいなということがあったものですから、私はやはり、この街中にも、ここから巣立った方が、そこに行けば友達がいる、同じそういう思い出の箇所がある、図書がある、いろんなものがあるというようなことがあれば、私はこれ人口増に絶対につながると私は、こう思います。その考えはいかがですか、私の。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 青木議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど青木議員が言われた部分につきましては、日本版のCCRC構想という形でよろしいのかなという部分でございまして、この頭文字を取った部分で、ちょっと発音がどうか分からないですが、Continuing Care Retirement Community ということで、アメリカでケア付きの集落をつくって、そこに移住させるというような形の部分の日本版ということで、この構想が出た現時点はですが、1つ目に、高齢者の希望の実現ということで、高齢者がどういう介護を受けたいかという部分の実現の1つ。もう2つ目といたしまして、地方への人の流れの推進ということで、これは地方創生の流れに1つ沿っている部分。あと東京圏の高齢化問題への対応という部分で、その3つの中で、この構想が生まれてきたということで、お聞きしているところでございまして、現在、先ほど青木議員が言われたような、ゲストハウスとか、いわゆる簡易宿泊所のような部分ではなくて、総合型のケアを含めた形での集落コミュニティの形成という意味でございますので、その部分については、やはり若干整備費用とかいろいろかかりますので、その簡易型ができるのかどうかという部分は、今後やっぱり民間活力も必要なのかもしれませんし、そういうあり方については、今後、先ほどもご答弁申し上げましたが、検討すべき課題ではないのかなということでは捉えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今、申し上げた中で、身近なことしか申し上げませんでしたが、在京西会津のときに、行ったときに、やはり奥川のグループ、それから群岡のグループ、檀上に上がって1つの校歌をみんなで、20人単位くらいで、みんなでこう、心を一つにして歌っている姿を見ると、やはり心一つになれるような思い出の場所があれば、いろんな意味で人口ね、行った方がこられるんじゃないかと。その方たちは、もう両親もいない、周りの、さっき言ったような環境がもうなくなってしまった。だから、そういうところが、やっぱりこうあればということを言ってらっしゃる方がおりました。

それは特別、いろんな集落の形でいいと思います。1つに、私が言った野沢だけのこと じゃありません。奥川集落なら集落、いろんな形であっていいと思います。そういう方の ふるさとで語り合い、ふれあい、そういう場所が私は向こうの方が求めているんじゃない かなと思います。その辺の思いというか、前後しているようですけど、そういう考え、何 か。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 青木議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちら、在京西会津会での地区の方とのお話し合いの中で、その方たちが、ふるさと、5地区の中に帰って、その泊まりながらお話ができるところがほしいということでありまして、その方たちが移住するための施設がほしいといったわけではないというのを、まずちょっとご確認させていただいてよろしいでしょうか。そういう移住が前提ということではなくて、いわゆる帰ってくる場所がほしいということでのお話だったのかということを、まずちょっと1点ご確認させていただきたいなと思います。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 私の申し上げたのは、将来的に終の棲家になってもいいということなんです。

よ。一時的な集まる場所を言っていたわけではないんですね。将来的に皆さんが、さっきあそこへ行って、ちょっとしたことでポイントがもらえる。そういうものがいろんな形で、住めばプラスになるということで、私は生まれたところに戻ってきてもいいなという環境づくりの、そういうことであります。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

終の棲家ということで、移住するということでの、その受け皿づくりをしてはどうかというような部分でございますが、こちらのほう、私、先ほどもご答弁申し上げましたが、様々な空き家バンクとか、様々な事業を展開しております。その中で、もし民間事業者等の部分の動向も踏まえながら、その部分については、やはりゲストハウスかどうか、いわゆる移住できる部分の住宅かどうかという部分は、今後のやっぱり検討課題であるなという部分を考えておりますので、今後、十分にその方向性とかについては検討させていただければなと思っております。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 ぜひ検討していただきたいと思います。

次、総合計画検討委員会の中身についてお尋ねします。これは交流人口を目的、町の活性化を図るというのが質問の狙いであります。これは検討委員会の中で、昨年12月に委託業者に、ジャパンインターナショナル総合研究所というところに頼まれて、町民30人、それから行政の人25人、55人で進められたということでありますが、その中で、私の聞きたかったのは、観光の振興と交流の人口の拡大ということの内容で、聞きたいことがまだ入っておりませんでしたが、今後のそういう内容について、まだこれから月1回、2回、まだわずかでありましょうが、私が前回、これに関連することで観光の振興と交流人口ということで、研幾堂のお話をさせていただきました。

この中で、課長は、今後、総合計画検討委員会の中で盛り込んでいきたいという答弁をいただいております。そして町長も、その中で、答弁には、町民の皆さんが盛り上がれば検討していきますという答弁をいただきましたが、その後、3月、今まで6月の中で、その中身の検討はなされましたか。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

現在、総合計画検討会議では、7年間の基本構想、それから前期4年間の基本計画とあるわけですが、その基本構想部分の検討を行っております。基本構想といいますが、町の将来像、これから7年後に、7年後といいますか、将来をどういった町にしていくかということを話しております。基本計画は、その将来像やまちづくりの方向性に基づいて、具体的にどんな取り組みを町は今後4年間やっていくかというのを基本計画の中で定めるということにしております。それを今、検討しております。

議員が具体的に研幾堂を活用したまちづくりということでありますが、検討会議の中でも、古きよきものを大切にしながら、明治維新前後の、その研幾堂にいた人々の活躍、それも町の大切な資源でありますので、その話は出ておりますので、それをいかに今後、そういう古いものを、歴史をまちづくりに活かしていくか、どういうふうに活用していくか

とは、今後の課題であり、基本計画にどのように位置づけていくか、これから検討してい くということでございます。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 町の課題として取り上げるといわれました。これは私のそういう思いというか、3月定例会で同じ内容のものを質問させていだたきました。その、私なりに4月の14日、その同じ内容の中の街中活性ということで、研幾堂を題として講演会をさせていただきました。それは、本当に思った以上に、猪苗代、若松、喜多方、地元、もちろん各課長さん、参加されて、約150人以上の方が参加されて、講演会に来てされました。これは大変関心があったんだと。でありますので、私は、今、課長が言われたように、課題として取り上げたということでありますので、時間的にはまだ急がせませんので、ぜひそれを取り上げて、私はまた、これを研幾堂に対しては、また何べんも提起をして、お話させていただきたいと思います。その点。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 今、青木議員から言われたことも踏まえて、今後検討してまいりたいと 思います。
- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 それでは、後継者対策事業についてお尋ねいたします。これは、目的は人口を増やすことを目的としております。読み原稿でも読ませていただきました結婚して子どもを産み、育てる。それが私は人口を増やす基本的なことでありますが、しかし、今は社会的地位や経済的いろんな環境があって、結婚したから、しないから幸せ感が求められるのかというとこでありますが、しかし、中には、やはりそういう環境が整えば、結婚したいという方がおられます。そういうことで、前回質問させていただきました。

今までの経過を見させてもらうと、この課長の答弁の中には、カップリング約 47 パーセントという報告をいただいています。一番大事なのは、カップリング、半分かもしれないけど、カップルになったのは何人いらっしゃいますか。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 ご質問にカップリング率ということでご質問でございますが、一応、先ほども答弁で申し上げましたが、男性 24 名で、女性が 25 名の参加がありまして、そのうち、全部で 11 組ですので、それぞれ男女 11 ずつというか、22 名の部分でカップリングになったということでございますので、11 組がカップリングになっているということでございます。カップルが成立したということでございますので、今それを継続しているのは何名かという部分のご質問であれば、継続の部分はお答え申し上げますが、一応今のところ7組が継続中ということでございます。
- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今の説明は、カップリングだから、ingだから、現在進行形かなと思ったの、リングだから。カップルということは、私はお話したんだけど、それを伺ったんだけど、それ今、もう一度は言ってみて。
- ○議長 結婚したかどうかの話でしょう。
- ○青木照夫 そうそうそう、カップルは結婚です。カップリングは付き合いのことでしょ

う。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

結婚した数はということでございますが、今申し上げた中には、交際継続中、11 組中 7 組は交際継続中だということでございまして、結婚されるまでにはまだいたっていません。しかし、この事業、平成 22 年度から続けておりまして、その中では、一応今まで 4 組の方がこの事業によりまして結婚されているという部分でございますので、結婚されております。

以上です。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 数名がゴールインということの報告を受けました。それはもちろん来年継続して、予算を計上を見ますと、3年後までは400万円のあれで計上されておりますが、もちろんそれはお金の問題じゃありません。成功すれば400万円なんて私は安いと思います。ただし、そこでもっと一般的に、業者に頼んでやられることもいいです。前も同じようなこと言いました。結婚支援員というのは、昔は仲人さんです。仲人さんのそういう、地元に、やっぱり熱心にお世話してくださる人、まだいらっしゃるわけですよ。そういう方のお考えも、やはり私は業者に頼むと同時に、そういう方も必要ではないかと、前回3月も言いましたけど、その辺はどうですか。
- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

結婚支援員の設置という形でよろしいのかと思うんですが、一応、私どもの商工観光課で行っている部分につきましては、やはり後継者世代ということで、子どもさまを、定住人口を増やそうということで、今、進めているということでございます。その上で、これまでいろんな研修会を開いて、身だしなみから全て、男性の身だしなみとか、言葉遣いというような部分の研修を終えた上で、こういうカップリング率にもなっているという部分を認識しているところでございます。

ただ、カップリング後の、いわゆる支援とかという部分については、一応、委託業者の部分の中では支援をしてほしいという委託も、その中には含まれておりまして、またさらに、結婚支援員という部分での形でありますと、またより効果は上がるのかなと、確かに昔、結婚、以前には結婚支援員がいて、ある程度実績も上げていたという部分も、お話もお聞きして、いわゆるお世話をくやく方がいると、その部分でどうなったというような形で、いろいろとお話を聞けて、この相談もできるというようなお話も聞いたことがございます。中には、ある市町村でそういう支援員を置いて、実績を上げているという事例も聞きますので、その辺につきましては、ちょっと状況等を調査させていただきたいと思っております。

- ○議長 最後の質問になります。11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 最後、企業誘致のことですが、これは大変難しいということで、農業振興地域内だというようなお答えですが、私はやはり、思い切っていろんな方が西会津はそういうところがあるんじゃないかと、それを乗り越えたものじゃないと、本当の若者の定着は

ないよということであります。同僚議員が、夢のある、そういう、町長が言ってもらいた いということは、私は1つこれ、企業誘致の夢のあることだと思っています。

これは、高速道路地域がどうしても無理だということであれば、私はすぐ答えを求めませんが、もう1つ工業団地がありますが、あそこは本当、何十年も同じような状態であります。あそこは工業団地であるとしたなら、私はいろんな条件で、無償化、税金の優遇措置をさせるとか、また、地元のきのこハウスをあそこにもってくるとか、いろんな形であそこは企業の誘致になる可能性があるんじゃないかと思いますが、今、その同じ企業誘致ということで、今の空いている工業団地、あそこら辺の今後の検討はどうされますか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 企業誘致のご質問でございますけれども、なかなかやっぱり新しい企業をもってくるというのは、私はなかなかこれは難しいなと。今、町内にある既存の企業でさえも、なかなか人が集まらないという現実が一方にあるわけですよね。そういう中で、じゃあ新しい企業をもってきて、で、そこに人が本当に集まってくれるかどうかということを考えると、もしそういうことが可能であったら、とっくに企業が来ているはずなんですけれども、いまだにそれができていないということは、それだけ問題が大変厳しいことなんだなというふうに、私は思っております。

これからやっぱり企業誘致を考えるにしても、今の、やっぱり製造業とか、あるいは縫製業とか、そういう企業はなかなかやっぱり私は難しいと思うんです。西会津町でやっぱりこれから考えて、可能性のあるということは、私はやっぱりICT、いわゆるITを使った企業といいますかね。それをやっぱり考えたほうが、より現実味があるんじゃないのかなというふうに思っています。

ただ、今のインフラだけでは、私はそれは無理だと思っていますので、さらにやっぱり 今あるインフラをさらにちょっと進化をさせるといいますかね、整備をしないといけない という部分はありますけれども、そういうふうな考え方を、やっぱりこれからちょっと方 向を変えないといけないのかなと。

ただ、あそこに今、工業団地としてね、区画があるわけであります。あのままにしておいていいのかといういろんな議論がこれまでもずっとありました。でも、それも一方で、これから時代がどういうふうになるか分かりません。今、国のほうでも東京一極集中を是正して、地方に30万人の雇用を出すというね、そういう国の政策もあるわけでありますけれども、じゃあはたして、西会津町に来てくれるかどうか分かりませんけれども、あそこはあそこでまた別にちょっと考えないといけないのかなと、それは今のように、例えばきのこ団地も1つの選択肢であるかもしれませんけれども。両面でちょっと考えていかないといけないのかなと。

とりあえず、やっぱり今ある企業の皆さんに、やっぱり継続してやっぱり元気になってもらいたい。その上でやっぱり新たな企業といいますか、いわゆる情報関係の企業とか何かのほうが、私はより現実的ではないのかなと、そんなふうに思っておりまして、これはそう簡単ではありませんけれども、しっかりこれからの西会津町の将来、いわゆる人口維持、定住人口を増やすという、いろんな要素を含んでおりますので、いろんな多方面から、ちょっと検討しないといけないなと、そんなふうに思っています。

- ○議長 11番、青木照夫君。
- ○青木照夫 それでは、5項目にわたって、町活性化をする意味での取り上げました。よろしく検討お願いいたします。
- ○議長 暫時休議します。(15時00分)
- ○議長 再開します。(15時20分)13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。私は、今定例会に3つ の項目について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まず、その前に、4月より工藤倫也副町長と、江添信城教育長をお迎えし、ようやく薄町政の体制が整ったところであります。町民の皆さんの期待も大きいものと思われますが、お二方には、くれぐれも健康にご留意されまして、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。

それでは、質問に移りますが、同僚議員と質問項目が重複していることもありますが、 私なりの視点で質問をさせていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、福祉政策の充実についてでありますが、町では、介護を担う人材育成のため、平成10年度より平成24年度までに、合計406名が研修を修了しています。その後、平成25年度からは、介護職員初任者研修事業として継続し、平成28年度までに37名が修了して、合計433名となっております。

しかし、このような努力にも関わらず、第6期介護保険事業計画、これは平成27年度から29年度までの3カ年ではありますが、認知症対応型通所介護事業や、小規模多機能型居宅介護事業、そして介護老人保健施設内に認知症専門棟の整備を進めるとしてきましたが、いずれも高齢化が進む中、介護職員の確保が困難などの理由から、見送られたとのことであります。平成30年4月から、第7期介護保険事業計画がスタートいたしました。計画の完全実施に向けて、人材の確保、増員を図るべく対策が必要と考えますが、具体的な支援策をお伺いするものであります。

次に、本年度からデマンドバス運行に加え、町内の幹線道路に限定し、定時定路線バスが併用運行されます。町民の足の確保という観点からも選択肢が増え、利便性の向上が図られるものと、町民の期待も高いようであります。

したがって、一日も早い運行開始が待たれるところでありますが、実施に向けた進捗状況をお伺いをいたします。

次に、農業政策について質問をいたします。平成30年度から転作が廃止され、農家には 目安としての作付面積が配分になりました。5月末現在の作付けの見込みはどのくらいに なっているのかお伺いをするものであります。

次に、現在、転作をしてきた水田には木が生えているものも見受けられます。町として 適切な維持管理を求めていくべきと思いますが、考えを伺います。

次に、交流人口の拡大について質問をいたします。去る 5 月 27 日に、なつかし c a r ショーが開催されました。昨年は中止となり、復活が心配されておりましたが、今年は実行委員会を立ち上げ、開催されたところであります。幸いにも天候にも恵まれ、約 5,500 人の来場者を数え、大成功であったと感じたところであります。今後さらに交流人口の拡大

を図るためにも、切れ目なくイベントを企画してはと考えます。

今、町内のいたるところで、SL撮影のために撮り鉄といわれているカメラマンが多く 見受けられます。これは以前にも提案をいたしましたが、町内で撮った写真のコンクール などを行ってはと思いますが、考えをお伺いするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明解な答弁を望むものであります。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 13 番、清野議員の、福祉政策の充実についてのご質問のうち、介護人材の確保に 向けた支援策についてのご質問にお答えをいたします。

介護人材の確保につきましては、介護事業所の問題だけではなく、高齢化率の高い本町にとって、大変重要な課題であると認識しております。介護職員につきましては全国的に不足しており、福島県内、会津地域においても介護施設を開設しても職員等が集まらず施設の一部しか開所ができない事業所も見受けられます。

そのため、国では、介護職員の確保に向け、今回の介護報酬の改定にあわせた介護職員 処遇改善加算の充実や、一旦仕事を離れた介護人材への再就職支援等をあわせて、介護職 員の負担軽減を図る観点から介護ロボットの実用化・普及の促進等に取り組むこととして おり、町といたしましてはそれらの国の支援がスムーズに受けられるよう、町内各事業所 に情報の提供や指導をしております。

介護保険制度は、平成12年度から始まりましたが、本町では制度開始前の平成10年度から介護職員養成研修を実施し、その講習修了者が町内の介護事業所へ就労できるよう支援をおこなってきました。また、トータルケア就学資金貸与事業により、将来的な人材確保に向けた取り組みをおこなっております。

その他の支援として、介護従事者の負担軽減のために、ボランティア活動サポートセンターを通じた施設ボランティアの活用支援や、職員の資質向上のための各種研修会の開催、職場環境改善に向けた支援などを行っており、今後も、介護職員初任者研修を継続的に開催するなど、各事業所と連携しながら介護人材確保の取り組みを進めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、定時定路線バス併行運行について のご質問にお答えいたします。進捗状況につきましては、3番、秦貞継議員、4番、小柴 敬議員にお答えしたとおりでありますが、改めて申し上げます。

定時定路線バス運行については、運転業務の委託先と、現在のデマンドバス利用者の状況を考慮しながら調整を進めているところであります。

現在まで、下谷・群岡・新郷・奥川の4方面の運行ルートや運行便数について、調整を 重ねておりますが、定時定路線運行に伴い、現在のデマンドバス利用者に配慮するととも に、通勤・通学・通院など様々な利用に対応した効果的な運行方法を検討する必要があり ます。

今後、関係する自治区長等に検討案を提示し、ご意見を伺うこととしており、委託先と の調整を経て、定時定路線バスの運行に向けた手続きを進めてまいりたいと考えておりま すので、ご理解願います。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 13番、清野佐一議員の農業政策についてのご質問にお答えいたします。 まず1点目の作付面積の目安と作付見込みについてでありますが、本年度からの国の新 たな米政策により、本町の平成30年産米につきましては、596へクタールの生産面積の目 安が配分されました。

町といたしましては、この目安の達成に向けて産地交付金等の活用によりまして、そばやミネラル野菜など米以外の作物への転換を推進しておりますが、5月末現在の作付け見込みは、生産者から提出された営農計画書を集計した結果、主食用米が614~クタール、備蓄米等が9~クタール、合計で623~クタールとなったところでございます。

次に、2点目の転作水田の管理についてでありますが、現在、自治区等において多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度の活用により、将来守っていくべき農地を選定し、適正な維持管理に努めているところでございます。これらの制度の対象外となっている農地につきましては、その多くが耕作されておらず、樹木の自生する箇所も見受けられることから、近接する耕作地への影響や鳥獣害を誘引する原因とならないよう、適正な管理が必要と認識しておりますので、今後その状況を調査したうえで対応を検討してまいる考えであります。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 13番、清野佐一議員の交流人口拡大についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、切れ目なくイベントを企画してはとのご質問でございますが、本町では現在、 先日に開催した、なつかし car ショーを皮切りに、8月に商工会青年部主催の、野沢ふる さと夏まつり、9月には商工会主催の、西会津にぎわいまつり、10月末から11月初めに、 西会津ふるさとまつり、年明け2月には、西会津雪国まつりと、年間を通じてその時期ご とに多くの集客を見込めるイベントが企画されております。このほか、町内の自治区や地 域団体主催のイベントも数多くあり、町ではそれらの点在するイベントを線で繋ぐ、わく わくイベントスタンプラリーを実施しているほか、町ホームページでの情報掲載や新聞各 社への情報の投げ込みなど、イベントのPRに協力することで、交流人口の拡大を図って いるところであります。

次に、SL写真コンクールについてでありますが、本町も構成団体である、磐越西線SL定期運行推進協議会では、SL運行10周年を迎えた記念事業として、平成21年度に第1回目となるフォトコンテストを実施し、以来3年ごとに現在まで3回のコンテストを実施しております。平成30年度は実施の年にあたることから、協議会では現在、より多くの方にご応募いただくため、写真共有アプリ、インスタグラムを利用した、SLばんえつ物語号インスタフォトコンテストを本年12月10日まで実施しているところであります。

ご質問の町独自のフォトコンテストの実施につきましては、交流人口拡大の視点から、 にしあいづ観光交流協会と十分に協議のうえ、検討していきたいと考えておりますのでご 理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、まず最初に、介護職員の不足にかかる質問について再質問をさせていただきます。第6期の介護保険計画の中で、事業が見送られたと、できなかった部分について、職員の不足人数ですか、何人くらいがいれば、こういう事業はできたんじゃないかと、現在必要とされる人数というのは、どのくらいの人数になっているのか。

というのは、それが分からなければ、これからどのくらいのそういう職員を、養成なり、 いろいろ確保していくということには、数字が出なければ分からないかと思うんですが、 その辺はどのくらいの人数を見込んでおりますか。

- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 事務的なことなので、私のほうから答弁させていただきますが、第6期 介護保険事業計画の中では、介護老人保健施設、老健の20床の増床というようなことで計 画しましたが、それがかなわなかったということでございます。

で、先ほど質問の中では、グループホームと小規模多機能のお話もされましたが、それにつきましては、その後、職員が配置されて、全て今はちゃんとした開所になっています。ちょっと開所時期が遅れたという部分はありますが、今は全て開所になって、全て運用しているという状況でありまして、計画上できなかったものについては、介護老人保健施設20 床の増床という部分だけが第6期介護保険事業計画の中でできなかったものということでございます。

で、介護老人保健施設、20 床の増床をしますと、介護職員で5人から6人、そのほかに 先生、お医者さんの負担ですとか、そういったものもあって、その辺を勘案して、なかな かちょっと増床は難しいというような部分と、あと、近隣の市町村にも老健、それから特 養がここ数年の間にできたということで、その辺の需要というか、ニーズの調査もしなが ら検討したところ、今回、第6期の中での建設については見送ったというような状況でご ざいました。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 今、先ほど私が最初に申し上げた事業2つはね、行われたということでありますが、私これは、12月のときの説明資料からちょっと参考にさせてもらったので、あの時点では、まだされていなかったというか、そういうふうに。私のチェックミスだったのか分かりませんけれども、そうであったら、訂正をさせていただきます。

じゃあ、それだけの人数が、当面、同じ事業をやっていくには、5人ないし6人いれば、だいたい同じ事業であれば、できるというようなことかと思います。それで、第7期介護保険計画の中に、こういう職員といいますか、介護職員を確保するのに、いろんなそういう養成するというか、研修等をやるのに、喜多方広域管内を取り込んでやろうかというような計画もあるようでございますが、それはどの程度、話としては進んでいるのか、その具体的な内容についてお願いします。

- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをいたします。

第7期計画の中であります広域的に人材確保のために連携をしていこうというようなお話でありますが、現在、定住自立圏構想の協議会の中で、今、話し合いをしていまして、それは、今現在はワーキンググループというようなことで、各町村の担当者の中での話し

合いをしている段階でありますが、その中では、現在やっています初任者研修なんかについて、広域的に、西会津で開催したり、喜多方で開催したり、北塩原で開催したりというような形で、そういう広域的に開催しながら、なるべくそういう研修を受ける機会を増やしていったらどうだというようなことで、現在、検討しているようなところでございまして、まだ現在、検討中というような部分ではございます。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それに向けて作業は進んでいるということで理解してよろしいでしょうか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 現在、本当にこの間ですが、担当者レベルでワーキンググループというようなことで、今、話し合いは始まったというところでございます。
- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それで、先ほど町長のほうから答弁の中で、介護ロボットを使って、これからいろいろ負担軽減といいますか、職員の負担軽減も図るというような話でございました。私も以前からロボットがいろいろテレビの中で、ちょっと重いものでもロボット、ちょっと装着すれば、軽々と持ち上げているようなことなども見ておりまして、そういう話もしたことあるんですね。ところがなかなか、いや現場ではなというような話が、そういう話も結構聞かれたんです。だから、それが本当に実用化に向けて可能なのかどうなのか、やっぱ現場の人たちの声というか、そういう中身的なことはちゃんとこう聞いた中で進めようとしておられるのか、その辺はどうですか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 介護ロボットの導入という部分でございますが、現在、国では先ほど町長、答弁しましたとおり、国の政策の中では、介護職員の身体的、精神的負担の軽減ですとか、あとは作業の、業務の効率性の向上というような部分で、導入をしていくというようなことでいわれておりまして、で、実際、じゃあどういった分野に介護ロボットが入れるのかといいますと、人を動かすとき、ベッドから車椅子に移乗するとか、あるいは部屋を移動するときの支援ですとか、排泄支援、あとは見守りのセンサーの設置ですとか、入浴介助というような部分での、そういう支援ロボットというか、あとは腰のまいて負担を軽減するようなものというようなことで考えられておりますが、現在のところは、まだ、やはり台数が、導入が少ないというような部分があって、コストが高かったり、あるいは、やっぱり操作性がまだちょっと不十分な部分があったり、使うのになれるまでの時間があったりというようなことで、やはりなかなか普及が進まない状況ではあります。

町内の事業所でも検討はしましたが、実際やっぱり操作性とか何かのことを考えると、まだ時期尚早だというような考え方を持っておりまして、今のところ町内では、まだ導入されていないというような状況でありまして、今後、その技術改革等で、そういう操作性がよくなったりとか、コンパクトになったりとかというようなところを見極めながら、導入は検討していくというような状況になっているところでございます。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 町長が言われるロボットというのは、そういう今、私が言っただけのロボットじゃなくて、いろんなセンサーとか安全管理とかね、そういう多方面にわたるものだと

思います。そういうのを使って、職員の負担軽減、あるいはまた、特に介護される方の職業病ともいわれる腰痛とかね、そういうものの予防ができればと思いますので、本当にそれに合ったロボットの導入も、それがあれば早めな対応ができればいいのかなというふうに思っています。そんなことで、そういうのも早めに取り組めるものであれば取り組んでほしいなというふうに思います。

次の質問ですけれども、昨日、今日と、同僚議員の質問の中で、ベトナムの話が出ました。そういう中で、町長からも、ベトナムとの交流の中で、労働力というか、労働者というか、そういうものの交流というかも考えておられるように話を承ったんですが、そういう中に、ここのこの介護にかかる部分も、分野としては入っているのかどうか、その辺の確認をさせていただきます。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 全国的に介護職員が、今、不足しているという状況の中で、どんどんやっぱり外 国から介護人材が、今、日本に入ってきていますよね。その中でも、非常にベトナムから 入ってきている方が非常に多くなって、しかも増えているそうであります。それはいろん な要因があって、ビザの延長とか何かがあって増えているというような状況だそうであり ます。

で、西会津町もこれから超高齢化時代を迎えて、今の施設では十分ではない。第7期の 介護事業保険計画の中にも、いわゆる小規模居宅介護事業所も検討されているわけであり ます。そうしたことを考えると、将来的には、やはりそういう外国からの人材をお願いす るといいますかね、人材確保のために外国から来ていただくようなことも、やっぱり考え ないといけないのかなと。

既にもう、特に九州のほうでは、非常に外国から大勢のそういう介護職員が入っているというようなことでありまして、ただ、やっぱり昨日も申し上げましたけれども、日本語がやっぱり非常に言葉の関係が難しい。あるいは介護資格を取るためには、非常に専門用語が多いために、この専門用語、できるだけ簡単な日本語で、簡単な言葉に置き換えるような、そういう国の考えもあるようでありますけれども。そんなことを考えると、やっぱり今そのために、ベトナムでは日本語学校が、今、非常に生徒さんが増えている、そういう状況だそうですございます。

したがって、今すぐどうのこうのではありませんけれども、これからの時代を考えたときには、そこもやっぱり選択肢の1つには考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それで、昨日ですか、同僚議員の質問の中の答えとして、今、修了者の方が、 今ね、そういう職を、介護の職に就いておられない方で、修了されている方というか、そ ういう方をなんとかこうお願いをしたいというような話だったと思うんですが、一番そう いう方にお願いができれば、今すぐ問題解決には一番近道かなというふうには思うわけで すが、その方々の人数といいますか、そういうのはどのくらいを把握されているんですか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをいたします。

初任者研修を受けて、受けましたが、事業所への就職されていない方がどのくらいいるのかということでございますが、先ほどの質問の中にもありましたが、実際 443 人からの修了生がおいででありますが、だいぶ前の方は、高齢になって辞めた方もおいでになりまして、実際どのくらいいるのかと、正確な数字は、申し訳ありませんがつかんでおりませんが、その当時、家族介護のために受講した、修了された方もおいでになりまして、その介護されていた方が亡くなったということもおいでになりますし、本当に何人かはそういう形で、現在は職に就いていなくて、職を求めているというような方もおいでになりますので、そういった方についての情報等については、個人情報の部分もありますので、こちらから声をかけて、どうですかというような形での支援をしていくというようなことで、今、考えているところであります。

あと、国では、再就職準備金というようなものを、貸付制度というのがありまして、そういう一回辞めた方が、そういう介護職員にもう一回再就職したいというような場合は、 準備金なんかも貸し付ける制度があるというようなこともありますので、そういった制度 も紹介しながら、そういった方には支援をしていきたいなというふうに考えておるところ でございます。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それで、これはこういう介護の職員の方の話ではないんですが、都会のほうでは、保育所、それになかなか入れない、待機児童が多いと。で、保育所も足りないというような中で、保育士さんも足りないという話もあったんですが、実際、調べてみますと、資格を持っていて、職に就いておられない、そういう方が結構おられると。話を聞きますと、やはり働き方なんですね。ずっと一日は勤めることはできない。でも、パートであれば大丈夫だというような、そういうような話もあって、そういう形の働き方もできるようになれば、また1つの問題解決の材料になるような話も聞きましたので、もし本町においてもそういう方々の、その要望に合わせていただいて、できる範囲の中であれば、少しずつ問題解決にもつながるのかなというふうには思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。
- ○福祉介護課長 お答えをいたします。

保育士さんということでありますが、介護士、看護師の方の働き方ということでよろしいでしょうか。やはりその人その人の家族構成だったり、そういうことによって、本当に小さいお子さんがいれば、保育所に行っている間、働きたいとか。介護する高齢者がいる場合ですと、ちょっと空いたときに働きたいとかという、本当にいろいろな働き方はあると思いますので、そういったものには柔軟に対応できるような体制ができればなというふうには考えております。

実際、今、西会津診療所においては、やはりその人に合わせて、こども園に入っている子どもがいる場合は、ちょっと早めにあがったりとか、あとは家族が、介護する家族がいるので、週4日にしたりとかというような、その人に合わせた働き方も実際やってもらっている部分もありますので、そういったことを介護のほうにも、事業所のほうにも話をしながらできればというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 では、質問を変えます。バス交通体系についてでありますが、デマンドバスと定時定路線バスの併行運行ということでありますが、本町においては、西会津中学校統合時に、ちょうど規制緩和ともあいまって、会津乗合バスさんが、今度、西会津の路線廃止というようなことになって、そこから西会津、町独自の町民バスを走らせるというような経過もあり、またそれと、町民バスという中でも、スクールバスと一緒で、児童生徒、生徒ですか、と住民の混乗方式を取ったというようなことで、新しい交通体系で始まったわけです。

それから、デマンドバス、西会津小学校の開校に合わせまして、スクールバスというような、小学生の送迎のためのスクールバスというようなことで、今度また、新たなまた交通体系に変わったと。合わせてデマンドバスというものも導入されてきました。そのあと、私も定時定路線バス、併行してというようなことも申し上げてきましたけれども、なかなか実現にはいたらなかったということでありますが、町長におかれても、やっぱりそういう町民の方のニーズに答えて、今回、実現になったわけです。

当時の混乗方式のときの幹線道路の運行にあたっての、町の負担といいますか、経費ですね、運行経費の町の負担割合というのは、混乗方式の場合、大変安かったというふうに記憶をしているんですね。それが今、こういうふうに変わったときに、同じ路線を走るバスの運行経費というのは、どのくらいの差があるというか、どのくらいを見込んで、まだ今回は、3月の当初予算のときは、新しいバスの購入だけだと、運行はこれから運行した中で、補正で検討していくというような話であったわけですが、それについても、だいたい今、4月、5月過ぎて、だんだんにいろいろね、計画も煮詰まっているのかなというようなことから、そういうところまで、もし試算をされておるのであれば、参考までにお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 バスの運行については、いろいろ経緯がありまして、当時、いわゆる会津バスが、路線バスを運行していたわけでありますが、平成10何年でしたか、いわゆる規制緩和がされて、民間企業が参入できるようになって、当時、会津バスは西会津の、いわゆる中での運行については赤字路線でした。で、この赤字路線に対するいろんな助成を受けていましたし、また、町からもバス路線維持対策費で毎年何千万というお金を負担していたわけであります。

そんなことから、会津バスが、いわゆる路線バスから撤退するというようなことで、じゃあ町民バスを運行しようということで、バスも町が買う、で、バスの運行は会津バスにお願いをする。その、いわゆる人件費等については、全部町が負担するということで町民バスを運行した経緯があるわけであります。

で、このときに、町民バスには、いわゆる 100 円、200 円、10 キロまでは 100 円。それを超える場合 200 円と、そこには子どもさんも、いわゆる児童生徒も乗りますよ、それから、スクールバス、スクールバスについても、いわゆる一般の人が乗りますよと、それはいわゆる子どもさんたちに、子どもたちだけで乗せた社会ではなくて、そこにいろんな町民の皆さんが乗ることによって、子どもたちの社会性を育むということで、その混乗方式が取られました。そのことが全国的に非常に珍しいといいますかね、先進的な運行でした

ので、これは会津バスさんでも、毎年、委託料を減額してきまして、当時、スクールバスと、いわゆる町民バスの運行で、約8,000万から1億くらいのお金がかかりました。でも、そのうち、いわゆるそういう先進的な事例というようなことで、交付税、特別交付税措置もありましたし、赤字路線の、いわゆる補助もございました。いろんな補助があって、私が記憶している最終的な町の負担は、約370万から400万くらいでした。

で、いろいろそのときも課題はあったんだかもしれませんけど、その後、平成20何年になって、そのデマンドバスになりましけれども、今、実際にその当時の400万円から4倍、3倍から4倍くらいな負担をしていますけれども、実際に、いわゆる今までバスが運行できなかったところの方は、うちの前から乗れるというのは、そういう利便性が増したわけでありますから、多少増えるのもしょうがないなというふうに思っていますけれども。当時はそういう状況で、非常に負担、少ない負担であれだけのバスの運行をしてきたという経緯があるわけであります。

で、やっぱり、これからまた新たなバス路線を、定期バスを走らせるわけでありますけれども、これは1日に何便走らせるのか、あるいは週何回走らせるのか、まだ具体的にこれから各集落との詰めの部分が残っていますので、それが固まらないうちは、運行経費がどのくらいになるかという部分は、まだ計算できませんけれども、できるだけ、やっぱりコストを抑えるような形で運行も考えないといけませんし、また町民の皆さんの利便性も考えないといけませんけれども、その辺はこれからしっかり計算しながら、どういう方法が一番ベターなのか、ベストなのか、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 じゃあ、これからということであります。今までも同僚議員からも話ありま しすように、やはり利用される町民の方々のご意見等、よく聞いていただいて、利便性向 上に努めていただければというふうに思います。

それでは、次に質問を変えまして、農業政策についてでありますが、この今回、作付面積が多少増えてきました。これらについて、町としてこの数字をどのように捉えているかということで、ということは、もう転作が、田んぼ休まなくていいよということになったということは、それぞれ意欲を持って作付けできるところは作付けしようという、その表れかなというふうには思いますけれども、そんなことで町民の方々の、今、意向の表れかと感じるわけですけど、町としてはこの数字をどのように捉えておられますか。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

生産者から営農計画書であがってきた、今ほどお答えいたしました 623 ヘクタールの数字についてどのように捉えているかというご質問かと思いますが、5月末時点での数字ということでお答えを申し上げました。昨年度、平成 29 年産米につきましてでございますが、同じ5月末時点での作付けの予定面積を申し上げますと、水稲全体で 621 ヘクタールの作付けの計画があったわけでございます。ただ、年度内で目標生産数量の目安の達成に向けて、あるいはその生産者の皆さま方の実績が最終的に固まった数字では、599 ヘクタールであったわけでございます。

ですから、現在のところでは、5月末時点での作付けの予定というこでございますので、

実際の実績の段階において、これから増えることはないのかなというふうに推測をいたしておりまして、これから、だいたい昨年度の実績から、やや増えるくらいの実績で推移していくのかなというふうに予測はしておりますが、まだその辺については確定の予測ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、議員おっしゃられたように、今度は目安となったということでございますので、 少なからず生産者の皆さまについては、今までより少し増やそうかという意識もあろうか なというふうに思いますけれども、同時に、水稲以外の作物への転換という部分の施策は、 継続して国のほうでも推奨しておりますし、町のほうでも進めておるわけでございますの で、そちらについては、これまで以上に作物転換を推進し、それを農家の作付けを支援し てまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それで分かりました。

それで、農業政策の2番目に質問をしました、田んぼに木も生えてきたというようなことで、そういう意欲のある姿も見ながら、ときにはそういう手入れが行き届かないというような結果で木も生えてくるというようなことであります。

本町においては、基幹産業は農業だというようなことで、本当に西会津の一番西会津を支える産業というか、大事な農業の基盤であります。田んぼにしろ、畑にしろ。ですから、今、そういう状況の中で、いち早くそれらの解消といいますか、に着手をしていただいて、転作地をもう一度見直して、手入れのできる、やっていただく、あるいはいろんなてこ入れといいますか、先ほどの答弁にもありましたように、中間山間地域等の直接支払いなり、多面的機能直接支払いと、そういう制度のある、またお金のいただけるものを上手に利用して、やって、管理もしていただければなというふうには思うんですが、とかく中山間地の場合は、自分が、例えば集落の中で、一緒に参加していたと、でも、毎年その節、節には、草を刈ったり、その管理ができないと。だから、そっからやめますよというようなことで、やめる方もあるというようなことも聞いております。

ですから、そういうときには、そういう方に、その中山間地で入ってくるお金で、それらを使って管理をしていくというような方法でやれば、結構管理ができるんじゃないかなというふうに感じで私はいるわけです。ですから、そういうことも含めて、地域の中でいるんなご指導なり、アドバイスなりといいますか、そういうのをしていただいて、取り組みやすい方法で管理をしていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

- ○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。
- ○農林振興課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、そのいわゆる荒れている転作、基盤整備をした水田については、適正な管理が必要だということは十分に認識してございます。しかしながら、転作制度が始まって50年以上経った今日においては、その面積というのはかなりの面積になってございまして、それを面的に、こう一度に対策を取るということはなかなか大変な、ハードルが高いというふうに認識をしてございますので、今後、集落単位での話し合い、あるいは農業委員会等との連携を保ちながら、どのような形で適正な保全管理ができるのかという対策を考えてまいりたいと思っております。

議員の今のご質問の中で、中山間地の直接支払制度のことについてもおただしがございましたが、そのことに関して申し上げれば、その交付金があって、それで管理をするということで、皆さん取り組んでおられるところでございますけれども、集落の中では、協定区域の中では、なかなかそれに携わる方々が高齢化もあり、対象となる農地の管理も難しくなってきているというようなことも聞き及んでおります。

したがいまして、町といたしましては、今後そういった協定の組合の皆さまへアンケートを取り、次期の対策に向けて、どのような形で臨んでいくことが集落の意向なのかということを十分に調査をしながら、それに合わせた対策を、町で取れるものは取り、国、県へ要望できるものは要望するというような形で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 いろいろそういうことでお願いをしたいというのは、実は、この基盤整備を やったときのお金なんですね。基盤整備、いろいろ各地区によって10アール当たりの金額 が違いますけど、一番多いところで、10アール当たり160万から超えているんです。1反 分当たりね。そして、この辺の野沢、尾野本地区ですと、だいたい80万台、10アール当 たりね。だから、それだけのお金をかけて、3年間据え置きの20年で、お金をこう返して きたわけですよ。だから、それだけ先人の方というか、そういう、そのときの携わった方々 が、将来のためにちゃんとした基盤をつくって後世に残そうとやってくれたその土地を、 やはりちゃんと我々、この時代に守って、次につないでいかなければいけないなという思 いから、そういうことで守るお願いをしているところであります。

そしてまた、西会津農業振興地域の整備計画ですか、そういう中にも、ほ場整備済みの 農地については、今後とも優良農地として明確にし、積極的に農業施策の振興を図るとい うこともうたわれております。ですから、それらをお考えをいただいて、あとは、いろい ろ管理さえしていけば、いろいろなね、畑作物という話も出ました。それを田んぼを、今 度排水をよくすれば、畑地化もできますので、そこらもやっていただければというふうに 思います。

今回、こういうふうにして小杉山地内で土砂崩れがありました。あれも私も行ってみましたけれど、やはり田んぼには、もともと田んぼだった。それがヨシという、そうい草が生えていて、あの草が生えるということは、いつもジメジメしているようなところに生えるわけですから、そういういろんな条件もあったのかなというようなこともちょっと見受けられました。だから、やはり今後、同じようなことが起こらないためにも、それらの管理をやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、質問を変えます。先ほどありましたイベント、SLにかかる質問でありますが、 以前にも質問したわけですが、いろいろな取り組みはされていたということでありますが、 あのとき、私、申し上げたのは、とにかく賞金ね、写真コンテストの賞金を、ある程度び っくりするくらいというか、ある程度あげて、そしていろんな方が、町内のいろんなスポット、場所のいいところね、撮ったものをやっていただいて、それをやることによって、 足を運んでもらえる。撮りにきてもらえる。コンクール、それにもきてもらえる。でまた、 ああいう方々のネットワークというか、そういうのが広く、たぶんみな持っておられると 思います。となれば、自ずと、今回のなつかしcarショーじゃないですけど、同じ思いを持った人が集まってくれるんじゃないかなということもありましたので、以前とはまた状況というかね、変わってもきましたので、その辺もちょっと考えていただければというふうに思ったわけです。その辺は、もう一度、いかがでしょうか。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

確かに平成27年の3月議会におきまして、賞金をもって、そのSLの写真のコンテストをやったらどうだというご提案をいただいたというのはございます。現在、先ほども申し上げましたが、SLばんえつ物語の運行協議会のほうで、インスタグラムを使ったフォトコンテストということで、いわゆるアプリケーションでやるという部分のコンテストをやるということになっております。ぜひ、その12月10日までに、そういう部分がございますので、ぜひ好きな方には応募されていただきたいなと思っております。

ただし、このばんえつSL物語の部分については、だいたい 100 名程度で、200 ちょっとくらいの、今までの実績ですと、そういう形で 240 点くらいの実績だという部分でございます。同じ方が数枚も出しているというような実績でございます。

ただし、この町独自でSLを中心として、もしフォトコンテストをやった場合に対しては、やはり撮り鉄の方々のマナー的な問題とか、それが一番課題となっておりまして、それらの部分がちょっといろいろと、勝手に鉄道敷きに入ってしまったりとか、あとは路上駐車してしまったりとか、あとスピードという部分がありまして、その辺の課題もやっぱり多々あるという部分から、もし交流人口の拡大の観点から、先ほどもご答弁申し上げましたが、観光交流協会で十分に実施できるかどうか、いろんなことを考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 時間です。13番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それぞれご答弁をいただきました。どうもありがとうございました。 これで一般質問を終わります。
- ○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。 (16時21分)

#### 平成30年第3回西会津町議会臨時会会議録

#### 平成30年 6月14日(金)

開会10時00分閉会15時17分

### 出席議員

1番 三 留 満 6番 猪 俣 常 三 12番 荒 海 清 隆

2番 薄 幸 一 7番 伊 藤 一 男 13番 清 野 佐 一

3番 秦 貞継 9番 三 留 正 義 14番 武 藤 道 廣

4番 小 柴 敬 10番 多 賀 剛

5番 長谷川 義 雄 11番 青 木 照 夫

#### 欠席議員

8番 渡 部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	薄		友	喜	農林	振興調	果長	岩	渕	東	吾
総務課	長	新	田	新	也	建設	水道調	果長	石	Ш	藤-	一郎
企画情報記	果長	矢	部	喜仁	栄分	会計管	理者兼出網	纳室長	長名	川名	浩	_
町民税務調	果長	五十	一嵐	博	文	教	育	長	江	添	信	城
福祉介護	果長	渡	部	英	樹	学校	教育詞	果長	玉	木	周	司
健康増進調	果長	小	瀧	武	彦	生涯	学習記	果長	成	田	信	幸
商工観光記	果長	伊	藤	善	文	代表	監査	委員	佐	藤		泰

#### 会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長渡部峰明議会事務局主査渡部和徳

# 第3回議会定例会議事日程(第7号)

平成30年6月14日 午前10時開議

## 開議

日程第1	議案第1号	西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第2	議案第2号	西会津町の役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第3号	西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第4号	平成30年度西会津町一般会計補正予算(第1次)
日程第5	議案第5号	平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)
日程第6	議案第6号	財産の取得について (小型バス)
日程第7	議案第7号	町道の廃止について
日程第8	議案第8号	町道の認定について
日程第9	議案第9号	町道の認定について
日程第10	議案第10号	町道の認定について
日程第11	議案第11号	町道の路線変更について
日程第12	議案第12号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13	議案第13号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについ て
日程第14	議案第14号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについ て
日程第15	報告第1号 平成29年度西会津町繰越明許費繰越計算書
日程第16	報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
日程第17	報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
日程第18	報告第4号 委任専決処分事項
日程第19	陳情第1号 「大田ため池」の改修についての陳情
日程第20	陳情第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第21	陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第22	意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十 分な就学支援を求める意見書
日程第23	議会運営委員会委員の選任
日程第24	常任委員会の所管事務調査(管内)実施申出について
日程第25	議会運営委員会の継続審査申出について
日程第26	総務常任委員会の継続審査申出について
日程第27	議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第28 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について

# 閉 会

(全員協議会)

(議員互助会総会)

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。平成30年第3回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認に ついてご説明申し上げます。

本案につきましては、3月議会定例会最終日で総務課長より、専決処分の承認につきお願いを申し上げました、国の日切れ法案に関するものであります。町長が提案理由でご説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正内容といたしましては、法人町民税の申告納付及び納期限の延長の場合の延滞 金に係る部分の法律改正にあわせた所要の規定の整備、バリアフリー改修が行われた劇場 や音楽堂、津波避難施設等の課税標準の特例措置に係る対象施設の追加及び期間の延長、 新築住宅に係る税額を2年間延長する等の規定の整備であります。

それでは改正内容についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表1ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第 20 条は、年あたりの割合の基礎となる日数について定める規定でありますが、第 49 条、法人の町民税の申告納付、第 52 条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金 について、今回条例が一部改正になることによる、条項の修正でございます。

第24条及び第31条については、条文中の文言の整理でございます。

第 36 条の2は、町民税の申告について定める規定でありますが、町民税の納税義務者が寄附金の控除を受けようとする場合に、規定の様式による申告書を3月 15 日までに提出しなければならない旨の規定を第6項に追加し、以下各項を繰り下げるとともに、文言の整理を行うものであります。

第48条の3は条中の文言の整理でございます。

第48条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等について定める規定でありますが、第3項において特別徴収義務者を規定し、明確にするとともに、文言の整理を行うものでございます。

第49条は、法人の町民税の申告納付について定める条項でありますが、内国法人が租税 特別措置法における課税の特例の適用を受ける場合には控除すべき額を申告納付すべき額、 法人税割額から控除する旨の規定を第2項、第3項で規定し、以下項を繰り下げ、地方税 法及び本条例の改正に伴う項ずれの修正でございます。

第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定める条項でありますが、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、そのあとに増額更生があった場合には、増額更生等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分についてはその納付がされていた期間を控除して計算するものであります。

第54条の7は、特別徴収税額の納入の義務等についての規定でありますが、様式の規定を追加するものであります。

附則第3条、延滞金の割合等の特例及び第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例を定める条項でございますけれども、今回の条例改正により、項ずれの修正と文言の整理でございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2号第1項の条例で定める割合について定める条項でありまして、地域決定型地方税特例措置いわゆる、わがまち特例についてでありますが、法律改正により第3項を削り、新たに9項目を追加するものであります。

附則第 10 条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告を定める規定でありますが、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などに係る課税標準の特例措置に係る対象施設の追加と提出する申告書について規定をし、項ずれ等を修正するものでございます。

附則第 11 条につきましては、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第 11 条の 2 は、土地の評価の特例、附則第 12 条は、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例、附則第 13 条は、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例、附則第 15 条は、特別土地保有税の課税に対する特例を定める条項でありますが、法律改正にあわせて、期間をそれぞれ 3 年延長するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご承認 いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 ただいまの説明で、いわゆる年度末に地方税法の一部が改されて、本町の条例 も改正したと、専決処分をしたということで、中身は分かりました。

このいわゆる地方税法が改正された背景というのは、いろいろ今ご説明いただきましたけれども、いわゆる景気対策の一環なのか、あるいは震災復興にかかる延長なのか、その背景等が分かればお示しいただきたい。

それと、本町にはどれほどのこの税制改正、いわゆる条例改正によって影響があるのか、 法人町民税等は納期限の際の延滞金の取り扱い等々はレアなケースだというようなことも ありましたし、固定資産税は新築住宅にかかる税額の減税措置を延長したということであ ります。分かりやすくご説明いただきたいと思います。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回のこの平成30年度税制改正の背景の部分でございますけれども、これは国に

おきまして、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を逼く応援する等の観点から、個人所得等の課税の見直しを行うとともに、デフレの脱却と経済再生に向け、賃上げ、生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置等が講じられるような内容の部分での、今回の平成30年の税制改正でございまして、その中におきまして、やはり4月1日施行の部分について、やはり日切れ法案の部分でございますので、専決処分により、今回は専決処分をさせていただいた部分でございます。

議員おただしのように、町への影響という部分でございますけれども、今回の主たる中身でございますけれども、法人町民税の部分につきましては、これもおっしゃいましたように非常にレアなケースでございますので、なかなかうちでもそういった事例は、今までない、私の記憶ではない部分がございます。

それと、あと新築住宅の特例の部分につきましても、これ現在しておりまして、新築住宅を建てられた際には、優良住宅においては3年間の固定資産税額、家屋の部分が2分の1になるという部分がございますけれども、これの延長でございますので、これによっても町の影響は、現行のままから考慮すれば、ないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 最初の改正になった背景の説明いただきましたけれども、簡単に言って、私、働き方改革とかね、いろいろお話されましたけれども、いわゆる景気対策の一環なのか、いわゆる福島県はね、復興支援、震災復興にかかる延長なのか、その点だけちょっと教えていただければ。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

簡単に申し上げまして、やはり経済対策的な部分が主な今回の改正となってございます ので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第2、議案第2号、西会津町の役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例を

議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案 2 号、西会津町の役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例に ついて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、役場庁舎の移転により、役場の位置が変更になることに伴う、条例の一部改正であります。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の 26 ページをご覧願います。

本則中の役場の位置、西会津町野沢字下小屋上乙 3261 番地を、西会津町野沢字下小屋上 乙 3308 番地に改めるものであります。

次に附則でありますが、第1項は条例の施行期日でありまして、公布の日から起算して 2月を越えない範囲内において、規則で定める日から施行するものであります。なお、現 在のところ7月14日から16日の3連休で引っ越しを行い、7月17日から新庁舎において 業務を開始する予定であります。

第2項は、西会津町公告式条例の一部改正でありまして、別表の第1掲示場の位置を 3261番地から、3308番地に改めるものであります。

第3項は、西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部改正でありまして、第3条の主たる事業所の位置を3261番地から、3308番地に改めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

- ○多賀剛 場所の改正というようなことで、これは特別異議ありませんし、異存ありましせんが、この新旧対照表、議案書を見ますと、いわゆる3261、これカンマが入っているのが、改正後はカンマがなくなって、3308になっているんですが、これは表記の仕方が新しい、こういう形で統一しようとされたのか、前はたまたまこのカンマが入っていたのか、その表記の差は何なのか説明してください。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長お答えを申し上げます。

現行の番地にはカンマが入っていて、改正後の番地にはカンマが入っていないというご 質問でございますが、これは番地につきましては、基本カンマは入りません。現行の条例 にカンマが入ってございましたので、それを取ったということでございます。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 今の場所から新しい役場に移動する番地の変更と、それで、主たる事業所 の変更なんですが、ちょっと分からないからお聞きするんですけれども、消防本部につい てはどのようになるんでしょうか。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 お答えを申し上げます。

今回の条例改正につきましては、町の条例の中で番地をうたっているもの、先ほど申し上げました役場の位置、それから広告式条例の掲示場の位置、それから簡易水道設置等に関する条例の主たる事業所の位置と、この三つが条例上、位置をうたってございまして、今の消防本部といいますか、そういったものは条例でうたってございませんので、今回の改正には該当しないということでございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 1点だけ質問いたします。我々は、このケーブルテレビを見ている人たちもそうですけれども、番地が変わったと、場所も変わったということは分かるんですが、この内容に関しては問題ないと思うんですけれども、これを広く町民の皆さんに知ってもらう、要は広報とか、もしくは式典とか、そういったものを通じて、町民の皆さんに広く知ってもらう方策というんですかね、準備等はされているのかどうかお伺いいたします。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 お答えをいたします。

7月頭に広報7月号が発行になります。その中で、役場庁舎の移転の関係の記事を掲載してございまして、もちろん役場の所在地も変わりますし、中の配置も変わりますので、そこら辺は広報紙で住民の方には周知をする。さらには、ケーブルテレビにおきましても、新庁舎移転の関係の番組を放送、事前に放送させていただきます。それから、開庁日というこで、17日から開庁いたしますので、その8時半から業務を開始しますが、その前に開庁式ということで、議員の皆さんはじめ、町の関係者の方にお集まりいただきまして、セレモニーを実施したいと考えてございます。

さらには、17日開庁して、その週の土曜日、21日土曜日でありますが、落成記念式典ということで、来賓の方をお招きしまして式典をするとともに、午後、今のところの予定でございますが、午後1時から一般町民の方を対象に内覧会ということで予定をしているところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町の役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町の役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、地方税法の一部改正及び平成30年度分に係る税率の改正であります。

はじめに、地方税法の改正に伴う改正につきましてご説明を申し上げます。関係資料として配布をしておりますA3版の議案第3号関係資料、平成30年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)をご覧いただきたいと思います。

はじめに、1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてご説明申し上げます。課税限度額が見直しをされ、基礎課税額の限度額が54万円から4万円引き上げられ58万円となります。引き上げは平成28年以来の改正となります。高所得者により多くの負担を求めることとなる反面、中間所得者層に配慮したものであります。

また、軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を5割軽減の対象 世帯においては現行27万円から27万5千円に、2割軽減の対象世帯においては現行49 万円から50万円にそれぞれ改正するものであります。

続きまして、2点目の平成30年度の税率案についてご説明申し上げます。国民健康保険税は、1年間に必要な額から国・県の負担金を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税される税であることから毎年税率の改定が必要となります。

はじめに、税率改正の基礎となります平成29年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の 決算見込みと、医療費の動向などの、所要見込み額の考え方についてご説明を申し上げま す。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

これは、平成29年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込額の前年度との比較表であります。 平成29年度の決算見込みにおける歳入合計は10億6,301万5,706円、歳出合計は10億5,715万6,807円であり、歳入歳出差引額は585万8,899円の黒字となる見込みでございます。このうち、400万円は、平成29年度の国庫支出金と社会保険診療報酬支払基金精算により国庫等へ返還しなければならないため、残りの185万8,899円が平成30年度で減税財源として利用できる最高限度額となります。

次に右の表は、基金の状況でありますが、基金に関しましては西会津町国民健康保険条例第13条に規定されており、積み立てる額は、特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部とする。とされております。この保有額は、平成29年度末で2,907万229円となる見込でありまして、今年度から国保財政運営の主体が県に移管し、保険給付に必要な費用は全額県が負担することとなったことにより、保険給付費に不足を生じたときのために積み立てております当基金は必要なくなりますが、本年3月に、運営基金と基金名称を変更し、国保税の負担軽減財源のほか、収納率の低下などにより納付金に不足が生じる場合や、保健事業に要する経費など、使途を拡充したところであります。

次に3ページをご覧いただきたいと思います。

国保税算定の基本となる保険給付費でありますが、昨年度までは過去3ヵ年の1人当たりの月額の保険給付費の平均に増加見込み率を乗じ算出いたしておりましたが、今年度から県に財政運営が移行し、県が積算することになったことから、本町の療養給付費については4億6,004万5千円の内示額が提示されたところであります。この療養給付費につきましては、年度途中に医療費の不足が生じた場合には全額、追加配分されることとなります。また、一般医療分と退職医療分が合算され、医療分として積算することとなりました。

4ページをご覧いただきたいと思います。医療分に係る税率算定にかかる資料であります。

国民健康保険税の基礎となるものが療養給付費医療費でございます。

まず、下段の歳出の保険給付費の項目の中の療養給付費でありますが、平成30年度の療養給付費一般分として4億6,004万5千円を見込みました。この積算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度から県が積算することになり、その内示額を計上したところでありまして、昨年度本算定時より年額で4,964万5千円の増となりますが、これは一般医療分と退職医療分が合算されたことによるものでございます。

また、高額医療費共同事業医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金が県に移管し、新たに、国民健康保険事業費納付金が新設され、1億3,283万9千円を計上したところであります。これにつきましては制度改正により、県から保険給付費等として交付される保険給付費等交付金の財源とするため、県が各市町村の人口割合や所得割合、医療水準等を加味して各市町村の金額を算出し、県から示された金額を計上したところであります。

次に上段の歳入であります。

国県支出金につきましては、療養給付費等国庫負担金、高額医療共同事業負担金、特定検診等国庫支出金、普通調整交付金、特別調整交付金が県に移管することとなり、災害臨時特例補助金が新設され、県支出金につきましては、高額医療共同事業負担金、都道府県調整交付金、特定検診等県支出金、災害臨時特例補助金がなくなったところでありますが、療養費給付費などの保険給付費から一般会計からの繰入金相当額を差し引いた額が交付される保険給付費交付金と診療所運営費や医療機器整備など国県の特別調整交付金にかかる保険給付費交付金が新設され、普通交付金については5億2,574万円の内示があり、特別交付金については2,610万5千円をそれぞれ計上したところでございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同事業交付金及び前期高齢者交付金でありますが、県に移管されたところであります。

次に、国保支払準備基金繰入金 277 万 5 千円ですが、これは平成 28 年度前期高齢者交付金の精算分であります。

次に、繰越金ですが、平成30年度で国等へ返還が必要な400万円を返還金に充てることから、純粋な繰越金は185万8,899円となります。180万円を減税財源に充て、残りを国保支払準備基金に積み立てることといたします。

国民健康保険税は、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引き、不足する額が国保税として必要な額となります。

上の表、歳入でありますが、2行目滞納繰越分は180万円を見込みました。これは近年、

徴収率の向上や、不納欠損等の整理により滞納額自体が減少しているためでございます。 その結果、歳入の一番上国民健康保険税の欄ですが、9,471 万 5,310 円が必要額となり ました。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。

これは、後期高齢者支援分の税率の改正に係る資料であります。平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているものです。その額は、今年度から県に移管し、県から納付金が示され、本年度の必要額は、4,961万9,187円と示されたところでございます。この額から保険基盤安定負担金を差し引き、不足額である3,969万4,063円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に6ページをご覧いただきたいと思います。介護分の税率改正に係る資料であります。この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として40歳から64歳までの第2号被保険者から納付していただくもので、その額は、これも県移管により納付金額が示され、本年度の必要額は、2,038万2,305円と示されたところであります。この額から保険基盤安定負担金を差し引き、不足額である1,645万8,457円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に、7ページから13ページまでは平成30年度の税率(案)の概要です。

まず7ページでございますが、医療分の基本方針であります、①の今年度国民健康保険税として必要な額は、先ほど3ページでご説明申し上げましたとおり、医療分で9,471万5,310円であり、昨年より約550万円減少しております。また、収納率は平成29年度実績を勘案し、一般で96パーセント、退職で97パーセントを見込んだところであります。

- ②の国保税算定の基礎数値でありますが、本年4月1日現在の世帯数、被保険者数、総 所得金額等を確定するための基準日として、5月10日を設定したところであります。
- ③の応能・応益の賦課割合につきましては、国民健康保険の平成30年度、今年度からの 広域化移行を見越し、資産割の割合を毎年2パーセントずつ引き下げしてまいりましたが、 昨年度から課税根拠から資産割を削除したところでございます。なお、これにより応能割 は所得割のみとなりますが、応能・応益の割合は概ね50対50となるよう調整をいたしま した。

④の低所得者に対する軽減措置でありますが、引き続き7割・5割・2割の税負担を軽減することといたしました。また後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととなります。

以上のことを勘案しまして、税率を計算した結果が、2、医療分に係る税率、賦課割合、 軽減額であります。税率でありますが、所得割が6.13パーセント、均等割が2万1千円、 平等割が1万7千円となっております。賦課割合につきましては、応能割が48.95、応益 割が51.05となります。

次に、低所得者層への軽減でありますが、均等割額2万1,400円、平等割額1万7千円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減対象者数でありますが、平成30年度の該当人数は930人で、被保険者全体の49.84パーセント、軽減該当世帯は586世帯で、世帯全体の55.70パーセントの世帯が該当することになります。なお、

この軽減される額の2分の1は国が、4分の1は県が、残り4分の1は市町村が負担することになっております。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。

医療分に係ります算定基礎表であります。まず、大きな表の1の欄をご覧いただきたい と思います。

所得割課税標準額、つまり課税の基本となります所得金額であります。昨年度と比較しまして約1億2,300万円の減額となったところであります。この要因は、被保険者数の減、 それに伴う総額での給与所得、営業所得及び農業所得の減少でございます。

次に右上をご覧いただきたいと思いますが、1人当たり及び1世帯あたりの税負担額でございますが、今年度は1人当たりの税負担額は昨年度より2,716円減額の5万2,879円となり、1世帯あたりの税額も7,182円減額の8万7,013円となります。

次に9ページをご覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療制度への支援分であります、①の税として必要な額は4ページでご説明しましたとおり、3,969万4,063円で昨年より約36万円増えております。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様であります。

この結果、支援分にかかる税率は、所得割が 2.60 パーセント、均等割が 9,100 円、平等割が 7千円となりました。応能・応益の賦課割合は概ね 50 対 50 となっております。

次に軽減額でありますが、均等割額 9,100 円、平等割額 7 千円に対しまして、それぞれ 7割・5割・2割を掛けた数字でございます。平成 30 年度の軽減該当人数は 930 人で、被保険者全体の 49.84 パーセント、軽減該当世帯は 586 世帯で、世帯全体の 55.70 パーセントの世帯が該当することになります。

次に10ページをご覧いただきたいと思います。

支援分にかかる算定基礎表でありますが、右上をご覧いただきたいと思います。支援分の1人当たり及び1世帯当たりの税負担額でございますが、税率が若干上がりましたことから、1人当たりの税負担額は昨年度より1,056円増えまして $2 \pi 2$ ,156円となり、1世帯あたりの税額は561円増え $3 \pi 5$ ,734円となります。

次に11ページをご覧いただきたいと思います。

11ページは介護分の税率改正(案)についてでありますが、①の税として必要な額は5ページでご説明申し上げましたとおり、1,645万8,457円で昨年より約72万円の減となり、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様であります。

この結果、介護分にかかる税率につきましては、所得割を 2.34 パーセント、均等割を 1 万 600 円平等割は 5,600 円とするものであります。

次に賦課割合でありますが、応能割合と応益割合の比率は概ね 50 対 50 となったところであります。

次に軽減額でありますが、均等割額1万600円、平等割額5,600円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。軽減当該人数は330人で、被保険者全体の48.82パーセントとなります。また軽減該当世帯は296世帯で、全体の51.84パーセントの世帯が軽減を受けることになります。

次に12ページをご覧いただきたいと思います。

介護分にかかる算定基礎表でありますが、右上をご覧いただきたいと思います。介護分の1人当たり及び1世帯あたりの税負担額でございます。1人当たりの税負担額は昨年度より1,379円増えまして2万5,633円となり、1世帯あたりの税額は966円増えまして3万347円となります。

次に13ページをご覧いただきたいと思います。

この資料は、前年度と、国保税率及び税額の比較と繰越金による減税財源を充当した場合の税額等の比較を示したものでございます。償還金の額により繰越金額が変わるため、4つのパターンを作成いたしました。なお、基金については繰入を見込んでおりません。

左端が29年度の税率でございます。①の表は償還金も見込まず繰越金を減税財源として580万円充当した場合、②の表は償還金を300万円見込み、繰越金を減税財源として280万円充当した場合、③の表は償還金を400万円見込み、繰越金を減税財源として180万円充当した場合、④の表は償還金を500万円見込み、繰越金を減税財源として80万円充当した場合の表でございます。

この中から、現在想定されます償還金を 400 万円見込みまして、繰越金を減税財源として 180 万円を充当いたします③の表となります。この充当によりまして、平成 29 年度と比較しますと、1人当たり 281 円、1世帯当たりで 5,655 円の減額となっております。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表 27ページからでございますが、ご覧いただきたいと思います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条は財政基盤が県に移行することに伴う課税額に対する定義の変更、第2条第2項については基礎課税額を54万円から、58万円に改めるものであります。

第3条から第5条までは、医療分に係る税率の改正でありまして、第3条は所得割の率を100分の6.13に改め、第5条は均等割額を2万1,400円に改め、第5条の2は、世帯の平等割額を1万7千円に、同条の第2号は特定世帯の世帯割額を8,500円に改め、同条第3号は特定継続世帯の世帯割額1万2,750円に改めるものであります。

第6条から第7条の3までは、支援分に係る税率の改正です。

第6条は所得割の率を100分の2.60に改め、第7条の2は均等割額を9,100円に、第7条の3第1号は一般世帯の平等割額を7千円に、同条第2号は特定世帯の世帯割額を3,500円に改め、同条第3号は特定継続世帯の世帯割額5,250円に改めるものであります。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率の改正です。

第8条は所得割の率を100分の2.34に改め、第9条の2は均等割額を1万600円に、第9条の3は平等割額を5,600円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の軽減額についての規定でありまして、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正し、第2号の5割軽減の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を27万5千円に、第3号の2割軽減の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を50万円に改めるものであります。

第 24 条の2第2項は国民健康保険条例参考例の改正にあわせた文言の整理でございま

す。

ます。

次に附則でありますが、第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものであります。 以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5月31日開催の西 会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認めるとの答申をいただいております。 よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。 ---\*

日程第4、議案第4号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第1次)の調整について、ご説明申し上げます。

今次補正の主な内容でありますが、町外からの移住をより促進するため、様々な起業機会の創出を図ることを目的としたワークインレジデンス事業に係る経費を新たに計上したほか、役場新庁舎移転整備事業に係る備品購入費などを追加計上いたしました。

また、県道・上郷下野尻線改良工事に伴う天王前遺跡及び町道・瀬頭2号線拡幅工事に伴う上野尻遺跡の試掘調査等に係る経費を新たに予算計上したところであります。

それでは予算書をご覧願います。

平成30年度西会津町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,198万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,898万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容でありますが、事項別明細書でご説明いたします。 5ページをご覧願います。

まず歳入でありますが、13 款国庫支出金、3項2目民生費委託金891千円の増額は、 国民年金システム改修に係る事務取扱交付金の追加計上であります。

14 款県支出金、2項1目総務費県補助金1,000万円の増額は、様々な起業機会の創出を図ることを目的としたワークインレジデンス事業に係る調査業務及びその拠点施設となるお試し住宅改修に係る補助金の新規計上であります。

17 款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金940万9千円の増額は、今次補正において不足する財源を繰り入れするものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、4億7,794万円であります。2目庁舎整備基金繰入金798万2千円の増額は、今次補正で計上いたしました役場新庁舎移転整備事業に係る経費の財源として繰り入れするものであります。

6ページをご覧願います。

19 款諸収入、5項4目雑入370万円の増額は、野沢第8町内及び中野区自主防災会が自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことに伴う補助金の新規計上であります。

7ページをご覧願います。歳出であります。

2 款総務費、1項5目財産管理費798万2千円の増額は、役場新庁舎移転整備事業に係る公用車車庫の設計監理委託料195万円、改修等工事費135万円、備品購入費360万2千円などの追加計上であります。8目自治振興費386万8千円の増額は、野沢第8町内及び中野区自主防災会に対するコミュニティ育成事業補助金の新規計上などであります。10目ふるさと振興費1,403万3千円の増額は、歳入でご説明いたしましたワークインレジデンス事業の調査業務委託料400万円、お試し住宅改修に係る設計監理委託料208万6千円、8ページに行きまして改修工事費794万7千円の新規計上であります。

3款民生費、1項2目国民年金費 89 万1千円の増額は、国民年金システム改修委託料の計上であります。

9ページをご覧願います。

10 款教育費、4項3目文化財保護費437万8千円の増額は、県道・上郷下野尻線改良工事に伴う天王前遺跡及び町道・瀬頭2号線拡幅工事に伴う上野尻遺跡の試掘調査等に係る賃金186万2千円、機械器具借上料97万9千円、残土処理工事費100万円などの計上であります。4目図書館費58万円の増額は、シロアリ被害による施設の修繕料の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満 2点ほど質問いたします。

7ページの歳出ですが、自治振興費のコミュニティ育成事業補助金の内容について1点 と。

それから、遺跡の試掘の上郷ですか、議会報告会において、バイパス、樟山バイパスの 早期の開通を要望するような声が大変ありました。これはできるだけ早く私は地域住民の 皆さんは、そんな期待を持っておりますので、この予定はいつごろ、この遺跡調査はどの くらい期間を要するものか。そしてもう1点は、その後、あそこの工事は、ちょっと外れ る質問かもしれませんけれども、早期にこれは着工できるのか、ちょっとその点をお伺い します。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

コミュニティ助成事業についてのご質問でありますが、これにつきましては、総務課長より説明ありましたとおり、歳入歳出に370万円計上されていますが、これは一般財団法人自治総合センターという団体の助成金であります。これは宝くじの収益金を原資にしておるものであります。

今回の助成ですが、補助事業者が野沢8町内、これにつきましては、まつりの備品、宮太鼓の購入費、それから、もう1台の太鼓の張替え、これが主なものであります。

もう1件は、中野区自主防災会といいまして、中野自治区と大久保自治区の合同の、いわゆる自主防災組織でございます。これについては、中野区、大久保自治区の防災に関する備品、大きいところを申し上げますと、発電機、それからチェーンソー、それから消火器、そのような備品を購入するための経費を申請したところであります。

それぞれ金額としては、8町内が250万円。中野区自主防災会が120万円でございます。 以上です。

- ○議長 生涯学習課長、成田信幸君。
- ○生涯学習課長 私からは、文化財保護費の試掘についてのご質問にお答えを申し上げます。

県道上郷・下野尻線、いわゆる樟山のバイパスということで、現在樟山バイパスやっておりますが、そこにつながる手前側の部分、そこが滑沢の天王前というところでございまして、そこの遺跡の関係でございます。

県道の、その改良の状況でございますが、樟山バイパスについては、ほぼ終わっておりますが、その接続の部分については、現在、幅の部分を明示をいたしまして、これから用地買収、またそれが終わりましたら工事というような段取りになっております。

したがいまして、そこの遺跡については、今回、試掘、町で行う費用は試掘でございますので、そこの部分の費用を、今回計上させていただいたということでございまして、その県道の用地買収なり、改良工事の進捗に合わせながら、その前に試掘はやっていきたいというふうに考えております。なお、試掘をいたしまして、その試掘の結果によりまして、本調査が必要なのか、また試掘だけでよろしいのか、それらについては判断していきたいというふうに考えております。

- ○議長 生涯学習課長、成田信幸君。
- ○生涯学習課長 その時期というようなことでございますが、今回、6月に補正であげさせていただきましたのは、いつでも今後対応できるようにということで、今回、計上させていただいたんですが、その県との調整の中で、時期については、まだはっきり決まっておりませんので、ちょっと何月ということは、この段階では申し上げられませんので、ご了承いただきたいと思います。

- ○議長 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 金額的には少ないんですけど、総務費の監査委員費なんですけど、当初予 算は前年度より7万8千円ほど低くて予算を組まれたんですが、この補正の増額の要員は なんでしょうか。
- ○議長 監查委員事務局長、渡部峰明君。
- ○監査委員事務局長 ただいまのご質問にお答えいたします。

監査委員費、当初予算で減額になりました要因は、2年に隔年で監査委員の研修費を取っておりました。平成30年度では、その研修費を、研修を実施しない年にあたっていましたので、減額ということで当初予算はなってございます。

今回の増額となりましたのは、全国の監査委員協議会への加入ということで、会津耶麻 4町村あるんですが、本町も含めて4町村あるんですけれども、その監査委員会を組織し まして、その委員会への、会への負担金ということで、今回増額と。それに合わせて需用 費の増額も今回の補正ということになった次第でございます。

以上でございます。

- ○議長 9番、三留正義君。
- ○三留正義 1点だけです。10款の中で、私ちょっと聞き漏らしたのか、シロアリの話があったと思うんですけど、どこの、対象がどこのものでどのくらいの症状なのか、そういったことについて説明を求めます。
- ○議長 生涯学習課長、成田信幸君。
- ○生涯学習課長 お答え申し上げます。

今回、図書館費ということで、58万円ほど計上いたしました。内容につきましては、シロアリの被害ということでございます。図書館につきましては、皆さんご存知のように鉄筋コンクリートということで、躯体自体は特に問題がないんですが、木材をふんだんに使うということで、内部に木材を使用しております。

今回ありましたのは、図書館から入りまして右側の、いわゆる窓の近く、当然、木がございますが、そこでシロアリが発生いたしまして、食われてしまったということでございます。今回、計上した費用の中では、そこの修復の費用とシロアリの駆除分ということで、今回計上させていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 私も何点かお尋ねします。

まず歳入の部分で、いわゆる地方創生総合支援事業補助金1,000万円、それと、いわゆる今ほど出たコミュニティ助成事業補助金370万円なんですが、これは当初予算に間に合わなくなってこの時期になってしまったといわれればそれまでなんですが、特にこのコミュニティ助成事業補助金なんか、昨年度、随分早い時期に内示を受けていたような、私は気がしたんですが、何でこの当初予算でなくて、この補正になってしまったのか、その1点と。

あと、歳出の部分で財産管理費、設計管理委託料で車庫をつくりたいというようなことなんですが、どこに車庫をつくろうとなさっているのか、お示しください。

それと、今回、新庁舎に学校教育課と教育長室が入られるということで、大変いいこと

なんですが、それに伴って改修工事、あるいは備品購入等の購入費、計上されておりますが、いわゆる役場庁舎の整備基金、これでだいたい使うところがないのかなと、残額と今後の金額の目途、どのくらい残っているのか、間に合うとは思いますが、中身を教えてください。

あと、今ほど5番議員も言いましたけれども、監査委員会の負担金って、これ金額少ないんですが、これ耶麻町村会で集まりをつくってやりたいということらしいんですが、これは今、監査委員制度、いろんな改革をしていかなければいけないというような中で、その流れの中で、耶麻町村会で、いわゆる監査委員会をつくろうというようなことになったのか、その経緯が分かればお示しください。

以上であります。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 10番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

14 款県支出金の地方創生総合支援事業補助金が、なぜ今回の時期に計上になったかというようなご質問でございますが、一応こちらのほうは、事業の募集につきましては、昨年の12 月末から行われておりまして、その関係で、募集期間がございまして、その関係で、県と協議を重ねた結果、当初予算の編成時には間に合わなかったという部分になっておりまして、今回、6 月補正に計上させていただいたというのが主なものでございます。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 19 款 5 項 4 目雑入のコミュニティ助成事業補助金でありますが、これは 例年そうですが、申請時期が前年の 9 月から 10 月にかけて、交付決定がだいたい例年翌年 3 月か4 月にまいります。今年については、交付決定が 3 月 23 日付けでありましたが、町に通知が届きましたのが、これは県を経由してきますが、30 年 4 月 4 日でありました。 以上であります。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 公用車の車庫についての、まずご質問にお答えをいたします。

公用車の車庫につきましては、新庁舎の駐車場の一角に、町長車、議長車、消防指令車、 その3台が入る車庫を、今年、雪が降る前にはつくりたいと考えてございます。

それから、庁舎整備基金の関係のご質問でございますが、今次補正現在で、庁舎整備基金、約1,200万の残がございます。庁舎整備基金につきましては、合計9億の積み立てをいたしまして、工事費等、備品、諸々の経費充てまして、今次補正現在で約1,200万の残ということでございます。

なお、29 年度の繰越事業、備品ですとか、駐車場の舗装ですとか、それがまだ確定して ございませんけれども、その分についても差額が出ますので、2,000 万以上の残は出る見 込みというふうに考えてございます。

- ○議長 監査委員事務局長、渡部峰明君。
- ○監査委員事務局長 会津耶麻町村監査委員会設立にあたっての経緯ということでお答え いたします。

設立にあたりましては、まず全国の協議会が、この全国の組織がございます。その全国 のほうから要請と申しますか、加入に関しての要請等は県を通じてありました。それを受 けて、会津の、本町も含む4町村で加入についてどうしようかということで協議をしまして、まず、会に入るにあたっては、メリット等を意見交換させていただきました。そのときには、毎年やっております全国の研修会、監査委員研修会でございますが、ここに加入していますと、未加入と加入の場合では参加費が変わってくると。でまた、全国の監査委員の表彰規定にも該当してくると。

そして、今回、制度の改正も、監査委員制度の改正もあったわけでございますが、会津 耶麻町村会管内での、その監査の情報交換ですかね、一番のメリットはそこかと思うんで けれども、監査の関係、また制度の関係、情報交換をして、よりよい監査を目指していく というようなこともございまして、今回、4町村で監査委員会を設立しましょうという結 果になりました。

で、その今回、その設立が6月の下旬に一応予定されてございます。その監査委員会に 必要な所要の経費を計上させていただいたということになります。

以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 歳入のコミュニティ育成の分に関しては、私、内示は早かったんですよね。決定が今言ったような時期だったから、これは当初予算に間に合わないということ、理解しました。私、勘違いして、ぬか喜びしていたものですから、申し訳ありませんでした。

あと、駐車場の位置、駐車場の中につくるというのは、レイアウト、どの辺りにつくる んだか、具体的にお示しいただきたいと思います。

あと、もう1つ、町長車と議長車と言いましたけれども、我々議会は議会車といっていますから、それ十分覚えておいてもらいたいと思います。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 お答えをいたします。

町長車、議会車、消防指令車の車庫でございますけれども、なにぶん駐車場の、今度スペースが広いものですから、仮に大雪降った場合に、なかなか除雪が追いつかなくて出れないという状態も考えられますので、小学校線、道路のすぐ間際に車庫をつくるような計画でございます。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 代官清水よりではなくて、ほぼ駐車場、校庭、もとの学校の校庭の中央の部 分の道路よりということです。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康增進課長、小瀧武彦君。

○健康福祉課長 議案第5号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1 次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算案の概要について申し上げます。診療施設勘定におきまして、西 会津診療所に配置している医療機器が、老朽化により更新が必要になったことなどにより、 所要額を計上し、調整したものであります。なお、事業勘定につきましては、今次補正予 算はありません。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,350万9千円とする。第2項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は第2表地方債補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。 5ページをご覧いただきたいと思います。診療施設勘定の歳入であります。

1款診療収入、1項4目後期高齢者医療診療収入9万9千円の増額は、医療機器更新により、検査回数の増加に伴う後期高齢者医療診療収入の増額であります。1項5目一部負担金収入1万円の増額は、同じく医療機器更新による一部負担金の増額であります。

9 款町債、1項1目過疎対策事業債440万円は、西会津診療所に配置しております超音 波画像診断装置の更新に、過疎対策事業債を充当するものであります。

6ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費8万1千円の増額は、本年4月から新郷診療所につきましては、医師1名の退職などにより、当分の間、休診としたところでありますが、受診者の利便性を確保するため、新郷連絡所から西会津診療所へ送迎車両を運行するための運転委託料の計上であります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費 442万8千円の増額は、西会津診療所に配置しておりますエコー検査を行うための超音波画像診断装置の更新でありますが、平成16年に購入し、14年が経過し、老朽化によりまして、画像解析度に支障が出ていることから更新するものであります。

3ページにお戻りください。

第2表地方債補正変更であります。過疎対策事業債につきまして、超音波画像診断装置

の整備に伴い、限度額 6,550 万円を 440 万円増額しまして、6,990 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る5月31日開催の町 国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところでありま す。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたし ます。

- ○議長 これから質疑を行います。
  - 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今、説明いただいたように、医師が1名減になって、奥川診療所、あるいは新郷診療所には不便をかけているわけなんですが、新郷連絡所から西会津診療所まで送迎をしているというような中で、現在の実際、利用状況はどのくらいあるのか。

あと、利用なさっている方、奥川診療所も含めてなんですが、以前より便利になったとは言わないでしょうけれども、特別不満等々、意見等々は出ていないのか、その点を1点お尋ねします。

それと、古くなった超音波画像装置を更新したいということでありますが、その画像診断装置というと、私いつも思い出すんですが、以前は会津若松の大きな総合病院との画像、やり取りできるようなシステムを構築したいというようなことで、転送システムですね。西会津のドクターと大きな総合病院のドクターが同じ画像を共有しながら、医療体制を整えたいというような話ありましたが、いつの間にやら、その接続もうまくいかなく、なくなってしまった、話なくなってしまったというようなことなんですが、全くこれはもう立ち消えになってしまったのか、その点をお尋ねします。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それでは、多賀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新郷連絡所の送迎の利用状況ということでございますが、4月26日から始めまして、現在まで6回ほど運行しておりますが、今のところ利用されている利用者の方はおりません。

それとあと、診療日数が減少したことによって、そういった不便な、利用者の方から声が聞かれないかということでありますが、今のところ、直接的にはそういった声というのは聞いておりませんが、これまで診療所のほうに定期的に受診されている方につきましては、診療日に合わせて予約をしていただいているというようなことで、予約を定期的に受診されている方については、そういった予約で対応していただいているというところですが、ただ、急なケガとか、例えば急に風邪をひいて、診ていただきたいというような場合については、そういったところではご不便をおかけしているのかなというふうに考えております。

あとそれから、若松市内の病院との画像のデータのやり取りということですが、町のほうと大きい病院のほうで画像のやり取りをするには、環境整備としまして、電子カルテというシステムを整備した上で、初めてできるような状況になっておりまして、現在、西会津診療所につきましては、紙のカルテ、先生方の意向で紙のカルテを使われているということで、そういったこともありまして、実現には至っていないという状況であります。

以上です。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 じゃあ、まず今、西会津診療所までの送迎体制のことですが、新郷連絡所からは利用が今のところなかったということであります。でも、やっぱり今おっしゃったように、定期的にかかっている中で、診療所に行っている人は確実にいるわけですから、そうであれば、その人方のね、その方々の利便性を考えれば、新郷連絡所からだとなかなか乗らないんだけれども、また別なところだと乗る可能性もあるような気がしますので、そんな医師1名減で、いろんなところでご迷惑というかね、診療所にくる方には迷惑かけていると思うので、そういうところも少し配慮していただけたらなという思いでおります。

そうすると、画像の転送システムに関しましては、そうすると西会津診療所の先生方が 紙ベースがいいということでありますから、うちの都合で進んでいないということで理解 してよろしいですね。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康福祉課長 それではお答えをいたします。

まず、送迎バスについてですが、別のところだといるのではないかという趣旨のご質問かと思うんですが、これまでも新郷連絡所につきましては、新郷の連絡所から比較的遠いところからおいでになる方もいらっしゃったわけなんですが、そういう方については、今度、西会津診療所に行く際には、直接デマンドバスで利用されて行かれるようなことが多いということで、一旦新郷連絡所に来て、そこで無料の送迎バスというふうな使い方がされていないということが、利用者が少ない理由なのかなということで考えておりますが、いずれにしましても、その今まで週1回ありましたので、そこの利便性の確保だけは、今後も引き続いて送迎車両のほうは運行していきたいというふうに考えております。

2点目の紙ベースでのカルテにつきましては、おただしのとおり、引き続き医師の考え 方もございますので、これまでどおりのやり方で取り組んでいきたいというふうに考えて おります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、財産の取得について(小型バス)を議題とします。 本案についての説明を求めます。 総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第6号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、今年度中に導入いたします町民バス定時定路線運行に必要な、29 人乗り小型バス1台の購入であります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1の取得する財産及び数量でありますが、小型バス1台であります。

2の取得の方法は売買であります。去る5月30日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、株式会社平和綜合企業、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、有限会社相原モータース、の5社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート・代表取締役齋藤一博氏が1,070万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,155万6千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成30年12月20日であります。以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

決をお願いするものであります。

3番、秦貞継君。

- ○秦貞継 1点だけお伺いいたします。このバスの詳細についてなんですけれども、確か 町内巡回バス、定期定路線バスに使用するバスだと思うんですが、これ高齢者等への配慮、 もしくはそういったものはされているのかどうかをお伺いいたします。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

仕様についてでございますけれども、現在、坂下線等で使っておりますバスと同様の部分でございまして、ステップにつきましては、デマンドもそうでございますけれども、そのより足腰の悪いお年寄りの方のために、常備といいますか、積んでおりますので、車両のほうにですね、積んで、使う場合にそれを使用しながら対処しておりますので、そういった部分で対処していきたいというふうに考えてございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 私が知っている限りだと、例えばドアが開いたときに、下からスライドをして ステップが出てくるタイプとか、いろいろ結構、効率的にぱっとできるものもあると思う んですが、あと、先ほどステップの話だけ出ましたけれども、先ほど言ったように、高齢 者のことを考えるのであれば、手すりとか、そういったものに関しての配慮はされたのか どうかをお伺いします。

あと、そのステップ、もし積んでいるんであれば、毎回毎回どうやってそのステップを、 例えば高齢者の方々が乗ろうとしたときに、どうやって使うのか、ちょっと教えてもらっ てよろしいでしょうか。どういうお考えなのか。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

ステップということで、ちょっとすみません、お答えをいたしましたけれども、現行の坂下線等で使っております小型バス、29人乗りでございますけれども、循環線、野沢循環線ですか、使っておりますバスございますけれども、ステップ位置についても、低いものになってはございますけども、なおかつもっと低いですね、ステップを利用されて乗られる方も、デマンドに関しましては、関しましてと申しますか、いらっしゃるわけでございますので、そういった部分で、その利用される方の状況に応じて、なかなか使う機会は、聞いてみますと少ないということで、現行のデマンドでもということでございますけれども、そういった部分でより、その低いステップではありますが、現行のバスについている。なおかつもっと乗車の際に必要であればということで、そういったものも積みながら対処をしているという現状でございますので、そういった部分で対処していきたいと。

それで、手すりにつきましても、29人乗り、付いてございますので、その辺については、 様々なご利用者の方も想定されますので、対処していきたいというふうに考えてございま す。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 こういうふうに発注してしまったということだと思うんですけれども、今後、利用者の声に傾けて、今こういうものを買ってしまったとしても、年配の方々って、自分からなかなか、例えば足が痛くて上がれないんだなんて、なかなか言わないで、どちからというと我慢して乗るんですよね。そういったことも、言わないから、使う機会がないからではなく、そういったことも踏まえて、想定した上での、今後のバスの対応をされたほうがいいと思いますが、そういった予算は入っていないんでしょうか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

すみません、失礼いたしましたと申しますか、今回の中で、電動補助ステップという、 ちょっと特殊な部分で、手すりも含めての仕様もしてございますので、すみません、ご理 解いただきたいと思います。すみません。ちょっと確認せずに申し上げて、申し訳ござい ませんでした。

- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 申し訳ございません。電動補助ステップにつきましては、ちょっと仕様等を再度確認させていただきまして、のちほど答弁を、もう一度ご答弁を差し上げたいと思います。すみません。
- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 先ほど、ちょっと私、聞き間違いだったら訂正いたしますが、納入期限が 12 月 20 日と伺ったんですが、間違いないでしょうか。そうすると、この定時定路線バスは、もっと早期に運行開始をするわけですが、それに間に合うように納入するということなんでしょうか。まずそこをお伺いします。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

小型バス購入につきましては、その仕様から、納期が、標準納期と申しますか、半年、6カ月程度かかるということでございますけれども、早期の納入、なるべくはお願いをしてございます。

それで、全協等でもご説明申し上げましたように、定時定路線バスの運行については 10 月を目標にやっております。で、そのときもご説明を申し上げましたが、現行、予備のバスが 1 台ございますので、その予備のバスを使いながら、この 29 人乗りは 12 月、早くても 11 月とかになるわけですございますけれども、それまでの間に、その予備バスを使っての運行をしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 当初、この定時定路線バスには、2台のバスということでしたよね。そうする ともう1台のバスは、まだ全く納入見通しは立っていないということでしょうか。
- ○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。
- ○町民税務課長 お答えを申し上げます。

今年度、2台の購入ということで、予算を計上させていただきまして、1台につきましては、14人乗りということでございまして、取得価格が700万いかないということで、議決要件ではございませんけれども、発注もしてございますので、そのバスについては、3カ月程度ということでございますので、8月、9月ぐらいの納車になりますので、10月運行にそのバス1台と、その予備車を使いながら、暫定的に運行しながら、29人乗りをなるべく早期に納入していただきながら、使っていきたいと考えてございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今回は指名競争入札で、5社が応札したということでありますが、ちなみにそ の応札した車種は、メーカーは別というか、どのくらいの種類ありましたでしょうか。ま ずそれをお尋ねします。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 お答えをいたします。

今回、バスの車種につきましては、四輪駆動ということで、三菱ふそう社のバスしか該当はしないということでございまして、なにぶん委託しております会津乗合自動車のほうからも、なかなか坂道あったり、雪の坂道ではやっぱり四駆でないとという部分もございましたので、三菱ふそう社の四駆のバスということで指定をしてございます。で、それを扱える業者を指名したということでございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 そうすると、その三菱ふそうの1車種しか、その四輪駆動はないということ、調査した上でだと思いますが、それなら致し方ありません。こういう車両等の入札に関しましては、日本国内には三菱ふそう、日野も、日産ディーゼルだとかいろいろありますけれども、私あるとき、随分以前ですけれどもね、仕様書をつくる段階で、その仕様書に合わせていくと、必然的にある1車種しかたどり着かないなんていうケースがあったんですよね。

ですから、今回、四輪駆動1車種しかないということであればしょうがありませんけれ

ども、そうでなければ、いわゆる5社入っても、同じ車種の見積りというか、入札、集まるよりも、例えばいろんな、多様なメーカーが集まるのが本当の競争入札だと私は思いますので、入札仕様書をつくる上では、今後、配慮していただきたいという思いであります。 以上です。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 入札仕様の件でございますけれども、例えば、今回は町民バスということで 四輪駆動のバスが必要だということで、こういうふうになりましたが、例えば町の公用車 を購入する際には、メーカーですとか、このメーカーじゃないとだめだというようなやり 方してございませんで、ある程度の仕様でできる、いろんなメーカーの車ができるような 入札の方法してございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、財産の取得について(小型バス)を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、財産の取得について(小型バス)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、町道の廃止についてから、日程第11、議案第11号、町道の路線変更についてまでを一括議題といたします。なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長、渡部峰明君。

(事務局長朗読)

- ○議長 議案第7号から議案第11号の説明を求めます。
  - 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 議案第7号、町道の廃止についてご説明申しあげます。あわせて議案第 7号、説明資料をご覧ください。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、路線の見直しに伴い、町道・道目川口線を廃止するものであります。廃止しようとする町道・道目川口線につきましては、国道 459 号が整備されたことにより、町道を通行する人がいなくなったこと、崩落した路肩の復旧が地形的に難しいこと、利用しない区間があることなどの理由から、奥川地区自治区長連絡協議会及び地元の下松・杉山両自治区の皆さんに、町道・道目川口線を一旦廃止し、利用しない区間を除き 2 路線に分けたうえ、新たに町道に認定することについて提案、説明を行いました。

その結果、路線の見直しについて、道路の有効性や適正管理の視点から、理解と賛同を

得られたことから、町道・道目川口線の全線を一旦廃止するものであります。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第7号、町道の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、町道を次のとおり廃止する。

路線名は、町道道目川口線、起点は西会津町奥川大字豊島字道上 122 番1、終点は、西会津町奥川大字元島字下川口 2874 番2 です。

次に、議案第8号、町道の認定についてご説明申しあげます。

本案で町道の認定をしようとする路線は、道目下松線です。あわせて議案第8号、説明 資料をご覧ください。

本路線は、議案第7号でご説明申し上げました町道道目川口線を、一部利用しない区間 を除き、道目下松線及び川口発電所線に分け、新たに町道の認定をお願いするものです。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第8号、町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は、町道道目下松線、起点は西会津町奥川大字豊島字道上 122 番 1 、終点は、西 会津町奥川大字豊島字熊襲沢 3599 番 2 です。

次に、議案第9号、町道の認定についてご説明いたします。

本案で町道の認定をしようとする路線は、川口発電所線です。あわせまして議案第9号、 説明資料をご覧ください。

本路線は、町道道目川口線を、一部使用しない区間を除き、道目下松線及び川口発電所線に分け、新たに町道の認定をお願いするものです。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第9号、町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は、町道川口発電所線、起点は西会津町奥川大字元島字下川口 2874 番 2、終点は、 西会津町奥川大字元島字大曽根 3119 番 2 です。

次に、議案第10号、町道の認定についてご説明申しあげます。

本案で町道の認定をしようとする路線は、町道山口村中線です。あわせて議案第 10 号、 説明資料をご覧ください。

本路線は、山口自治区の集落内道路の改良工事を進めるため、新たに町道の認定をお願いするものです。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第10号、町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は、町道山口村中線、起点は西会津町下谷字山口戊5番、終点は、西会津町下谷 字家ノ前戊423番です。

次に、議案第 11 号、町道の路線変更についてご説明いたします。あわせて、議案第 11 号、説明資料をご覧いただきたいと思います。

本案は、町道尾登北線で、道路改良工事に伴い延長が伸び、起点の地番が変更となるこ

とから、路線変更をお願いするものです。なお、県道の一部を町道と供用することについては、県との協議が整っております。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第11号、町道の路線変更について。

道路法第10条第3項の規定により、町道を次のとおり変更する。

路線名 町道尾登北線、変更前の起点は、西会津町登世島字島代甲 1213 番 3、変更後の 起点は、西会津町登世島字地境甲 1524 番です。終点は、西会津町登世島字曽川原甲 1476 番で変更はありません。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のと おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 日程第7、議案第7号、町道の廃止についての質疑を行います。 5番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 説明は分かりました。それで、町道からはずれた、以前道路であったものはどこになるんでしょうか。あと、その後の管理についてお聞きします。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

議案第7号、8号、9号の説明資料をご覧いただきたいと思いますが、今お願いいたしました部分の真ん中に、空白の部分があると思いますが、その部分が使用されなくなる部分でございます。その後の管理は、基本的には普通財産になるということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、町道の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、町道の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど議案第6号の中で、小型バスの取得に関して、3番、秦議員から質問の ありましたことに対して、答弁したい旨の発言がありますので、発言を許します。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 先ほど3番、秦議員のご質問の中で、バスへの仕様という部分ございましたので、正確にご答弁をさせていただきたいと思います。

仕様の中で、高齢者の方ですとかに配慮しまして、ステップにつきましては、電動オート補助ステップという部分と、あと手すりも付けておりますので、ご理解いただきたいと 思います。

- ○議長 暫時休議します。(11時57分)
- ○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、議案第8号、町道の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、町道の認定についてを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。 日程第9、議案第9号、町道の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。 日程第10、議案第10号、町道の認定についての質疑を行います。

3番、秦貞継君。

- ○秦貞継 1点だけお伺いします。この現地にも、私、足を運んだことあるんですけれども、ここというのは、村の端っこが行き詰まりになっておりまして、非常に、もし火事なんかあったときなんか、行き止まりになって、非常に危険だなと、前から感じていて、この道路、認定受ければ、早く工事して、住民の方々に安心をもって生活してもらいたいと思うんですが、工事の着工予定とか、現在の進捗状況というのはどのようになっているか教えてください。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

山口村中線の進捗状況でございますけれども、現在、測量設計の入札が終わったというような状況でございます。

- ○議長 3番、秦貞継君。
- ○秦貞継 現在、測量というのはよく分かったんですが、今後の進捗状況とか、もしくは 開通予定とか、そういうものがあれば教えていただきたいんですが。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 スケジュール的なところのお答えをしたいと思います。

この事業は国の交付金を使っておりまして、様々な改良、新設等々に取り組んでおります。その交付金の状況にもよりますので、なかなかいつまでというのは、なかなか言いにくいんですけれども、早い時期に完成を迎えるよう努力してまいりたいと思います。

- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 1点お聞きしたいんですが、町道の認定ということで、新たな町道をつくるために、国のお金が入るということで、当然、私の土地を通って町道を認定するということで、今、測量設計ということは、例えば、幅何メーターで、どのくらい進んで、そこを町道に認定して、さらにそこで買収が始まるのか、その点の進め方についてちょっとお聞きしたい。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

路線の法線等につきましては、既に山口自治区さんの皆さまにご説明を申し上げまして、 この、先ほどお示しした法線のような形で合意形成は整ったということでございます。

今後、測量設計を行い、必要な状況がみえましたらば、用地の交渉というか買収というような段に入っていく見込みでございます。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 この路線は、全く町道という形は成しておりませんでした。それで、法線について山口自治区さんに説明し、合意形成ができたことから、このたび町道認定をお願いするというものでございます。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 先ほども国の交付金を使っているというようなお話、答弁をさせていただきました。そして国の交付金を使うという関係で、最初にその路線の法線というか、それをきちっとした中で、先ほど申し上げました今の段階ですと、測量に入り、それから用地の取得というような流れになるということでございます。
- ○議長 4番、小柴敬君。
- ○小柴敬 そうしますと、要するに町道に認定したあと、ある程度の幅で進めていくと、 そうなったときに、改めて国に対して交付金を申請して、その買収の金額も、国からの交 付金をもらうということで認識してよろしいですか。要するに、町の持ち出しという点で、 起債をかけるのか、それとも交付金がどのくらい算入されるのかというような、今後の予 算の使われ方ということに対して、ちょっとお伺いしたい。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 なかなか申し訳ございません。繰り返しになるかもしれませんが、国の 交付金を使っているという関係上、その区域の設定、今申し上げました起点、終点と、そ ういうのを明らかにして、それから作業を進めるというようなことでありますので、今回、 あらかじめ、その町道の認定をお願いするというものでありますので、ご理解いただきた いと思います。
- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 大変申し訳ありません。道路の認定の手続きでございますけれども、最初に路線の認定をご議決いただいた後に、様々な、今申し上げました設計を行い、そして金額を確定させ、そして入札に付すというような流れになっておりまして、最後に供用開始の告示をするというようなことで進んでまいります。

国の交付金につきましては、実施計画等にもありますように、見込んで計画を立ててございます。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 山口村中線の財源の話でお答えをいたします。

先ほど建設課長申し上げましたとおり、この整備につきましては、社会資本整備総合交付金、俗にいう社総金を充当する事業でございまして、社総金の場合、100 パーセント充当しても、20 パーセント、30 パーセント充当しても、それは市町村の裁量でございます。この路線につきましては、集落内道路ということで、過疎債、辺地債は充当できません。できないんです。それで、基本、過疎債、辺地債につきましては、集落と集落を結ぶ道路、集落と公共施設を結ぶ道路であれば充当できますけれども、ですから、この山口村中線につきましては、過疎、辺地は充当できないということで、町では財政負担を考えまして、社総金を、ほぼ100 パーセント充当するようなやり方で考えてございます。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 失礼しました。30 年度、平成30 年度の社会資本整備総合交付金、概算要望、 山口村中線はしておりまして、測試分の概算の要求をしています。それが決まれば、今度、 31 年度には、31 年度から用地買収、工事、入りますので、その測試をすれば、その額も出 ますので、それに従って31 年度要望、さらには32 年度要望をしていくということでござ いますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。 日程第 11、議案第 11 号、町道の路線変更についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。 資料配付のため、暫時休議します。(13時17分)

○議長 再開します。(13時20分)

日程第 12、議案第 12 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第12号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申 し上げます。

現職委員の辞職によりまして、現在、1名の欠員となっております、教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果。尾野本さゆりが丘在住の、長谷川正さんを適格者と認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

長谷川さんについてご紹介申し上げますと、昭和34年2月、奥川宮野の生まれで、県立 喜多方工業高等学校、現喜多方桐桜高等学校を卒業後、昭和52年4月から現在まで、西田 精機株式会社に勤務されております。また、これまで、さゆりが丘自治区長や、町公民館 尾野本分館広報部長、町体育協会尾野本支部運営部長、小中学校PTA会長などを務めら れており、温厚、誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等についてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川正さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 12 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、 原案のとおり同意することに決しました。

日程第 13、議案第 13 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについ

てを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第13号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果。現職にあります長谷川孝志さんを適格者として認め、引き続き委員として推薦したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては3年であります。

以上、ご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川孝志さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 13 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて を採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者と認めることに決しました。

日程第 14、議案第 14 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 14 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を 十分に考慮し選考いたしました結果。現職にあります嶋田純子さんを適格者として認め、 引き続き委員として推薦したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につ きましては3年であります。

以上、ご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、嶋田純子さんを人権擁護 委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 14 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて を採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第15、報告第1号、平成29年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。 本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、平成29年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条の規定により、本年 2 月の町議会臨時会及び本年 3 月の町議会定例会におきまして、国県の補助事業の交付決定の遅れなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。この繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、繰越計算書をご覧願います。

まず、1の一般会計でありますが、2款総務費、1項総務管理費の、個人番号カード交付事業は、繰越額130万6千円、完了予定は平成31年3月31日であります。同じく、役場庁舎移転整備等事業・駐車場等整備、備品購入は、繰越額1億264万2千円、完了予定は本年7月6日であります。同じく、定住促進助成事業・補助金交付事業は、繰越額200万円、本年5月22日に完了いたしました。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費でありますが、農林振興事業・補助金交付事業は、 繰越額 516 万円、完了予定は本年 7 月 31 日であります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費でありますが、町道改良舗装事業は、繰越額 400 万円、本年4月 23 日に完了いたしました。同じく、橋りょう修繕事業は、繰越額 1,770 万円、完了予定は本年9月 28 日であります。

次に、4項住宅費でありますが、町営住宅屋根改修事業は、繰越額 598 万 2 千円、本年 4月 10 日に完了いたしました。

次に、9款消防費、1項消防費でありますが、防災行政無線デジタル化整備事業は、繰越額5,994万8千円、完了予定は本年12月28日であります。

次に、10 款教育費、2項小学校費の小学校プール建設整備事業は、実施設計委託料でありますが、繰越額1,553万7千円、完了予定は本年8月31日であります。

次に、11 款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費でありますが、農地農業用施設災害復旧事業は、繰越額2,388万9千円、完了予定は本年6月30日であります。

次に、2の下水道施設事業特別会計でありますが、1款総務費、1項総務管理費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額296万4千円、完了予定は本年12月28日であります。 次のページをご覧願います。

3の農業集落排水処理事業特別会計でありますが、1款総務費、1項総務管理費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額287万3千円、完了予定は本年12月28日であります。次に、4の個別排水処理事業特別会計でありますが、1款総務費、1項総務管理費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額99万9千円、完了予定は本年12月28日であります。次に、5の簡易水道等事業特別会計でありますが、1款水道費、1項簡易水道費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額357万7千円、完了予定は本年12月28日であります。各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第1号、平成29年度西会津町繰越明許費繰越計算書の説明を終 了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第1号、平成29年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第2号、第3号につきましては、報告のありました書類の 内容については質疑することはできますが、公社への出資金が出資の目的に沿って適正に 管理されているかの点に限定されるべきものであることから、公社自体にかかる問題、経 営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださる ようお願い申し上げます。

日程第 16、報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について説明をさせていただきます。

お手許に配布しております平成 29 年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書を ご覧ください。

まず1ページをご覧ください。

事業報告書の1、総括事項でありますが、平成29年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はございませんでした。

平成29年度の損益計算は、収益合計が5,852円、費用合計が2万5,648円で、1万9,796円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、990万8,810円となりました。なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、1ページでございますが、2の理事会の議決事項でありますが、理事会は3回開催されております。そのうち議決された事項は、平成29年5月8日に平成28年度の事業

報告及び決算の認定、平成30年2月14日に平成29年度及び平成30年度の事業計画と予算の調整を行っております。

次に、平成30年度の事業計画でございますが、資料の最後のページに綴られておりますのでご覧ください。

ご覧のとおり、公有地取得事業として、喜多方市の、ふれあいパーク喜多の郷用地取得事業の1事業、事業費といたしまして1,769万6千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

- ○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 30 年度の事業計画の中で、喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業というのがありますけれども、これは何の目的で、どういうことをする、おそらくこの喜多の郷の近隣の土地だと思いますが、その取得目的が分かればお示しください。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

ふれあいパーク喜多の郷、喜多方市の道の駅にあるものですが、すみませんが、事業の 詳細については把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

この用地取得については、29 年度も計上されておりましたが、用地交渉、難行しておりまして、29 年度中には用地取得できなかったということで、30 年度においても計上されたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 このふれあいパーク喜多の郷の用地取得事業ですが、駐車場用地の取得 ということでございます。
- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 関連するわけなんですが、喜多の郷の用地買収に関して、この喜多方地方の事業となっておるわけですが、この事業には西会津町として、喜多の郷には直接出資か何かはされているんですか、そういう関連性はあるんでしょうか。そこがちょっと分からない。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

この土地開発公社でございますが、設立が昭和48年でありまして、それぞれ今の喜多方 広域市町村圏組合の構成団体が構成団体となっておりまして、それぞれ出資金を出資して 設立されております。この土地開発公社の目的でありますが、公共施設や道路用地など、 公共事業の用地を先行取得する際に、自治体に代わって公社が先行取得するというような 役割を持っていまして、これは公有地拡大の推進に関する法律、これに基づいて設立され ております。

先行取得ということは、その当該年度に事業をやるというようなものではなくて、翌年 度以降の事業に際して、土地が必要になった場合に、土地開発公社を使って先行するとい うことになっておりまして、そのための公社ということであります。

ですから、西会津につきましては、かつて商業団地、住宅団地、工業団地、それらの用

地取得、造成に、この土地開発公社に取得していただいて、その償還は町で行うと、公社 に対して行うということをやっておりまして、そういった目的で公社を活用しております。 以上でございます。

- ○議長 1番、三留満君。
- ○三留満 このような土地開発公社というのは、私から言わせると、その時代の役割はも うほぼ終えたのかなと思っておるんですけれども、そのようなことについても、やはり議 論はなされてはいないんですか。このまま継続していくということですか。
- ○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

今の喜多方市において、先ほど説明した事業が残っておりますので、当面、この土地開発公社の事業というのは継続されるということでありますが、今のところ、ほかの構成団体、北塩原村、そして本町としては、予定する事業がありませんので、仮に解散となった場合でも、今のところ本町につきましては影響はないということでございます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第 17、報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類 についてご報告いたします。

内容につきましては、お手許にお配りしてあります書類のとおりでありますが、その概要について申し上げます。

1ページをご覧ください。

はじめに、平成29年度事業報告から申し上げます。町の主要施設の指定管理者として、 さゆり公園をはじめ、温泉健康保養センター、交流物産館・よりっせ、地域連携販売力強 化施設・ミネラル野菜の家など6施設の管理業務、BCリーグ・福島ホープスと連携した 交流人口の拡大に向けた取り組みを進めながら、当社設立の趣旨である地域の活性化に向 けた事業を展開してまいりました。

事業概要でありますが、まず、交流物産館・よりっせ及びミネラル野菜の家については、 国の情報提供施設のオープンや駐車場区画の改修工事が完了し利便性が向上したことから、 道の駅の利用者は約55万人を数え、地域の活性化に寄与しました。

さゆり公園においては、福島ホープスの公式戦が4試合開催されたほか、8月にはセントラルスポーツ、水泳でございます。や慶應義塾大学・野球部の合宿が行われるなど、町民の健康増進に加え交流人口の拡大にも貢献しております。

温泉健康保養センター・ロータスインにおいては、企画商品の、さゆりの休日やスイーツビュッフェなどの販売促進をはじめ、温泉施設の改修に伴う休業期間中における社員の

派遣研修、歓送迎会プランの営業強化に努めてきました。

その他の施設においては、指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供を心掛け、利用者が安心して利用できるように努めてきました。

また、各部門においては、売上、経費、損益等を月別に管理してまいりましたが、平成29年度の損益は1,074万7千円の赤字となりました。その要因といたしましては、温泉施設の大規模修繕のため、温泉の営業を平成30年1月4日から3月31日まで休業したこと、道の駅にしあいづの駐車場区画等の見直しに伴い、ドッグラン施設を一括で除却したことなどが主なものであります。

また、平成29年度の決算は東京電力株式会社の賠償金857万5千円を含んでの結果であり、平成30年度以降も厳しい経営状況が続くことから、しっかりとした事業計画のもと運営してまいる考えであります。

今後も、社内の連携を密にしながら営業利益の黒字化に向けて、取り組んでまいります。 次に、(2)事業の内容、(3)会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金の増減につきましては、2ページ、3ページに記載されているとおりであります。

続きまして、4ページの平成29年度の決算について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表でありますが、表、左の資産の部から申し上げます。

流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金等の計上であります。未収入金は町からの委託料等の未収入分であります。固定資産の内訳につきましては、記載のとおりであり、資産の部の合計は8,974万6,668円であります。

次に、表、右の負債及び純資産について申し上げます。

買掛金は、商品や食材などの未払い分であり、未払い費用は、3月分の重油や灯油代、 光熱水費であります。このほか、未払消費税、長期前受金などで、負債の計は、5,277 万 748円となりました。

以下、資本金3,550万円、繰越利益剰余金147万5,920円を計上し、純資産は3,697万5,920円となり、負債及び純資産の部の合計は8,974万6,668円であります。

次に、5ページの(2)損益計算書について申し上げます。

まず、右の欄の収益の部についてでありますが、売上高については、3 億 3, 642 万 1, 684 円で温泉施設の休業の影響や平成 28 年 9 月末日をもって廃止いたしました旅行事業などによりまして、前年度比 2, 538 万 8 千円の減、7 パーセント減となったところでございます。雑収入 1, 815 万 9, 195 円の主なものは東京電力の賠償金、セフティー保険の解約金などであります。売上高の営業収益に受取利息、雑収入などの営業外収益を合せた収益の合計額は 3 億 5, 682 万 5, 168 円となりました。

次に、左の欄の費用の部でありますが、仕入れや販売費、一般管理費などの営業費用、 固定資産除却損の合計が3億6,736万7,503円となりました。

収益の部の合計額 3 億 5, 682 万 5, 168 円から、ただいま申し上げました費用の部の合計額 3 億 6, 736 万 7, 503 円、及び法人税等 20 万 5 千円を引きますと、今期の損益は 1, 074 万 7, 335 円の赤字となりました。要因といたしましては、先ほども申し上げましたが、温泉施設の休業、そのほかドッグラン施設を除却したことによるものであります。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、前期の繰越利益1,222万3,255円から

当期純損益 1,074 万 7,335 円を差し引きますと 147 万 5,920 円となり、全額次期繰越剰余金として繰り越しいたしました。

次に、平成30年度の事業計画について申し上げます。

事業計画の内容につきましては、7ページから8ページに記載のとおりでありますが、 平成29年度は、温泉健康保養センター、ロータスインの温泉施設改修に伴い、経営環境は 大変厳しいものがありました。今年度も、屋根及び外壁の改修が予定されている中、収益 を確保する必要があります。

このような状況を踏まえ、平成30年度は、各部門の売上目標の進行管理、物件費等の経営管理、業務量に見合った人員配置などを進めるほか、営業を強化し誘客を促進していきます。また、町をはじめ関係機関との連絡調整を図りながら、公社設立の目的である地域経済活性化の先導的担い手として、町の発展に資するよう各種事業に取り組んでまいります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、経営改善が図れるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

- ○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。
  - 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 縷々ご説明をいただきまして、何点かお尋ねをしたいと思います。

決算の内容で、次期繰越金の剰余金が 147 万 5 千円という数字が出たようでございます。 いろいろと経営の内容によっては、決算内容が 1,000 万ほど損失が出ているということで ございますので、町として、今後どのように関わっていくのか、また指導、どうしていくのか、そういったところをお尋ねいたします。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 6番、猪俣議員のご質問にお答えしたいと思います。

今後、町として、いわゆる経営改善になるような形でどう指導していくかという部分に対してのご質問かと思います。確かに 29 年度は、確かに特殊要因があったということで、大幅な赤字に陥ったという部分で認識しているところでございます。

したがいまして、町といたしましては、先ほども申し上げましたが、やはり資金管理等の部分の物件費の管理とか、そういうコストの削減等について、しっかりするよう公社のほうには指導していきたいと考えておりますし、そのほか、業務量にあったシフトとか、そういうふうな合理化的な部分も進めてほしいという旨は指導しているところでございます。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 いろいろと関われていくというお話ではございます。ロータスインというのが、今、お尋ね申し上げますが、ようやく工事も終わって、これから軌道に乗っていくんだろうと、こんなふうに期待をしているんですが、今後の方向性などは伺ってみたいなと、こんなふうに思うんですが、町の考えはどうですか。

今の状況でいいのかどうかということなんですね。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今後の方向性ということで、今の現状のままで、今29年度の状況でよいわけがないわけでございまして、やはり30年度につきましては、やはり営業を黒字化を目指すような形で努力していただきたいという旨は指導しておりますし、基本的に、こちらの町民の福祉の部分と営業部分というのが分かれておりまして、あくまでも営業部分については、こういう状況に陥ってしまったということでございますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思っております。

- ○議長 6番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 今、純利益が147万ほど出たと、これがもし、一所懸命、今、努力してやっている、お勤めなさっている方々が努力をされて、なおかつこうやって純利益が、仮に0くらいになってしまったというようなことがあった場合に、経営とかね、そういう方面に影響が出るのであれば大変でしょうが、出ないようにするということの考えなどは、どのように考えているのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。
- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

こちら、147 万 5,920 円につきましては、それまで繰越剰余金としてあったものでございまして、純利益ではございませんで、先ほどもご説明申し上げましたが、前期までの繰越剰余金という部分がございまして、そこから今年度、今回、1,074 万 7 千円ほどの、ちょっと赤字が出たということで、その差額の部分が時期繰越剰余金として 147 万 5 千円ほど、平成 30 年度に繰り越しているということでございます。

この部分、やはり剰余金という部分で、余裕あるお金の使い方ができるという部分では ございますが、このままで、確かに先ほども申し上げましたが、このままではいいわけで はございませんので、これが積み立てられるような形で営業努力をしていただきたいとい う部分は、指導していきたいと思っております。

- ○議長 9番、三留正義君。
- ○三留正義 先ほどは失礼しました。1点だけ、これは可能か不可能か、ちょっと分からないんですが、一応、資料の1ページの中に、部門別に管理しているということで記載があるようなので、当然、部門別決算を連結して仕上げているのかなと思うんですが、もし部門別に開示いただけるような、お話し合いの中で、そういったお話をしたことがあるのか、もしくは出さなくてもよければ出さないという方向なのか、その辺はどうでしょうか。
- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 9番、三留議員のご質問にお答えいたします。

こちらの部門別に、確かに各部門で収支を積み上げた形で、今回、こういう形で資料を 出させていただいたということでございまして、これまで何度かそういう質問をいただき ましたが、今までは部門別については開示していないというか、開示はしておりませんで した。

- ○議長 9番、三留正義君。
- ○三留正義 その話で、今後、開示できるのかできないのか、してはいけないのか、いろ いろな回答があるかと思うんですが、その中で、将来的に要求に応じてもらえるとか、そ

の関係、個別にもらうんだともらえるとか、そういったことを含んで、将来的には、ちょっとこの、今、手元の資料では、前にも同じことを申し上げましたが、ちょっと、非常に分かりづらい表になっている、同じ損益でも貸借でも。であるならば、もう少し目で、視覚的に分かりやすい資料のほうが助かるなと思ったので、一応、今後もそういう話し合いの席で、そういったことが出されるのであれば、もう少し折衝していただきたいなと思います。

以上です。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

確かに、今回、4ページにあるような貸借対照表と損益計算書の部分をつくった中で、一応、公社のほうの顧問税理士のところに、公社のほうで確認取ったんですが、この形式はもう古いと、はっきり言われたというのは事実でございまして、今後は、この部分については、ある程度改善はしていかなければいけないのかなという部分は持っておりますが、個別については、あくまでも個別でございまして、公社全体ということでございますので、公社全体の部分で、今後、資料等は改善はしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 9番、三留正義君。
- ○三留正義 1つだけ今の話で明らかになったのは、この昔の、第3セクター様式というか、この決算書と貸借対照表では古いという認識はお持ちだということであれば、やはり民間並みの損益と貸借対照表、準用できる時期をできるだけ早い段階でもっていただければ、もう少し見やすいのかなと思いますので、今後そういった話し合いで詰めていっていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 この振興公社の報告は、私、毎年この6月に聞かせてもらって、いろいろお尋ねしているんですが、毎回どこまで踏み込んでいいのか分かりづらいところありますので、まずいところがあったら議長、止めていただければと思います。

その中で、今ほど来ずっと話ありましたけれども、12 年連続で黒字であって、まして昨年、一昨年で累積欠損、何千万もあった累積欠損を償却してきて、昨年、一昨年では 1,200万もの蓄えができたというようなことで喜んでいたところが、今年は残念ながら 1,000万強の赤字となってしまったと。赤字の要因は、ご説明あったように、1月から 3月まで、温泉健康保養施設の休業に伴って、いわゆる宿泊部門だとか、料飲部門だとかの営業に響いたんだろうと。また、道の駅よりっせの駐車場、区画整理の中で、今回こうなったということでありますけれども。

それならば、例年どおりの売り上げがあったならば、この 1,000 万という赤字にならなかったのかどうなのか、まずその点お尋ねします。

それと、この説明にもありますけれども、今年は原発の補償金が857万入っても、なおかつ1,000万の赤字だった。昨年は1,400万の原発の補償金があって、200数十万の黒字になったということでありましたけれども、この、いわゆる原発の補償金なかったならば、

1,800 万、1,900 万の赤字になっていたわけですよね。この補償金はもう今年で終わりなのか、その先行きはどうなのかであります。

それとあともう1つは、休業期間中に社員をいろんなところに派遣、研修に出して、勉強していただいたということでありますが、リニューアルオープン後、彼らはどのような変化があって、どんな効果が表れているのか、それが分かればお示しください。

あと、一方、一昨年ですか、あのような不祥事というか、事故というか、があった。それで専務取締役がお辞めになったということを踏まえて、昨年度は、担当課としては、町長部局もそうですけれども、振興公社に対してどんな指導、どんな立ち位置で、どんなことをやってこられたのか、それもお尋ねします。

あわせて、今日、ここに振興公社の監査役であります青木議員もおりますけれども、監査報告を見ますと、内容が適正かつ経理事務が正確であることを証明しますという監査報告がされております。監査役としてどのような監査をして、この監査報告になったのかをまずお尋ねをしておきます。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 10番、多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、赤字になった要因ですけれども、例年の売り上げがあたら赤字は解消できたのかというような部分でございますが、例年の売り上げ、昨年度並みに売り上げがあっても、 黒字化になったのかという部分でございますが、やはり若干足りないという部分はございまして、去年の、例年の売り上げがあったとしても、若干営業部分では赤字があったのかなという部分でございます。

それから、続きまして次の原発の補助金が終わりなのかということでございますが、こちらのほうにつきましては、5年間かけてやるということで、あと残り平成30年度を含めまして、あと3年間ほどございます。金額につきましては、申し上げますと30年も857万5千円、31年度も857万5千円、最終年度で32年度で285万8千円ほどの原発の補償金という部分でございます。

続きまして、研修後の変化といことでございますが、こちらのほう、1月から3月まで研修を受けたわけでございますが、今、この人事異動の部分、6月で若干配置換えもあったということはお聞きしておりますが、研修に行った方々につきましては、それぞれのリーダーとして指導しながら、今、頑張っているというようなお話はお聞きしております。

また、一昨年の不祥事から、町がどんな指導をしたのかというようなご質問でございますが、やはり、いわゆる公金管理の徹底ということで、事務室のほうに鍵のかかる部屋に印鑑、現金等は、全てそこで一括管理して、開けられる方は特定の人しか開けられないような対策とか、あとは、今まで出張旅費規程等という分部はなかったという部分もありまして、その部分はしっかりと規定しまして、無駄な旅行等は行えないような部分とか、しっかりと対処してきたというふうなことで、徹底してきたというようなお話は聞いているところでございます。

先ほども申し上げましたが、例年の売り上げがあったらという部分があったんですが、 今回も若干、やはり例年の売り上げがあっても足りなかったという部分がございまして、 やはり現在のところは、まだ原発の補償金があったとして、なんとか黒字化になったのか なという部分では認識しているというのが、最後に申し上げさせていただきたいと思います。

## (「議事進行」の声あり)

- ○議長 議事進行の意見があります。発言を認めます。
  - 9番、三留正義君。
- ○三留正義 監査委員への発言を求めるような趣旨の発言があったようですけれども、副 議長で監査委員ではありますけれども、議場で、振興公社の監査委員の意見を求めるとい うのは、この場で私は適切ではないんじゃないのかと思うんですが、少し整理していただ きたいと思います。
- ○議長 暫時休議します。(14時17分)
- ○議長 再開します。(14時27分)

10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、先ほどの質問、ちょっと変えさせていただきます。

一昨年、あのような不祥事があったというようなことなんで、いわゆる監査にあたっては、それなりに慎重に進めてこられたと思いますが、当然、町側として担当課として、監査には立ち会われたという認識をしておりますので、まずその辺、どのような配慮をして監査を行ってきたのかということと、先ほど、最初に聞くのを忘れたのかな、原発の補償がだんだんなくなるということでありますけれども、やっぱり最終的に震災前の状況まで客足が伸びれば、私はいいと思うんですよね。こんなのはいつまでも続くものではないというのは承知しておりますが、この、いわゆる宿泊客、あるいは料飲部門を含めて、その客足の伸びはどうなって、推移はどうなってきているのか。震災前の状況に近くなってきているのかどうなのか。それでも赤字だとなれば、また別な方法を考えるしかないという、私、思いでおります。

それで、先ほど9番も言いましたけれども、この振興公社の中でいろんな部門があった中で、私、承知している中では、やっぱりよりっせ、あの辺の物販部門、ミネラル野菜も含めて、あの辺が稼ぎ頭であって、中身を精査すると、たいがいは料飲部門と宿泊部門が、これを安定的に利益が出せるような組織になれば、これは堅い組織なのかなと、私ずっと思っていました。

それで、先ほど課長言いましたけれども、一昨年から旅行部門の担当者がいなくなって、いわゆる旅行業務ができなくなっていると、常々、交流人口の拡大にあたっては、着地型観光をする上で、やっぱり振興公社の担う役割というのは、私は大変大きなものがあると思います。であるならば、早くやっぱり旅行部門を復活させることも必要なのかなという考えでおります。有資格者を養成する、あるいは招へいする、登録するには相当なお金がかかる等々の話ありますが、やっぱり初期投資はなんでもお金はかかります。

そんな中で、やっぱり交流人口の、町の重大施策の一翼、本当に大切なところを担う部門、ところだと思いますので、いわゆる交流人口拡大にあたって、旅行部門の早い復活を私は望むところであります。その辺りが利益を出せるようになれば、この振興公社全体というのは、安定して黒字化になるのかなと私は思っております。

先ほど、これも聞いていいのかどうか分かりませんが、役員及び従業員の構成の中で、

こう見ると、パートタイマーがマイナス6人と、大きな減員になっております。この要因は、本人の申出でこうお辞めになってしまったのか、あるいはパートタイマーから一般社員、あるいはほかのところに行ってしまったのか、その中身を分かればお示しください。 以上です。

- ○議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- ○商工観光課長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、監査報告をどのような形で行ったのかという質問からお答えさせていただきたい と思います。こちらのほうの、お手元にお配りしてあります資料の6ページをご覧いただ きたいと思っております。

こちらのほうにつきましては、監査報告となっておりまして、5月10日に西会津町振興公社の会計につきましては、諸帳簿、収支決算書、預金通帳及び関係書類を、会計処理について、その内容が適正かつ経理事務が正確であるかどうかというような部分で監査を受けているということございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、2点目の震災前まで復活したのかというような部分でございますが、客足等につきましては、ロータスインのほうから申し上げますと、客足につきましては、震災の部分で、若干受け入れがあったということで、その関係上、23、24までの部分に対しては、まだ下回っているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、旅行部門の復活ということでございますが、28年9月末日をもって旅行事業を廃止したんですが、その当時の売上的な部分を申し上げますと、やはり約1,400万ほどだったわけなんですが、そのうち、売上利益が2.1パーセントということで、30万円ちょっとしかなかったということで、その辺を踏まえますと、人件費と物件費入れますと、大変不採算部門であったというのが現状でございます。その関係から、前回、旅行事業を廃止したという部分でございます。

また新たに、旅行業の部分の復活というような部分でございましたが、現在、旅行業法、大変厳しくなりまして、まず営業保証金というのが、まず大きな課題となっているところでございます。これまで振興公社としましては、第2種の旅行事業者を持っておりましたが、その営業保証金につきましては、1,100万円ほどかかるというような部分でございます。ただし、旅行業会に加入した場合については、保証金がだいたい5分の1になるというような部分で、だいたい220万円になるという部分なんですが、ただし、入会金が結構高いというお話です。あと年会費も数十万単位でかかるというような部分で、なかなか手が出ないというような部分が、正直な感想でございまして、現に、やはり旅行事業をやると、着地型をやるとしましても、どのような魅力ある商品企画ができるかという、そういう企画力を持った方がなかなかいないと、この公社に対して事業をやる部分に対しては、なかなか現状では厳しいのかなというような認識でございます。

続きまして、役員及び従業員の数でございますが、こちらのほう申し上げますと、パートが減ったという部分につきましては、その社員登用の関係で、社員になったということからパートのほうが減という部分と、減数が5名減という部分は、申し上げますと、国際芸術村の方が3名と、観光交流館2名というこで、その方が減になっているという部分で

ございますので、ご理解いただきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長 10番、多賀剛君。
- ○多賀剛 分かりました。まず、人員に関しましては、じゃあ総数としてはそう変わらなくて、今の構成人員に関しては、総数はそう変わらなくて、やっていけてるということで理解しました。

それと、私、旅行業務、以前は1,400万しか売り上げがなかった等々の話ありましたけれども、今、新しい専務、相当営業力のある方だというようなことをお聞きしておりますけれども、やっぱり、私、昨年も言いましたけれども、経営企画室は何やっているんだと、やっぱり新しいそういう企画型の商品をどんどん売って、いろんな人を、多くの人を呼ぶのが仕事だろうと。それで、今回の専務もね、営業力に長けた人だということで、私おりますから、そういう新しい企画力だとか、何かをね、十分あるのかなという思いなんです。それのバックアップというかね、そういう環境が今の状況でどうれだけ発揮できるのかというようなことも心配しております。

これから、すぐやれと言っても、なかなか厳しいと思います。公社の中でもね、いわゆる旅行業の資格の試験を受けられる、一生懸命勉強なさって受けられている方も知っておりますので、そういう方がね、万が一資格を取ったならば、やっぱり町として積極的に、前例がそれだから、大した不採算部門だなという位置付けじゃなくて、これからどんどん稼いでもらえる、稼ぎ頭の部署になるぐらいの、やっぱり対応をするべきだと思いますが、町長、それお考えをお聞かせください。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 振興公社の、特に損益の関係からいろいろお話がありました。今年は1,070万7千円の、いわゆる損益ということでありますけれども、先ほども担当課長から説明しましたけれども、これはやっぱり私は、温泉が1月から3月までの3カ月間休んだことが、これが非常に大きいなということで、それは温泉だけじゃなくて、そこを休むことによって、レストラン、それから宿泊施設、それから、いわゆる温泉の休憩施設、全てその温泉が休んだことによって影響がありました。

ですから、今度4月からリニューアルオープンをして、いろんな新しい体制を整えながら、6月には組織改正もして、人事異動もやったようでありますけれども、これから、4月からの営業といいますか、利用客の動向を見ますと、昨年よりも増えています、4月、5月。まだ6月はまだ中途でありますから。

で、私はやっぱり、このままいったら、先ほど話ありましたように、原発の補償があと 3年後になくなってしまうと。今それをやらないと大変なことになるよということで、そ の改革をしないといけないということで、いろいろ厳しいことも言ってまいりましたし、 指導もしてまいりました。

で、これからはやっぱりね、営業に力を入れないとだめだと。人口がどんどん減っていく中で、利用者も減っていく中で、どうやって利用客を増やすかということを考えたときに、もう営業しかないと。やっぱり営業に力を入れてやってもらわないと困るということで、町のほうからはそういう指示を、指導をしてまいりました。

で、この営業というのは、即、じゃあすぐ出るかというと、なかなかそんな簡単なものではなくて、とにかく今、いろんなところにいろんな営業をかけて、働きかけをしておりますけれども、これも営業担当の部局だけじゃなくて、これ公社の職員全員がその気持ちでやらないとだめだよというようなことで、これまでいろいろ指導というとあれですけれども、指示をしながらやってきました。

で、もう少し、ちょっと時間をみないと、これからの動向は分からないなと、まだ4月、5月、2カ月半くらいですから、実際に6月、7月になってみないと分からない部分がありますけれども。

で、やっぱり今までは、いわゆる原発の補償のお金があったから、800 万なにがしの金があっから、なんとか純利益で上がっていたわけですよね。それを引くと、だいたい 400 万から 500 万くらいです。で、やっぱり今からその体制をやっぱり整えて、しっかりやっていかないといけないというようなことで、今、いろいろ厳しいことを指示をしながらやっております。

その中で、いわゆる旅行業の話も今ありました。で、このことについても、そのことを検討するように言いました。だけどもやっぱり、今、旅行業が大変厳しい状況になって、資格がないとだめだというようなことでありまして、これもやっぱり将来的には、これからやっぱりどんどん人に来てもらうには、その作業もしないといけないなというふうに思っておりますが、当面、当面は今までのようなものの考え方、あるいはやり方ではだめだよと、レストランもだいぶ大幅に変えましたし、メニューも変えました。

そういうことで、とにかく営業に力を入れて、そして職員一丸となってやるようにということで、今、指示をしておりますので、確かに 29 年度は 1,000 万の赤字になりましたけれども、それは、その要因は、今ほどもいろいろ申し上げましたけれども、これからその部分はしっかり取り戻すように、みんなで力を合わせてやるように、これからも指導徹底してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

## ○議長 1番、三留満君。

○三留満 今、町長や課長から、だいぶいろんなお話を伺いまして、私、かねてよりちょっと思っていること、1つあるんですね。やはりあそこに1つ何か足りないなと思っているのは、私、最初のころは予定されていたと思うんですが、トレーニングルーム、最初は予定されていましたよね。やっぱり、ここの高齢の方々もそうかもしれませんけれども、若い人たち、やっぱり結構冬期間なんかは、やっぱり運動不足になって、そういう、じゃあどこに行くのかと、行く場所ないですよね。やっぱり運動する場所が非常に少ない。

やはりああいうところにね、そういうものがあると、特に私は冬の間、皆さんあまり動いていない、そういう人たちが、ああいうところで、ゆったり風呂に入るのもよし、そして運動できるような、やっぱりそういうものがないと、やっぱりそういうところ、まず地元の人がもっと集まれるような環境があれば、そういう条件がそろってくれば、もっとこう人が集まってくるんじゃないかなと。

それで、何年か前にセミナーハウスなんて、1回計画がありましたけれども、でもそれはなかなか難しいようでありますけれども、ぜひ、今後、私そういうことは考えていただきたいなというところはあるんですが、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 2階のトレーニングルームですね。そもそもあの部屋というのは、その目的でつくったわけですよ、当時。したがって、周りは全部鏡になっていて、いわゆるトレーニングしている様子が見えるような、そういうつくりになっているわけですけれども、その話が出て、実際にそのことについて、ちょっと内部で検討するようにという指示をいたしましたけれども、あそこの部屋は、いろんな団体の会議の会議室として使っているという、そういう状況にもあるようでありますので、トレーニングルームにした場合に、じゃあ会議室はどこでやるればいいのかというようなことにも、いろいろあるわけでありまして、そして、振興公社の、いわゆる職員のミーティングのルームにもなっているわけでありまして、その辺は、これからちょっと内部で、また検討しないといけませんけれども。

今ほど、セミナーハウスの話もありましたけれども、やっぱりあそこにあれだけの施設が整備されているわけですので、そこにこれからどんどん、いわゆる人を呼び込むためには、やっぱり今の施設だけでは足りないというようなことで、それでセミナーハウスの話が、私は出たんだと、そういうふうに理解しているわけですから。

そういう中で、合わせてトレーニングルームも、そのときに一緒に考えたほうがいいのかなと。トレーニングルーム、なかなか今の状況では、非常に私は難しいのではないのかなと、そんなふうに考えておりますので、これからやっぱり振興公社をしっかりした、やっぱり健全な運営ができるようにするためには、今のトレーニングも含め、あるいはセミナーハウスも含めて、ちょっと今後、将来的には検討、役場でも検討したいと思いますし、振興公社にもその検討を、指示をしたいと思います。

○議長 これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類 の報告を終わります。

日程第18、報告第4号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第4号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第4号の報告書をご覧願います。

まず、事件の発生年月日につきましては、平成30年2月12日であります。

その主な内容でありますが、西会津町新郷大字豊洲字千歳島地内において、町道柴崎橋 立線を除雪作業中、排土板で道路脇に押し出された雪によって相手方のフェンスが損傷し たものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりでありますが、和解の年月日及び賠償額につきましては、平成 30 年 5 月 8 日、32 万 4 千円であります。なお、過失割合につきましては、当方 100 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告

を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第4号、委任専決処分事項の報告を終わります。

日程第19、陳情第1号、「大田ため池」の改修についての陳情を議題とします。 委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員長 それでは、経済常任委員会に付託されました陳情を審査した結果の報告を申し上げます。

陳情審査報告。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、 会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成30年6月8日。

件名、「大田ため池」の改修についての陳情であります。

審査の結果でありますが、採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、「大田ため池」の改修についての陳情を採決します。 お諮りします。

陳情第1号、陳情第1号、「大田ため池」の改修についての陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、「大田ため池」の改修についての陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、陳情第2号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 総務常任委員会に付託されました陳情の審査結果について報告 を申し上げます。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、 会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月8日。

件名、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第2号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書は委員長報告の とおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書は、 委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、陳情第3号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 総務常任委員会に付託されました陳情の審査結果について報告 をいたします。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、 会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第3号。

付託年月日、平成30年6月8日。

件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第3号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な 就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書は委員長報告のとおり決することにご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可 決されました。

暫時休議します。(14時56分)

- ○議長 再開します。(14時59分)
- ○議長 日程第22、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 意見書案第1号、提出者は、記載のとおり総務常任委員会の6名であります。 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見 書。

標記の意見書を会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。 提出先は、復興大臣、吉野正芳殿。文部科学大臣、林芳正殿。総務大臣、野田聖子殿。 財務大臣、麻生太郎殿でございます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から7年が経過した。平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成27年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金となり、4年目を迎え、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

本事業により、小中学生に対する学用品等の援助やスクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む通学支援、高校生に対する奨学金等支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

福島県では平成29年10月時点で約1万8千人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っており、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われております。経済的な支援を必要とする被災家庭は多く、今後も継続した支援を必要としており、被災児童生徒の就学・修学のためには、長期的な支援が不可欠である。

このように、被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援は非常に重要となっているものの、事業にかかる予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了、もしくは規模

が縮小することとなれば、自治体の負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることが危惧されることから、平成31年度以降も本事業を継続し、必要な財源措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このため、以下の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

1つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行なうこと。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の 十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

6番、猪俣常三君の議会運営委員会委員辞任に伴う、補欠委員として、委員会条例第4条の規定により、5番、長谷川義雄君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の補欠委員として、5番、長谷川義雄君を選任することに 決定しました。

日程第24、常任委員会の所管事務調査管内実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第25、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第26、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長 日程第27、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の 申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28、政策提言調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

政策提言調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審 査の申出があります。

お諮りします。

政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすること に決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月8日から、提案申し上げました全議案につきまして、ご精励をいただいて、全 議案、原案のとおりご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

審議のなかで皆さま方からいただきましたご意見を、今後の行政推進のために反映をしてまいりたいと考えております。

これから梅雨を迎えて、皆さま方にはどうぞご自愛の上、今後も町勢伸展のために、ご 支援、ご協力を賜りますように、心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにいたしま す。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月8日以来、本日まで7日間にわたり、条例の一部改正をはじめ平成30年度一般会計補正予算、人事案件など、町から提出された重要案件14議案についてご審議を賜りましたが、全て原案のとおり議決、成立を見ました。

議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を 得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては このうえとも自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し 上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって、平成30年第3回西会津町議会定例会を閉会します。(15時17分)